

料金表別表1 Vネットサービスの機能

種類	種類	提供条件
<p>V ネットサービス (商品名：KDDI-Vネット)</p>	<p>(1) オンネットコール機能 Vネット回線（Vネットサービスの提供を受けている契約者回線（カテゴリーⅠ又はカテゴリーⅡに係るものに限ります。）をいいます。以下同じとします。）からVネット番号（通常のダイヤル方法における接続先の電話番号等に代わる短桁の番号（当社が別に定める基準に適合するものに限ります。）であって、あらかじめ当社のサービス制御装置に登録されているものをいいます。以下同じとします。）のダイヤルがあった場合に、当社のサービス制御装置により通常の電話番号等に変換し、そのVネット番号に対応する特定のVネット回線に接続する機能</p> <p>(2) サブネットコール機能 Vネット回線からVネット番号のダイヤルがあった場合に、当社のサービス制御装置により通常の電話番号等に変換し、そのVネット番号に対応する特定の契約者回線等であって、Vネット回線以外のものに接続する機能</p> <p>(3) オフネットコール機能 Vネット回線から通常のダイヤル方法におけるダイヤルがあった場合に、その着信先に接続する機能</p>	<p>(1) Vネットサービスに係る第1種一般電話等契約（カテゴリーⅠ又はカテゴリーⅡに係るものに限ります。以下この表において同じとします。）の申込みをするときは、オンネットコール機能を利用して相互に通話等の発信が可能な2以上の契約者回線による回線群を構成し、その回線群（以下「Vネット回線群」といいます。）に係る第1種一般電話等契約の申込みをした者を代表する者（以下「Vネット代表者」といいます。）を指定するとともに、その申込みに係るVネット回線群を構成する契約者回線のVネットサービスの区別、その申込みに係るVネット回線群に係る全てのVネット番号及びその申込みに係る契約者回線ごとにその契約者回線から発信する場合の最大ダイヤル桁数を指定し、当社に届け出ていただきます。</p> <p>(2) Vネットサービスに係る第1種一般電話等契約の申込みがその申込みに係る契約者回線を既存のVネット回線群に追加するものであるときは、所属するVネット回線群を指定するとともに、その申込みに係る契約者回線のVネットサービスの区別、その申込みに係る契約者回線に係る全てのVネット番号及びその申込みに係る契約者回線ごとのその契約者回線から発信する場合の最大ダイヤル桁数を指定し、当社に届け出ていただきます。</p> <p>(3) Vネットサービスに係る第1種一般電話等契約の申込みがあった場合において、次に掲げる場合に該当するときは、第11条（第1種一般電話等契約申込の承諾）の規定にかかわらず、その申込みは承諾しないものとします。</p> <p>ア その申込みに係る契約者回線（VネットサービスのタイプⅠに係るものに限ります。）が収容される協定事業者の交換設備が当社が別に定めるものに該当するとき。</p> <p>イ その申込みに係る契約者回線（VネットサービスのタイプⅡに係るものに</p>

		<p>限ります。)が協定事業者の総合デジタル通信サービスに係る契約者回線その他当社が別に定める契約者回線に該当するとき。</p> <p>ウ その申込みに係るVネット回線群に係るVネット番号の数が当社が別に定める数を超えるとき。</p> <p>エ その申込みに係るVネット代表者の承認が得られないとき。</p> <p>(4) 第1種一般電話等契約者(カテゴリーI又はカテゴリーIIに係る者に限りません。以下この表において同じとします。)は、そのVネット回線について、所属するVネット回線群の変更、Vネット番号の変更又はそのVネット回線に係る最大ダイヤル桁数の変更の請求をすることができます。</p> <p>(5) 当社は、所属するVネット回線群の変更の請求があったときは、(3)のウ及びエの規定に準じて取り扱います。</p> <p>(6) 第1種一般電話等契約者は、Vネット代表者を変更するときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。</p> <p>(7) 次の場合は、その契約者回線に係るVネットサービスに係る第1種一般電話等契約は、通常電話サービス等に係る第1種一般電話等契約に区別変更されたものとして取り扱います。</p> <p>ただし、ウの場合において、その契約者回線に係る第1種一般電話等契約者からVネットサービスのタイプIIへの区別の変更の請求等があったときは、この限りではありません。</p> <p>ア 第1種一般電話等契約者からの請求により、利用する契約者回線の変更を行ったとき。</p> <p>イ 契約者回線に係る電話番号等が変更されたとき。</p> <p>ウ 契約者回線(VネットサービスのタイプIに係るものに限りません。)が協定事業者の総合デジタル通信サービスに係る契約者回線その他当社が別に定める契約者回線に変更されたとき。</p> <p>(8) オンネットコール機能又はサブネットコール機能を利用して行われる通話(VネットサービスのタイプIに係るものに限りません。)のうち、当社が別に定め</p>
--	--	---

		<p>る範囲内の通話は、リルーティング通話とします。この場合において、第 79 条（通話等時間の測定等）の規定、第 88 条（通話等料金の支払義務）の規定及び料金表第 2（通話等料金） 1（適用）の表の(8)欄の規定の適用に関しては、「当社の機器」とあるのは「協定事業者の機器」と、「当社が測定した」とあるのは「協定事業者が測定した」と読み替えて適用するものとします。</p> <p>(9) 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、V ネット番号を変更していただくことがあります。</p> <p>この場合には、あらかじめ、そのことを第 1 種一般電話等契約者にお知らせします。</p> <p>(10) 第 1 種一般電話サービス等の区別の変更により、V ネットサービスに係る第 1 種一般電話等契約に変更する場合又は V ネットサービスの区別を変更する場合は、この表の規定の適用にあたっては、V ネットサービスに係る第 1 種一般電話等契約の申込みがあったものとみなして取り扱います。</p>
--	--	--

料金表別表2 国際通話等の取扱地域

(1) 国際通話等の取扱地域（デジタル通信モード（64kb/s）によるものを除きます。）

ア イ以外のもの

区分	取扱地域
アジア1	【*大韓民国】
アジア2	*香港、【*マカオ】
アジア3	【*中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）】
アジア4	【*台湾】
アジア5	【*シンガポール共和国】
アジア6	【*フィリピン共和国】
アジア7	【*インドネシア共和国】、【*タイ王国】、東ティモール、【ブルネイ・ダルサラーム国】、【*マレーシア】
アジア8	*ベトナム社会主義共和国、ミャンマー連邦共和国、カンボジア王国、【モンゴル国】、【ラオス人民民主共和国】
アジア9	朝鮮民主主義人民共和国
アジア10	*インド
アジア11	【ネパール王国】、【スリランカ民主社会主義共和国】、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、モルディヴ共和国
アジア12	【*アラブ首長国連邦】、【イエメン共和国】、【*イスラエル国】、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、オマーン国、カタール国、クウェート国、キプロス共和国、サウジアラビア王国、【ヨルダン・ハシェミット王国】、シリア・アラブ共和国、【*バーレーン国】、レバノン共和国
アジア13	アフガニスタン・イスラム国
オセアニア1	【*グアム】、【*サイパン】
オセアニア2	【*ハワイ】
オセアニア3	【*オーストラリア】
オセアニア4	【*ニュージーランド】
オセアニア5	アメリカン・サモア、バヌアツ共和国、キリバス共和国、クック諸島、ソロモン諸島、ツヴァル、トケラウ諸島、トンガ王国、ナウル共和国、ニウエ、サモア独立国、ニュー・カレドニア、ノーフォーク島、【パプアニューギニア共和国】、パラオ共和国、【フィジー共和国】、フランス領ポリネシア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦
オセアニア6	【*クリスマス島】、【*ココス・キーリング諸島】
オセアニア7	ウェーキ島、ミッドウェー
アメリカ1	【*アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）（※4）】、【アラスカ（※4。）】
アメリカ2	【*カナダ】
アメリカ3	サンピエール島・ミクロン島、*バミューダ諸島、【*メキシコ合衆国】
アメリカ4	【*アメリカ領ヴァージン諸島（※4）】、アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、オランダ領アンティール、オランダ領セントマーチン、キューバ共和国、グアデルーペ、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、グレナダ、ケイマン諸島、ジャマイカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、セントクリストファー・ネイビス、セントルシ

	ア、タークス及びカイコス諸島、【ドミニカ共和国】、ドミニカ国、トリニダード・ドバコ共和国、ハイチ共和国、バハマ国、バルバドス、*プエルト・リーコ、マルティニク、モンセラット
アメリカ5	エルサルバドル共和国、グアテマラ共和国、コスタリカ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、ベリーズ、ホンジュラス共和国
アメリカ6	*ブラジル連邦共和国
アメリカ7	【*ペルー共和国】
アメリカ8	【*アルゼンチン共和国共和国】、ウルグアイ東方共和国、ベネズエラ・ボリバル共和国、エクアドル共和国、ガイアナ共和国、*コロンビア共和国、スリナム共和国、【*チリ共和国】、パラグアイ共和国、フオー克蘭ド諸島、フランス領ギアナ、ボリビア共和国
ヨーロッパ1	【*グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国】
ヨーロッパ2	アンドラ公国、【*ドイツ連邦共和国】、【*フランス共和国（※1。）】、【*モナコ公国（※1。）】
ヨーロッパ3	【*イタリア共和国】、【*バチカン市国】、【*オランダ王国】、【*サンマリノ共和国】、【*スイス連邦】、【*ベルギー王国】、【リヒテンシュタイン公国】、【*ルクセンブルク大公国】
ヨーロッパ4	アイスランド共和国、【*アイルランド】、【*アゾールス諸島（※2）】、【*オーストリア共和国】、【*カナリア諸島（※3）】、【*ギリシャ共和国】、グリーンランド、ジブラルタル、【*スウェーデン王国】、【*スペイン（※3。）】、【*スペイン領北アフリカ（※3。）】、【*デンマーク王国】、トルコ共和国、【*ノルウェー王国】、フェロー諸島、【*フィンランド共和国】、【*ポルトガル共和国（※2）】、【*マディラ諸島（※2。）】、マルタ共和国
ヨーロッパ5	アゼルバイジャン共和国、アルバニア共和国、アルメニア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、ジョージア、クロアチア共和国、コソボ共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タジキスタン共和国、【*チェコ共和国】、トルクメニスタン、【*ハンガリー共和国】、【ブルガリア共和国】、ベラルーシ共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、【*ポーランド共和国】、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ共和国、モンテネグロ共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、【*ルーマニア】、【*ロシア連邦】
アフリカ1	アセンション島、アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、【*エジプト・アラブ共和国】、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、【コートジボワール共和国】、コモロ連合、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ザンビア共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、エスワティニ王国、セーシェル共和国、赤道ギニア共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ボツワナ共和国、ベナン共和国、マイヨット島、マダガスカ

	ル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、【*南アフリカ共和国】、南スーダン共和国、モーリシャス共和国、モザンビーク共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モロッコ王国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン
アフリカ2	ディエゴ・ガルシア
アフリカ3	西サハラ
特定衛星携帯端末1	スラヤー
特定衛星携帯端末2	イリジウム
特定機内携帯端末	AeroMobile AS 又は OnAir Switzerland Sarl の機内携帯通信システムにより電気通信サービスが提供される地域
特定船舶内携帯端末	Maritime Communications Partner AS、On-Waves SIMMIN、Monaco Telecom、Telecom Italia 又は Wireless Maritime Service (AT&T) の船舶内携帯通話システムにより電気通信サービスが提供される地域
備考	
<p>1 特定衛星携帯端末以外の区分における取扱地域に、スラヤー及びイリジウムを含みません。</p> <p>2 特定機内携帯端末以外の区分における取扱地域に、特定機内携帯端末の区分に定める取扱い地域を含みません。</p> <p>3 特定船舶内携帯端末以外の区分における取扱地域に、特定船舶内携帯端末の区分に定める取扱い地域を含みません。</p> <p>4 【 】は外国から本邦に着する、当社電話交換局の交換取扱者に直接請求する非自動通話等の取扱地域。</p> <p>5 *は外国から本邦に着する第3種料金着信払自動通話等の取扱地域（※印のついた同一番号は1の取扱地域とみなして取り扱います。またドイツ連邦共和国は、旧ドイツ民主共和国地域を除きます。）。</p> <p>6 削除</p> <p>7 特定機内携帯端末及び特定船舶内携帯端末の区分における取扱地域については、国際ローミング着信自動通話についてのみ取扱います。</p> <p>8 エルサルバドル共和国、マカオ、モルディヴ共和国、グアテマラ共和国、コスタリカ共和国、パラグアイ共和国、アンドラ公国、バチカン市国、サンマリノ共和国、リヒテンシュタイン公国、クロアチア共和国及びリトアニア共和国については、通話に限り取り扱います。</p>	

イ バーネットサービスに係るもの（オンネットコール機能を利用して行うものに限ります。）

区分	取扱地域
アジア地方	大韓民国、台湾、中華人民共和国
アメリカ地方	アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）
ヨーロッパ地方	グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国、フランス共和国
大洋州地方	ハワイ

(2) デジタル通信モード (64kb/s) によるもの

ア イ以外のもの

区分	取扱地域
アジア 1	大韓民国
アジア 2	香港
アジア 3	中華人民共和国 (香港及びマカオを除きます。)
アジア 4	台湾
アジア 5	シンガポール共和国
アジア 6	フィリピン共和国
アジア 7	インドネシア共和国、タイ王国、マレーシア
アジア 8	ベトナム社会主義共和国
アジア 10	インド
アジア 11	スリランカ民主社会主義共和国、パキスタン・イスラム共和国
アジア 12	アラブ首長国連邦、イスラエル国、バーレーン国
オセアニア 2	ハワイ
オセアニア 3	オーストラリア
オセアニア 4	ニュージーランド
アメリカ 1	アメリカ合衆国 (アラスカ及びハワイを除きます。)
アメリカ 2	カナダ
アメリカ 3	メキシコ合衆国
アメリカ 6	ブラジル連邦共和国
アメリカ 7	ペルー共和国
アメリカ 8	アルゼンチン共和国共和国、チリ共和国
ヨーロッパ 1	グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国
ヨーロッパ 2	ドイツ連邦共和国、フランス共和国、モナコ公国
ヨーロッパ 3	イタリア共和国、オランダ王国、スイス連邦、ベルギー王国、ルクセンブルク大公国
ヨーロッパ 4	アイルランド、オーストリア共和国、ギリシャ共和国、スウェーデン王国、スペイン、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フィンランド共和国、ポルトガル共和国
ヨーロッパ 5	ウクライナ、スロベニア共和国、チェコ共和国、ハンガリ共和国、ベラルーシ共和国、ポーランド共和国、ルーマニア、ロシア連邦
アフリカ 1	エジプト・アラブ共和国、チュニジア共和国、南アフリカ共和国

イ バーネットサービスに係るもの (オンネットコール機能を利用して行うものに限ります。)

区分	取扱地域
アジア 4	台湾
アメリカ 1	アメリカ合衆国 (アラスカ及びハワイを除きます。)

料金表別表3 特定携帯国際自動通話の取扱地域

区分	取扱地域
通話先区分1	アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）、アラスカ、オーストラリア、カナダ、グアム、サイパン、ニュージーランド、ハワイ
通話先区分2	マカオ、香港、台湾、大韓民国、中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）、朝鮮民主主義人民共和国
通話先区分3	アイスランド共和国、アイルランド、アゼルバイジャン共和国、アゾール諸島、アフガニスタン・イスラム共和国、アラブ首長国連邦、アルバニア共和国、アルメニア共和国、アンドラ公国、イエメン共和国、イスラエル国、イタリア共和国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、インド、インドネシア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、オーストリア共和国、オマーン国、オランダ王国、カザフスタン共和国、カタール国、カナリア諸島、カンボジア王国、キプロス共和国、ギリシャ共和国、キリバス共和国、キルギス共和国、クウェート国、クック諸島、グリーンランド、クリスマス島、ジョージア、グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、クロアチア共和国、ココス・キーリング諸島、コソボ共和国、サウジアラビア王国、サモア独立国、サンマリノ共和国、ジブラルタル、シリア・アラブ共和国、シンガポール共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、スリランカ民主社会主義共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、ソロモン諸島、タイ王国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、ツバル、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、トケラウ諸島、トルクメニスタン、トルコ共和国、トンガ王国、ナウル共和国、ニウエ、ニュー・カレドニア、ネパール王国、ノーフォーク島、ノルウェー王国、バーレーン国、パキスタン・イスラム共和国、バチカン市国、バヌアツ共和国、パプアニューギニア共和国、パラオ共和国、ハンガリー共和国、バングラデシュ人民共和国、フィジー共和国、フィリピン共和国、フィンランド共和国、ブータン王国、フェロー諸島、フランス共和国、フランス領ポリネシア、ブルガリア共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベトナム社会主義共和国、ベルギー王国、ベルラーシ共和国、ポーランド共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル共和国、マーシャル諸島共和国、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、マディラ諸島、マルタ共和国、マレーシア、ミクロネシア連邦、ミャンマー連邦共和国、モナコ公国、モルディブ共和国、モルドバ共和国、モンゴル国、モンテネグロ共和国、ヨルダン・ハシェミット王国、ラオス人民民主共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、リヒテンシュタイン公国、ルーマニア、ルクセンブルグ大公国、レバノン共和国、ロシア連邦、東ティモール、米領サモア
通話先区分4	アセンション島、アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ギニア共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コモロ連合、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ザンビア共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、エスワティニ王国、セーシェル共和国、セネガル共和国、セン

	トヘレナ島、ソマリア共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、チュニジア共和国、ディエゴ・ガルシア、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ペナン共和国、ボツワナ共和国、マイヨット島、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国、リビア、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト国、レユニオン、赤道ギニア共和国、中央アフリカ共和国、南アフリカ共和国、南スーダン共和国
通話先区分5	アメリカ領ヴァージン諸島、アルゼンチン共和国、アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、オランダ領アンティール、オランダ領セントマーチン、ガイアナ共和国、キューバ共和国、グアテマラ共和国、グアドループ、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、グレナダ、ケイマン諸島、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、サンピエール島・ミクロン島、ジャマイカ、スリナム共和国、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス・カイコス諸島、チリ共和国、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トリニダード・トバゴ共和国、ニカラグア共和国、ハイチ共和国、パナマ共和国、バハマ国、バミューダ諸島、パラグアイ共和国、バルバドス、プエルト・リーコ、フォークランド諸島、ブラジル連邦共和国、フランス領ギアナ、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベリーズ、ペルー共和国、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国、マルティニク、メキシコ合衆国、モンセラット
特定衛星携帯端末1	スラーヤー
特定衛星携帯端末2	イリジウム
備考	<p>1 イリジウムについては、特定第2種一般電話契約に係る通話（事業者識別番号である001をダイヤルして行われるものを除きます。）を取り扱いません。</p> <p>2 特定衛星携帯端末以外の区分における取扱地域に、スラーヤー及びイリジウムを含みません。</p>

料金表別表3の2 特定携帯国際自動通話（特定携帯国際自動通話定額を適用するものに限ります。）の取扱地域

地域
アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）、インド、オーストリア、オランダ王国、カナダ、グアム、グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、スウェーデン王国、タイ王国、ネパール王国、ノルウェー王国、ハワイ、フィリピン共和国、ブラジル連邦共和国、ベトナム社会主義共和国、ペルー共和国、ポルトガル共和国、マレーシア、メキシコ合衆国、香港、台湾、大韓民国、中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）

料金表別表 4 国際通話（他社公衆電話の電話機等から行うものに限ります。）の取扱地域

区分	取扱地域
通話先区分 1	<p>アセンション島、アメリカ領ヴァージン諸島、アルジェリア民主人民共和国、アルゼンチン共和国、アルバ、アンギラ、アンゴラ共和国、アンティグア・バーブーダ、ウガンダ共和国、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、エルサルバドル共和国、オランダ領アンティール、オランダ領セントマーチン、ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガイアナ共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ギニア共和国、キューバ共和国、キリバス共和国、グアテマラ共和国、グアデルーベ、クック諸島、クリスマス島、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、グレナダ、ケイマン諸島、ケニア共和国、コートジボワール共和国、ココス・キーリング諸島、コスタリカ共和国、コモロ連合、コロンビア共和国、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サモア独立国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ザンビア共和国、サンピエール島・ミクロン島、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、ジャマイカ、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、スリナム共和国、エスワティニ王国、セーシェル共和国、セネガル共和国、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントヘレナ島、セントルシア、ソマリア共和国、ソロモン諸島、タークス・カイコス諸島、タンザニア連合共和国、チャド共和国、チュニジア共和国、チリ共和国、ツバル、ディエゴ・ガルシア、トーゴ共和国、トケラウ諸島、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トリニダード・トバゴ共和国、トンガ王国、ナイジェリア連邦共和国、ナウル共和国、ナミビア共和国、ニウエ、ニカラグア共和国、ニジェール共和国、ニュー・カレドニア、ノーフォーク島、ハイチ共和国、パナマ共和国、バヌアツ共和国、バハマ国、バミューダ諸島、パプアニューギニア共和国、パラオ共和国、パラグアイ共和国、バルバドス、フィジー共和国、プエルト・リーコ、フォークランド諸島、ブラジル連邦共和国、フランス領ギアナ、フランス領ポリネシア、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ペナン共和国、ベネズエラ・ポリバル共和国、ベリーズ、ペルー共和国、ボツワナ共和国、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国、マーシャル諸島共和国、マイヨット島、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、マルティニク、ミクロネシア連邦、メキシコ合衆国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国、モンセラット、リビア、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト国、レユニオン、赤道ギニア共和国、中央アフリカ共和国、南アフリカ共和国、南スーダン共和国、米領サモア</p>
通話先区分 2	<p>アイスランド共和国、アイルランド、アゼルバイジャン共和国、アゾール諸島、アフガニスタン・イスラム共和国、アラブ首長国連邦、アルバニア共和国、アルメニア共和国、アンドラ公国、イエメン共和国、イスラエル国、イタリア共和国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、インド、インドネシア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、オーストリア共和国、オマーン国、オランダ王国、カザフスタン共和国、カタール国、カナリア諸島、カンボジア王国、キプロス共和国、ギリシャ共和国、キルギス共和国、クウェート</p>

	<p>国、グリーンランド、ジョージア、グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、クロアチア共和国、コソボ共和国、サウジアラビア王国、サンマリノ共和国、ジブラルタル、シリア・アラブ共和国、シンガポール共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、スリランカ民主社会主義共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タイ王国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、トルクメニスタン、トルコ共和国、ネパール王国、ノルウェー王国、バーレーン国、パキスタン・イスラム共和国、バチカン市国、ハンガリー共和国、バングラデシュ人民共和国、フィリピン共和国、フィンランド共和国、ブータン王国、フェロー諸島、フランス共和国、ブルガリア共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベトナム社会主義共和国、ベルギー王国、ベルラーシ共和国、ポーランド共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル共和国、マカオ、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、マディラ諸島、マルタ共和国、マレーシア、ミャンマー連邦共和国、モナコ公国、モルディブ共和国、モルドバ共和国、モンゴル国、モンテネグロ共和国、ヨルダン・ハシェミット王国、ラオス人民民主共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、リヒテンシュタイン公国、ルーマニア、ルクセンブルグ大公国、レバノン共和国、ロシア連邦、東ティモール、香港、台湾、大韓民国、中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）、朝鮮民主主義人民共和国</p>
通話先区分3	<p>アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）、アラスカ、オーストラリア、カナダ、グアム、サイパン、ニュージーランド、ハワイ</p>
特定衛星携帯端末1	<p>スラヤー</p>
特定衛星携帯端末2	<p>イリジウム</p>
<p>備考 特定衛星携帯端末以外の区分における取扱地域に、スラヤー及びイリジウムを含みません。</p>	

料金表別表5 選択料金制サービス

第1表 削除

第2表 削除

第3表 削除

第4表 削除

第5表 一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の額に応じて定まる割引の適用タイプ（Ⅱ）（商品名：まる得割引ワイド）

一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の額に応じて定まる割引の適用（タイプⅡ）	<p>ア 当社は、第1種一般電話等契約者（カテゴリーⅠに係る第1種一般電話等契約又はカテゴリーⅢに係る特定第1種一般電話契約に係る第1種一般電話等契約者であって料金明細内訳を記録している者に限ります。以下この表において同じとします。）、第2種一般電話等契約者（カテゴリーⅢに係る第2種一般電話等契約に係る第2種一般電話等契約者であってバーネットサービスに係る閉域集団を代表する契約者回線に係る者に限ります。以下この表において同じとします。）又は付加機能限定電話契約者から請求があったときは、下表の割引対象回線により構成される回線群ごとに、その回線群（メンバーズコード（その電話等契約者に係るものに限ります。）を含みます。）に係る全ての時間帯における下表の割引対象通話等（F T T H接続回線等に係る一般自動通話等及び第1種料金着信払自動通話等を除きます。以下この表において同じとします。）の通話等料金（2（料金額）に規定する通話等料金とします。）を料金月単位に累積し、その月間累積通話等料金の額から、その月間累積通話等料金の額にその月間累積通話等料金の額（下表の割引判定通話等に係る月間累積通話等料金の額を含むものとし、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の適用による場合は、適用した後の額とします。）に応じて定まる下表の割引率を乗じて得た額を割り引く取扱い（以下「フレックスプラン（タイプⅡ）」といいます。）を行います。</p> <p>ただし、その他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の取扱いを受けている契約者回線又はF T T H接続回線等については、フレックスプラン（タイプⅡ）の取扱いを受けることはできません。</p> <p>（注）当社が別に定める選択料金制サービスは、旧マンスリーパック、旧マンスリープラン、旧フリーコールプラン、旧フレックスプラン、旧セレクトプラン、旧アカウントプラン、旧スーパーアカウントプラン、第8表に規定するスーパーアカウントプラン、第11表に規定するスーパーセレクトプラン（タイプⅡ）、第12表に規定するVネットパック、旧スーパーセレクトプランプラス、第15表に規定するYプラン及び国際通話を適用対象とする選択料金制サービス（第16表に規定するコンタクトプラン、第17表に規定するアカウントYプラン、旧国内国際統合割引率変動型選択料金制サービス、第34表に規定する一定額利用型選択料金制サービス、第42-1表に規定する特定料金表の適用に係る選択料金制サービス、第42-2表に規定する特定料金表の適用に係る選択料金制サービス（タイプ2）及び第42-3表に規定する特定料金表の適用に係る選択料金制サービス（タイプ3）を除きます。）とします。</p> <p>（ア） 割引対象回線</p>			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="414 1863 718 1899">区分</th> <th data-bbox="726 1863 1458 1899">割引対象回線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="414 1906 718 2042">契約者回線（移動体契約回線を含みます。以下この表において同じとし</td> <td data-bbox="726 1906 1458 2042">第1種一般電話サービス等（カテゴリーⅠに係る第1種一般電話等契約又はカテゴリーⅢに係る特定第1種一般電話契約に係るものに限ります。以下この表において同じとします。）に係る</td> </tr> </tbody> </table>	区分	割引対象回線	契約者回線（移動体契約回線を含みます。以下この表において同じとし
区分	割引対象回線			
契約者回線（移動体契約回線を含みます。以下この表において同じとし	第1種一般電話サービス等（カテゴリーⅠに係る第1種一般電話等契約又はカテゴリーⅢに係る特定第1種一般電話契約に係るものに限ります。以下この表において同じとします。）に係る			

ます。)	もの及び第2種一般電話サービス等（カテゴリー一Ⅲに係る第2種一般電話等契約に係るものに限ります。以下この表において同じとします。）に係るものであって、バーネットサービスに係る閉域集団を構成するもの
F T T H 接続回線等	付加機能限定電話サービスに係るもの
備考 当社は、第2種一般電話等サービスに係るものであって、バーネットサービスに係る閉域集団を構成する契約者回線については、閉域集団を代表する電話サービス等の契約者名義の契約者回線とみなして取り扱います。	
(イ) 割引対象通話等	
区分	割引対象通話等
第1種国内通話等	区域内通話等、第12表に規定するVネットパックの適用を受ける通話等及び第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等を除く通話等
第2種国内通話等	一般自動通話等（バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等及びオフネット自動通話等を利用して行われた通話等を除きます。）、第2種内線自動通話等、バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等及びオフネット自動通話等
第2種移動体着信通話等	特定契約者回線に着信する通話等
国際通話等（別に定める選択料金制サービスの適用を受ける通話等を除きます。）	一般自動通話等、第三者課金自動通話等、第2種内線自動通話等及び第3種料金着信払自動通話等
海事衛星電話通話等及び携帯移動衛星電話通話等並びに海事衛星通信サービス契約約款等に規定する通話等（デジタル通信モード（64Kb/s）による総合デジタル通信及び別に定める選択料金制サービスの適用を受ける通話等を除きます。）	一般自動通話等、第三者課金自動通話等、第2種内線自動通話等及び第3種料金着信払自動通話等
(注1) 削除	

(注2) 削除

(注3) 第三者課金自動通話等は、フレックスプラン（タイプⅡ）に係る割引対象回線に係る電話等契約者がその割引対象回線を課金先として、提供を受けている第三者課金サービスに係るものに限ります。

(注4) 別に定める選択料金制サービスは、第34表に規定する一定額利用型選択料金制サービス、第42-1表に規定する特定料金表の適用に係る選択料金制サービス、第42-2表に規定する特定料金表の適用に係る選択料金制サービス（タイプ2）及び第42-3表に規定する特定料金表の適用に係る選択料金制サービス（タイプ3）とします。

(ウ) 割引判定通話等

区分	割引判定通話等
第1種国内通話等	区域内通話等、第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等及びF T T H接続回線等に着信する第1種料金着信払自動通話
第2種移動体着信通話等	特定契約者回線以外の携帯契約回線及びP H S契約回線に着信する通話等

(エ) 割引率

月間累積通話等料金の額（税抜額(税込額)）	割引率	
	A	B
5,000円(5,500円)以上30,000円(33,000円)未満の場合	31.0%	5.0%
30,000円(33,000円)以上200,000円(220,000円)未満の場合	33.0%	5.0%
200,000円(220,000円)以上の場合	35.0%	5.0%

(注1) 上表において、割引率Aは、フリーコールサービスに係る特定通話等及び第2種移動体着信通話等を除く割引対象通話等に係る月間累積通話等料金の額に適用する割引率とし、割引率Bは、フリーコールサービスに係る特定通話等に係る月間累積通話等料金の額に適用する割引率とします。

(注2) 上表において、その電話等契約者がVネットサービス又はSネットサービスの提供を受けているときは、上表による割引のほか、全ての時間帯における第1種国内通話等（料金表別表1のオフネットコール機能を利用して行われる通話等、区域内通話等（契約者回線相互間の通話等又はスピードナンバーによる通話等に限ります。）及びスピードナンバーによらない通話等を除きます。）の通話等料金（2（料金額）に規定する通話等料金とします。）を料金月単位に累積し、その月間累積通話等料金の額に5.0%を乗じて得た額を加えて割り引くものとします。

(注3) 上表の規定にかかわらず、第2種移動体着信通話等に係る月間累積通話等料金の額に適用する割引率は5%とします。

イ フレックスプラン（タイプⅡ）回線群（アの回線群をいいます。以下同じとします。）は、同一の群を構成するものとして電話等契約者から申出のあった契約者回線又はF T T H接続回線等であって、次の条件を満たすものにより構成されるものとします。

ただし、移動体契約回線のみフレックスプラン（タイプⅡ）回線群を構成することはできません。

(ア) 1の電話等契約者に係る契約者回線又はF T T H接続回線等によりフレックスプラン（タイプⅡ）回線群を構成する場合
その電話等契約の名義が当該電話等契約者の本人名義のものであること。

(イ) 2以上の電話等契約者に係る契約者回線又はF T T H接続回線等によりフレックスプラン（タイプⅡ）回線群を構成する場合

① その電話等契約の名義が相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合するものであること。

ただし、第2種電気通信事業者がウに規定するフレックスプラン（タイプⅡ）代表者となってフレックスプラン（タイプⅡ）回線群を構成する場合は、この限りではありません。

② フレックスプラン（タイプⅡ）回線群を構成することについて同意している電話等契約者に係るものであること。

ウ フレックスプラン（タイプⅡ）の取扱いを受けようとする電話等契約者は、フレックスプラン（タイプⅡ）回線群を構成する契約者回線（移動体契約回線を除きます。）又はF T T H接続回線等に係る電話等契約者であって、次の条件を満たす者を代表者として定め、その代表者（以下「フレックスプラン（タイプⅡ）代表者」といいます。）を通じてフレックスプラン（タイプⅡ）の取扱いの請求をしていただきます。フレックスプラン（タイプⅡ）の終了の申出の場合も同様とします。

ただし、イの(ア)に係るフレックスプラン（タイプⅡ）回線群については、この限りではありません。

(ア) 商法第52条（明治32年法律第48号）に規定する会社又は有限会社法（昭和13年法律第74号）第1条に規定する有限会社であること（電気通信事業者をフレックスプラン（タイプⅡ）代表者として定める場合に限りません。）。

(イ) 当社が別に定める経理的基礎を有している者であること（電気通信事業者をフレックスプラン（タイプⅡ）代表者として定める場合に限りません。）。

(ウ) フレックスプラン（タイプⅡ）に係る通話等料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがない者であること。

(エ) (ア)から(ウ)までに、当社が別に定める書類を提出した者であること。

エ 電話等契約者は、フレックスプラン（タイプⅡ）代表者を変更するときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。この場合において、変更後のフレックスプラン（タイプⅡ）代表者は、ウの条件を満たす者であることを要します。

オ 当社は、フレックスプラン（タイプⅡ）に係る通話等料金その他の債務については、フレックスプラン（タイプⅡ）回線群ごと一括して、そのフレックスプラン（タイプⅡ）回線群に係る電話等契約者（イの(イ)に係るフレックスプラン（タイプⅡ）回線群については、フレックスプラン（タイプⅡ）代表者）に請求します。

ただし、当社が別に定めるところにより、フレックスプラン（タイプⅡ）代表者があらかじめ電話等契約者（そのフレックスプラン（タイプⅡ）代表者があらかじめ電話等契約者（そのフレックスプラン（タイプⅡ）代表者）

イプⅡ) 回線群を構成する契約者回線又はF T T H接続回線等に係る電話等契約者に限り、その指定のあった電話等契約者に請求するものとします。

カ 当社は、オの規定にかかわらず、当社が別に定めるところにより、そのフレックスプラン(タイプⅡ)回線群に係る電話等契約者(イの(イ)に係るフレックスプラン(タイプⅡ)回線群については、フレックスプラン(タイプⅡ)代表者)から、あらかじめ、その請求の範囲を指定して分割請求の要請があったときは、その指定に基づき分割請求するものとします。

キ フレックスプラン(タイプⅡ)の取扱いは、次のとおりとします。

(ア) 新たに1のフレックスプラン(タイプⅡ)回線群を構成する場合

新たに1のフレックスプラン(タイプⅡ)回線群を構成する場合は、請求のあった日(請求のあった日に電話等契約の申込みに基づく電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日を請求のあった日とみなして取り扱います。)の属する料金月の翌料金月の初日(電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日)からフレックスプランの取扱いを開始することとし、その次料金月以降においても、電話等契約者からフレックスプラン(タイプⅡ)の取扱いの終了の申出がない限り、フレックスプラン(タイプⅡ)の取扱いは継続するものとします。フレックスプラン(タイプⅡ)の取扱いの終了の申出があった場合は、その申出のあった日の属する料金月の末日までの間、フレックスプラン(タイプⅡ)の取扱いは継続するものとします。

(イ) 既存の1のフレックスプラン(タイプⅡ)回線群を指定して契約者回線又はF T T H接続回線等を追加する場合

既存の1のフレックスプラン(タイプⅡ)回線群を指定して追加する契約者回線又はF T T H接続回線等については、請求のあった日(請求のあった日に電話等契約の申込みに基づく電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日を請求のあった日とみなして取り扱います。)の属する料金月の翌料金月の初日(電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日)からフレックスプラン(タイプⅡ)の取扱いを開始することとし、その次料金月以降においても、電話等契約者からフレックスプラン(タイプⅡ)の取扱いの終了の申出がない限り、フレックスプラン(タイプⅡ)の取扱いは継続するものとします。

(ウ) 既存のフレックスプラン(タイプⅡ)回線群から、契約者回線又はF T T H接続回線等を指定してフレックスプラン(タイプⅡ)の取扱いの終了の申出があった場合

フレックスプラン(タイプⅡ)の取扱いの終了の申出があった契約者回線又はF T T H接続回線等については、申出があった日の属する料金月の末日において、フレックスプラン(タイプⅡ)の取扱いは終了したものとします。

ク 次の場合は、その契約者回線又はF T T H接続回線等に係るフレックスプラン(タイプⅡ)の取扱いは終了したものとします。

- (ア) フレックスプラン（タイプⅡ）の取扱いを受けている電話等契約者に係る契約者回線又はF T T H接続回線等がイに規定する条件を満たさなくなったとき。
- (イ) フレックスプラン（タイプⅡ）の取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づいて、その第1種一般電話サービス等の区別の変更又は利用する契約者回線の変更を行ったとき。
- (ウ) フレックスプラン（タイプⅡ）の取扱いを受けている電話等契約者からの通知に基づいて、その契約者回線又はF T T H接続回線等に係る電話等契約を解除したとき。
- (エ) フレックスプラン（タイプⅡ）の取扱いを受けている電話等契約者について、その契約者回線の移転に伴い、その電話番号等が変更になったとき。
- (オ) フレックスプラン（タイプⅡ）の取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその契約者回線又はF T T H接続回線等に係る電話等契約を解除したとき。
- (カ) フレックスプラン（タイプⅡ）の取扱いを受けている電話等契約者（第2種一般電話等契約者（バーネットサービスに係る閉域集団を代表する者を除きます。）を除きます。）から、その契約者回線又はF T T H接続回線等について、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものを除きます。）の取扱いの請求があったとき。
- (注) 当社が別に定める選択料金制サービスは、第8表に規定するスーパーアカウントプラン、第11表に規定するスーパーセレクトプラン（タイプⅡ）、第12表に規定するVネットパック、第15表に規定するYプラン及び国際通話を適用対象とする選択料金制サービス（第16表に規定するコンタクトプラン及び第17表に規定するアカウントYプラン、第34表に規定する一定額利用型選択料金制サービス、第42-1表に規定する特定料金表の適用に係る選択料金制サービス、第42-2表に規定する特定料金表の適用に係る選択料金制サービス（タイプ2）及び第42-3表に規定する特定料金表の適用に係る選択料金制サービス（タイプ3）を除きます。）とします。
- (キ) フレックスプラン（タイプⅡ）の取扱いを受けている電話等契約者について、最終利用日から連続する12料金月（料金表通則に規定する料金月をいいます。以下この条において同じとします。）の各料金月のいずれにおいても、フレックスプラン（タイプⅡ）に係る通話等が行われなかったとき。
- ケ 次の場合は、そのフレックスプラン（タイプⅡ）回線群に係るフレックスプラン（タイプⅡ）の取扱いは終了したものとします。
- (ア) そのフレックスプラン（タイプⅡ）回線群を構成する全ての契約者回線（移動体契約回線を除きます。）又はF T T H接続回線等について、クの(ア)から(キ)までの事由が生じたとき。
- (イ) 電話等契約者(イの(イ))に係るフレックスプラン（タイプⅡ）回線群については、フレックスプラン（タイプⅡ）代表者又はオのただし書の規定により指定のあった電話等契約者が、フレックスプラン（タイプⅡ）回線群に係る通話等料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお一括又は分割（カの規定による場合に限りません。）して支払わないとき。

(ウ) フレックスプラン（タイプⅡ）代表者がウの条件を満たす者でなくなったとき。

コ 当社は、ケの(イ)の規定によりフレックスプラン（タイプⅡ）の取扱いが終了したフレックスプラン（タイプⅡ）回線群については、そのフレックスプラン（タイプⅡ）回線群を構成する契約者回線又はF T T H接続回線等1回線ごとの通話等料金を算出して、当該契約者回線又は当該F T T H接続回線等に係る電話等契約者に請求することとします。この場合において、電話等契約者がその支払いを行うときに係る延滞利息の適用にあたっては、ケの(イ)の支払期日を基に計算することとします。

サ 当社は、コの規定その他の場合において、契約者回線又はF T T H接続回線等1回線当たりの通話等料金の額を確定する必要があるときは、次の算式により算出することとします。

$$\begin{array}{l}
 \text{契約者回線} \\
 \text{又はF T T} \\
 \text{H接続回線} \\
 \text{等1回線当} \\
 \text{たりの通話} \\
 \text{等料金の額} \\
 \text{(税抜額)}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{l}
 \text{フレックスプラン} \\
 \text{(タイプⅡ)適用} \\
 \text{後の当該フレック} \\
 \text{スプラン(タイプ} \\
 \text{Ⅱ)回線群に係る} \\
 \text{通話等料金の額}
 \end{array}
 \times
 \frac{\begin{array}{l}
 \text{フレックスプラン(タイ} \\
 \text{プⅡ)の取扱いを行わな} \\
 \text{かったとした場合の当該} \\
 \text{契約者回線又はF T T H} \\
 \text{接続回線等に係る通話等} \\
 \text{料金の額}
 \end{array}}{\begin{array}{l}
 \text{フレックスプラン(タイ} \\
 \text{プⅡ)の取扱いを行わな} \\
 \text{かったとした場合の当該} \\
 \text{フレックスプラン(タイ} \\
 \text{プⅡ)回線群に係る通話} \\
 \text{等料金の額}
 \end{array}}$$

シ サの場合において、フレックスプラン（タイプⅡ）適用後のフレックスプラン（タイプⅡ）回線群に係る通話等料金の額からそのフレックスプラン（タイプⅡ）回線群を構成する全ての契約者回線又はF T T H接続回線等についてサに規定する算式により算出した契約者回線又はF T T H接続回線等1回線当たりの通話等料金の額を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額をフレックスプラン（タイプⅡ）の取扱いを受けている電話等契約者（イの(イ)に係るフレックスプラン（タイプⅡ）回線群については、フレックスプラン（タイプⅡ）代表者）があらかじめ指定する特定の1の契約者回線又はF T T H接続回線等に係る通話等料金の額に加算するものとします。

ス フレックスプラン（タイプⅡ）の取扱いを受けている電話等契約者について、料金月の起算日の変更があった場合は、新たな料金月については、フレックスプラン（タイプⅡ）の取扱いを行わないこととし、その料金月の翌料金月の初日から、フレックスプラン（タイプⅡ）の取扱いを行うものとします。

ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、新たな料金月の当社が指定する日から、フレックスプラン（タイプⅡ）の取扱いを行うものとします。

セ フレックスプラン（タイプⅡ）の取扱いを受けている電話等契約者について、メンバーズコードの変更があった場合は、新たなメンバーズコードについて、フレックスプラン（タイプⅡ）の取扱いを行うものとし、この場合において、その変更が料金月の中途に行われたときは、その料金月に関しては、変更後のメンバーズコードを変更前のメンバーズコードとみなして取り扱うものとし、

ソ 次の場合において、1の料金月を通じて通話等を全く行うことができなかつたときは、その料金月以降については、フレックスプラン（タイプⅡ）の取扱いは行わないこととし、次の（ア）又は（イ）の事由が解消した日の属する料金月の翌料金月の初日から、フレックスプラン（タイプⅡ）の取扱いを行うものとし、

ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、次の（ア）又は（イ）の事由が解消した日の属する料金月の当社が指定する日から、フレックスプラン（タイプⅡ）の取扱いを行うものとし、

（ア） フレックスプラン（タイプⅡ）の取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づいて、電話サービス等の利用の一時中断を行ったとき。

（イ） フレックスプラン（タイプⅡ）の取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその電話サービス等の利用停止をしたとき。

タ フレックスプラン（タイプⅡ）の取扱いを受けている電話等契約者について、当社が、その契約者回線に係る加入電話等契約が解除になったこと又はその電話番号等が変更になったことを知ったときは、フレックスプラン（タイプⅡ）の取扱いを受けている電話等契約者からその契約者回線に係るフレックスプラン（タイプⅡ）を終了する通知があったものとして取扱います。

（注） フレックスプラン（タイプⅡ）に係る月間累積通話等料金の額に一定の割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則の規定にかかわらず、その端数は切り上げます。

備考 第2種内線自動通話等を適用の対象とする選択料金制サービスに係る契約者回線又はF T T H接続回線等を、フレックスプラン（タイプⅡ）回線群を構成する回線とした場合、その契約者回線又はF T T H接続回線等から発信される第2種内線自動通話等については、フレックスプラン（タイプⅡ）に係る通話等料金を適用します。

第 6 表 削除

第 7 表 削除

第8表 一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の一定割引の適用（商品名：一括割引プラン）

<p>一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の一定割引の適用</p>	<p>ア 当社は、第1種一般電話等契約者（カテゴリーⅡに係る第1種一般電話等契約に係る第1種一般電話等契約者であって料金明細内訳を記録している者に限ります。以下この表において同じとします。）から請求があったときは、カの表の定額料金の支払いがあることを条件に、第1種一般電話サービス等（カテゴリーⅡに係る第1種一般電話等契約に係る第1種一般電話サービス等に限ります。以下この表において同じとします。）に係る契約者回線により構成される回線群ごとに、その回線群（メンバーズコード（その電話等契約者に係るものに限ります。）を含みます。）に係る全ての時間帯における第1種国内通話等（区域内通話等、フリーコールサービスⅡに係る通話等（フリーコールサービスⅡに係る特定通話等以外のものにあつては、電気通信事業者がウに規定するスーパーアカウントプラン代表者となる場合に限ります。）、第12表に規定するVネットパックの適用を受ける通話等及び第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等を除きます。）及び事業者識別番号である0077をダイヤルして行われる通話等（ウに規定するスーパーアカウントプラン代表者から除外要請がない場合に限ります。）の通話等料金（2（料金額）に規定する通話等料金とします。）を料金月単位に累積し、その月間累積通話等料金の額から、その月間累積通話等料金の額にカの表の割引率を乗じて得た額を割り引く取扱い（以下「スーパーアカウントプラン」といいます。）を行います。</p> <p>ただし、その請求がクの（イ）に該当するもの以外のとき又はその契約者回線若しくはメンバーズコードについて、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の取扱いを受けているときは、スーパーアカウントプランの取扱いを受けることはできません。</p> <p>（注）当社が別に定める選択料金制サービスは、旧マンスリーパック、旧マンスリープラン、旧フリーコールプラン、旧フレックスプラン、フレックスプラン（タイプⅡ）、旧セレクトプラン、旧アカウントプラン、旧スーパーセレクトプラン、第11表に規定するスーパーセレクトプラン（タイプⅡ）、旧スーパーセレクトプランプラス、第15表に規定するYプラン、旧スーパーセレクトプランⅡ、及び第39表に規定するスーパーセレクトプランⅢとします。</p> <p>イ スーパーアカウントプラン回線群（アの回線群をいいます。以下同じとします。）は、同一の群を構成するものとして電話等契約者から申出のあった契約者回線であつて、次の条件を満たすものにより構成されるものとします。</p> <p>（ア）1の電話等契約者に係る契約者回線によりスーパーアカウントプラン回線群を構成する場合その電話等契約の名義が当該電話等契約者の本人名義のものであること。</p> <p>（イ）2以上の電話等契約者に係る契約者回線によりスーパーアカウントプラン回線群を構成する場合</p> <p>① その電話等契約の名義が相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ただし、電気通信事業者がウに規定するスーパーアカウントプラン</p>
---	--

ラン代表者となってスーパーアカウントプラン回線群を構成する場合は、この限りではありません。

② スーパーアカウントプラン回線群を構成することについて同意している電話等契約者に係るものであること。

ウ スーパーアカウントプランの取扱いを受けようとする電話等契約者は、スーパーアカウントプラン回線群を構成する契約者回線に係る電話等契約者であって、次の条件を満たす者を代表者として定め、その代表者（以下「スーパーアカウントプラン代表者」といいます。）を通じてスーパーアカウントプランの取扱いの請求をしていただきます。スーパーアカウントプランの取扱いの終了の申出の場合も同様とします。

ただし、イの(ア)に係るスーパーアカウントプラン回線群については、この限りではありません。

(ア) 商法第 52 条に規定する会社又は有限会社法第 1 条に規定する有限会社であること（電気通信事業者をスーパーアカウントプラン代表者として定める場合に限りません。）。

(イ) 当社が別に定める経理的基礎を有している者であること（電気通信事業者をスーパーアカウントプラン代表者として定める場合に限りません。）。

(ウ) スーパーアカウントプランに係る通話等料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがない者であること。

(エ) (ア)から(ウ)までに、当社が別に定める書類を提出した者であること。

エ 電話等契約者は、スーパーアカウントプラン代表者を変更するときは、そのことを速やかに当社に届け出いただきます。この場合において、変更後のスーパーアカウントプラン代表者は、ウの条件を満たす者であることを要します。

オ 当社は、スーパーアカウントプランに係る通話等料金その他の債務については、スーパーアカウントプラン回線群ごとに一括して、そのスーパーアカウントプラン回線群に係る電話等契約者（イの(イ)に係るスーパーアカウントプラン回線群については、スーパーアカウントプラン代表者）に請求します。

ただし、当社が別に定めるところにより、スーパーアカウントプラン代表者があらかじめ電話等契約者（そのスーパーアカウントプラン回線群を構成する契約者回線に係る電話等契約者に限りません。）を指定するときは、その指定のあった電話等契約者に請求するものとします。

カ スーパーアカウントプランには、下表の種類があります。

種類	定額料金の額（1スーパーアカウントプラン回線群ごとに月額）	割引額
スーパーアカウントプランⅡ	税抜額 500,000 円 (税込額 550,000 円)	第 1 種国内通話等に係る月間累積通話等料金の額に 25.0% を乗じて得た額
スーパーア	—	第 1 種国内通話等に係る月間

<p>カウントプランⅢ</p>		<p>累積通話等料金の額に 35.0% を乗じて得た額</p>
<p>(注1) 上表において、その電話等契約者がVネットサービス又はSネットサービスの提供を受けているときは、上表による割引のほか、全ての時間帯における第1種国内通話等（料金表別表1のオフネットコール機能を利用して行われる通話等、区域内通話等（契約者回線相互間の通話等又はスピードナンバーによる通話等に限りません。）及びスピードナンバーによらない通話等を除きます。）の通話等料金（2（料金額）に規定する通話等料金とします。）を料金月単位に累積し、その月間累積通話等料金の額に5.0%を乗じて得た額を加えて割り引くものとします。</p> <p>(注2) 当社は、スーパーアカウントプラン代表者が電気通信事業者である場合に限り、スーパーアカウントプランⅢを提供します。</p>		
<p>キ 当社は、1のスーパーアカウントプラン回線群について、1の料金月につき1のスーパーアカウントプランに限り提供します。</p> <p>ク スーパーアカウントプランの取扱いは、次のとおりとします。</p> <p>(ア) 削除</p> <p>(イ) 既存の1のスーパーアカウントプラン回線群を指定して契約者回線を追加する場合</p> <p>既存の1のスーパーアカウントプラン回線群を指定して追加する契約者回線については、請求のあった日（請求のあった日に電話等契約の申込みに基づく電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日を請求のあった日とみなして取り扱います。）の属する料金月の翌料金月の初日（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）からスーパーアカウントプランの取扱いを開始します。</p> <p>(ウ) 既存のスーパーアカウントプラン回線群から、契約者回線を指定してスーパーアカウントプランの取扱いの終了の申出があった場合</p> <p>スーパーアカウントプランの取扱いの終了の申出があった契約者回線については、申出があった日の属する料金月の末日において、スーパーアカウントプランの取扱いは終了したものとします。</p> <p>ケ スーパーアカウントプランの取扱いを受けている電話等契約者は、スーパーアカウントプランの種類の変更等（アに規定する国際通話等に係る除外要請の変更を含みます。以下この表において同じとします。）の請求をすることができます。</p> <p>ただし、その種類の変更等は、請求のあった日の属する料金月の翌料金月の初日からとします。</p> <p>コ 次の場合は、その契約者回線に係るスーパーアカウントプランの取扱いは終了したものとします。</p> <p>(ア) スーパーアカウントプランの取扱いを受けている電話等契約者に係る契約者回線がイに規定する条件を満たさなくなったとき。</p> <p>(イ) スーパーアカウントプランの取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づいて、その第1種一般電話サービス等の区別の変</p>		

更又は利用する契約者回線の変更を行ったとき。

(ウ) スーパーアカウントプランの取扱いを受けている電話等契約者からの通知に基づいて、その契約者回線に係る電話等契約を解除したとき。

(エ) スーパーアカウントプランの取扱いを受けている電話等契約者について、その電話番号等が変更になったとき。

(オ) スーパーアカウントプランの取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその契約者回線に係る電話等契約を解除したとき。

(カ) スーパーアカウントプランの取扱いを受けている電話等契約者から、その契約者回線について、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の取扱いの請求があったとき。

(注) 当社が別に定める選択料金制サービスは、フレックスプラン（タイプⅡ）、第11表に規定するスーパーセレクトプラン（タイプⅡ）、第15表に規定するYプラン及び第39表に規定するスーパーセレクトプランⅢとします。

(キ) スーパーアカウントプランの取扱いを受けている電話等契約者について、最終利用日から連続する12料金月（料金表通則に規定する料金月をいいます。以下この条において同じとします。）の各料金月のいずれにおいても、スーパーアカウントプランに係る通話等が行われなかったとき。

サ 次の場合は、そのスーパーアカウントプラン回線群に係るスーパーアカウントプランの取扱いは終了したものとします。

(ア) そのスーパーアカウントプラン回線群を構成する全ての契約者回線について、この(ア)から(キ)までの事由が生じたとき。

(イ) 電話等契約者（イの(イ)に係るスーパーアカウントプラン回線群については、スーパーアカウントプラン代表者又はオのただし書の規定により指定のあった電話等契約者）が、スーパーアカウントプラン回線群に係る通話等料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。

(ウ) スーパーアカウントプラン代表者がウの条件を満たす者でなくなったとき。

シ スーパーアカウントプランの取扱いを受けている電話等契約者は、1の料金月を通じて通話等を全く行わなかった場合においても、そのスーパーアカウントプランに係る定額料金を支払っていただきます。

ただし、この約款において、特段の規定がある場合は、その規定によるものとします。

ス 当社は、サの(イ)の規定によりスーパーアカウントプランの取扱いが終了したスーパーアカウントプラン回線群については、そのスーパーアカウントプラン回線群を構成する契約者回線1回線ごとの通話等料金を算出して、その契約者回線に係る電話等契約者に請求します。この場合において、電話等契約者がその支払いを行うときに係る延滞利息の適用にあたっては、サの(イ)の支払期日を基に計算します。

セ 当社は、スの規定その他の場合において、契約者回線1回線当たりの通話等料金の額を確定する必要が生じたときは、次の算式により算出することとします。

(ア) (イ)以外のとき

$$\begin{array}{l} \text{契約者回線} \\ \text{1回線当} \\ \text{たりの通話等} \\ \text{料金の額} \\ \text{(税抜額)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{スーパーアカウン} \\ \text{トプラン適用後の} \\ \text{定額料金を含めた} \\ \text{当該スーパーアカ} \\ \text{ウントプラン回線} \\ \text{群に係る通話等料} \\ \text{金の額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{スーパーアカウントプラン} \\ \text{の取扱いを行わなかったと} \\ \text{した場合の当該契約者回線} \\ \text{に係る通話等料金の額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{スーパーアカウントプラン} \\ \text{の取扱いを行わなかったと} \\ \text{した場合の当該スーパーア} \\ \text{カウントプラン回線群に係} \\ \text{る通話等料金の額} \end{array}}$$

(イ) スーパーアカウントプランの取扱いを行わなかったとした場合の当該スーパーアカウントプラン回線群に係る通話等料金の額が0円の時。

$$\begin{array}{l} \text{契約者回線} \\ \text{1回線当} \\ \text{たりの通話等} \\ \text{料金の額} \\ \text{(税抜額)} \end{array} = \frac{\begin{array}{l} \text{当該スーパーアカウントプラン回線群に係る定額料} \\ \text{金の額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{当該スーパーアカウントプラン回線群を構成する契} \\ \text{約者回線の数} \end{array}}$$

ソ セの場合において、スーパーアカウントプラン適用後のスーパーアカウントプラン回線群に係る通話等料金の額からそのスーパーアカウントプラン回線群を構成する全ての契約者回線についてセに規定する算式により算出した契約者回線1回線当たりの通話等料金の額を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額をスーパーアカウントプランの取扱いを受けている電話等契約者(イの(イ)に係るスーパーアカウントプラン回線群については、スーパーアカウントプラン代表者)があらかじめ指定する特定の1の契約者回線に係る通話等料金の額に加算するものとします。

タ スーパーアカウントプランの取扱いを受けている電話等契約者について、料金月の起算日の変更があった場合は、新たな料金月については、スーパーアカウントプランの取扱いを行わないこととし、その料金月の翌料金月の初日から、従前と同様の条件により、スーパーアカウントプランの取扱いを行うものとします。

ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、新たな料金月の当社が指定する日から、従前と同様の条件により、スーパーアカウントプランの取扱いを行うものとします。

チ スーパーアカウントプランの取扱いを受けている電話等契約者について、メンバーズコードの変更があった場合は、新たなメンバーズコードについて、従前と同様の条件により、スーパーアカウントプランの取扱いを行うものとします。この場合において、その変更が料金月の中途に行われたときは、その料金月に関しては、変更後のメンバーズコードを変更前のメンバーズコードとみなして取り扱うものとします。

ツ 次の場合において、1の料金月を通じて通話等を全く行うことができなかつたときは、その料金月以降については、スーパーアカウントプランの取扱いは行わないこととし、次の(ア)又は(イ)の事由が解消した日の属する料金月の翌料金月の初日から、従前と同様の条件により、スーパーアカウントプランの取扱いを行うものとします。

ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、次の(ア)又は(イ)の事由が解消した日の属する料金月の当社が指定する日から、従前と同様の条件により、スーパーアカウントプランの取扱いを行うものとします。

(ア) スーパーアカウントプランの取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づいて、電話サービス等の利用の一時中断を行ったとき。

(イ) スーパーアカウントプランの取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその電話サービス等の利用停止をしたとき。

テ スーパーアカウントプランの取扱いを受けている電話等契約者の責めによらない理由により、そのスーパーアカウントプラン回線群を構成する全ての契約者回線について、電話サービス等が全く利用できない状態（当該電話等契約に係る電気通信設備による全ての通話等に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻以降の料金月に属する全ての日についてその状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月（1料金月の倍数である部分に限ります。）に対応する定額料金の支払いは要しないこととします。

ト 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

ナ 当社は、スーパーアカウントプラン代表者から申出があったときは、次の場合を除いて、その申出に係るスーパーアカウントプラン回線群に係る電話等契約者に請求すべき料金その他の債務のうち、オの規定に基づきスーパーアカウントプラン代表者に請求する料金以外の料金その他の債務（当社が別に定めるものを除きます。）について、その請求先をスーパーアカウントプラン代表者に変更する取扱いを行います。

(ア) そのスーパーアカウントプラン回線群に係る電話等契約者の同意がないとき。

(イ) 当社の業務の遂行上支障があるとき。

ニ ナの規定によりスーパーアカウントプラン代表者に請求した料金その他の債務について、そのスーパーアカウントプラン代表者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、ナに規定する請求先の変更の取扱いは廃止するものとし、当社は、当該料金その他の債務について、そのスーパーアカウントプラン回線群に係る電話等契約者に再請求します。

ヌ この場合において、スーパーアカウントプラン回線群に係る電話等契約者がある支払を行うときに係る延滞利息の適用にあたっては、ニの支払期日を基に計算します。

ネ スーパーアカウントプランの取扱いを受けている電話等契約者について、当社が、その契約者回線に係る加入電話等契約が解除になった

	<p>こと又はその電話番号等番号が変更になったことを知ったときは、スーパーアカウントプランの取扱いを受けている電話等契約者からその契約者回線に係るスーパーアカウントプランを終了する通知があったものとして取扱います。</p> <p>(注1) スーパーアカウントプランに係る定額料金については、日割は行いません。</p> <p>(注2) スーパーアカウントプランに係る月間累積通話等料金の額に一定の割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則の規定にかかわらず、その端数は切り上げます。</p>
--	--

第9表 削除

第10表 削除

第 11 表 全時間帯における確定単位料金区域への通話等に係る月間累積通話等料金の割引の適用（タイプⅡ）（商品名：だんぜんトークⅡ）

<p>全時間帯における確定単位料金区域への通話等に係る月間累積通話等料金の割引の適用（タイプⅡ）</p>	<p>ア 当社は、第 1 種一般電話等契約者（カテゴリーⅠに係る第 1 種一般電話等契約に係る第 1 種一般電話等契約者であって料金明細内訳を記録している者に限ります。以下この表において同じとします。）であって、通常電話サービス等（カテゴリーⅠに係る第 1 種一般電話等契約に係る通常電話サービス等に限ります。以下この表において同じとします。）の提供を受けている者又は特定第 1 種一般電話契約者（カテゴリーⅢに係る特定第 1 種一般電話契約に係る特定第 1 種一般電話契約者に限ります。以下この表において同じとします。）から請求があったときは、通常電話サービス等に係る 1 の契約者回線（S ネットサービスの提供を受けている契約者回線を除きます。）又は 1 の移動体契約回線（カテゴリーⅢに係る特定第 1 種一般電話契約に係るものに限ります。以下この表において同じとします。）ごとに、全ての時間帯における下表の割引対象通話等の通話等料金（2（料金額）に規定する通話等料金とします。以下この表において同じとします。）を料金月単位に累積し、その月間累積通話等料金の額（区域内通話等、特定契約者回線以外の契約者回線への第 2 種移動体着信通話等及び第 44 表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等に係る月間累積通話等料金の額を含むものとし、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の適用による場合は、適用した後の額とします。以下このアにおいて「判定額」といいます。）が税抜額 1,000 円（税込額 1,100 円）以上の場合には、その月間累積通話等料金の額から、その額に 25.0%（但し、下表の割引対象通話等のうち、第 2 種移動体着信通話等に係る月間累積通話等料金の額に適用する割引率については判定額にかかわらず、5%とします。）を乗じて得た額を割り引く取扱い（以下「スーパーセレクトプラン（タイプⅡ）」といいます。）を行います。 （注）当社が別に定める選択料金制サービスは、旧マンスリーパック、旧マンスリープラン、旧フレックスプラン、旧セレクトプラン、旧アカウントプラン、旧スーパーアカウントプラン、スーパーアカウントプラン、旧スーパーセレクトプラン、旧スーパーセレクトプランプラス及び国際通話を適用対象とする選択料金制サービス（第 15 表に規定する Y プランを除きます。）とします。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="414 1523 710 1568">区分</th> <th data-bbox="718 1523 1444 1568">割引対象通話等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="414 1568 710 1691">第 1 種国内通話等</td> <td data-bbox="718 1568 1444 1691">区域内通話等、フリーコールサービスに係る通話等及び第 44 表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等を除く通話等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="414 1691 710 1780">第 2 種移動体着信通話等</td> <td data-bbox="718 1691 1444 1780">特定契約者回線に着信する通話等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="414 1780 710 2038">国際通話等（デジタル通信モード（64Kb/s）による総合デジタル通信を除きます。以下本表において同じとします。）</td> <td data-bbox="718 1780 1444 2038">一般自動通話等並びに海事衛星通信サービス契約約款に規定するクレジット自動通話及び携帯移動衛星通信サービス契約約款に規定するクレジット自動通話</td> </tr> </tbody> </table>	区分	割引対象通話等	第 1 種国内通話等	区域内通話等、フリーコールサービスに係る通話等及び第 44 表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等を除く通話等	第 2 種移動体着信通話等	特定契約者回線に着信する通話等	国際通話等（デジタル通信モード（64Kb/s）による総合デジタル通信を除きます。以下本表において同じとします。）	一般自動通話等並びに海事衛星通信サービス契約約款に規定するクレジット自動通話及び携帯移動衛星通信サービス契約約款に規定するクレジット自動通話	
区分	割引対象通話等								
第 1 種国内通話等	区域内通話等、フリーコールサービスに係る通話等及び第 44 表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等を除く通話等								
第 2 種移動体着信通話等	特定契約者回線に着信する通話等								
国際通話等（デジタル通信モード（64Kb/s）による総合デジタル通信を除きます。以下本表において同じとします。）	一般自動通話等並びに海事衛星通信サービス契約約款に規定するクレジット自動通話及び携帯移動衛星通信サービス契約約款に規定するクレジット自動通話								

海事衛星電話通話等及び携帯移動衛星電話通話等（デジタル通信モード（64Kb/s）による総合デジタル通信を除きます。）

一般自動通話等並びに海事衛星通信サービス契約約款に規定するクレジット自動通話及び携帯移動衛星通信サービス契約約款に規定するクレジット自動通話

イ 当社は、1の料金月について、1のスーパーセレクトプラン（タイプⅡ）に限り提供します。

ウ スーパーセレクトプラン（タイプⅡ）の取扱いは、請求のあった日（請求のあった日に電話等契約の申込みに基づく電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日を請求のあった日とみなして取り扱います。）の属する料金月の翌料金月の初日（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、その次料金月以降においても、電話等契約者からスーパーセレクトプラン（タイプⅡ）の取扱いの終了の申出がない限り、従前と同様の条件により、スーパーセレクトプラン（タイプⅡ）の取扱いは継続するものとします。スーパーセレクトプラン（タイプⅡ）の取扱いの終了の申出があった場合は、その申出のあった日の属する料金月の末日までの間、スーパーセレクトプラン（タイプⅡ）の取扱いは継続するものとします。

エ 次の場合は、そのスーパーセレクトプラン（タイプⅡ）の取扱いは終了したものとします。

（ア） スーパーセレクトプラン（タイプⅡ）の取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づいて、その第1種一般電話サービス等の区別の変更又はその利用する契約者回線の変更を行ったとき。

（イ） スーパーセレクトプラン（タイプⅡ）の取扱いを受けている電話等契約者からの通知に基づいて、その電話等契約を解除したとき。

（ウ） スーパーセレクトプラン（タイプⅡ）の取扱いを受けている電話等契約者について、その電話番号等が変更になったとき。

（エ） スーパーセレクトプラン（タイプⅡ）の取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその電話等契約を解除したとき。

（オ） スーパーセレクトプラン（タイプⅡ）の取扱いを受けている電話等契約者から、その契約者回線について、Sネットサービスの利用の請求があったとき。

（カ） スーパーセレクトプラン（タイプⅡ）の取扱いを受けている電話等契約者から、その契約者回線について、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の取扱いの請求があったとき。

（注） 当社が別に定める選択料金制サービスは、スーパーアカウントプラン、及び国際通話を適用対象とする選択料金制サービス（第15表に規定するYプランを除きます。）とします。

（キ） スーパーセレクトプラン（タイプⅡ）の取扱いを受けている電

話等契約者について、最終利用日から連続する 12 料金月（料金表通則に規定する料金月をいいます。以下この条において同じとします。）の各料金月のいずれにおいても、スーパーセレクトプラン（タイプⅡ）に係る通話等が行われなかったとき。

オ スーパーセレクトプラン（タイプⅡ）の取扱いを受けている電話等契約者について、料金月の起算日の変更があった場合は、新たな料金月については、スーパーセレクトプラン（タイプⅡ）の取扱いは行わないこととし、その料金月の翌料金月の初日から、従前と同様の条件により、スーパーセレクトプラン（タイプⅡ）の取扱いを行うものとします。

ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、新たな料金月の当社が指定する日から、従前と同様の条件により、スーパーセレクトプラン（タイプⅡ）の取扱いを行うものとします。

カ 次の場合において、1 の料金月を通じて通話等を全く行うことができなかつたときは、その料金月以降については、スーパーセレクトプラン（タイプⅡ）の取扱いは行わないこととし、次の（ア）又は（イ）の事由が解消した日の属する料金月の翌料金月の初日から、従前と同様の条件により、スーパーセレクトプラン（タイプⅡ）の取扱いを行うものとします。

ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、次の（ア）又は（イ）の事由が解消した日の属する料金月の当社が指定する日から、従前と同様の条件により、スーパーセレクトプラン（タイプⅡ）の取扱いを行うものとします。

（ア） スーパーセレクトプラン（タイプⅡ）の取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づいて、電話サービス等の利用の一時中断を行ったとき。

（イ） スーパーセレクトプラン（タイプⅡ）の取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその電話サービス等の利用停止をしたとき。

（注） スーパーセレクトプラン（タイプⅡ）に係る月間累積通話等料金の額に一定の割引率を乗じて得た額に 1 円未満の端数が生じた場合は料金表通則の規定にかかわらず、その端数は切り上げます。

キ スーパーセレクトプラン（タイプⅡ）の取扱いを受けている電話等契約者について、当社が、その契約者回線に係る加入電話等契約が解除になったこと又はその電話番号等が変更になったことを知ったときは、スーパーセレクトプラン（タイプⅡ）の取扱いを受けている電話等契約者からその契約者回線に係るスーパーセレクトプラン（タイプⅡ）を終了する通知があったものとして取扱います。

第 12 表 V ネットサービスに係る契約者回線に係る全時間帯における月間累積通話時間に
 係る定額料金の適用（商品名：KDDI-V P 20）

<p>V ネットサービスに係る契約者回線に係る全時間帯における月間累積通話時間に係る定額料金の適用</p>	<p>ア 当社は、第 1 種一般電話契約者（カテゴリー I 又はカテゴリー II に係る第 1 種一般電話等契約に係る第 1 種一般電話等契約者であって料金明細内訳を記録している者に限ります。以下この表において同じとします。）であって、V ネットサービスの提供を受けている者から請求があったときは、V ネットサービスに係る契約者回線により構成される回線群ごとに、全ての時間帯における第 1 種国内通話等（フリーコールサービスに係る通話等及び料金表別表 1 のオフネットコール機能を利用して行われる通話等を除きます。）の通話等時間を料金月単位に通話等が開始された順に累積し、その月間累積通話等時間のうちキの表に定める部分について、キの表の定額料金とする取扱い（以下「V ネットパック」といいます。）を行います。この場合、この V ネットパックにはキの表に定める 2 種類があり、あらかじめいずれか一つを指定していただきます。</p> <p>ただし、その請求がケの（イ）に該当するもの以外のとき又はその契約者回線について、マンスリープランの取扱いを受けているときは、V ネットパックの取扱いを受けることはできません。</p> <p>イ V ネットパック回線群（アの回線群をいいます。以下同じとします。）は、同一の群を構成するものとして電話等契約者から申出のあった契約者回線であって、次の条件を満たすものにより構成されるものとします。</p> <p>ただし、次の（ア）の③、④及び（イ）の④については、キの表に定める V ネットパック 2 を指定する場に限ります。</p> <p>（ア） 1 の電話等契約者に係る契約者回線により V ネットパック回線群を構成する場合</p> <p>① その電話等契約者の名義が当該電話等契約者の本人名義のものであること。</p> <p>② V ネットパック回線群を構成する契約者回線が、同一のフレックスプラン回線群又はスーパーアカウントプラン回線群（第 2 種電気通信事業者がスーパーアカウントプラン代表者となるスーパーアカウントプラン回線群を除きます。）に属していること。</p> <p>ただし、1 の契約者回線により V ネットパック回線群を構成する場合はこの限りではありません。</p> <p>③ その申出をした日を含む料金月の前 1 2 料金月において、その電話等契約者に係る V ネットサービスに係る通話等料金（選択料金制サービス適用前の料金とします。）の合計額が税抜額 4 億円（税込額 4.4 億円）以上となること。</p> <p>④ V ネットパック回線群を構成する契約者回線の数が、2,500 以上であること。</p> <p>（イ） 2 以上の電話等契約者に係る契約者回線により V ネットパック回線群を構成する場合</p> <p>① その電話等契約の名義が相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合するものであること。</p> <p>② V ネットパック回線群を構成することについて同意している電話等契約者に係るものであること。</p>
---	---

③ Vネットパック回線群を構成する契約者回線が、同一のフレックスプラン回線群又はスーパーアカウントプラン回線群（第2種電気通信事業者がスーパーアカウントプラン代表者となるスーパーアカウントプラン回線群を除きます。）に属していること。

ただし、1の契約者回線によりVネットパック回線群を構成する場合はこの限りではありません。

④ (ア)の③及び④に同じ。

ウ Vネットパックの取扱いを受けようとする電話等契約者は、Vネットパック回線群を構成する契約者回線に係る電話等契約者であって、Vネットパックに係る定額料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがない者を代表者として定め、その代表者（以下「Vネットパック代表者」といいます。）を通じてVネットパックの取扱いの請求をしていただきます。Vネットパックの取扱いの終了の申出の場合も同様とします。

ただし、イの(ア)に係るVネットパック回線群については、この限りではありません。

エ 電話等契約者は、Vネットパック代表者を変更するときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。この場合において、変更後のVネットパック代表者は、ウの条件を満たす者であることを要します。

オ 当社は、Vネットパックに係る定額料金その他の債務については、Vネットパック回線群ごとに一括して、そのVネットパック回線群に係る電話等契約者（イの(イ)に係るVネットパック回線群については、Vネットパック代表者）に請求します。

ただし、当社が別に定めるところにより、Vネットパック代表者があらかじめ電話等契約者（そのVネットパック回線群を構成する契約者回線に係る電話等契約者に限ります。）を指定するときは、その指定のあった電話等契約者に請求するものとします。

カ 当社は、オの規定にかかわらず、当社が別に定めるところにより、そのVネットパック回線群に係る電話等契約者（イの(イ)に係るVネットパック回線群については、Vネットパック代表者）から、あらかじめ、その請求の範囲を指定して分割請求の要請があったときは、その指定に基づき分割請求するものとします。

キ Vネットパックの定額料金は下表のとおりです。

(ア) 定額料金（基本額）

種類	対象となる月間累積通話時間	定額料金の額（1Vネットパック回線群ごとに月額）
Vネットパック1	そのVネットパック回線群を構成する契約者回線の数に20を乗じた時間を超えない部分	そのVネットパック回線群を構成する契約者回線の数に税抜額17,500円(税込額19,250円)を乗じた額
Vネットパック2	そのVネットパック回線群を構成する契約者回線の数に30を乗じた時間を超えない部分	そのVネットパック回線群を構成する契約者回線の数に税抜額12,500円(税込額13,750円)を乗じた額

(イ) 定額料金（加算額）

種類	対象となる月間累積通話時間	定額料金の額（1Vネットパック回線群ごとに月額
Vネットパック1	そのVネットパック回線群を構成する契約者回線の数に20を乗じた時間を超える1時間ごとの部分	税抜額1,300円 (税込額1,430円)
Vネットパック2	そのVネットパック回線群を構成する契約者回線の数に30を乗じた時間を超える1時間ごとの部分	税抜額900円 (税込額990円)

ク 当社は、1の料金月について、1のVネットパックに限り提供します。

ケ Vネットパックの取扱いは、次のとおりとします。

(ア) 削除

(イ) 既存の1のVネットパック回線群を指定して契約者回線を追加する場合

既存の1のVネットパック回線群を指定して追加する契約者回線については、請求のあった日（請求のあった日に電話等契約の申込みに基づく電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日を請求のあった日とみなして取り扱います。）の属する料金月の翌料金月の初日（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）からVネットパックの取扱いを開始します。

(ウ) 既存のVネットパック回線群から、契約者回線を指定してVネットパックの取扱いの終了の申出があった場合

Vネットパックの取扱いの終了の申出があった契約者回線については、申出があった日の属する料金月の末日において、Vネットパックの取扱いは終了したものとします。

コ 次の場合は、その契約者回線に係るVネットパックの取扱いは終了したものとします。

(ア) Vネットパックの取扱いを受けている電話等契約者に係る契約者回線がイに規定する条件を満たさなくなったとき。

(イ) Vネットパックの取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づいて、その第1種一般電話サービス等の区別の変更又は利用する契約者回線の変更を行ったとき。

(ウ) Vネットパックの取扱いを受けている電話等契約者からの通知に基づいて、その電話等契約を解除したとき。

(エ) Vネットパックの取扱いを受けている電話等契約者について、その電話番号等が変更になったとき。

(オ) Vネットパックの取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその電話等契約を解除したとき。

ただし、その解除が、当該契約者回線に係る電話等契約者（カテゴリーⅡに係る第1種一般電話等契約に係る者に限りません。）からのカテゴリーⅠに係る第1種一般電話等契約の申込みを承諾したことに伴う場合は、この限りではありません。

サ 次の場合は、そのVネットパック回線群に係るVネットパックの取扱いは終了したものとします。

(ア) そのVネットパック回線群を構成する全ての契約者回線について、コの(ア)から(オ)までの事由が生じたとき。

(イ) 電話等契約者(イの(イ))に係るVネットパック回線群については、Vネットパック代表者又はオのただし書の規定により指定のあった電話等契約者が、Vネットパック回線群に係る定額料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。

(ウ) Vネットパック代表者がウの条件を満たす者でなくなったとき。

シ Vネットパックに係る月間累積通話等時間がVネットパックの基本額に係る時間に満たない場合においても、そのVネットパックに係る定額料金(基本額の部分に限ります。)を支払っていただきます。

ただし、この約款において、特段の規定がある場合は、その規定によるものとします。

ス 当社は、サの(イ)の規定によりVネットパックの取扱いが終了したVネットパック回線群については、そのVネットパック回線群を構成する契約者回線1回線ごとの通話等料金を算出して、その契約者回線に係る電話等契約者に請求します。この場合において、電話等契約者がその支払いを行うときに係る延滞利息の適用にあたっては、サの(イ)の支払期日を基に計算します。

セ 当社は、スの規定その他の場合において、契約者回線1回線当たりの通話等料金の額を確定する必要があるときは、次の算式により算出することとします。

$$\begin{array}{l} \text{契約者回線} \\ \text{1回線当} \\ \text{たりの通話等} \\ \text{料金(税抜} \\ \text{額)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{当該Vネットパッ} \\ \text{ク回線群に係る定} \\ \text{額料金の額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{当該契約者回線に係る通} \\ \text{話時間} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{当該Vネットパック回線} \\ \text{群額に係る通話等時間} \end{array}}$$

ソ セの場合において、Vネットパック適用後のVネットパック回線群に係る通話等料金の額からそのVネットパック回線群を構成する全ての契約者回線についてセの算式により算出した契約者回線1回線当たりの通話等料金の額を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額をVネットパックの取扱いを受けている電話等契約者(イの(イ))に係るVネットパック回線群については、Vネットパック代表者があらかじめ指定する特定の1の契約者回線に係る通話等料金の額に加算するものとします。

ソ セの場合において、Vネットパック適用後のVネットパック回線群に係る通話等料金の額からそのVネットパック回線群を構成する全ての契約者回線についてセの算式により算出した契約者回線1回線当たりの通話等料金の額を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額をVネットパックの取扱いを受けている電話等契約者(イの(イ))に係るVネットパック回線群については、Vネットパック代表者があらかじめ指定する特定の1の契約者回線に係る通話等料

金の額に加算するものとします。

タ Vネットパックの取扱いを受けている電話等契約者について、料金月の起算日の変更があった場合は、新たな料金月については、Vネットパックの取扱いは行わないこととし、その料金月の翌料金月の初日からVネットパックの取扱いを行うものとします。

ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、新たな料金月の当社が指定する日から、Vネットパックの取扱いを行うものとします。

チ 次の場合において、1の料金月を通じて通話を全く行うことができなかつたときは、その料金月以降については、Vネットパックの取扱いは行わないこととし、次の(ア)又は(イ)の事由が解消した日の属する料金月の翌料金月の初日から、Vネットパックの取扱いを行うものとします。

ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、次の(ア)又は(イ)の事由が解消した日の属する料金月の当社が指定する日から、Vネットパックの取扱いを行うものとします。

(ア) Vネットパックの取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づいて、電話サービス等の利用の一時中断を行ったとき。

(イ) Vネットパックの取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその電話サービス等の利用停止をしたとき。

ツ Vネットパックの取扱いを受けている電話等契約者の責めによらない理由により、そのVネットパック回線群を構成する任意の契約者回線について、電話サービス等が全く利用できない状態（当該電話等契約に係る電気通信設備による全ての通話等に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）にあることを当社が知った時刻から起算して連続する24時間についてその状態が連続した場合は、料金月の末日において、そのVネットパックの基本額に係る時間から月間累積通話等時間を差し引き、残時間がある場合において、そのVネットパックに係る定額料金（基本額の部分に限ります。）の額が、Vネットパックの取扱いを行わなかつたものとした場合の料金額を上回るときは、その料金月については、そのVネットパックの取扱いを行わなかつたものとした場合の料金額を適用するものとします。

テ 第88条（通話等料金の支払義務）第2項の規定は、Vネットパックに係る部分に関しては、「通話等料金」とあるのは「通話等時間」と、「料金額の支払い」とあるのは「通話等時間に基づく料金額の支払い」と、料金表第2（通話等料金）1（適用）(9)欄の規定は、Vネットパックに係る部分に関しては、「得た額」とあるのは「得た通話等時間」と読み替えて適用するものとし、読替え適用後の各規定により得た通話等時間を、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた時までのVネットパックの適用を受けた通話等時間に加えます。この場合において、そのVネットパックに係る時間（基本額に係るものに限ります。）を超える時間が生じた場合は、その超えた時間は切り捨てるものとします。

(注) 通話時間について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた料金月において、Vネットパックの取扱いを受

けていない電話等契約者がその料金月前にVネットパックの取扱いを受けているときは、第 88 条第 2 項の規定の適用にあたっては、Vネットパックに係る部分については、Vネットパックの取扱いを行わなかったものとしします。

ト 第 98 条（責任の制限）の規定は、Vネットパックに係る部分に関しては、「当該電話サービス等に係る次の料金の合計額」とあるのは「そのVネットパックに係る定額料金（基本額の部分に限ります。）」と読み替えて、適用するものとしします。

ナ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還しします。

（注） Vネットパックに係る定額料金については、日割は行いませ
ん。

第 13 表 削除

第 14 表 削除

第 15 表 全時間帯における月間累積通話等料金の利用期間に基づく割引の適用（商品名：
だんぜん年割）

<p>全時間帯における月間累積通話等料金の利用期間に基づく割引の適用</p>	<p>ア 当社は、第 1 種一般電話等契約者（カテゴリー I 又はカテゴリー II に係る第 1 種一般電話等契約に係る第 1 種一般電話等契約者であって料金明細内訳を記録している者に限ります。以下この表において同じとします。）であって、通常電話サービス等（カテゴリー I 又はカテゴリー II に係る第 1 種一般電話等契約に係る通常電話サービス等に限り、通常電話サービス等に係る 1 の契約者回線（S ネットサービスの提供を受けている契約者回線を除きます。以下この表において「個別契約者回線」といいます。）ごとに、全ての時間帯における下表の割引対象通話等及び割引判定通話等の通話等料金（2（料金額）に規定する通話等料金とします。）を料金月単位に累積し、その月間累積通話等料金の額が税抜額 1,000 円（税込額 1,100 円）以上の場合には、その下表の割引対象通話等の月間累積通話等料金の額から、その月間累積通話等料金の額に利用期間（個別契約者回線に係る通常電話サービス等又は別に定める選択料金制サービスに応じて定まる下表の料金月数のうち、最長のものをいいます。以下本表において同じとします。）に応じて定まる下表の割引率を乗じて得た額を割り引く取扱い（以下「Y プラン」といいます。）を行います。</p> <p>ただし、その契約者回線について、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の取扱いを受けているときは、Y プランの取扱いを受けることはできません。</p> <p>（注 1）本文中の別に定める選択料金制サービスは、第 20 表に規定する国内国際統合第 1 種選択料金制サービス及び第 21 表に規定する国内国際統合第 2 種選択料金制サービスとします。</p> <p>（注 2）ただし書き中の当社が別に定める選択料金制サービスは、旧マンスリーパック、旧マンスリープラン、旧フレックスプラン、旧アカウントプラン、旧スーパーアカウントプラン、スーパーアカウントプラン及び国際通話を適用対象とする選択料金制サービス（スーパーセレクトプラン（タイプ II）、及び第 39 表に規定するスーパーセレクトプラン III を除きます。）とします。</p> <p>（ア） 割引対象通話等</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="414 1523 925 1568">区分</th> <th data-bbox="941 1523 1444 1568">割引対象通話等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="414 1568 925 1724">第 1 種国内通話等</td> <td data-bbox="941 1568 1444 1724">区域内通話等、フリーコールサービスに係る通話等及び第 44 表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等を除く通話等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="414 1724 925 1937">国際通話等（デジタル通信モード（64Kb/s）による総合デジタル通信及び第 2 種一般電話等契約者に係る通話等を除きます。以下本表において同じとします。）</td> <td data-bbox="941 1724 1444 1937">一般自動通話等（パーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等及びオフネット自動通話等を除きます。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="414 1937 925 2056">海事衛星電話通話等及び携帯移動衛星電話通話等（デジタル通信モード（64Kb/s）による総合ディ</td> <td data-bbox="941 1937 1444 2056">一般自動通話等及び海事衛星通信サービス契約約款に規定するクレジット自動通話及び携帯移動衛星</td> </tr> </tbody> </table>	区分	割引対象通話等	第 1 種国内通話等	区域内通話等、フリーコールサービスに係る通話等及び第 44 表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等を除く通話等	国際通話等（デジタル通信モード（64Kb/s）による総合デジタル通信及び第 2 種一般電話等契約者に係る通話等を除きます。以下本表において同じとします。）	一般自動通話等（パーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等及びオフネット自動通話等を除きます。）	海事衛星電話通話等及び携帯移動衛星電話通話等（デジタル通信モード（64Kb/s）による総合ディ	一般自動通話等及び海事衛星通信サービス契約約款に規定するクレジット自動通話及び携帯移動衛星	
区分	割引対象通話等								
第 1 種国内通話等	区域内通話等、フリーコールサービスに係る通話等及び第 44 表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等を除く通話等								
国際通話等（デジタル通信モード（64Kb/s）による総合デジタル通信及び第 2 種一般電話等契約者に係る通話等を除きます。以下本表において同じとします。）	一般自動通話等（パーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等及びオフネット自動通話等を除きます。）								
海事衛星電話通話等及び携帯移動衛星電話通話等（デジタル通信モード（64Kb/s）による総合ディ	一般自動通話等及び海事衛星通信サービス契約約款に規定するクレジット自動通話及び携帯移動衛星								

デジタル通信及び第2種一般電話等 契約者に係る通話等を除きます。)	通信サービス契約約款に規定する クレジット自動通話
--------------------------------------	------------------------------

(イ) 割引判定通話等

区分	割引判定通話等
第1種国内通話等	区域内通話等及び第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等

(ウ) 利用期間

区分	割引対象通話等
1 カテゴリーⅠ 又はカテゴリーⅡに係る第1種一般電話等契約に係る通常電話サービス等（個別契約者回線に係るものに限ります。）	左欄の通常電話サービス等の提供が開始された日の属する料金月の初日からYプランの取扱いを受けることとなる料金月の前料金月の末日までの間の、左欄の通常電話サービス等に係る電話等契約を継続した料金月数
2 別に定める選択料金制サービス	左欄の選択料金制サービスの提供が開始された日（別に定める日まで開始された場合に限り）の属する料金月の初日からYプランの取扱いを受けることとなる料金月の前料金月の末日までの間（この期間を通じて、左欄の選択料金制サービスの取扱い、又は1欄の通常電話サービス等の提供を受けている場合に限り）の、料金月数

(エ) 割引率

通常電話サービス等の利用期間	割引率
1月以上12月未満の場合	1%
12月以上24月未満の場合	3%
24月以上36月未満の場合	4%
36月以上の場合	5%

(注) 上表において、電話等契約者（カテゴリーⅡに係る第1種電話等契約に係る者に限り）からのカテゴリーⅠに係る第1種一般電話等契約の申込みを承諾したことに伴いカテゴリーⅡに係る第1種一般電話等契約を解除したときは、通常電話サービス等の利用期間には、その解除されたカテゴリーⅡに係る第1種一般電話等契約に係る通常電話サービス等の利用期間を含むものとします。

イ 当社は、1の料金月について、1のYプランに限り提供します。
 ウ Yプランの取扱いは、請求のあった日（請求のあった日に電話等契約の申込みに基づく電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日を請求のあった日とみなして取扱います。）の属する料金月の翌料金月の初日（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、その次料金月以降に

においても、電話等契約者からYプランの取扱いの終了の申出がない限り、Yプランの取扱いは継続するものとします。Yプランの取扱いの終了の申出があった場合は、その申出のあった日の属する料金月の末日までの間、Yプランの取扱いは継続するものとします。

エ 次の場合は、そのYプランの取扱いは終了したものとします。

(ア) Yプランの取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づいて、その第1種一般電話サービス等の区別の変更又はその利用する契約者回線の変更を行ったとき。

(イ) Yプランの取扱いを受けている電話等契約者からの通知に基づいて、その電話等契約を解除したとき。

(ウ) Yプランの取扱いを受けている電話等契約者について、その電話番号等が変更になったとき。

(エ) Yプランの取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその電話等契約を解除したとき。

ただし、その解除が、当該契約者回線に係る電話等契約者（カテゴリーⅡに係る第1種一般電話等契約に係る者に限ります。）からのカテゴリーⅠに係る第1種一般電話等契約の申込みを承諾したことに伴う場合は、この限りではありません。

(オ) Yプランの取扱いを受けている電話等契約者から、その契約者回線について、Sネットサービスの利用の請求があったとき。

(カ) Yプランの取扱いを受けている電話等契約者から、その契約者回線について、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の取扱いの請求があったとき。

(注) 当社が別に定める選択料金制サービスは、スーパーアカウントプラン及び国際通話を適用対象とする選択料金制サービス（スーパーセレクトプラン（タイプⅡ）、及び第39表に規定するスーパーセレクトプランⅢを除きます。）とします。

(キ) Yプランの取扱いを受けている電話等契約者について、最終利用日から連続する12料金月（料金表通則に規定する料金月をいいます。以下この条において同じとします。）の各料金月のいずれにおいても、Yプランに係る通話等が行われなかったとき。

オ Yプランの取扱いを受けている電話等契約者について、料金月の起算日の変更があった場合は、新たな料金月については、Yプランの取扱いは行わないこととし、その料金月の翌料金月の初日から、Yプランの取扱いを行うものとします。

ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、新たな料金月の当社が指定する日から、Yプランの取扱いを行うものとします。

カ 次の場合において、1の料金月を通じて通話等を全く行うことができなかったときは、その料金月以降については、Yプランの取扱いは行わないこととし、次の(ア)又は(イ)の事由が解消した日の属する料金月の翌料金月の初日から、Yプランの取扱いを行うものとします。

ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、次の(ア)又は(イ)の事由が解消した日の属する料金月の当社が指定する日から、Yプランの取扱いを行うものとします。

(ア) Yプランの取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づ

	<p>いて、電話サービス等の利用の一時中断を行ったとき。</p> <p>(イ) Yプランの取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその電話サービス等の利用停止をしたとき。</p> <p>(注) Yプランに係る月間累積通話等料金の額に一定の割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則の規定にかかわらず、その端数は切り上げます。</p> <p>キ Yプランの取扱いを受けている電話等契約者について、当社が、その契約者回に係る加入電話等契約が解除になったこと又はその電話番号等が変更になったことを知ったときは、Yプランの取扱いを受けている電話等契約者からその契約者回線に係るYプランを終了する通知があったものとして取扱います。</p>
--	---

第 16 表 一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の長期継続利用契約に基づく割引の適用（商品名：長期継続割引プランスーパー）

一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の長期継続利用契約に基づく割引の適用	<p>ア 当社は、第 1 種一般電話等契約者（カテゴリーⅠ若しくはカテゴリーⅡに係る第 1 種一般電話等契約又はカテゴリーⅢに係る特定第 1 種一般電話契約に係る第 1 種一般電話等契約者であって、料金明細内訳を記録している者に限ります。以下この表において同じとします。）又は付加機能限定電話契約者から請求があったときは、キの表に定める期間において、この表の取扱いを継続して受け、トに規定する年間累積通話等料金の額が同表に定める金額（以下この表において「契約金額」といいます。）を超えることを条件に、下表の割引対象回線により構成される回線群ごとに、その回線群（メンバーズコード（その電話等契約者に係るものに限ります。）を含みます。）に係る全ての時間帯における下表の割引対象通話等（F T T H 接続回線等に係る一般自動通話等及び第 1 種料金着信払自動通話等を除きます。以下本表において同じとします。）の通話等料金（2（料金額）に規定する通話等料金（キの表に定めるコンタクトプランⅢの場合を除き、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の適用による場合は、適用した後の額とします。）とします。）を料金月単位に累積し、その月間累積通話等料金の額から、その回線群を構成する全ての契約者回線及び F T T H 接続回線等に係る月間累積通話等料金の額（キの表に定めるコンタクトプランⅢの場合を除き、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の適用による場合は、適用した後の額とします。）にキの表の割引率を乗じて得た額を回線群単位に合計した額を割り引く取扱い（以下「コンタクトプラン」といいます。）を行います。</p>			
	<p>ただし、その請求がケの（イ）に該当するもの以外のとき又はその契約者回線若しくは F T T H 接続回線等について、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の取扱いを受けているときは、コンタクトプランの取扱いを受けることはできません。</p> <p>（注）当社が別に定める選択料金制サービスは、旧マンスリーパック、旧 マンスリープラン、旧セレクトプラン、旧スーパーセレクトプラン、旧スーパーセレクトプランプラス及び国際通話を適用対象とする選択料金制サービス（フレックスプラン（タイプⅡ）を除きます。）とします。</p> <p>（ア） 割引対象回線</p>			
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="414 1608 718 1646">区分</th> <th data-bbox="718 1608 1444 1646">割引対象回線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="414 1646 718 2042"> 契約者回線（移動体契約回線を含みます。以下この表において同じとします。） </td> <td data-bbox="718 1646 1444 2042"> 第 1 種一般電話サービス等（カテゴリーⅠ若しくはカテゴリーⅡに係る第 1 種一般電話等契約又はカテゴリーⅢに係る特定第 1 種一般電話契約に係るものに限ります。以下この表において同じとします。）に係るもの及び第 2 種一般電話サービス等（カテゴリーⅢに係る第 2 種一般電話等契約に係るものに限ります。以下この表において同じとします。）に係るものであって、バーネットサービスに係る閉域集団を構成するもの </td> </tr> </tbody> </table>	区分	割引対象回線	契約者回線（移動体契約回線を含みます。以下この表において同じとします。）	第 1 種一般電話サービス等（カテゴリーⅠ若しくはカテゴリーⅡに係る第 1 種一般電話等契約又はカテゴリーⅢに係る特定第 1 種一般電話契約に係るものに限ります。以下この表において同じとします。）に係るもの及び第 2 種一般電話サービス等（カテゴリーⅢに係る第 2 種一般電話等契約に係るものに限ります。以下この表において同じとします。）に係るものであって、バーネットサービスに係る閉域集団を構成するもの
区分	割引対象回線			
契約者回線（移動体契約回線を含みます。以下この表において同じとします。）	第 1 種一般電話サービス等（カテゴリーⅠ若しくはカテゴリーⅡに係る第 1 種一般電話等契約又はカテゴリーⅢに係る特定第 1 種一般電話契約に係るものに限ります。以下この表において同じとします。）に係るもの及び第 2 種一般電話サービス等（カテゴリーⅢに係る第 2 種一般電話等契約に係るものに限ります。以下この表において同じとします。）に係るものであって、バーネットサービスに係る閉域集団を構成するもの			

F T T H 接続回線等	付加機能限定電話サービス
備考 当社は、第2種一般電話等サービスに係るものであって、バーネットサービスに係る閉域集団を構成する契約者回線については、閉域集団を代表する電話サービス等の契約者名義の契約者回線とみなして取り扱います。	
(イ) 割引対象通話等	
区分	割引対象通話等
第1種国内通話等	区域内通話等、フリーコールサービスに係る特定通話等及び第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等を除く通話等
国際通話等（第2種一般電話等契約者に係る通話等を除きます。）	一般自動通話等、第三者課金自動通話等、第2種内線自動通話等及び第3種料金着信払自動通話等
海事衛星電話通話等及び携帯移動衛星電話通話等並びに海事衛星通信サービス契約約款等に規定する通話等（デジタル通信モード（64Kb/s）による総合デジタル通信を除きます。）	一般自動通話等及び第三者課金自動通話等並びに海事衛星通信サービス契約約款及び携帯移動衛星通信サービス契約約款に規定するクレジット自動通話
(注1) 削除	
(注2) 削除	
(注3) 第三者課金自動通話等は、コンタクトプランに係る割引対象回線に係る電話等契約者がその割引対象回線を課金先として、提供を受けている第三者課金サービスに係るものに限りします。	
<p>イ コンタクトプラン回線群は、同一の群を構成するものとして電話等契約者から申出のあった契約者回線又はF T T H接続回線等であって、次の条件を満たすものにより構成されるものとします。</p> <p>ただし、移動体契約回線のみコンタクトプラン回線群を構成することはできません。</p> <p>(ア) 1の電話等契約者に係る契約者回線又はF T T H接続回線等によりコンタクトプラン回線群を構成する場合 その電話等契約の名義が当該電話等契約者の本人名義のものであること。</p> <p>(イ) 2以上の電話等契約者に係る契約者回線又はF T T H接続回線等によりコンタクトプラン回線群を構成する場合</p> <p>① その電話等契約の名義が相互に業務上密接な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合するものであること。</p> <p>② コンタクトプラン回線群を構成することについて同意している電話等契約者に係るものであること。</p>	

ウ コンタクトプランの取扱いを受けようとする電話等契約者は、コンタクトプラン回線群を構成する契約者回線（移動体契約回線を除きます。）又はF T T H接続回線等に係る電話等契約者であって、コンタクトプランに係る通話等料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがない者を代表者（コンタクトプランⅢを選択する場合は1以上の者とします。）として定め、その代表者（以下「コンタクトプラン代表者」といいます。）を通じてコンタクトプランの取扱いの請求をしていただきます。コンタクトプランの取扱いの終了の申出の場合も同様とします。

ただし、イの(ア)に係るコンタクトプラン回線群については、この限りではありません。

エ 電話等契約者は、コンタクトプラン代表者を変更するときは、そのことを、速やかに当社に届出ていただきます。この場合において、変更後のコンタクトプラン代表者は、オの条件を満たす者であることを要します。

オ 当社は、コンタクトプランに係る通話等料金その他の債務については、コンタクトプラン回線群（イの(イ)に係るコンタクトプラン回線群については、コンタクトプラン回線群のうち、そのコンタクトプラン代表者に係る契約者回線F T T H接続回線等）ごと一括して、そのコンタクトプラン回線群に係る電話等契約者（イの(イ)に係るコンタクトプラン回線群については、コンタクトプラン代表者）に請求します。

ただし、当社が別に定めるところにより、コンタクトプラン代表者があらかじめ電話等契約者（そのコンタクトプラン回線群を構成する契約者回線又はF T T H接続回線等に係る電話等契約者に限ります。）を指定するときは、その指定のあった電話等契約者に請求するものとします。

カ 当社は、オの規定にかかわらず、当社が別に定めるところにより、そのコンタクトプラン回線群に係る電話等契約者（イの(イ)に係るコンタクトプラン回線群については、コンタクトプラン代表者）から、あらかじめ、その請求の範囲を指定して分割請求の要請があったときは、その指定に基づき分割請求するものとします。

キ コンタクトプランには下表の種類があります。

種類		継続して利用する期間	契約金額	割引率
			税抜額(税込額)	
コンタクトプランⅠ		12月	1,000万円 (1,100万円)	8.0%
コンタクトプランⅡ		36月	1,000万円 (1,100万円)	11.0%
コンタクトプランⅢ	1	12月	1,200万円 (1,320万円)	6.0%
	2		3,000万円 (3,300万円)	7.0%
	3		1.5億円 (1.65億円)	11.5%

ク 当社は、1のコンタクトプラン回線群（アの回線群をいいます。以

下同じとします。)について、1の料金月につき1の種類のコンタクトプランに限り提供します。

ケ コンタクトプランの取扱いは、次のとおりとします。

(ア) 削除

(イ) 既存の1のコンタクトプラン回線群を指定して契約者回線又はF T T H接続回線等を追加する場合

既存の1のコンタクトプラン回線群を指定して追加する契約者回線又はF T T H接続回線等については、請求のあった日(請求のあった日に電話等契約の申込みに基づく電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日を請求のあった日とみなして取り扱います。)の属する料金月の翌料金月の初日(電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日)からコンタクトプランの取扱いを開始します。

(ウ) 既存のコンタクトプラン回線群から、契約者回線又はF T T H接続回線等を指定してコンタクトプランの取扱いの終了の申出があった場合

コンタクトプランの取扱いの終了の申出があった契約者回線又はF T T H接続回線等については、申出があった日の属する料金月の末日において、コンタクトプランの取扱いは終了したものとします。

コ コンタクトプランの取扱いを行う期間は、コンタクトプランの取扱いを開始した日の属する料金月の初日からキの表に定める継続して利用する期間経過後の日を含む料金月の末日までとします。

ただし、次の場合は、そのコンタクトプランと同様の期間延長するものとし、以後も同様とします。

(ア) コンタクトプランの取扱いを受けている電話等契約者から、コンタクトプランの取扱いを行う期間の満了日の1ヶ月前までにコンタクトプランの取扱いの終了の申出がない場合(複数のコンタクトプラン代表者がいるときを除きます。)

(イ) コンタクトプラン代表者が複数いる場合であって、コンタクトプランの取扱いを行う期間の満了日の10日前までに、全てのコンタクトプラン代表者の同意を得た上で、新たにコンタクトプランの種類を選択して当社に申出があったとき。

サ コンタクトプランの取扱いを受けている電話等契約者は、コンタクトプランの種類の変更(当社が別に定めるものに限ります。)の請求をすることができます。この場合において、複数のコンタクトプラン代表者がいるときは、全てのコンタクトプラン代表者の同意を得た上で請求していただきます。

ただし、その種類の変更は、請求のあった日の属する料金月の翌料金月の初日からとします。この場合において、変更後の種類に係るコンタクトプランの取扱いを行う期間の満了日については、変更前の種類に係るコンタクトプランの取扱いを開始した日から起算して算出することとします。

シ コンタクトプランを継続して利用する期間については、契約者回線又はF T T H接続回線等の利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。

ス 次の場合は、その契約者回線又はF T T H接続回線等に係るコンタクトプランの取扱いは終了したものとします。

(ア) コンタクトプランの取扱いを受けている電話等契約者に係る契約者回線又はF T T H接続回線等がイに規定する条件を満たさなくなったとき。

(イ) コンタクトプランの取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づいて、その第1種一般電話サービス等の区別の変更又は利用する契約者回線の変更を行ったとき。

(ウ) コンタクトプランの取扱いを受けている電話等契約者からの通知に基づいて、その契約者回線又はF T T H接続回線等に係る電話等契約を解除したとき。

(エ) コンタクトプランの取扱いを受けている電話等契約者について、電話番号等が変更になったとき。

(オ) コンタクトプランの取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその契約者回線又はF T T H接続回線等に係る電話等契約を解除したとき。

ただし、その解除が、当該契約者回線に係る電話等契約者（カテゴリーⅡに係る第1種一般電話等契約に係る者に限りません。）からのカテゴリーⅠに係る第1種一般電話等契約の申込みを承諾したことに伴う場合は、この限りではありません。

(カ) コンタクトプランの取扱いを受けている電話等契約者（第2種一般電話等契約者（バーネットサービスに係る閉域集団を代表する者を除きます。）を除きます。）から、その契約者回線又はF T T H接続回線等について、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものを限りません。）の取扱いの請求があったとき（注）当社が別に定める選択料金制サービスは、国際通話を適用対象とする選択料金制サービス（フレックスプラン（タイプⅡ）を除きます。）とします。

(キ) コンタクトプランの取扱いを受けている電話等契約者について、最終利用日から連続する12料金月（料金表通則に規定する料金月をいいます。以下この条において同じとします。）の各料金月のいずれにおいても、コンタクトプランに係る通話等が行われなかったとき。

セ 次の場合は、そのコンタクトプラン回線群に係るコンタクトプランの取扱いは終了したものとします。

(ア) そのコンタクトプラン回線群を構成する全ての契約者回線（移動体契約回線を除きます。）又はF T T H接続回線等について、スの（ア）から（キ）までの事由が生じたとき。

(イ) 電話等契約者（イの（イ）に係るコンタクトプラン回線群については、コンタクトプラン代表者又はオのただし書の規定により指定のあった電話等契約者）が、コンタクトプラン回線群に係る通話等料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。

(ウ) コンタクトプラン代表者がウの条件を満たさず者でなくなったとき。

(エ) 連続する2料金月において、そのコンタクトプラン回線群に係る通話等料金が0円の時。

ソ 当社は、セの（イ）の規定によりコンタクトプランの取扱いが終了し

たコンタクトプラン回線群については、そのコンタクトプラン回線群を構成する契約者回線又はF T T H接続回線等1回線ごとの通話等料金を算出して、その契約者回線又はF T T H接続回線等に係る電話等契約者に請求します。この場合において、電話等契約者がその支払いを行うときに係る延滞利息の適用にあたっては、セの(イ)の支払期日を基に計算します。

タ 当社は、ソの規定その他の場合において、契約者回線又はF T T H接続回線等1回線当たりの通話等料金の額を確定する必要があるときは、次の算式により算出することとします。

$$\begin{array}{l} \text{契約者回線又} \\ \text{はF T T H接} \\ \text{続回線等1回} \\ \text{線当たりの通} \\ \text{話等料金の額} \\ \text{(税抜額)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{当該契約者回線又} \\ \text{はF T T H接続回} \\ \text{線等に係る月間累} \\ \text{積通話等料金の額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{当該契約者回線又はF} \\ \text{T T H接続回線等に係} \\ \text{る月間累積通話等料金} \\ \text{の額にキの表の割引率} \\ \text{を乗じて得た額} \end{array}$$

チ タの場合において、コンタクトプラン適用後のコンタクトプラン回線群に係る通話等料金の額からそのコンタクトプラン回線群を構成する全ての契約者回線又はF T T H接続回線等についてタに規定する算式により算出した契約者回線又はF T T H接続回線等1回線当たりの通話等料金の額を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額をコンタクトプランの取扱いを受けている電話等契約者(イの(イ))に係るコンタクトプラン回線群については、コンタクトプラン代表者があらかじめ指定する特定の1の契約者回線又はF T T H接続回線等に係る通話等料金の額に加算するものをします。

ツ コンタクトプランの取扱いを受けている電話等契約者について、料金月の起算日の変更があった場合は、新たな料金月については、コンタクトプランの取扱いを行わないこととし、その料金月の翌料金月の初日から、コンタクトプランの取扱いを行うものとします。

ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、新たな料金月の当社が指定する日から、コンタクトプランの取扱いを行うものとします。

テ コンタクトプランの取扱いを受けている電話等契約者について、メンバーズコードの変更があった場合は、新たなメンバーズコードについて、コンタクトプランの取扱いを行うものとします。この場合において、その変更が料金月の中途に行われたときは、その料金月に関しては、変更後のメンバーズコードを変更前のメンバーズコードとみなして取り扱うものとします。

ト 削除

ナ 削除

ニ 次の場合において、1の料金月を通じて通話等を全く行うことができなかつたときは、その料金月以降については、コンタクトプランの取扱いは行わないこととし、次の(ア)又は(イ)の事由が解消した日の属する料金月の翌料金月の初日から、コンタクトプランの取扱いを行うものとします。

ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行

	<p>上支障がないときは、次の(ア)又は(イ)の事由が解消した日の属する料金月の当社が指定する日から、コンタクトプランの取扱いを行うものとしします。</p> <p>(ア) コンタクトプランの取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づいて、電話サービス等の利用の一時中断を行ったとき。</p> <p>(イ) コンタクトプランの取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその電話サービス等の利用停止をしたとき。又 コンタクトプランの取扱いを受けている電話等契約者について、当社が、その契約者回線に係る加入電話等契約が解除になったこと又はその電話番号等番号が変更になったことを知ったときは、コンタクトプランの取扱いを受けている電話等契約者からその契約者回線に係るコンタクトプランを終了する通知があったものとして取扱います。</p> <p>(注) コンタクトプランに係る月間累積通話等料金の額に一定の割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則の規定にかかわらず、その端数は切り上げます。</p>
備考	<p>第2種内線自動通話等を適用の対象とする選択料金制サービスに係る契約者回線又はF T T H接続回線等を、コンタクトプラン回線群を構成する回線とした場合、その契約者回線又はF T T H接続回線等から発信される第2種内線自動通話等については、コンタクトプランに係る通話等料金を適用します。</p>

第 17 表 一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の利用期間に基づく割引の適用（商品名：長期継続割引プラン）

一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の利用期間に基づく割引の適用	<p>ア 当社は、第 1 種一般電話等契約者（カテゴリーⅠ若しくはカテゴリーⅡに係る第 1 種一般電話等契約又はカテゴリーⅢに係る特定第 1 種一般電話契約に係る第 1 種一般電話等契約者であって料金明細内訳を記録している者に限ります。以下この表において同じとします。）又は付加機能限定電話契約者から請求があったときは、下表の割引対象回線により構成される回線群ごとに、その回線群（メンバーズコード（その電話等契約者に係るものに限ります。）を含みます。）に係る全ての時間帯における下表の割引対象通話等（F T T H 接続回線等に係る一般自動通話等及び第 1 種料金着信払自動通話等を除きます。以下本表において同じとします。）及び割引判定通話等の通話等料金（2（料金額）に規定する通話等料金とします。）を料金月単位に累積し、その月間累積通話等料金の額（他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の適用による場合は、適用した後の額とします。）が税抜額 5,000 円（税込額 5,500 円）以上の場合には、その下表の割引対象通話等の月間累積通話等料金の額から、その回線群を構成する全ての契約者回線及び F T T H 接続回線等に係る下表の割引対象通話等の月間累積通話等料金の額に当該回線群に係る利用期間（この表の取扱いを継続して受けた料金月数をいいます。以下この表において同じとします。）に応じて定まる下表の割引率を乗じて得た額を回線群単位に合計した額を割引く取扱い（以下「アカウント Y プラン」といいます。）を行います。</p> <p>ただし、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の取扱いを受けている契約者回線又は F T T H 接続回線等については、アカウント Y プランの取扱いを受けることはできません。</p> <p>（注）当社が別に定める選択料金制サービスは、旧マンスリーパック、旧マンスリープラン、旧セレクトプラン、旧スーパーセレクトプラン、旧スーパーセレクトプランプラス及び国際通話を適用対象とする選択料金制サービス（フレックスプラン（タイプⅡ）を除きます。）とします。</p> <p>（ア） 割引対象回線</p>							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="414 1478 718 1523">区分</th> <th data-bbox="726 1478 1444 1523">割引対象回線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="414 1534 718 1937"> 契約者回線（移動体契約回線を含みます。以下この表において同じとします。） </td> <td data-bbox="726 1534 1444 1937"> 第 1 種一般電話サービス等（カテゴリーⅠ若しくはカテゴリーⅡに係る第 1 種一般電話等契約又はカテゴリーⅢに係る特定第 1 種一般電話契約に係るものに限ります。以下この表において同じとします。）に係るもの及び第 2 種一般電話サービス等（カテゴリーⅢに係る第 2 種一般電話等契約に係るものに限ります。以下この表において同じとします。）に係るものであって、バーネットサービスに係る閉域集団を構成するもの </td> </tr> <tr> <td data-bbox="414 1948 718 2027"> F T T H 接続回線等 </td> <td data-bbox="726 1948 1444 2027"> 付加機能限定電話サービス </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="414 2038 1444 2060"> 備考 当社は、第 2 種一般電話等サービスに係るものであって、バー </td> </tr> </tbody> </table>	区分	割引対象回線	契約者回線（移動体契約回線を含みます。以下この表において同じとします。）	第 1 種一般電話サービス等（カテゴリーⅠ若しくはカテゴリーⅡに係る第 1 種一般電話等契約又はカテゴリーⅢに係る特定第 1 種一般電話契約に係るものに限ります。以下この表において同じとします。）に係るもの及び第 2 種一般電話サービス等（カテゴリーⅢに係る第 2 種一般電話等契約に係るものに限ります。以下この表において同じとします。）に係るものであって、バーネットサービスに係る閉域集団を構成するもの	F T T H 接続回線等	付加機能限定電話サービス	備考 当社は、第 2 種一般電話等サービスに係るものであって、バー
区分	割引対象回線							
契約者回線（移動体契約回線を含みます。以下この表において同じとします。）	第 1 種一般電話サービス等（カテゴリーⅠ若しくはカテゴリーⅡに係る第 1 種一般電話等契約又はカテゴリーⅢに係る特定第 1 種一般電話契約に係るものに限ります。以下この表において同じとします。）に係るもの及び第 2 種一般電話サービス等（カテゴリーⅢに係る第 2 種一般電話等契約に係るものに限ります。以下この表において同じとします。）に係るものであって、バーネットサービスに係る閉域集団を構成するもの							
F T T H 接続回線等	付加機能限定電話サービス							
備考 当社は、第 2 種一般電話等サービスに係るものであって、バー								

ネットサービスに係る閉域集団を構成する契約者回線については、閉域集団を代表する電話サービス等の契約者名義の契約者回線とみなして取り扱います。

(イ) 割引対象通話等

区分	割引対象通話等
第1種国内通話等	区域内通話等、フリーコールサービスに係る特定通話等及び第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等を除く通話等
国際通話等（第2種一般電話等契約者に係る通話等を除きます。）	一般自動通話等、第三者課金自動通話等、第2種内線自動通話等及び第3種料金着信払自動通話等
海事衛星電話通話等及び携帯移動衛星電話通話等並びに海事衛星通信サービス契約約款等に規定する通話等（デジタル通信モード（64Kb/s）による総合デジタル通信を除きます。）	一般自動通話等及び第三者課金自動通話等並びに海事衛星通信サービス契約約款及び携帯移動衛星通信サービス契約約款に規定するクレジット自動通話

(注1) 削除

(注2) 削除

(注3) 第三者課金自動通話等は、アカウントYプランに係る割引対象回線に係る電話等契約者がその割引対象回線を課金先として、提供を受けている第三者課金サービスに係るものに限ります。

(ウ) 割引判定通話等

区分	割引判定通話等
第1種国内通話等	区域内通話等、フリーコールサービスⅡに係る特定通話等、第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等及びF T T H接続回線等に着信する第1種料金着信払自動通話等
第2種移動体着信通話等	特定契約者回線に着信する通話等

(エ) 割引率

通常電話サービス等の利用期間	割引率
1月以上12月未満の場合	3.5%
12月以上24月未満の場合	4.0%
24月以上36月未満の場合	6.0%
36月以上の場合	8.0%

イ アカウントYプラン回線群（アの回線群をいいます。以下同じとします。）は同一の群を構成するものとして電話等契約者から申出のあった契約者回線又はF T T H接続回線等であって、次の条件を満たすものにより構成されるものとします。

ただし、移動体契約回線のみのアカウントYプラン回線群を構成することはできません。

(ア) 1の電話等契約者に係る契約者回線又はF T T H接続回線等によりアカウントYプラン回線群を構成する場合

その電話等契約者の名義が当該電話等契約者の本人名義のものであること。

(イ) 2以上の電話等契約者に係る契約者回線又はF T T H接続回線等によりアカウントYプラン回線群を構成する場合

① その電話等契約の名義が相互に業務上密接な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合するものであること。

② アカウントYプラン回線群を構成することについて同意している電話等契約者に係るものであること。

ウ アカウントYプランの取扱いを受けようとする電話等契約者は、アカウントYプラン回線群を構成する契約者回線（移動体契約回線を除きます。）又はF T T H接続回線等に係る電話等契約者であって、アカウントYプランに係る通話等料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがない者を代表者として定め、その代表者（以下「アカウントYプラン代表者」といいます。）を通じてアカウントYプランの取扱いの請求をしていただきます。アカウントYプランの取扱いの終了の申出の場合も同様とします。

ただし、イの(ア)に係るアカウントYプラン回線群については、この限りではありません。

エ 電話等契約者は、アカウントYプラン代表者を変更するときは、その事を、速やかに当社に届け出させていただきます。この場合において、変更後のアカウントYプラン代表者は、ウの条件を満たす者であることを要します。

オ 当社は、アカウントYプランに係る通話等料金その他の債務について、アカウントYプラン回線群ごと一括して、そのアカウントYプラン回線群に係る電話等契約者（イの(イ)に係るアカウントYプラン回線群については、アカウントYプラン代表者）に請求します。

ただし、当社が別に定めるところにより、アカウントYプラン代表者があらかじめ電話等契約者（そのアカウントYプラン回線群を構成する契約者回線又はF T T H接続回線等に係る電話等契約者に限りません。）を指定するときは、その指定のあった電話等契約者に請求するものとします。

カ 当社は、オの規定にかかわらず、当社が別に定めるところにより、そのアカウントYプラン回線群に係る電話等契約者（イの(イ)に係るアカウントYプラン回線群については、アカウントYプラン代表者）から、あらかじめ、その請求の範囲を指定して分割請求の要請があったときは、その指定に基づき分割請求するものとします。

キ アカウントYプランの取扱いは、次のとおりとします。

(ア) 新たに1のアカウントYプラン回線群を構成する場合

新たに1のアカウントYプラン回線群を構成する場合は、請求のあった日（請求のあった日に電話等契約の申込に基づく電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日を請求があった日とみなして取り扱います。）の属する料金月の翌料金月の初日（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がな

いときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日)からアカウントYプランの取扱いを開始することとし、その次料金月以降においても、電話等契約者からアカウントYプランの取扱いの終了の申出がない限り、アカウントYプランの取扱いは継続するものとします。アカウントYプランの終了の申出があった場合は、その申出のあった日の属する料金月の末日までの間、アカウントYプランの取扱いは継続するものとします。

(イ) 既存の1のアカウントYプラン回線群を指定して契約者回線又はF T T H接続回線等を追加する場合

既存の1のアカウントYプラン回線群を指定して追加する契約者回線又はF T T H接続回線等については、請求のあった日(請求のあった日に電話等契約の申込に基づく電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日を請求のあった日とみなして取り扱います。)の属する料金月の翌料金月の初日(電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求があった日の属する料金月の当社が指定する日)からアカウントYプランの取扱いを開始することとし、その次料金月以降においても、電話等契約者からアカウントYプランの取扱いの終了の申出がない限り、アカウントYプランの取扱いは継続するものとします。

(ウ) 既存のアカウントYプラン回線群から、契約者回線又はF T T H接続回線等を指定してアカウントYプランの取扱いの終了の申出があった場合

アカウントYプランの取扱いの終了の申出があった契約者回線又はF T T H接続回線等については、申出があった日の属する料金月の末日において、アカウントYプランの取扱いは終了したものとします。

ク アカウントYプランの利用期間については、契約者回線又はF T T H接続回線等の利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。

ケ コンタクトプランの取扱いを受けている電話等契約者からの請求による場合のアカウントYプランの利用期間については、次のとおりとします。

(ア) コンタクトプランの満了に伴い、引き続きアカウントYプランの取扱いをうけるとき。

アカウントYプランの利用期間については、コンタクトプランの取扱いを継続して受けていた期間を含むものとします。

コ 次の場合は、その契約者回線又はF T T H接続回線等に係るアカウントYプランの取扱いは終了したものとします。

(ア) アカウントYプランの取扱いを受けている電話等契約者に係る契約者回線又はF T T H接続回線等がイに規定する条件を満たさなくなったとき

(イ) アカウントYプランの取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づいて、その第1種一般電話サービス等の区別の変更又は利用する契約者回線の変更を行ったとき。

(ウ) アカウントYプランの取扱いを受けている電話等契約者からの通知に基づいて、その契約者回線又はF T T H接続回線等に係る電話等契約を解除したとき。

(エ) アカウントYプランの取扱いを受けている電話等契約者について、電話番号等番号が変更になったとき。

(オ) アカウントYプランの取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその契約者回線又はF T T H接続回線等に係る電話等契約を解除したとき。

ただし、その解除が、当該契約者回線に係る電話等契約者（カテゴリーⅡに係る第1種一般電話等契約に係る者に限ります。）からのカテゴリーⅠに係る第1種一般電話等契約の申込みを承諾したことに伴う場合は、この限りではありません。

(カ) アカウントYプランの取扱いを受けている電話等契約者（第2種一般電話等契約者（バーネットサービスに係る閉域集団を代表する者を除きます。）を除きます。）から、その契約者回線又はF T T H接続回線等について、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものを限ります。）の取扱いの請求があったとき。

(注) 当社が別に定める選択料金制サービスは、国際通話を適用対象とする選択料金制サービス（フレックスプラン（タイプⅡ）を除きます。）とします。

(キ) アカウントYプランの取扱いを受けている電話等契約者について、最終利用日から連続する12料金月（料金表通則に規定する料金月をいいます。以下この条において同じとします。）の各料金月のいずれにおいても、アカウントYプランに係る通話等が行われなかったとき。

サ 次の場合は、そのアカウントYプラン回線群に係るアカウントYプランの取扱いは終了したものとします。

(ア) そのアカウントYプラン回線群を構成する全ての契約者回線（移動体契約回線を除きます。）又はF T T H接続回線等について、この(ア)から(キ)までの事由が生じたとき

(イ) 電話等契約者（イの(イ)に係るアカウントYプラン回線群については、アカウントYプラン代表者又はオのただし書の規定により指定のあった電話等契約者）が、アカウントYプラン回線群に係る通話等料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。

(ウ) アカウントYプラン代表者がウの条件を満たす者でなくなったとき。

シ 当社は、サの(イ)の規定によりアカウントYプランの取扱いが終了したアカウントYプラン回線群については、そのアカウントYプラン回線群を構成する契約者回線又はF T T H接続回線等1回線ごとの通話等料金を算出して、その契約者回線又はF T T H接続回線等に係る電話等契約者に請求します。この場合において、電話等契約者がその支払いを行うときに係る延滞利息の適用にあたっては、サの(イ)の支払期日を基に計算します。

ス 当社は、シの規定その他の場合において、契約者回線又はF T T H接続回線等1回線当たりの通話等料金の額を確定する必要が生じたときは、次の算式により算出することとします。

$$\begin{array}{l} \text{契約者回線又} \\ \text{はF T T H接} \end{array} = \begin{array}{l} \text{当該契約者回線又} \\ \text{はF T T H接続回} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{当該契約者回線又はF} \\ \text{T T H接続回線等に係} \end{array}$$

<p>続回線等 1 回線当たりの通話等料金の額 (税抜額)</p>	<p>線等に係る月間累積通話等料金の額</p>	<p>る月間累積通話等料金の額にアの表の割引率を乗じて得た額</p>
<p>セ スの場合において、アカウントYプラン適用後のアカウントYプラン回線群に係る通話等料金の額からそのアカウントYプラン回線群を構成する全ての契約者回線又はF T T H接続回線等についてスに規定する算式により算出した契約者回線又はF T T H接続回線等 1 回線当たりの通話等料金の額を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額をアカウントYプランの取扱いを受けている電話等契約者 (イの(イ)に係るアカウントYプラン回線群については、アカウントYプラン代表者) があらかじめ指定する特定の 1 の契約者回線又はF T T H接続回線等に係る通話等料金の額に加算するものとします。</p> <p>ソ アカウントYプランの取扱いを受けている電話等契約者について、料金月の起算日の変更があった場合は、新たな料金月については、アカウントYプランの取扱いを行わないこととし、その料金月の翌料金月の初日から、アカウントYプランの取扱いを行うものとします。 ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、新たな料金月の当社が指定する日から、アカウントYプランの取扱いを行うものとします。</p> <p>タ アカウントYプランの取扱いを受けている電話等契約者について、メンバーズコードの変更があった場合は、新たなメンバーズコードにおいて、アカウントYプランの取扱いを行うものとします。この場合において、その変更が料金月の中途に行われたときは、その料金月に関しては、変更後のメンバーズコードを変更前のメンバーズコードとみなして取り扱うものとします。</p> <p>チ 次の場合において、1 の料金月を通じて通話等を全く行うことができなかつたときは、その料金月以降については、アカウントYプランの取扱いは行わないこととし、次の(ア)又は(イ)の事由が解消した日の属する料金月の翌料金月の初日から、アカウントYプランの取扱いを行うものとします。 (ア) アカウントYプランの取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づいて、電話サービス等の利用の一時中断を行ったとき。 (イ) アカウントYプランの取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその電話サービス等の利用停止をしたとき。</p> <p>ツ アカウントYプランの取扱いを受けている電話等契約者について、当社が、その契約者回線に係る加入電話等契約が解除になったこと又はその電話番号等番号が変更になったことを知ったときは、アカウントYプランの取扱いを受けている電話等契約者からその契約者回線に係るアカウントYプランを終了する通知があったものとして取扱います。</p> <p>(注) アカウントYプランに係る月間累積通話等料金の額に一定の割引率を乗じて得た額に 1 円未満の端数が生じた場合は、料金表通則の規定にかかわらず、その端数は切り上げます。</p>		

備考 第2種内線自動通話等を適用の対象とする選択料金制サービスに係る契約者回線又はF T T H接続回線等を、アカウントYプラン回線群を構成する回線とした場合、その契約者回線又はF T T H接続回線等から発信される第2種内線自動通話等については、アカウントYプランに係る通話等料金を適用します。

第 18 表 削除

第 19 表 割引率逦増型選択料金制サービス（商品名：KDDI 大型割引 I）

割引率逦増型 選択料金制サ ービス I	<p>「割引率逦増型選択料金制サービス I」とは、次表(ア)に規定する定額料を支払った場合に、次の(イ)に掲げる通話等（F T T H 接続回線等に係る一般自動通話等を除きます。以下「基本対象通話等」といいます。）のうち自動通話等に係る平日昼間時間帯に開始されたものの通話等料金に、別紙 1 に掲げる通話等料金を適用し、1 料金月に利用のあった、次の(ウ)に掲げる通話等の通話等料金の合計額（以下本表において「月間合計額」といいます。）から次表(ア)に規定する月間合計額から割引を行う額を減額する取扱い（以下「追加割引」といいます。）を行います。</p> <p>(ア) 定額料及び月間合計額から割引を行う額</p>							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="414 609 654 694" rowspan="2">区分</th> <th data-bbox="654 609 1455 654">料金額</th> </tr> <tr> <th data-bbox="654 654 1455 694">税抜額(税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="414 694 654 779">定額料</td> <td data-bbox="654 694 1455 779">1 の割引率逦増型選択料金制サービス I ごとに月額 50,000 円(55,000 円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="414 779 654 1104">月間合計額から割引を行う額</td> <td data-bbox="654 779 1455 1104">月間合計額のうち、50 万円(55 万円)を超え 100 万円(110 万円)までの部分に 100 分の 6 を乗じて得た額、100 万円(110 万円)を超え 500 万円(550 万円)までの部分に 100 分の 8 を乗じて得た額、500 万円(550 万円)を超え 1,000 万円(1,100 万円)までの部分に 100 分の 10 を乗じて得た額及び 1,000 万円(1,100 万円)を超える部分に 100 分の 12 を乗じて得た額を合算した額（1 円未満の端数切り上げ）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	料金額	税抜額(税込額)	定額料	1 の割引率逦増型選択料金制サービス I ごとに月額 50,000 円(55,000 円)	月間合計額から割引を行う額	月間合計額のうち、50 万円(55 万円)を超え 100 万円(110 万円)までの部分に 100 分の 6 を乗じて得た額、100 万円(110 万円)を超え 500 万円(550 万円)までの部分に 100 分の 8 を乗じて得た額、500 万円(550 万円)を超え 1,000 万円(1,100 万円)までの部分に 100 分の 10 を乗じて得た額及び 1,000 万円(1,100 万円)を超える部分に 100 分の 12 を乗じて得た額を合算した額（1 円未満の端数切り上げ）
区分	料金額							
	税抜額(税込額)							
定額料	1 の割引率逦増型選択料金制サービス I ごとに月額 50,000 円(55,000 円)							
月間合計額から割引を行う額	月間合計額のうち、50 万円(55 万円)を超え 100 万円(110 万円)までの部分に 100 分の 6 を乗じて得た額、100 万円(110 万円)を超え 500 万円(550 万円)までの部分に 100 分の 8 を乗じて得た額、500 万円(550 万円)を超え 1,000 万円(1,100 万円)までの部分に 100 分の 10 を乗じて得た額及び 1,000 万円(1,100 万円)を超える部分に 100 分の 12 を乗じて得た額を合算した額（1 円未満の端数切り上げ）							
	<p>(イ) 国際通話等（デジタル通信モード（64Kb/s）による総合デジタル通信を除きます。）における、一般自動通話等（オフネット自動通話等（バーネットサービスに係る自動通話等であって、第 2 種内線自動通話等及びバーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等以外のものをいいます。以下同じとします。）及びバーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等を除きます。以下本表において同じとします。）、第三者課金自動通話等、第 2 種内線自動通話等、バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等、オフネット自動通話等</p>							
	<p>(ウ) 基本対象通話等、第 3 種料金着信払自動通話等</p> <p>イ 当社は、第 2 種一般電話等契約者（カテゴリーⅢに係る第 2 種一般電話等契約に係る者に限ります。以下本表において同じとします。）、特定第 1 種一般電話契約者（カテゴリーⅢに係る特定第 1 種一般電話契約に係る者に限ります。以下本表において同じとします。）又は付加機能限定電話契約者から請求があったときは、次のいずれかに該当する場合除き、その請求を承諾し、割引率逦増型選択料金制サービス I を提供します。この場合、第 2 種一般電話等契約者、特定第 1 種一般電話契約者又は付加機能限定電話契約者には、その契約者回線（カテゴリーⅢに係る第 2 種一般電話等契約又は特定第 1 種一般電話契約に係るもの）に限ります。以下本表においてクを除き、同じとします。）又は F T T H 接続回線等（付加機能限定電話サービスに係るもの）に限ります。以下本表において同じとします。）1 回線を、割引率逦増型選択</p>							

料金制サービス I の契約に係る回線（以下本表において「割引率逦増型選択料金制サービス I に係る契約者回線」といいます。）として指定していただきます。

(ア) その請求をした電話等契約者が、電話サービス等に係る料金その他の債務の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(イ) 当社の業務の遂行上又は技術上著しい支障があるとき。

ウ イの規定により当社から割引率逦増型選択料金制サービス I の利用を承諾された電話等契約者（以下「割引率逦増型選択料金制サービス I 利用者」といいます。）は、割引率逦増型選択料金制サービス I に係る契約者回線又は F T T H 接続回線等につき、異なる種類の選択料金制サービス（当社が別に定める選択料金制サービスを除きます。以下本表において同じとします。）を重複して利用することはできません。

(注) このウにおいて規定する当社が別に定める選択料金制サービスは、国際通話を適用の対象としない選択料金制サービスとします。

エ 第 78 条の規定により契約者回線又は F T T H 接続回線等を使用できない場合は、当該契約者回線又は F T T H 接続回線等から割引率逦増型選択料金制サービス I を利用することはできません。

オ 第 69 条の規定により割引率逦増型選択料金制サービス I 利用者に係る電話サービス等の利用を停止されたときは、割引率逦増型選択料金制サービス I の利用を廃止したものとみなします。

カ 割引率逦増型選択料金制サービス I 利用者は、第 30 条の規定により第 2 種一般電話等契約が解除されることによって、コで規定する割引率逦増型選択料金制サービス I に係る登録回線が廃止されることとなる場合は、あらかじめ、その旨を当社に通知してください。

キ 当社は、カの場合において、コで規定する割引率逦増型選択料金制サービス I に係る登録回線が廃止されたにもかかわらずカに規定する通知がなされないときは、割引率逦増型選択料金制サービス I に係る登録回線であった契約者回線（移動体契約回線を除きます。）に係る通話等を、割引率逦増型選択料金制サービス I に係る通話等とみなして取り扱うことがあります。この場合において、その通知がなされるまでの割引率逦増型選択料金制サービス I の利用に係る料金（以下「割引率逦増型選択料金制サービス I 定額料」といいます。）相当額及びその通話等の通話等料金の支払い義務については、第 88 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用します。

ク 割引率逦増型選択料金制サービス I の利用を承諾された契約者から、その契約者回線又は F T T H 接続回線等について、異なる種類の選択料金制サービスの取扱いの請求があったときは、次のとおりとします。

(ア) その契約者回線又は F T T H 接続回線等が割引率逦増型選択料金制サービス I に係る契約者回線又は F T T H 接続回線等である場合

割引率逦増型選択料金制サービス I の利用を廃止したものとします。

(イ) その契約者回線又は F T T H 接続回線等が割引率逦増型選択料金制サービス I に係る契約者回線又は F T T H 接続回線等以外の登録回線（コで定める登録回線をいいます。）又は登録内線回線（サで定める登録回線をいいます。）である場合

その契約者回線又はF T T H接続回線等に係る登録の抹消を行ったものとしす。

ケ 割引率逦増型選択料金制サービス I 利用者は、選択料金制サービスの利用を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を当社に通知してください。

コ 適用の対象となる一般自動通話等及び一般非自動通話等は、次の契約者回線（以下総じて「登録回線」といいます。）から発信されたものに限ります。

(ア) 甲種登録回線

割引率逦増型選択料金制サービス I に係る契約者回線及びその割引率逦増型選択料金制サービス I 利用者があらかじめ指定した契約者回線（割引率逦増型選択料金制サービス I 利用者名義のものに限ります。）

(イ) 乙種登録回線

割引率逦増型選択料金制サービス I 利用者と相互に業務上密接な関係にあることについて当社が別に定める基準に適合する第2種一般電話等契約者又は特定第1種一般電話契約者であって、シにより、その割引率逦増型選択料金制サービス I 利用者と共同して割引率逦増型選択料金制サービス I を利用することについて当社の承諾を受けた者の契約者回線（スに従い、その割引率逦増型選択料金制サービス I 利用者があらかじめ指定したのものに限ります。）

(ウ) 丙種登録回線

第2種一般電話等契約者（バーネットサービスの請求を承諾された者（以下「バーネット代表者」といいます。）である場合を除きます。）又は特定第1種一般電話契約者であって、シにより、次の条件を満たす割引率逦増型選択料金制サービス I 利用者と共同して割引率逦増型選択料金制サービス I 利用することについて当社の承諾を受けた者の契約者回線（スに従い、その割引率逦増型選択料金制サービス I 利用者があらかじめ指定したのものに限ります。）

① 電気通信事業者であること

② 電話サービス等に係る料金その他の債務の支払を怠るおそれがないこと等当社が別に定める基準に適合すること

③ イの際、当社が別に定める添付資料を提出すること

サ 適用の対象となる第2種内線自動通話等、バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等及びオフネット自動通話等（以下「第2種内線自動通話・通信等」といいます。）は、次の契約者回線（以下本表において総じて「登録内線回線」といいます。）又はF T T H接続回線等から発信され、かつ、その登録内線回線の電話等契約者が提供を受けているバーネットサービスに係るものに限ります。

(ア) 甲種登録内線回線

割引率逦増型選択料金制サービス I に係る契約者回線又はF T T H接続回線等がバーネット代表者に係る回線である場合における、そのバーネットサービスに係る閉域集団（第1種一般電話等契約のカテゴリー I 又は特定第1種一般電話契約若しくは第2種一般電話等契約のカテゴリーⅢに係る契約者回線から構成される集団をいいます。以下同じとします。）を構成する契約者回線（バーネット代表

者である割引率逦増型選択料金制サービスⅠ利用者があらかじめ指定したものに限ります。)又はF T T H接続回線等

(イ) 乙種登録内線回線

割引率逦増型選択料金制サービスⅠ利用者と相互に業務上密接な関係にあることについて当社が別に定める基準に適合するバーネット代表者であつて、シにより、その割引率逦増型選択料金制サービスⅠ利用者と共同して割引率逦増型選択料金制サービスⅠを利用することについて当社の承諾を受けた者の、バーネットサービスに係る閉城集団を構成する契約者回線(スに従い、その割引率逦増型選択料金制サービスⅠ利用者があらかじめ指定したものに限ります。)又はF T T H接続回線等

シ 割引率逦増型選択料金制サービスⅠ利用者と共同して割引率逦増型選択料金制サービスⅠを利用しようとする者(以下このシにおいて「請求者」といいます。)は、その旨をその割引率逦増型選択料金制サービスⅠ利用者を通じて当社に請求して下さい。当社は次のいずれかに該当する場合を除き、その請求を承諾します。

(ア) 請求者が電話サービス等に係る料金その他の債務の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき

(イ) 請求者がその請求に係る契約者回線又はF T T H接続回線等につき、重複して複数の選択料金制サービス(当社が別に定める選択料金制サービスを除きます。)を利用することとなるとき

(ウ) 請求者の通話等料金の明細情報が、割引率逦増型選択料金制サービスⅠ利用者に通知されることについて、請求者が承諾しないとき

(エ) その請求を承諾することにより当社の業務の遂行上又は技術上著しい支障があるとき

(注) このシの(イ)において規定する当社が別に定めるサービスは、国際通話を適用の対象としない選択料金制サービスとします。

ス 割引率逦増型選択料金制サービスⅠ利用者は、乙種登録回線、丙種登録回線及び乙種登録内線回線の指定を行うときは、シの請求と同時に行ってください。

セ 当社は、割引率逦増型選択料金制サービスⅠ利用者と共同して割引率逦増型選択料金制サービスⅠを利用する者(以下「割引率逦増型選択料金制サービスⅠ共同利用者」といいます。)が、第69条の規定により割引率逦増型選択料金制サービスⅠ共同利用者に係る電話等サービスの利用が停止されたときは、シの承諾を取り消します。

ソ 削除

タ 削除

チ 適用の対象となる第三者課金自動通話等は、割引率逦増型選択料金制サービスⅠ利用者の登録回線の契約者等がその登録回線を課金先として、提供を受けている第三者課金サービスに係るものに限ります。

ツ 適用の対象となる第3種料金着信払自動通話等は、その割引率逦増型選択料金制サービスⅠ利用者の登録回線の契約者等がその登録回線につき、第3種料金着信払自動通話等用番号の割り当てを受け、提供を受けているフリーコールサービスⅣに係るものに限ります。

テ 当社は、月間利用合計額に追加割引を行つて算定した額(以下「追加割引後合計額」といいます。)を割引率逦増型選択料金制サービスⅠ

利用者に一括して請求します。この場合において、割引率逡増型選択料金制サービス I 利用者は追加割引後合計額を一括して当社に支払ってください。

ト 当社は、テの一括請求の際に割引率逡増型選択料金制サービス I 共同利用者の通話等料金の明細情報を割引率逡増型選択料金制サービス I 利用者に通知します。

ナ 当社は、割引率逡増型選択料金制サービス I 利用者が追加割引後合計額を当社に一括して支払わないときは、その割引率逡増型選択料金制サービス I の利用を廃止します。この場合において、当社は第 88 条第 1 項及び第 2 項の規定に従い、その割引率逡増型選択料金制サービス I に係る通話等の通話等料金を、その支払義務者に請求します。

ニ 割引率逡増型選択料金制サービス I の利用の開始日は料金月の初日、利用の廃止日は料金月の末日（オ及びカの規定により、割引率逡増型選択料金制サービス I の利用が廃止されることとなる場合はこの限りではありません。）とします。

ヌ 割引率逡増型選択料金制サービス I 利用者は、割引率逡増型選択料金制サービス I に係る登録回線（登録回線に係る電話番号を含みます。）及び登録内線回線の登録の追加、抹消及び変更を請求しようとするときは、あらかじめ、その旨を当社に通知してください。この場合、追加及び変更を行う日は料金月の初日、抹消を行う日は料金月の末日とし、その通知日を含む料金月の翌料金月から適用します。

ネ 割引率逡増型選択料金制サービス I 共同利用者は、登録回線及び登録内線回線の登録の抹消を請求しようとするときは、あらかじめ、割引率逡増型選択料金制サービス I 利用者を通じて、その旨を当社に通知してください。この場合、追加及び変更を行う日は料金月の初日、抹消を行う日は料金月の末日とし、その通知日を含む料金月の翌料金月から適用します。

ノ 当社は、第 88 条第 3 項に規定する場合においては、同条同項の規定により算定する通話等料金の適用に当たって、その料金月以前に選択料金制サービスの適用を受けていたときは、その選択料金制サービスの適用がなかったものとみなします。

ハ 割引率逡増型選択料金制サービス I 定額料は月額とし、日割り計算は行いません。

ヒ 当社は、割引率逡増型選択料金制サービス I 利用者及びその割引率逡増型選択料金制サービス I に係る選択料金制サービス I 共同利用者（以下、このヒにおいて「選択料金制サービス利用者等」といいます。）の責めに帰することができない事由により、全ての選択料金制サービス利用者等が割引率逡増型選択料金制サービス I を使用することができなかった日（1 暦日を通して、割引率逡増型選択料金制サービス I を使用することができなかった日をいいます。以下このヒにおいて同じとします。）が生じたときは、その使用することができなかった日数に割引率逡増型選択料金制サービス I 定額料の月額の 30 分の 1 を乗じて得た額を、割引率逡増型選択料金制サービス I 利用者の請求により、減額又は返還します。

フ ヒの場合において、計算して得た額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げます。

ヘ 当社は追加割引後において料金返還その他の事由により 1 通話等毎

の通話等料金を算定する必要がある場合には、その月の追加割引後合計額を月間通話等料金合計額で除して得た値に、追加割引適用前の当該通話等の通話等料金を乗じて算定します。

ホ への場合において、計算して得た額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

マ 当社は、ヒに規定する料金返還の事由が発生した日から起算して6か月を経過したときは、その割引率逦増型選択料金制サービスⅠ定額料の減額又は返還の請求には応じません。

ミ 割引率逦増型選択料金制サービスⅠ利用者からの通知に基づいて、その契約者回線又はF T T H接続回線等に係る電話等契約を解除したとき、その割引率逦増型選択料金制サービスⅠの取扱いは終了したものとします。

ム 割引率逦増型選択料金制サービスⅠ利用者について、その電話番号が変更になったとき、その割引率逦増型選択料金制サービスⅠの取扱いは終了したものとします。

メ 割引率逦増型選択料金制サービスⅠ利用者について、当社が、その契約者回線に係る加入電話等契約が解除になったこと又はその電話番号等が変更になったことを知ったときは、割引率逦増型選択料金制サービスⅠ利用者からその契約者回線に係る割引率逦増型選択料金制サービスⅠを終了する通知があったものとして取扱います。

モ 割引率逦増型選択料金制サービスⅠ利用者について、最終利用日から連続する12料金月（料金表通則に規定する料金月をいいます。以下この条において同じとします。）の各料金月のいずれにおいても、割引率逦増型選択料金制サービスⅠに係る通話等が行われなかったとき、その割引率逦増型選択料金制サービスⅠの取扱いは終了したものとします。

備考

- 1 割引率逦増型選択料金制サービスⅠに係る登録回線を、他の割引率逦増型選択料金制サービスⅠに係る登録回線として重複して登録することはできません。
- 2 割引率逦増型選択料金制サービスⅠに係る登録回線を、異なる種類の選料金制サービスに係る登録回線として重複して登録することはできません。
- 3 割引率逦増型選択料金制サービスⅠに係る登録回線において、異なる種類の選料金制サービスを重複して利用することはできません。
- 4 第2種内線自動通話等を適用の対象とする選択料金制サービスに係る契約者回線又はF T T H接続回線等を、そのバーネット代表者である割引率逦増型選択料金制サービスⅠ利用者又はそのバーネットサービス代表者と相互に業務上密接な関係にある割引率逦増型選択料金制サービスⅠ利用者が割引率逦増型選択料金制サービスⅠの登録内線回線とした場合、その契約者回線又はF T T H接続回線等から発信される第2種内線自動通話・通信等については、割引率逦増型選択料金制サービスに係る通話等料金を適用します。

第 20 表 削除

第 21 表 削除

第 22 表 削除

第 23 表 削除

第 24 表 削除

第 25 表 削除

第 26 表 削除

第 27 表 削除

第 28 表 削除

第 29 表 削除

第 30 表 削除

第 31 表 削除

第 32 表 削除

第 33 表 削除

第 34 表 一定額利用型選択料金制サービス（商品名：KDDI 国際割引プランロング）

<p>一定額利用型 選択料金制サ ービス</p>	<p>ア 一定額利用型選択料金制サービスとは、次の(ア)に掲げる通話等（F T T H 接続回線等に係る一般自動通話等を除きます。以下本表及び別紙 2 において「国際自動通話等」といいます。）の通話等料金に別紙 2 に掲げる通話等料金を適用し、次の(ウ)に掲げる通話等（F T T H 接続回線等に係る一般自動通話等を除きます。）の通話等料金の 1 料金月における合計額（以下本表において「第 2 種月間合計額」といいます。）及び次の(エ)に掲げる通話等の通話等料金の 1 料金月における合計額（以下本表において「第 3 種月間合計額」といいます。）について、次の(オ)の表に定める割引を適用するサービスをいいます。</p> <p>(ア) 国際通話等（デジタル通信モード（64Kb/s）による総合デジタル通信を除きます。以下本表において同じとします。）における一般自動通話等（バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等及びオフネット自動通話等を除きます。以下本表において同じとします。）、第 3 種料金着信払自動通話等、第三者課金自動通話等、第 2 種内線自動通話等、バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等、オフネット自動通話等</p> <p>(イ) 削除</p> <p>(ウ) 海事衛星電話通話等及び携帯移動衛星電話通話等（デジタル通信モード（64Kb/s）による総合デジタル通信を除きます。）における、一般自動通話等及び第三者課金自動通話等並びに海事衛星通信サービス及び携帯移動衛星通信サービス契約約款に規定するクレジット自動通話</p> <p>(エ) 国際通話等（デジタル通信モード（64kb/s）による総合デジタル通信に限ります。）における一般自動通話等（バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等及びオフネット自動通話等を除きます。以下本表において同じとします。）、第 2 種内線自動通話等、バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等及びオフネット自動通話等</p> <p>(オ) 第 1 種月間合計額、第 2 種月間合計額及び第 3 種月間合計額から割引を行う額</p>						
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="400 1518 719 1563">区分</th> <th data-bbox="719 1518 1463 1563">料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="400 1563 719 1608">第 2 種月間合計額</td> <td data-bbox="719 1563 1463 1608">第 2 種月間合計額に 100 分の 57 を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1608 719 1648">第 3 種月間合計額</td> <td data-bbox="719 1608 1463 1648">第 3 種月間合計額に 100 分の 69 を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	料金額	第 2 種月間合計額	第 2 種月間合計額に 100 分の 57 を乗じて得た額	第 3 種月間合計額	第 3 種月間合計額に 100 分の 69 を乗じて得た額	<p>(注) 上表において、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p>
区分	料金額						
第 2 種月間合計額	第 2 種月間合計額に 100 分の 57 を乗じて得た額						
第 3 種月間合計額	第 3 種月間合計額に 100 分の 69 を乗じて得た額						
	<p>イ 当社は、第 2 種一般電話等契約者（カテゴリーⅢに係る第 2 種一般電話等契約に係る者に限ります。以下本表において同じとします。）又は付加機能限定電話契約者から請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、その請求を承諾し、一定額利用型選択料金制サービスを提供します。この場合、第 2 種一般電話等契約者又は付加機能限定電話契約者にはその契約者回線（カテゴリーⅢに係る第 2 種一般電話等契約に係るものに限ります。以下本表においてケ及び備考を除き、同じとします。）又は F T T H 接続回線等（付加機能限定電話サ</p>						

ービスに係るものに限ります。以下本表において同じとします。)1回線を、一定額利用型選択料金制サービスの契約に係る回線(以下本表において「一定額利用型選択料金制サービスに係る契約者回線」といいます。)として指定していただきます。

(ア) その請求をした電話等契約者が、電話サービス等に係る料金その他の債務の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(イ) 当社の業務の遂行上又は技術上著しい支障があるとき。

ウ イの規定により当社から一定額利用型選択料金制サービスの利用を承諾された電話等契約者(以下「一定額利用型選択料金制サービス利用者」といいます。)は、一定額利用型選択料金制サービスに係る契約者回線につき、異なる種類の選択料金制サービス(当社が別に定める選択料金制サービス除きます。以下本表において同じとします。)を重複して利用することはできません。

(注) このウに規定する当社が別に定める選択料金制サービスは、国際通話を適用の対象としない選択料金制サービス(第5表に規定するフレックスプラン(タイプⅡ)を除きます。)とします。

エ 当社は、イに規定する場合において、一定額利用型選択料金制サービス利用者が承諾しない場合を除いて、その一定額利用型選択料金制サービス利用者と相互に業務上密接な関係があることについて当社が別に定める基準に適合する他の一定額利用型選択料金制サービス利用者があるときは、それらを1の利用者群(以下「一定額利用型選択料金制サービス利用者群」といいます。)として取り扱います。

オ 第78条の規定により契約者回線又はF T T H接続回線等を使用できない場合は、当該契約者回線又はF T T H接続回線等から一定額利用型選択料金制サービスを利用することはできません。

カ 第69条の規定により一定額利用型選択料金制サービス利用者に係る電話サービス等の利用を停止されたときは、選択料金制サービスの利用を廃止したものとみなします。

キ 一定額利用型選択料金制サービス利用者は、第30条の規定により第2種一般電話等契約が解除されることによって、サで規定する一定額利用型選択料金制サービスに係る契約者回線が廃止されることとなる場合は、あらかじめ、その旨を当社に通知してください。

ク 当社は、キの場合において、サで規定する一定額利用型選択料金制サービスに係る登録回線が廃止されたにもかかわらずキに規定する通知がなされないときは、一定額利用型選択料金制サービスに係る登録回線であった契約者回線に係る通話等を、一定額利用型選択料金制サービスに係る通話等とみなして取り扱うことがあります。この場合において、その通知がなされるまでの一定額利用型選択料金制サービスの利用に係る料金(以下「一定額利用型選択料金制サービス定額料」といいます。)相当額及びその通話等の通話等料金の支払い義務については、第88条第1項及び第2項の規定を準用します。

ケ 一定額利用型選択料金制サービスの利用を承諾された契約者から、その契約者回線又はF T T H接続回線等について、異なる種類の選択料金制サービスの取扱いの請求があったときは、次のとおりとします。

(ア) その契約者回線又はF T T H接続回線等が一定額利用型選択料金制サービスに係る契約者回線又はF T T H接続回線等である場合

一定額利用型選択料金制サービスの利用を廃止したものとします。

(イ) その契約者回線又はF T T H接続回線等が一定額利用型選択料金制サービスに係る契約者回線又はF T T H接続回線等以外の登録回線（サで定める登録回線をいいます。）又は登録内線回線（シで定める登録回線をいいます。）である場合

その契約者回線又はF T T H接続回線等に係る登録の抹消を行ったものとします。

コ 一定額利用型選択料金制サービス利用者は、選択料金制サービスの利用を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を当社に通知してください。

サ 適用の対象となる一般自動通話等は、一定額利用型選択料金制サービス利用者名義のものであって、一定額利用型選択料金制サービスに係る契約者回線並びにその一定額利用型選択料金制サービス利用者があらかじめ指定した契約者回線及びカテゴリーⅢに係る特定第1種一般電話契約に係る移動体契約回線（以下本表において「登録回線」といいます。）から発信されたものに限ります。

シ 適用の対象となる第2種内線自動通話等、バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等及びオフネット自動通話等（以下本表において「第2種内線自動通話・通信等」といいます。）は、一定額利用型選択料金制サービスに係る契約者回線又はF T T H接続回線等がバーネット代表者に係る回線である場合に、そのバーネットサービスに係る閉域集団を構成する契約者回線、移動体契約回線（バーネット代表者である一定額利用型選択料金制サービス利用者があらかじめ指定したものに限ります。）又はF T T H接続回線等（以下本表において「登録内線回線」といいます。）から発信され、かつ、その登録内線回線の電話等契約者が提供を受けているバーネットサービスに係るものに限ります。

ス 削除

セ 適用の対象となる海事衛星通信サービス契約約款及び携帯移動衛星通信サービス契約約款に規定するクレジット自動通話等は、一定額利用型選択料金制サービス利用者の登録回線の第2種一般電話等契約者（以下本表において「契約者等」といいます。）がその登録回線を課金先として、締結している当社が別に定めるクレジットカードの利用に関する契約に係るものに限ります。

ソ 適用の対象となる第三者課金自動通話等は、一定額利用型選択料金制サービス利用者の登録回線の契約者等がその登録回線を課金先として、提供を受けている第三者課金サービスに係るものに限ります。

タ 適用の対象となる第3種料金着信払自動通話等は、一定額利用型選択料金制サービス利用者の登録回線の契約者等がその登録回線につき、第3種料金着信払自動通話等用番号を割り当てられ、提供を受けているフリーコールサービスⅣに係るものに限ります。

チ 当社は、1料金月における国際自動通話等の通話等料金に別紙2に掲げる通話等料金を適用した通話等料金の合計額と第2種月間合計額及び第3種月間合計額にアの(オ)の表に定める割引を行って算定した額との総合計額（以下本表において「割引後月間総合計額」といいます。）を一定額利用型選択料金制サービス利用者に一括して請求しま

す。この場合において、一定額利用型選択料金制サービス利用者は割引後月間総合計額を一括して当社に支払ってください。

ツ 一定額利用型選択料金制サービスの利用の開始日は、イに規定する請求を当社が承諾した際に通知する料金月の初日とし、利用の廃止日は料金月の末日（カ及びキの規定により、一定額利用型選択料金制サービスの利用が廃止されることとなる場合はこの限りではありません。）とします。

テ 当社は、一定額利用型選択料金制サービス利用者が割引後月間総合計額を当社に一括して支払わないときは、その一定額利用型選択料金制サービスの利用を廃止します。この場合において、当社は第 88 条第 1 項及び第 2 項の規定に従い、その一定額利用型選択料金制サービスに係る通話等の通話等料金を、その通話等料金の支払義務者に請求します。

ト 一定額利用型選択料金制サービス利用者は、一定額利用型選択料金制サービスに係る登録回線（登録回線の電話番号を含みます。）及び登録内線回線の登録の追加、抹消及び変更を請求しようとするときは、あらかじめ、その旨を当社に通知してください。この場合、追加及び変更を行う日は料金月の初日、抹消を行う日は料金月の末日（キの規定により、一定額利用型選択料金制サービスに係る登録回線が廃止されることとなる場合はこの限りではありません。）とし、その通知日を含む料金月の翌料金月から適用します。

ナ 当社は、第 88 条第 3 項に規定する場合においては、同条同項の規定により算定する通話等料金の適用に当たって、その料金月以前に選択料金制サービスの適用を受けていたときは、その選択料金制サービスの適用がなかったものとみなします。

ニ 一定額利用型選択料金制サービス定額料は、1 カ月を超える期間を計算の単位とする選択料金制サービス定額料におけるその単位期間（以下本表及び第 42 表（特定料金表の適用に係る選択料金制サービス）において「単位利用期間」といいます。）の額（以下本表において「単位利用期間額」といいます。）とし、日割り計算は行いません。なお、単位利用期間は、利用を開始した料金月の初日から 12 か月目（利用開始料金月から起算します。）の料金月の末日までの期間とし、これに引き続く各単位利用期間は直前の単位利用期間の末日の翌日からその日を含む料金月の 12 か月目（単位利用期間の開始料金月から起算します。）の料金月の末日までの期間とします。

ヌ 二の場合において、一定額利用型選択料金制サービス利用者群に係る単位利用期間は、当社が別に定める基準によるものとします。

ネ 当社は、一定額利用型選択料金制サービス定額料の単位利用期間額を、各単位利用期間の最後の料金月（単位利用期間の途中において一定額利用型選択料金制サービスの利用が廃止された場合には、利用の廃止日を含む料金月とします。

ただし、一定額利用型選択料金制サービス利用者群を構成する一定額利用型選択料金制サービス利用者に係る一定額利用型選択料金制サービス定額料の場合を除きます。）の翌月に、一定額利用額選択料金制サービス利用者に請求します。

ノ ネにかかわらず、当社は、各単位利用期間における割引後月間総合計額の累計額（以下本表において「期間合計額」といいます。）が 6 千

万円以上であるときは、その単位利用期間に係る単位利用期間額を請求しません。

ハ ノの場合において、一定額利用型選択料金制サービス利用者群に係る期間合計額は、その一定額利用型選択料金制サービス利用者群を構成する一定額利用型選択料金制サービス利用者の期間合計額の総合計額とします。

ヒ 当社は、一定額利用型選択料金制サービス利用者から請求があった場合は、その一定額利用型選択料金制サービス利用者に係る一定額利用型選択料金制サービス利用者群に関するノの適用について、その一定額利用型選択料金制サービス利用者に通知することがあります。

フ 当社は、一定額利用型選択料金制サービス利用者の責めに帰することができない事由により、一定額利用型選択料金制サービスを使用することができなかった日（1暦日を通して、一定額利用型選択料金制サービスを使用することができなかった日をいいます。以下このフにおいて同じとします。）が生じたときは、その使用することができなかった日数に一定額利用型選択料金制サービス定額料の単位利用期間額に365分の1を乗じて得た額を、一定額利用型選択料金制サービス利用者の請求により、減額又は返還します。ただし、ノの規定により単位利用期間額を請求しない場合を除きます。

ヘ フの場合において、計算して得た額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げます。

ホ 当社は、フに規定する料金返還の事由が発生した日から起算して6か月を経過したときは、一定額利用型選択料金制サービス定額料の減額又は返還の請求には応じません。

マ 一定額利用型選択料金制サービス定額料は、1の一定額利用型選択料金制サービスごとに単位利用期間額として、3,000,000円とします。

ミ マにかかわらず、一定額利用型選択料金制サービス利用者群を構成する一定額利用型選択料金制サービス利用者（単位利用期間の途中において一定額利用型選択料金制サービスの利用が廃止された場合を含みます。）に係る一定額利用型選択料金制サービス定額料は、単位利用期間額として、3,000,000円にその一定額利用型選択料金制サービス利用者の期間合計額を乗じて得た値を、その一定額利用型選択料金制サービス利用者群を構成する一定額利用型選択料金制サービス利用者の期間合計額の総合計額で除して得た額とします。

ム ミの場合において、計算して得た額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

メ 一定額利用型選択料金制サービス利用者からの通知に基づいて、その契約者回線又はF T T H接続回線等に係る電話等契約を解除したとき、その一定額利用型選択料金制サービスの取扱いは終了したものとします。

モ 一定額利用型選択料金制サービス利用者について、その電話番号が変更になったとき、その一定額利用型選択料金制サービスの取扱いは終了したものとします。

ヤ 一定額利用型選択料金制サービス利用者について、当社が、その契約者回線に係る加入電話等契約が解除になったこと又はその電話番号等が変更になったことを知ったときは、一定額利用型選択料金制サー

	<p>ビス利用者からその契約者回線に係る一定額利用型選択料金制サービスを終了する通知があったものとして取扱います。</p> <p>ユ 一定額利用型選択料金制サービス利用者について、最終利用日から連続する 12 料金月（料金表通則に規定する料金月をいいます。以下この条において同じとします。）の各料金月のいずれにおいても、一定額利用型選択料金制サービスに係る通話等が行われなかったとき、その一定額利用型選択料金制サービスの取扱いは終了したものとします。</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一定額利用型選択料金制サービスに係る登録回線を、他の一定額利用型選択料金制サービスに係る登録として重複して登録することはできません。 2 一定額利用型選択料金制サービスに係る登録回線を、異なる種類の選択料金制サービス及び統合変動型選択料金制サービスに係る登録回線として重複して登録することはできません。 3 一定額利用型選択料金制サービスに係る登録回線において、異なる種類の選択料金制サービスを重複して利用することはできません。 4 第2種内線自動通話等を適用の対象とする選択料金制サービスに係る契約者回線又はF T T H接続回線等を、そのバーネット代表者である一定額利用型選択料金制サービス利用者又はそのバーネット代表者と相互に業務上密接な関係にある一定額利用型選択料金制サービス利用者が一定額利用型選択料金制サービスの登録内線回線とした場合、その契約者回線又はF T T H接続回線等から発信される第2種内線自動通話・通信等については、一定額利用型選択料金制サービスに係る通話等料金を適用します。 	

第 35 表 特定国内通話等に係る国内国際統合割引率変動型選択料金制サービス（商品名：KDDIまる得割引）

特定国内通話等に係る国内国際統合割引率変動型選択料金制サービス	<p>ア 特定国内通話等に係る国内国際統合割引率変動型選択料金制サービス（以下「特定統合変動型選択料金制サービス」といいます。）とは、次表(ア)に規定する通話等（F T T H接続回線等に係る一般自動通話等を除きます。）の料金の1料金月における合計額（以下本表において「月間合計額」といいます。）について、次表(イ)に定める割引を適用するサービスをいいます。</p> <p>(ア) 割引対象通話等</p>	
	区分	割引対象通話等
	国際通話等	一般自動通話等（バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等及びオフネット自動通話等を除きます。）、第三者課金自動通話等、第2種内線自動通話等、バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等、オフネット自動通話等及び第3種料金着信払自動通話等
	海事衛星電話通話等及び携帯移動衛星電話通話等並びに海事衛星通信サービス契約約款等に規定する通話等（デジタル通信モード（64Kb/s）による総合デジタル通信を除きます。	一般自動通話等及び第三者課金自動通話等並びに海事衛星通信サービス契約約款及び携帯移動衛星通信サービス契約約款に規定するクレジット自動通話
<p>(イ) 月間合計額から割引を行う額（税抜額1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げます。）</p>		
月間合計額	割引額	
税抜額(税込額)		
5千円(5.5千円)以上3万円(3.3万円)未満のとき	月間合計額に100分の25を乗じて得た額	
3万円(3.3万円)以上20万円(22万円)未満のとき	月間合計額に100分の28を乗じて得た額	
20万円(22万円)以上のとき	月間合計額に100分の30を乗じて得た額	
<p>イ 当社は、第2種一般電話等契約者（カテゴリーⅢに係る第2種一般電話等契約に係る者に限ります。以下本表において同じとします。）又は付加機能限定電話契約者から請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、その請求を承諾し、特定統合変動型選択料金制サービスを提供します。この場合、第2種一般電話等契約者又は付加機能限定電話契約者にはその契約者回線（カテゴリーⅢに係る第2種一般電話等契約に係るもの）に限ります。以下本表においてク及び備考</p>		

を除き、同じとします。)又はF T T H接続回線等(付加機能限定電話サービスに係るものに限ります。以下本表において同じとします。)1回線を、特定統合変動型選択料金制サービスの契約に係る回線(以下本表において「特定統合変動型選択料金制サービスに係る契約者回線」といいます。)として指定していただきます。

(ア) その請求をした電話等契約者が、電話サービス等に係る料金その他の債務の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(イ) 当社の業務の遂行上又は技術上著しい支障があるとき。

(ウ) その請求をした電話等契約者が、その契約者回線又はF T T H接続回線等以外の契約者回線又はF T T H接続回線等について、特定統合変動型選択料金制サービスの提供を受けていないとき。

ウ イの規定により当社から特定統合変動型選択料金制サービスの利用を承諾された電話等契約者(以下「特定統合変動型選択料金制サービス利用者」といいます。)は、特定統合変動型選択料金制サービスに係る契約者回線につき、異なる種類の選択料金制サービス(当社が別に定める選択料金制サービスを除きます。以下本表において同じとします。)を重複して利用することはできません。

(注)このウに規定する当社が別に定める選択料金制サービスは、国際通話を適用の対象としない選択料金制サービスとします。

エ 第78条の規定により契約者回線又はF T T H接続回線等を使用できない場合は、当該契約者回線又はF T T H接続回線等から特定統合変動型選択料金制サービスを利用することはできません。

オ 第69条の規定により特定統合変動型選択料金制サービス利用者に係る電話サービス等の利用を停止されたときは、選択料金制サービスの利用を廃止したものとみなすことがあります。

カ 特定統合変動型選択料金制サービス利用者は、第30条の規定により第2種一般電話等契約が解除されることによって、コで規定する特定統合変動型選択料金制サービスに係る登録回線が廃止されることとなる場合は、あらかじめ、その旨を当社に通知してください。

キ 当社は、カの場合において、コで規定する特定統合変動型選択料金制サービスに係る登録回線が廃止されたにもかかわらず、カに規定する通知がなされないときは、特定統合変動型選択料金制サービスに係る登録回線であった契約者回線から発信された通話等を、特定統合変動型選択料金制サービスに係る通話等とみなして取り扱うことがあります。この場合において、その通知がなされるまでの特定統合変動型選択料金制サービスの利用に係る通話等の通話等料金の支払い義務については、第88条第1項及び第2項の規定を準用します。

ク 特定統合変動型選択料金制サービスの利用を承諾された契約者から、その契約者回線又はF T T H接続回線等について、異なる種類の選択料金制サービスの取扱いの請求があったときは、次のとおりとします。

(ア) その契約者回線又はF T T H接続回線等が特定統合変動型選択料金制サービスに係る契約者回線又はF T T H接続回線等である場合

特定統合変動型選択料金制サービスの利用を廃止したものとします。

(イ) その契約者回線又はF T T H接続回線等が特定統合変動型選択

料金制サービスに係る契約者回線又はF T T H接続回線等以外の登録回線（コで定める登録回線をいいます。）又は登録内線回線（サで定める登録回線をいいます。）である場合

その契約者回線又はF T T H接続回線等に係る登録の抹消を行ったものとしします。

ケ 特定統合変動型選択料金制サービス利用者は、選択料金制サービスの利用を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を当社に通知してください。

コ 適用の対象となる一般自動通話等（バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等及びオフネット自動通話等を利用して行われた通話等を除きます。）は、次の契約者回線又は移動体契約回線（以下本表において総じて「登録回線」といいます。）から発信されたものに限りします。

(ア) 甲種登録回線

特定統合変動型選択料金制サービスに係る契約者回線並びに特定統合変動型選択料金制サービス利用者名義のものであって、その特定統合変動型選択料金制サービス利用者があらかじめ指定した契約者回線及びカテゴリーⅢに係る特定第1種一般電話契約に係る移動体契約回線

(イ) 乙種登録回線

特定統合変動型選択料金制サービス利用者と相互に業務上密接な関係にあることについて当社が別に定める基準に適合する第2種一般電話等契約者及び特定第1種一般電話契約者であって、シにより、その特定統合変動型選択料金制サービス利用者と共同して特定統合変動型選択料金制サービスを利用することについて当社の承諾を受けた者の契約者回線又は及びカテゴリーⅢに係る特定第1種一般電話契約に係る移動体契約回線（スに従い、その特定統合変動型選択料金制サービス利用者があらかじめ指定したものに限りします。）

サ 適用の対象となる第2種内線自動通話等、バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等及びオフネット自動通話等（以下本表において「第2種内線自動通話等・通信等」といいます。）は、次の契約者回線、移動体契約回線又はF T T H接続回線等（以下本表において総じて「登録内線回線」といいます。）から発信され、かつ、その登録内線回線の電話等契約者が提供を受けているバーネットサービスに係るものに限りします。

(ア) 甲種登録内線回線

特定統合変動型選択料金制サービスに係る契約者回線又はF T T H接続回線等がバーネット代表者に係る回線である場合における、そのバーネットサービスに係る閉域集団を構成する契約者回線、移動体契約回線（バーネット代表者である特定統合変動型選択料金制サービス利用者があらかじめ指定したものに限りします。）又はF T T H接続回線等

(イ) 乙種登録内線回線

特定統合変動型選択料金制サービス利用者と相互に業務上密接な関係にあることについて当社が別に定める基準に適合するバーネット代表者であって、シにより、その特定統合変動型選択料金制サービス利用者と共同して特定統合変動型選択料金制サービスを利用す

ることについて当社の承諾を受けた者のバーネットサービスに係る閉域集団を構成する契約者回線、移動体契約回線（スに従い、その特定統合変動型選択料金制サービス利用者があらかじめ指定したものに限り、）又はF T T H接続回線等

シ 特定統合変動型選択料金制サービス利用者と共同して特定統合変動型選択料金制サービスを利用しようとする方（以下このシにおいて「請求者」といいます。）は、その旨をその特定統合変動型選択料金制サービス利用者を通じて当社に請求してください。当社は次のいずれかに該当する場合を除き、その請求を承諾します。

（ア） 請求者が電話サービス等に係る料金その他の債務の支払を怠り、又は怠るおそれがあるとき

（イ） 請求者がその請求に係る契約者回線又はF T T H接続回線等につき、重複して複数の選択料金制サービス（当社が別に定める選択料金制サービスを除きます。）を利用することとなる時

（ウ） 請求者の通話等料金の明細情報が、特定統合変動型選択料金制サービス利用者へ通知されることについて、請求者が承諾しないとき

（エ） その請求を承諾することにより当社の業務の遂行上又は技術上著しい支障があるとき

（注） このシの（イ）に規定する当社が別に定める選択料金制サービスは、国際通話を適用の対象としない選択料金制サービスとします。

ス 特定統合変動型選択料金制サービス利用者は、乙種登録回線及び乙種登録内線回線の指定を行うときは、シの請求と同時に行ってください。

セ 当社は、特定統合変動型選択料金制サービス利用者と共同して特定統合変動型選択料金制サービスを利用する者（以下「特定統合変動型選択料金制サービス共同利用者」といいます。）が、第 69 条の規定により特定統合変動型選択料金制サービス共同利用者に係る電話サービス等の利用が停止されたときは、シの承諾を取り消します。

ソ 削除

タ 削除

チ 適用の対象となる第三者課金自動通話等は、特定統合変動型選択料金制サービス利用者の登録回線の契約者等がその登録回線を課金先として、提供を受けている第三者課金サービスに係るものに限り、

ツ 適用の対象となる第 3 種料金着信払自動通話等は、特定統合変動型選択料金制サービス利用者の登録回線の契約者等がその登録回線につき、第 3 種料金着信払自動通話等用番号を割り当てを受け、提供を受けているフリーコールサービスⅣに係るものに限り、

テ 当社は、月間合計額に本表に定める割引を行って算定した額（以下本表において「割引適用後月間合計額」といいます。）を、特定統合変動型選択料金制サービス利用者へ一括して請求します。この場合において、特定統合変動型選択料金制サービス利用者は、割引適用後月間合計額を一括して当社に支払ってください。

ただし、特定統合変動型選択料金制サービス利用者が、当社が別に定める請求方法を選択するときは、この限りではありません。

ト 当社は、テの一括請求の際に特定統合変動型選択料金制サービス共同利用者の通話等料金の明細情報を特定統合変動型選択料金制サービス

ス利用者に通知します。

ナ 当社は、特定統合変動型選択料金制サービス利用者が割引適用後月間合計額を当社に一括して支払わないとき又は特定統合変動型選択料金制サービス共同利用者が割引適用後月間合計額を当社に支払わないときは、その特定統合変動型選択料金制サービスの利用を廃止します。この場合において、当社は第 88 条第 1 項及び第 2 項の規定に従い、その特定統合変動型選択料金制サービスに係る通話等の通話等料金を、その支払義務者に請求します。

ニ 特定統合変動型選択料金制サービスの利用の開始日は、イに規定する請求を当社が承諾した際に通知する料金月の初日とし、利用の廃止日は料金月の末日（オ及びカの規定により、特定統合変動型選択料金制サービスの利用が廃止されることとなる場合はこの限りではありません。）とします。

ヌ 特定統合変動型選択料金制サービス利用者は、特定統合変動型選択料金制サービスに係る登録回線及び登録内線回線の登録の追加、抹消及び変更を請求しようとするときは、あらかじめ、その旨を当社に通知してください。この場合、追加及び変更を行う日は料金月の初日、抹消を行う日は料金月の末日とし、その通知日を含む料金月の翌料金月から適用します。

ネ 特定統合変動型選択料金制サービス共同利用者は、その方に係る登録回線及び登録内線回線の登録の抹消を請求しようとするときは、あらかじめ、特定統合変動型選択料金制サービス利用者を通じて、その旨を当社に通知してください。この場合、抹消を行う日は料金月の末日とし、その通知日を含む料金月の翌料金月から適用します。

ノ ニ及びヌの場合当社は、その通知日を含む料金月の翌料金月からその追加、抹消及び変更を適用します。

ハ 当社は、第 88 条第 3 項に規定する場合には、同条同項の規定により得た額に正しく算定することができた通話等料金を加えた額を、月間合計額とみなして、特定統合変動型選択料金制サービスを適用するものとします。ただし、同条同項の規定により算定する額の適用に当たって、その料金月以前に選択料金制サービスの適用を受けていた場合においては、その選択料金制サービスの適用がなかったものとみなします。

ヒ 特定統合変動型選択料金制サービス利用者からの通知に基づいて、その契約者回線に係る電話等契約を解除したとき、その特定統合変動型選択料金制サービスの取扱いは終了したものとします。

フ 特定統合変動型選択料金制サービス利用者について、その電話番号が変更になったとき、その特定統合変動型選択料金制サービスの取扱いは終了したものとします。

ヘ 特定統合変動片料金制サービス利用者について、当社が、その契約者回線に係る加入電話等契約が解除になったこと又はその電話番号等が変更になったことを知ったときは、特定統合変動片料金制サービス利用者からその契約者回線に係る特定統合変動片料金制サービスを終了する通知があったものとして取扱います。

ホ 特定統合変動型選択料金制サービス利用者について、最終利用日から連続する 12 料金月（料金表通則に規定する料金月をいいます。以下この条において同じとします。）の各料金月のいずれにおいても、特

	<p>定統合変動型選択料金制サービスに係る通話等が行われなかったとき、その特定統合変動型選択料金制サービスの取扱いは終了したものとします。</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定統合変動型選択料金制サービスに係る登録回線を、他の特定統合変動型選択料金制サービスに係る登録回線として重複して登録することはできません。 2 特定統合変動型選択料金制サービスに係る登録回線を、異なる種類の選択料金制サービスに係る登録回線として重複して登録することはできません。 3 特定統合変動型選択料金制サービスに係る登録回線において、異なる種類の選択料金制サービスを重複して利用することはできません。 4 第2種内線自動通話等を適用の対象とする選択料金制サービスに係る契約者回線又はF T T H接続回線等を、そのバーネット代表者である特定統合変動型選択料金制サービス利用者又はそのバーネット代表者と相互に業務上密接な関係にある特定統合変動型選択料金制サービス利用者が特定統合変動型選択料金制サービスの登録内線回線とした場合、その契約者回線又はF T T H接続回線等から発信される第2種内線自動通話・通信等については、特定統合変動型選択料金制サービスに係る通話等料金を適用します。 	

第 36 表 削除

第 37 表 通信時間に応じて段階的に割引率を適用する選択料金制サービス（商品名：国際 I S D N 長時間割引サービス）

<p>通信時間に応じて段階的に割引率を適用する選択料金制サービス</p>	<p>ア 通信時間に応じて段階的に割引率を適用する選択料金制サービス（以下「長時間通信割引選択料金制サービス」といいます。）とは、1 のデジタル通信モード（64Kb/s）による国際通信に対して、その通信時間に応じて二に定める通信料を適用するサービスをいいます。</p> <p>イ 当社は、第 2 種一般電話等契約者（カテゴリーⅢに係る第 2 種一般電話等契約に係る者に限り、以下本表において同じとします。）から請求があったときは、次の何れかに該当する場合を除き、長時間通信割引選択料金制サービスを提供します。この場合、第 2 種一般電話等契約者にはその契約者回線（カテゴリーⅢに係る第 2 種一般電話等契約に係るもの）に限り、以下本表においてクを除き、同じとします。）1 回線を、長時間通信割引選択料金制サービスの契約に係る回線（以下「長時間通信割引選択料金制サービスに係る契約者回線」といいます。）として指定していただきます。</p> <p>（ア） その請求をした第 2 種一般電話等契約者が、電話サービス等に係る料金その他の債務の支払を怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>（イ） 当社の業務の遂行上又は技術上著しい支障があるとき。</p> <p>ウ 適用の対象となるデジタル通信モード（64Kb/s）による国際通信は、長時間通信割引選択料金制サービスに係る契約者回線並びにその長時間通信割引選択料金制サービス利用者があらかじめ指定した契約者回線（以下「登録回線等」といいます。）から発信されたものに限り、</p> <p>エ 長時間通信割引選択料金制サービス利用者は、第 78 条の規定により契約者回線を使用できない場合は、当該契約者回線から長時間通信割引選択料金制サービスを利用することはできません。</p> <p>オ エの場合において、長時間通信割引選択料金制サービス利用者が、複数の契約者回線を適用の対象とすることが可能な選択料金制サービス以外の選択料金制サービスの提供を受けているときは、当社がそのことを知ったときからその長時間通信割引選択料金制サービスを廃止したものとみなします。</p> <p>カ 第 69 条の規定により長時間通信割引選択料金制サービス利用者に係る電話サービス等の利用を停止されたときは、長時間通信割引選択料金制サービスを廃止したものとみなします。</p> <p>キ カの場合において、長時間通信割引選択料金制サービスに係る登録回線等が廃止されたにもかかわらず同項に規定する通知がなされないときは、その選択料金制サービスに係る登録回線等であった契約者回線から発信された通信を、長時間通信割引選択料金制サービスに係る通信とみなして取り扱うことがあります。この場合において、その通知がなされるまでの長時間通信割引選択料金制サービスの利用に係る料金（以下「長時間通信割引選択料金制サービス定額料」といいます。）相当額及びその通信の通信料の支払義務については、第 88 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用します。</p> <p>ク 長時間通信割引選択料金制サービスの利用を承諾された契約者から、その契約者回線について、異なる種類の選択料金制サービス（当社が別に定める選択料金制サービスに限り、）の取扱いの請求があ</p>
--------------------------------------	--

ったときは、次のとおりとします。

(ア) その契約者回線が長時間通信割引選択料金制サービスの契約に係る契約者回線である場合長時間通信割引型選択料金制サービスの利用を廃止したものとします

(イ) その契約者回線が長時間通信割引選択料金制サービスの契約に係る契約者回線以外の登録回線等である場合その契約者回線に係る登録の抹消を行ったものとします。

ケ 長時間通信割引選択料金制サービス利用者は、選択料金制サービスを廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を当社に通知してください。

コ 当社は、長時間通信割引選択料金制サービスに係るデジタル通信モード（64Kb/s）による国際通信の通信料を長時間通信割引選択料金制サービス利用者に一括して請求します。この場合において、長時間通信割引選択料金制サービス利用者は長時間通信割引選択料金制サービスに係るデジタル通信モード（64Kb/s）による国際通信の通信料を一括して当社に支払ってください。

サ 長時間通信割引選択料金制サービス利用者は、長時間通信割引選択料金制サービスに係る登録回線等の登録の追加、取消及び変更を請求しようとするときは、追加、抹消及び変更を行おうとする日の 10 日前までに、書面によりその旨を当社に通知してください。

シ 長時間通信割引選択料金制サービス定額料は 1 ヶ月を超える期間を計算の単位とする定額料における単位期間（以下「単位利用期間」といいます。）の額とし、日割り計算は行いません。なお、単位利用期間は、承諾書に記載された利用開始日からその日を含む月の翌々月末日までの期間とし、これに引き続く各単位利用期間は直前の単位利用期間の末日の翌日からその日を含む月の翌々月末日までの期間とします。

ス 当社は、長時間通信割引選択料金制サービス利用者の責めに帰することができない事由により、長時間通信割引選択料金制サービスを使用することができなかつた日（1 暦日を通して、長時間通信割引選択料金制サービスを使用することができなかつた日をいいます。以下本表において同じとします。）が生じたときは、その使用することができなかつた日数に長時間通信割引選択料金制サービス基本料の単位用期間額に 90 分の 1 を乗じて得た額を、長時間通信割引選択料金制サービス利用者の請求により、減額又は返還します。

セ スの場合において、計算して得た額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げます。当社は、スに規定する料金返還事由が発生した日から起算して 6 か月を超過したときは、その長時間通信割引選択料金制サービス基本料の減額又は返還の請求には応じません。

ソ 単位利用期間内に長時間通信割引選択料金制サービスの利用を廃止した場合であっても、長時間通信割引選択料金制サービス定額料の算定においてはシの単位利用期間が適用されます。

タ 当社は、第 88 条第 3 項に規定する場合においては、同条同項の規定により算出する額の適用に当たって、その料金月以外に選択料金制サービスの適用を受けていたときは、その選択料金制サービスの適用がなかつたものとみなします。

チ 長時間通信割引選択料金制サービス定額料は、1 の長時間通信割引

選択料金制サービスごとに単位利用期間額として、3,000円とします。

ツ 長時間通信割引選択料金制サービス利用者からの通知に基づいて、その契約者回線に係る電話等契約を解除したとき、その長時間通信割引選択料金制サービスの取扱いは終了したものとします。

テ 長時間通信割引選択料金制サービス利用者について、その電話番号が変更になったとき、その長時間通信割引選択料金制サービスの取扱いは終了したものとします。

ト 長時間通信割引選択料金制サービス利用者について、当社が、その契約者回線に係る加入電話等契約が解除になったこと又はその電話番号等が変更になったことを知ったときは、長時間通信割引選択料金制サービス利用者からその契約者回線に係る長時間通信割引選択料金制サービスを終了する通知があったものとして取扱います。

ナ 長時間通信割引選択料金制サービス利用者について、最終利用日から連続する12料金月（料金表通則に規定する料金月をいいます。以下この条において同じとします。）の各料金月のいずれにおいても、長時間通信割引選択料金制サービスに係る通話等が行われなかったとき、その長時間通信割引選択料金制サービスの取扱いは終了したものとします。

二 長時間通信割引選択料金制サービスを利用する場合の通信料

(ア) (イ)以外の場合

課金単位	64キロボット/秒の 第2種一般電話等契約（カテゴリーⅢに係るものに限ります。）に係るもの			
	最初の30秒まで	最初の30秒経過後30分までの6秒までごとに	最初の30分経過後60分までの6秒までごとに	最初の60分経過後6秒までごとに
区分				
アジア1	205	18	16	13
アジア2、アジア3、アジア4	219	18	16	13
アジア5、アジア6、アジア7、アジア8	219	19	17	14
アジア10、アジア11アジア12	285	36	32	27
アメリカ1、アメリカ2	205	18	16	13
アメリカ3	281	36	32	27
アメリカ5、アメリカ6、アメリカ7、アメリカ8	309	40	36	29
ヨーロッパ1、ヨーロッパ2、ヨーロッパ3、ヨー	252	28	25	20

ロツパ4、ヨーロツパ5				
オセアニア2	205	18	16	13
オセアニア3、オセアニア4	219	21	19	15
アフリカ1	309	40	36	29
<p>備考</p> <p>1 各区分に含まれる国又は地域は、長時間通信割引選択料金制サービスを利用しない場合のデジタル通信モード（64Kb/s）による国際通信（バーネットサービスに係るオンネットコール機能を利用して行われたものを除きます。）の通信料の適用に係る取扱地域（料金表別表2の（2）のア）に同じとします。</p> <p>2 バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われたデジタル通信モード（64Kb/s）による国際通信の通信料は、その通信をその通信以外のデジタル通信モード（64Kb/s）による国際通信（バーネットサービスに係るオンネットコール機能を利用して行われたものを除きます。）とみなした場合に適用される通信料に相当する額（1の通信ごとに計算します。）に100分の95を乗じて得た額（小数点以下の端数は四捨五入します。）とします。</p> <p>3 オフネット自動通話等（デジタル通信モード（64Kb/s）による国際通信に限ります。）の通信料は、その通信をその通信以外のデジタル通信モード（64Kb/s）による国際通信（バーネットサービスに係るオンネットコール機能を利用して行われたものを除きます。）とみなした場合に適用される通信料に相当する額（1の通信ごとに計算します。）に100分の98を乗じて得た額（小数点以下の端数は四捨五入します。）とします。</p> <p>(イ) バーネットサービスに係るオンネットコール機能を利用して行われた国際デジタル回線交換の取扱地域及び通信料</p> <p>① 取扱地域 当社が掲示する約款（料金表別表2の（2）のイ）において定めます。</p> <p>② 通信料 その通信を長時間割引選択料金制サービスに係る64キロビット／秒の国際デジタル回線交換（バーネットサービスに係るオンネットコール機能を利用して行われるものを除きます。）とみなした場合に適用される通信料に相当する額（1の通信ごとに計算します。）に100分の93を乗じて得た額（小数点以下の端数は四捨五入します。）</p>				

第 38 表 削除

第 39 表 全時間帯における確定電話番号等への通話等に係る月間累積通話等料金の割引の適用Ⅱ（商品名：だんぜんトークⅡDX）

全時間帯における確定電話番号等への通話等に係る月間累積通話等料金の割引の適用Ⅱ	<p>ア 当社は、第 1 種一般電話等契約者（カテゴリーⅠに係る第 1 種一般電話等契約に係る第 1 種一般電話等契約者であって料金明細内訳を記録している者に限ります。以下この表において同じとします。）であって通常電話サービス等（カテゴリーⅠに係る第 1 種一般電話等契約に係る通常電話サービス等に限ります。以下この表において同じとします。）の提供を受けている者又は特定第 1 種一般電話契約者（カテゴリーⅢに係る特定第 1 種一般電話契約に係る特定第 1 種一般電話契約者に限ります。以下この表において同じとします。）から請求があったときは、通常電話サービス等に係る 1 の契約者回線（S ネットサービスの提供を受けている契約者回線を除きます。）又は 1 の移動体契約回線（カテゴリーⅢに係る特定第 1 種一般電話契約に係るものに限ります。以下この表において同じとします。）ごとに、下表の定額料金の支払いがあることを条件に、全ての時間帯における下表の割引対象通話等の通話等料金（2（料金額）に規定する通話等料金とします。以下この表において同じとします。）を、料金月単位に累積し、その月間累積通話等料金の額から、その月間累積通話等料金の額に下表の割引率を乗じて得た額を割り引く取扱い（以下「スーパーセレクトプランⅢ」といいます。）を行います。</p> <p>ただし、その契約者回線（移動体契約回線を含みます。以下この表において同じとします。）について、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の取扱いを受けているときは、スーパーセレクトプランⅢの取扱いを受けることはできません。</p> <p>（注）当社が別に定める選択料金制サービスは、旧マンスリープラン、旧マンスリーパック、旧フレックスプラン、旧セレクトプラン、旧アカウントプラン、旧スーパーアカウントプラン、スーパーアカウントプラン、旧スーパーセレクトプラン、旧スーパーセレクトプランプラス及び国際通話を適用対象とする選択料金制サービス（Y プランを除きます。）とします。</p> <p>（ア） 定額料金の額</p>								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="414 1444 718 1512">区分</th> <th data-bbox="726 1444 1444 1512">定額料金の額 （1 契約者回線ごとに月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="414 1523 718 1601">スーパーセレクトプランⅢ</td> <td data-bbox="726 1523 1444 1601">税抜額 200 円(税込額 220 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>（イ） 割引対象通話等</p>	区分	定額料金の額 （1 契約者回線ごとに月額）	スーパーセレクトプランⅢ	税抜額 200 円(税込額 220 円)				
区分	定額料金の額 （1 契約者回線ごとに月額）								
スーパーセレクトプランⅢ	税抜額 200 円(税込額 220 円)								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="414 1668 718 1691">区分</th> <th data-bbox="726 1668 1444 1691">割引対象通話等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="414 1702 718 1814">第 1 種国内通話等</td> <td data-bbox="726 1702 1444 1814">区域内通話等、フリーコールサービスに係る通話等及び第 44 表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等を除く通話等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="414 1825 718 1892">第 2 種移動体着信通話等</td> <td data-bbox="726 1825 1444 1892">特定契約者回線に着信する通話等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="414 1904 718 2038">国際通話等（第 2 種一般電話等契約者に係る通話等を除きます。）</td> <td data-bbox="726 1904 1444 2038">一般自動通話等（バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等及びオフネット自動通話等を除きます。）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	割引対象通話等	第 1 種国内通話等	区域内通話等、フリーコールサービスに係る通話等及び第 44 表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等を除く通話等	第 2 種移動体着信通話等	特定契約者回線に着信する通話等	国際通話等（第 2 種一般電話等契約者に係る通話等を除きます。）	一般自動通話等（バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等及びオフネット自動通話等を除きます。）
区分	割引対象通話等								
第 1 種国内通話等	区域内通話等、フリーコールサービスに係る通話等及び第 44 表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等を除く通話等								
第 2 種移動体着信通話等	特定契約者回線に着信する通話等								
国際通話等（第 2 種一般電話等契約者に係る通話等を除きます。）	一般自動通話等（バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等及びオフネット自動通話等を除きます。）								

海事衛星電話通話等及び携帯移動衛星電話通話等並びに海事衛星通信サービス契約約款等に規定する通話等（デジタル通信モード（64Kb/s）による総合デジタル通信を除きます。）

一般自動通話等並びに海事衛星通信サービス契約約款に規定するクレジット自動通話及び携帯移動衛星通信サービス契約約款に規定するクレジット自動通話

(ウ) 割引率

区分	割引率
① 最上位の国内確定電話番号等（1の契約者回線から行う通話等の通話等料金を、その通話等の着信した電話番号等（以下「着信電話番号等」といいます。）ごとに料金月単位に累積し、その着信電話番号等ごとの月間累積通話等料金の額が大きい順（その着信電話番号等ごとの月間累積通話等料金の額が同じ場合は、当社が指定した順）の着信電話番号等をいいます。以下同じとします。）及び最上位の国際確定電話番号等（国際通話等に係る国内確定電話番号等に相当する外国側の番号をいいます。以下同じとします。）に係る部分	45.0%
② 第2順位の国内確定電話番号等及び第2順位の国際確定電話番号等に係る部分	35.0%
③ 第2種移動体着信通話等	5.0%
④ ①、②及び③以外の部分	25.0%

イ 当社は、1の料金月について、1のスーパーセレクトプランⅢに限り提供します。

ウ スーパーセレクトプランⅢの取扱いは、請求のあった日（請求のあった日に電話等契約の申込みに基づく電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日を請求のあった日とみなして取り扱います。）の属する料金月の翌料金月の初日（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、その次料金月以降においても、電話等契約者からスーパーセレクトプランⅢの取扱いの終了の申出がない限り、従前と同様の条件により、スーパーセレクトプランⅢの取扱いは継続するものとします。スーパーセレクトプランⅢの取扱いの終了の申出があった場合は、その申出のあった日の属する料金月の末日までの間、スーパーセレクトプランⅢの取扱いは継続するものとします。

エ 次の場合は、そのスーパーセレクトプランⅢの取扱いは終了したものとします。

- (ア) スーパーセレクトプランⅢの取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づいて、その第1種一般電話サービス等の区別の変更又はその利用する契約者回線等の変更を行ったとき。
- (イ) スーパーセレクトプランⅢの取扱いを受けている電話等契約者からの通知に基づいて、その電話等契約を解除したとき。
- (ウ) スーパーセレクトプランⅢの取扱いを受けている電話等契約者について、その電話番号等が変更になったとき。
- (エ) スーパーセレクトプランⅢの取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその電話等契約を解除したとき。
- (オ) スーパーセレクトプランⅢの取扱いを受けている電話等契約者から、その契約者回線について、Sネットサービスの利用の請求があったとき。
- (カ) スーパーセレクトプランⅢの取扱いを受けている電話等契約者から、その契約者回線について、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものに限り、）の取扱いの請求があったとき。
- (注) 当社が別に定める選択料金制サービスは、スーパーアカウントプラン、及び国際通話を適用対象とする選択料金制サービス（Yプランを除きます。）とします。
- (キ) スーパーセレクトプランⅢの取扱いを受けている電話等契約者について、最終利用日から連続する12料金月（料金表通則に規定する料金月をいいます。以下この条において同じとします。）の各料金月のいずれにおいても、スーパーセレクトプランⅢに係る通話等が行われなかったとき。
- (ク) セの取扱いを受けている契約者回線について、協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、当社の事業者識別番号の登録が市内通話を除く全ての通話等区分で解除されたことを当社が確認したとき（当該電話等契約者から特に継続の要請があった場合を除きます。）。
- オ スーパーセレクトプランⅢの取扱いを受けている電話等契約者は、1の料金月を通じて通話等を全く行わなかった場合においても、そのスーパーセレクトプランⅢに定額料金を支払っていただきます。
- ただし、この約款において、特段の規定がある場合は、その規定によるものとします。
- カ スーパーセレクトプランⅢの取扱いを受けている電話等契約者について、料金月の起算日の変更があった場合は、新たな料金月については、スーパーセレクトプランⅢの取扱いは行わないこととし、その料金月の翌料金月の初日から、従前と同様の条件により、スーパーセレクトプランⅢの取扱いを行うものとします。
- ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、新たな料金月の当社が指定する日から、従前と同様の条件により、スーパーセレクトプランⅢの取扱いを行うものとします。
- キ 次の場合において、1の料金月を通じて通話等を全く行うことができなかつたときは、その料金月以降については、スーパーセレクトプランⅢの取扱いは行わないこととし、次の(ア)又は(イ)の事由が解消した日の属する料金月の翌料金月の初日から、従前と同様の条件によ

り、スーパーセレクトプランⅢの取扱いを行うものとします。

ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、次の(ア)又は(イ)の事由が解消した日の属する料金月の当社が指定する日から、従前と同様の条件により、スーパーセレクトプランⅢの取扱いを行うものとします。

(ア) スーパーセレクトプランⅢの取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づいて、電話サービス等の利用の一時中断を行ったとき。

(イ) スーパーセレクトプランⅢの取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその電話サービス等の利用停止をしたとき。

ク スーパーセレクトプランⅢの取扱いを受けている電話等契約者の責めによらない理由により、電話サービス等が全く利用できない状態（当該電話等契約に係る電気通信設備による全ての通話等に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻以降の料金月に属する全ての日についてその状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月（1料金月の倍数である部分に限ります。）に対応する定額料金の支払いは要しないこととします。

ケ スーパーセレクトプランⅢの取扱いを受けている電話等契約者（特定第1種一般電話契約者を除きます。以下この表において同じとします。）であって、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるインターネット接続サービス（以下「インターネット接続サービス」といいます。）の提供を受けている者から請求があり、スーパーセレクトプランⅢに係る通話等料金とインターネット接続サービスに係る基本利用料との料金月単位での一括請求の取扱いを行っている場合において、スーパーセレクトプランⅢに係る電話等契約の契約名義とインターネット接続サービスに係る契約の契約名義が同一のときは、アの規定にかかわらず、スーパーセレクトプランⅢに係る定額料金の支払いは要しないこととします。

ただし、その料金月において、インターネット接続サービスに係る基本利用料が0円のときは、スーパーセレクトプランⅢに係る定額料金の支払いを要することとします。

コ 次の場合は、ケの取扱いは終了したものとします。

(ア) ケに係るインターネット接続サービスに係る契約の解除があったとき。

(イ) ケに係る電話等契約者の電話等契約の名義とインターネット接続サービスに係る名義が異なることとなったとき。

サ スーパーセレクトプランⅢの取扱いを受けている電話等契約者であって、特定移動体事業者の契約者から請求があり、次の各号に該当する場合は、ア又はケのただし書の規定にかかわらず、スーパーセレクトプランⅢに係る定額料金の支払いは要しないこととします。

(ア) スーパーセレクトプランⅢに係る電話等契約者と特定移動体事業者の電気通信サービスに係る契約者が同一（当社が別に定める場合を含みます。以下スにおいて同じとします。）であるとき。

(イ) その請求が、1の特定移動体事業者に係る契約につき1のスーパーセレクトプランⅢに係る契約者回線に係る請求であるとき。

- シ サの場合において、スーパーセレクトプランⅢに係る電話等契約者の契約名義と特定移動体事業者の電気通信サービスに係る契約の契約名義が異なるときは、スーパーセレクトプランⅢに係る電話等契約者は、当社がスーパーセレクトプランⅢの取り扱いを行うにあたり、必要な範囲で特定移動体事業者の契約者に係る情報の通知を受けることに関するその特定移動体事業者の契約者の同意書等を提出していただきます。
- ス 次の場合は、サの取扱いは終了したものとみなします。
- (ア) サに係る特定移動体事業者の電気通信サービスに係る契約の解除があったとき。
 - (イ) サに係る電話等契約者の電話等契約の名義と特定移動体事業者の電気通信サービスに係る契約の契約名義が同一でなくなったとき。
- セ スーパーセレクトプランⅢの取扱いを受けている契約者回線について、協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定の区分により、次の各号のいずれかの通話等区分（以下この表において「優先接続対象区分」といいます。）について当社の事業者識別番号を指定しているときは、ア又はケのただし書の規定にかかわらず、スーパーセレクトプランⅢに係る定額料金の支払いは要しないこととします。
- (ア) 市内通話、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話を指定したとき。
 - (イ) 市内通話、県内市外通話及び県間市外通話を指定したとき。
 - (ウ) 県内市外通話、県間市外通話及び国際通話を指定したとき。
 - (エ) 市内通信、県内市外通信、県間市外通信及び国際通信を指定したとき。
 - (オ) 市内通信、県内市外通信及び県間市外通信を指定したとき。
 - (カ) 県内市外通信、県間市外通信及び国際通信を指定したとき。
- ソ セの取扱いは、優先接続対象区分について当社の事業者識別番号を登録する旨の申込が行われたことを当社が確認した日（以下この表において「申込確認日」といいます。）の属する料金月の翌料金月の初日（申込確認日の属する料金月の翌料金月の初日にスーパーセレクトプランⅢの提供が開始されていない場合は、スーパーセレクトプランⅢの提供開始日）から適用します。
- ただし、申込確認日から相当期間経過後において、優先接続対象区分について当社の事業者識別番号が登録されていないときは、セの取扱いは終了したものとします。
- タ 当社は、優先接続対象区分について、当社の事業者識別番号の登録が解除されたことが確認できたときは、その確認ができた日の属する料金月の翌料金月の末日において、セの取扱いは終了したものとします。
- チ ケ、サ及びセに係るその他の取扱いは、スーパーセレクトプランⅢの取扱い（ウ又はカの取扱いに限ります。）に準じるものとします。
- ツ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- (注) スーパーセレクトプランⅢに係る月間累積通話等料金の額に一定

の割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則の規定にかかわらず、その端数は切り上げます。

テ スーパーセレクトプランⅢの取扱いを受けている電話等契約者について、当社が、その契約者回線に係る加入電話等契約が解除になったこと又はその電話番号等が変更になったことを知ったときは、スーパーセレクトプランⅢの取扱いを受けている電話等契約者からその契約者回線に係るスーパーセレクトプランⅢを終了する通知があったものとして取扱います。

第 40 表 削除

第 41 表 全時間帯における通話等の区分に応じて定まる割引の適用（商品名：まる得割引
ライト）

<p>全時間帯における通話等の区分に応じて定まる割引の適用</p>	<p>ア 当社は、第 1 種一般電話等契約者（カテゴリー I に係る第 1 種一般電話等契約に係る第 1 種一般電話等契約者であって料金明細内訳を記録している者に限ります。以下この表において同じとします。）であって通常電話サービス等（カテゴリー I に係る第 1 種一般電話等契約に係る通常電話サービス等に限ります。以下この表において同じとします。）の提供を受けている者から請求があったときは、通常電話サービス等に係る 1 の契約者回線（S ネットサービスの提供を受けている契約者回線を除きます。）ごとに、下表の定額料金の支払いがあることを条件に、全ての時間帯における下表の割引対象通話等の通話等料金（2（料金額）に規定する通話等料金とします。以下この表において同じとします。）を、料金月単位に累積し、その月間累積通話等料金の額（区域内通話等、特定契約者回線以外の契約者回線に着信する第 2 種移動体着信通話等及び第 44 表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等に係る月間累積通話等料金の額を含むものとし、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の適用による場合は、適用した後の額とします。以下このアにおいて「判定額」といいます。）が税抜額 1,000 円 以上の場合には、その月間累積通話等料金の額から、その月間累積通話等料金の額に下表の割引率を乗じて得た額を割り引く取扱い（以下「フレックスプランライト」といいます。）を行います。</p> <p>ただし、その請求を行った第 1 種一般電話等契約者がその契約者回線以外の契約者回線について、フレックスプランライトの提供を受けていないとき又はその契約者回線について、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の取扱いを受けているときは、フレックスプランライトの取扱いを受けることはできません。</p> <p>(注) 当社が別に定める選択料金制サービスは、旧マンスリープラン、旧マンスリーパック、旧フレックスプラン、旧セレクトプラン、旧アカウントプラン、旧スーパーアカウントプラン、スーパーアカウントプラン、旧スーパーセレクトプラン、旧スーパーセレクトプランプラス及び国際通話を適用対象とする選択料金制サービスとします。</p> <p>(ア) 定額料金の額</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="416 1529 711 1608">区分</th> <th data-bbox="719 1529 1455 1608">定額料金の額 (1 契約者回線ごとに月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="416 1608 711 1693">フレックスプラン ライト</td> <td data-bbox="719 1608 1455 1693">税抜額 200 円 (税込額 220 円)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	定額料金の額 (1 契約者回線ごとに月額)	フレックスプラン ライト	税抜額 200 円 (税込額 220 円)					
区分	定額料金の額 (1 契約者回線ごとに月額)								
フレックスプラン ライト	税抜額 200 円 (税込額 220 円)								
<p>(イ) 割引対象通話等</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="416 1731 711 1776">区分</th> <th data-bbox="719 1731 1455 1776">割引対象通話等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="416 1776 711 1899">第 1 種国内通話等</td> <td data-bbox="719 1776 1455 1899">区域内通話等、フリーコールサービスに係る通話等及び第 44 表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等を除く通話等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1899 711 1989">第 2 種移動体着信通話等</td> <td data-bbox="719 1899 1455 1989">特定契約者回線に着信する通話等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1989 711 2065">国際通話等（デジタル通信モード）</td> <td data-bbox="719 1989 1455 2065">一般自動通話等（バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自</td> </tr> </tbody> </table>	区分	割引対象通話等	第 1 種国内通話等	区域内通話等、フリーコールサービスに係る通話等及び第 44 表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等を除く通話等	第 2 種移動体着信通話等	特定契約者回線に着信する通話等	国際通話等（デジタル通信モード）	一般自動通話等（バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自
区分	割引対象通話等								
第 1 種国内通話等	区域内通話等、フリーコールサービスに係る通話等及び第 44 表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等を除く通話等								
第 2 種移動体着信通話等	特定契約者回線に着信する通話等								
国際通話等（デジタル通信モード）	一般自動通話等（バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自								

<p>(64Kb/s) による総合デジタル通信を除きます。以下この表において同じとします。)</p>	<p>動通話等及びオフネット自動通話等を除きます。)</p>												
<p>海事衛星電話通話等及び携帯移動衛星電話通話等(デジタル通信モード(64Kb/s)による総合デジタル通信を除きます。)</p>	<p>一般自動通話等並びに海事衛星通信サービス及び携帯移動衛星通信サービス契約約款に規定するクレジット自動通話</p>												
<p>(ウ) 割引率</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="416 696 1182 741">区分</th> <th data-bbox="1182 696 1447 741">割引率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="416 741 1182 786">県内通話等</td> <td data-bbox="1182 741 1447 786">40.0%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 786 1182 831">県間通話等</td> <td data-bbox="1182 786 1447 831">30.0%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 831 1182 909">国際通話等、海事衛星電話通話等及び携帯移動衛星電話通話等</td> <td data-bbox="1182 831 1447 909">30.0%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 909 1182 954">第2種移動体着信通話等</td> <td data-bbox="1182 909 1447 954">5.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="416 954 1447 1032">備考 第2種移動体着信通話等については、判定額にかかわらず、この表で定める割引率を適用します。</td> </tr> </tbody> </table>		区分	割引率	県内通話等	40.0%	県間通話等	30.0%	国際通話等、海事衛星電話通話等及び携帯移動衛星電話通話等	30.0%	第2種移動体着信通話等	5.0%	備考 第2種移動体着信通話等については、判定額にかかわらず、この表で定める割引率を適用します。	
区分	割引率												
県内通話等	40.0%												
県間通話等	30.0%												
国際通話等、海事衛星電話通話等及び携帯移動衛星電話通話等	30.0%												
第2種移動体着信通話等	5.0%												
備考 第2種移動体着信通話等については、判定額にかかわらず、この表で定める割引率を適用します。													
<p>イ 当社は、1の料金月について、1のスーパーセレクトプラン</p> <p>ウ フレックスプランライトの取扱いは、請求のあった日(請求のあった日に電話等契約の申込みに基づく電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日を請求のあった日とみなして取り扱います。)の属する料金月の翌料金月の初日(電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日)から開始することとし、その次料金月以降においても、電話等契約者からフレックスプランライトの取扱いの終了の申出がない限り、従前と同様の条件により、フレックスプランライトの取扱いは継続するものとします。フレックスプランライトの取扱いの終了の申出があった場合は、その申出のあった日の属する料金月の末日までの間、フレックスプランライトの取扱いは継続するものとします。</p> <p>エ 次の場合は、そのフレックスプランライトの取扱いは終了したものとします。</p> <p>(ア) フレックスプランライトの取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づいて、その第1種一般電話サービス等の区別の変更又はその利用する契約者回線等の変更を行ったとき。</p> <p>(イ) フレックスプランライトの取扱いを受けている電話等契約者からの通知に基づいて、その電話等契約を解除したとき。</p> <p>(ウ) フレックスプランライトの取扱いを受けている電話等契約者について、その電話番号等が変更になったとき。</p> <p>(エ) フレックスプランライトの取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその電話等契約を解除したとき。</p> <p>(オ) フレックスプランライトの取扱いを受けている電話等契約者か</p>													

ら、その契約者回線について、Sネットサービスの利用の請求があったとき。

(カ) フレックスプランライトの取扱いを受けている電話等契約者から、その契約者回線について、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の取扱いの請求があったとき。

(注) 当社が別に定める選択料金制サービスは、旧マンスリープラン、旧マンスリーパック、旧フレックスプラン、旧セレクトプラン、旧アカウントプラン、旧スーパーアカウントプラン、スーパーアカウントプラン、旧スーパーセレクトプラン、旧スーパーセレクトプランプラス及び国際通話を適用対象とする選択料金制サービスとします。

(キ) フレックスプランライトの取扱いを受けている電話等契約者について、最終利用日から連続する12料金月（料金表通則に規定する料金月をいいます。以下この条において同じとします。）の各料金月のいずれにおいても、フレックスプランライトに係る通話等が行われなかったとき。

(ク) ケの取扱いを受けている契約者回線について、協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、市内通話を除く全ての通話等区分について当社の事業者識別番号の指定が解除されたことを当社が確認したとき（その電話等契約者から特に継続の要請があった場合を除きます。）。

オ フレックスプランライトの取扱いを受けている電話等契約者は、1の料金月を通じて通話等を全く行わなかった場合においても、そのフレックスプランライトの定額料金を支払っていただきます。

ただし、この約款において、特段の規定がある場合は、その規定によるものとします。

カ フレックスプランライトの取扱いを受けている電話等契約者について、料金月の起算日の変更があった場合は、新たな料金月については、フレックスプランライトの取扱いは行わないこととし、その料金月の翌料金月の初日から、従前と同様の条件により、フレックスプランライトの取扱いを行うものとします。

ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、新たな料金月の当社が指定する日から、従前と同様の条件により、フレックスプランライトの取扱いを行うものとします。

キ 次の場合において、1の料金月を通じて通話等を全く行うことができなかったときは、その料金月以降については、フレックスプランライトの取扱いは行わないこととし、次の(ア)又は(イ)の事由が解消した日の属する料金月の翌料金月の初日から、従前と同様の条件により、フレックスプランライトの取扱いを行うものとします。

ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、次の(ア)又は(イ)の事由が解消した日の属する料金月の当社が指定する日から、従前と同様の条件により、フレックスプランライトの取扱いを行うものとします。

(ア) フレックスプランライトの取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づいて、電話サービス等の利用の一時中断を行ったと

き。

(イ) フレックスプランライトの取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその電話サービス等の利用停止をしたとき。

ク フレックスプランライトの取扱いを受けている電話等契約者の責めによらない理由により、電話サービス等が全く利用できない状態（当該電話等契約に係る電気通信設備による全ての通話等に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻以降の料金月に属する全ての日についてその状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月（1料金月の倍数である部分に限ります。）に対応する定額料金の支払いは要しないこととします。

ケ フレックスプランライトの取扱いを受けている契約者回線について、協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定の区分により、次の各号のいずれかの通話等区分（以下この表において「優先接続対象区分」といいます。）について当社の事業者識別番号を指定しているときは、アの規定にかかわらず、フレックスプランライトに係る定額料金の支払いは要しないこととします。

(ア) 市内通話、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話を指定したとき。

(イ) 市内通話、県内市外通話及び県間市外通話を指定したとき。

(ウ) 県内市外通話、県間市外通話及び国際通話を指定したとき。

(エ) 市内通信、県内市外通信、県間市外通信及び国際通信を指定したとき。

(オ) 市内通信、県内市外通信及び県間市外通信を指定したとき。

(カ) 県内市外通信、県間市外通信及び国際通信を指定したとき。

コ ケの取扱いは、優先接続対象区分について当社の事業者識別番号を登録する旨の申込が行われたことを当社が確認した日（以下この表において「申込確認日」といいます。）の属する料金月の翌料金月の初日（申込確認日の属する料金月の翌料金月の初日にフレックスプランライトの提供が開始されていない場合は、フレックスプランライトの提供開始日）から適用します。

ただし、申込確認日から相当期間経過後において、優先接続対象区分について当社の事業者識別番号が登録されていないときは、ケの取扱いは終了したものとします。

サ 当社は、優先接続対象区分について、当社の事業者識別番号の登録が解除されたことが確認できたときは、その確認ができた日の属する料金月の翌料金月の末日において、ケの取扱いは終了したものとします。

シ ケに係るその他の取扱いは、フレックスプランライトの取扱い（ウ又はカの取扱いに限ります。）に準じるものとします。

ス 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

セ フレックスプランライトの取扱いを受けている電話等契約者について、当社が、その契約者回線に係る加入電話等契約が解除になったこと又はその電話番号等が変更になったことを知ったときは、フレックスプランライトの取扱いを受けている電話等契約者からその契約者回

	<p>線に係るフレックスプランライトを終了する通知があったものとして取扱います。</p> <p>(注) フレックスプランライトに係る月間累積通話等料金の額に一定の割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則の規定にかかわらず、その端数は切り上げます。</p>
--	--

第 42-1 表 特定料金表の適用に係る選択料金制サービス（商品名：国際まる得割引サービス）

<p>特定料金表の適用に係る選択料金制サービス</p>	<p>ア 特定料金表の適用に係る選択料金制サービス（以下「特定料金選択料金制サービス」といいます。）とは、次の(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)の総合計額（以下本表において「割引後月間総合計額」といいます。）に応じて、次の(オ)の①に掲げる通話等（F T T H接続回線等に係る一般自動通話等を除きます。以下本表及び別紙 3 において「国際自動通話等」といいます。）の通話等料金に次の(カ)の表に規定する料金額を適用し、次の(オ)の③（F T T H接続回線等に係る一般自動通話等を除きます。）に掲げる通話等の通話等料金の 1 料金月における合計額（以下本表において「第 2 種月間合計額」といいます。）及び次の(オ)の④に掲げる通話等の通話等料金の 1 料金月における合計額（以下本表において「第 3 種月間合計額」といいます。）について、次の(カ)の表に定める割引を適用するサービスをいいます。</p> <p>(ア) 国際自動通話等の通話等料金に別紙 3 に掲げる通話等料金を適用した通話等料金の 1 料金月における合計額</p> <p>(イ) 削除</p> <p>(ウ) 第 2 種月間合計額から、当該第 2 種月間合計額に 100 分の 57 を乗じて得た額（1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げた額とします。）を割り引いた額</p> <p>(エ) 第 3 種月間合計額から、当該第 3 種月間合計額に 100 分の 71 を乗じて得た額（1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げた額とします。）を割り引いた額</p> <p>(オ)</p> <p>① 国際通話等（デジタル通信モード（64Kb/s）による総合デジタル通信を除きます。以下本表において同じとします。）における一般自動通話等（バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等及びオフネット自動通話等を除きます。以下本表において同じとします。）、第 3 種料金着信払自動通話等、第三者課金自動通話等、第 2 種内線自動通話等、バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等、オフネット自動通話等</p> <p>② 削除</p> <p>③ 海事衛星電話通話等及び携帯移動衛星電話通話等（デジタル通信モード（64Kb/s）による総合デジタル通信を除きます。）における、一般自動通話等及び第三者課金自動通話等並びに海事衛星通信サービス及び携帯移動衛星通信サービス契約約款に規定するクレジット自動通話</p> <p>④ 国際通話等（デジタル通信モード（64kb/s）による総合デジタル通信に限ります。）における一般自動通話等（バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等及びオフネット自動通話等を除きます。以下本表において同じとします。）、第 2 種内線自動通話等、バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等及びオフネット自動通話等</p> <p>(カ)</p>
-----------------------------	--

割引後月間総合計額 (税抜額)	料金額	割引額 (税抜額)
100万円以上の場合	別紙3に掲げる料金額	第2種月間合計額に100分の57を乗じて得た額及び第3種月間合計額に100分の71を乗じて得た額の合計額
100万円に満たない場合	料金表第2(通話等料金)2(料金額)の料金額	0円

イ 当社は、第2種一般電話等契約者(カテゴリーⅢに係る第2種一般電話等契約に係る者に限ります。以下本表において同じとします。)又は付加機能限定電話契約者から請求があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、その請求を承諾し、特定料金選択料金制サービスを提供します。この場合、第2種一般電話等契約者又は付加機能限定電話契約者にはその契約者回線(カテゴリーⅢに係る第2種一般電話等契約に係るものに限ります。以下本表においてク及び備考を除き、同じとします。)又はF T T H接続回線等(付加機能限定電話サービスに係るものに限ります。以下本表において同じとします。)1回線を、特定料金選択料金制サービスの契約に係る回線(以下本表において「特定料金選択料金制サービスに係る契約者回線」といいます。)として指定していただきます。

(ア) その請求をした電話等契約者が、次の何れかに該当する者であるとき。

- ① 1以上の単位利用期間、一定額利用型選択料金制サービス利用者であった者。
- ② ①に該当する者と相互に業務上密接な関係があることについて当社が別に定める基準に適合する者。
- ③ その請求をした日を含む料金月の前12料金月において、その契約者に係る契約者回線、カテゴリーⅢに係る特定第1種一般電話契約に係る移動体契約回線及びF T T H接続回線等に係る通話等(アの(オ)の①、②、③又は④に掲げる通話等に限り、)の通話等料金の合計額(当社へ支払われた金額に限り、)が、6千万円以上となる者。

(イ) その請求をした電話等契約者が、電話サービス等に係る料金その他の債務の支払いを怠り、又は怠るおそれがないとき。

(ウ) 当社の業務の遂行上又は技術上著しい支障がないとき。

ウ イの規定により当社から特定料金選択料金制サービスの利用を承諾された電話等契約者(以下「特定料金選択料金制サービス利用者」といいます。)は、特定料金選択料金制サービスに係る契約者回線につき、異なる種類の選択料金制サービス(当社が別に定める選択料金制サービス除きます。以下本表において同じとします。)を重複して利用することはできません。

(注) このウに規定する当社が別に定める選択料金制サービスは、国際通話を適用の対象としない選択料金制サービス(第5表に規定す

るフレックスプラン（タイプⅡ）を除きます。）とします。

エ 第 78 条の規定により契約者回線又は F T T H 接続回線等を使用できない場合は、当該契約者回線又は F T T H 接続回線等から特定料金選択料金制サービスを利用することはできません。

オ 第 69 条の規定により特定料金選択料金制サービス利用者に係る電話サービス等の利用を停止されたときは、選択料金制サービスの利用を廃止したものとみなします。

カ 特定料金選択料金制サービス利用者は、第 30 条の規定により第 2 種一般電話等契約が解除されることによって、コで規定する特定料金選択料金制サービスに係る契約者回線が廃止されることとなる場合は、あらかじめ、その旨を当社に通知してください。

キ 当社は、カの場合において、コで規定する特定料金選択料金制サービスに係る登録回線が廃止されたにもかかわらずカに規定する通知がなされないときは、特定料金選択料金制サービスに係る登録回線であった契約者回線に係る通話等を、特定料金選択料金制サービスに係る通話等とみなして取り扱うことがあります。

この場合において、その通知がなされるまでの通話等の通話等料金の支払い義務については、第 88 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用します。

ク 特定料金選択料金制サービスの利用を承諾された契約者から、その契約者回線又は F T T H 接続回線等について、異なる種類の選択料金制サービス（当社が別に定める選択料金制サービスに限ります。）の取扱いの請求があったときは、特定料金選択料金制サービスの利用を廃止したものとします。

ケ 特定料金選択料金制サービス利用者は、選択料金制サービスの利用を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を当社に通知してください。

コ 適用の対象となる一般自動通話等は、特定料金選択料金制サービス利用者名義のものであって、特定料金選択料金制サービスに係る契約者回線並びにその特定料金選択料金制サービス利用者があらかじめ指定した契約者回線及びカテゴリⅢに係る特定第 1 種一般電話契約に係る移動体契約回線（以下本表において「登録回線」といいます。）から発信されたものに限ります。

サ 適用の対象となる第 2 種内線自動通話等、バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等及びオフネット自動通話等（以下本表において「第 2 種内線自動通話・通信等」といいます。）は、特定料金選択料金制サービスに係る契約者回線又は F T T H 接続回線等がバーネット代表者に係る回線である場合に、そのバーネットサービスに係る閉域集団を構成する契約者回線、移動体契約回線（バーネット代表者である特定料金選択料金制サービス利用者があらかじめ指定したのものに限ります。）又は F T T H 接続回線等（以下本表において「登録内線回線」といいます。）から発信され、かつ、その登録内線回線の電話等契約者が提供を受けているバーネットサービスに係るものに限ります。

シ 削除

ス 適用の対象となる海事衛星通信サービス契約約款及び携帯移動衛星通信サービス契約約款に規定するクレジット自動通話等は、特定料金

選択料金制サービス利用者の登録回線の第2種一般電話等契約者（以下本表において「契約者等」といいます。）がその登録回線を課金先として、締結している当社が別に定めるクレジットカードの利用に関する契約に係るものに限ります。

セ 適用の対象となる第三者課金自動通話等は、特定料金選択料金制サービス利用者の登録回線の契約者等がその登録回線を課金先として、提供を受けている第三者課金サービスに係るものに限ります。

ソ 適用の対象となる第3種料金着信払自動通話等は、特定料金選択料金制サービス利用者の登録回線の契約者等がその登録回線につき、第3種料金着信払自動通話等用番号を割り当てられ、提供を受けているフリーコールサービスⅣに係るものに限ります。

タ 当社は、割引後月間総合計額が税抜額 100 万円以上の場合には、割引後月間総合計額を、又、割引後月間総合計額が税抜額 100 万円に満たない場合には、国際自動通話等の通話等料金に、料金表第2（通話等料金）2（料金額）の料金額を適用した通話等料金の1料金月における合計額とアの（オ）の②、③及び④に掲げる通話等の通話等料金の1料金月における合計額との総合計額（以下このタにおいて「割引非適用総合計額」といいます。）を特定料金選択料金制サービス利用者に一括して請求します。この場合において、特定料金選択料金制サービス利用者は割引後月間総合計額又は割引非適用総合計額を一括して当社に支払ってください。

チ 特定料金選択料金制サービスの利用の開始日は、イに規定する請求を当社が承諾した際に通知する料金月の初日とし、利用の廃止日は料金月の末日（オ及びカの規定により、特定料金選択料金制サービスの利用が廃止されることとなる場合はこの限りではありません。）とします。

ツ 当社は、特定料金選択料金制サービス利用者が割引後月間総合計額又は割引非適用総合計額を当社に一括して支払わないときは、その特定料金選択料金制サービスの利用を廃止します。この場合において、当社は第88条第1項及び第2項の規定に従い、その特定料金選択料金制サービスに係る通話等の通話等料金を、その通話等料金の支払義務者に請求します。

テ 特定料金選択料金制サービス利用者は、特定料金選択料金制サービスに係る登録回線（登録回線の電話番号を含みます。）及び登録内線回線の登録の追加、抹消及び変更を請求しようとするときは、あらかじめ、その旨を当社に通知してください。この場合、追加及び変更を行う日は料金月の初日、抹消を行う日は料金月の末日（カの規定により、特定料金選択料金制サービスに係る登録回線が廃止されることとなる場合はこの限りではありません。）とし、その通知日を含む料金月の翌料金月から適用します。

ト 当社は、第88条第3項に規定する場合においては、同条同項の規定により算定する通話等料金の適用に当たって、その料金月以前に選択料金制サービスの適用を受けていたときは、その選択料金制サービスの適用がなかったものとみなします。

ナ 特定料金選択料金制サービス利用者からの通知に基づいて、その契約者回線に係る電話等契約を解除したとき、その特定料金選択料金制サービスの取扱いは終了したものとします。

	<p>ニ 特定料金選択料金制サービス利用者について、その電話番号が変更になったとき、その特定料金選択料金制サービスの取扱いは終了したものとします。</p> <p>ヌ 特定料金選択料金制サービス利用者について、当社が、その契約者回線に係る加入電話等契約が解除になったこと又はその電話番号等が変更になったことを知ったときは、特定料金選択料金制サービス利用者からその契約者回線に係る特定料金選択料金制サービスを終了する通知があったものとして取扱います。</p> <p>ネ 特定料金選択料金制サービス利用者について、最終利用日から連続する12料金月（料金表通則に規定する料金月をいいます。以下この条において同じとします。）の各料金月のいずれにおいても、特定料金選択料金制サービスに係る通話等が行われなかったとき。</p>
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定料金選択料金制サービスに係る登録回線を、他の特定料金選択料金制サービスに係る登録として重複して登録することはできません。 2 特定料金選択料金制サービスに係る登録回線を、異なる種類の選択料金制サービス及び統合変動型選択料金制サービスに係る登録回線として重複して登録することはできません。 3 特定料金選択料金制サービスに係る登録回線において、異なる種類の選択料金制サービスを重複して利用することはできません。 4 第2種内線自動通話等を適用の対象とする選択料金制サービスに係る契約者回線又はF T T H接続回線等を、そのバーネット代表者である特定料金選択料金制サービス利用者又はそのバーネット代表者と相互に業務上密接な関係にある特定料金選択料金制サービス利用者が特定料金選択料金制サービスの登録内線回線とした場合、その契約者回線又はF T T H接続回線等から発信される第2種内線自動通話・通信等については、特定料金選択料金制サービスに係る通話等料金を適用します。

第 42-2 表 特定料金表の適用に係る選択料金制サービス（タイプ 2）（商品名：国際まる得割引プラン I）

特定料金表の適用に係る選択料金制サービス（タイプ 2）	<p>ア 特定料金表の適用に係る選択料金制サービス（タイプ 2）（以下「特定料金選択料金制サービスⅡ」といいます。）とは、次の(ア)の①に掲げる通話等（F T T H 接続回線等に係る一般自動通話等を除きます。以下本表及び別紙 4 において「国際自動通話等」といいます。）の通話等料金に別紙 4 に掲げる通話等料金を適用した通話等料金の 1 料金月における合計額と次の(ア)の③に掲げる通話等（F T T H 接続回線等に係る一般自動通話等を除きます。）の通話等料金の 1 料金月における合計額との総合計額（以下本表において「月間総合計額」といいます。）について、次の(イ)に定める割引を適用するサービスをいいます。</p> <p>(ア)</p> <p>① 国際通話等（デジタル通信モード（64Kb/s）による総合デジタル通信を除きます。以下本表において同じとします。）における一般自動通話等（バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等及びオフネット自動通話等を除きます。以下本表において同じとします。）、第 3 種料金着信払自動通話等、第三者課金自動通話等、第 2 種内線自動通話等、バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等、オフネット自動通話等</p> <p>② 削除</p> <p>③ 海事衛星電話通話等及び携帯移動衛星電話通話等（デジタル通信モード（64Kb/s）による総合デジタル通信を除きます。）における、一般自動通話等及び第三者課金自動通話等並びに海事衛星通信サービス及び携帯移動衛星通信サービス契約約款に規定するクレジット自動通話</p> <p>(イ) 月間総合計額から割引を行う額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">月間総合計額</th> <th style="text-align: center;">割引額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10 万円を超え 30 万円までの部分</td> <td>左欄の料金に 100 分の 35 を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>30 万円を超え 60 万円までの部分</td> <td>左欄の料金に 100 分の 40 を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>60 万円を超え 100 万円までの部分</td> <td>左欄の料金に 100 分の 45 を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>100 万円を超える部分</td> <td>左欄の料金に 100 分の 47 を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 当社は、第 2 種一般電話等契約者（カテゴリーⅢに係る第 2 種一般電話等契約に係る者に限ります。以下本表において同じとします。）又は付加機能限定電話契約者から請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、その請求を承諾し、特定料金選択料金制サービスⅡを提供します。この場合、第 2 種一般電話等契約者又は付加機能限定電話契約者にはその契約者回線（カテゴリーⅢに係る第 2 種一般電話等契約に係るもの）に限ります。以下本表においてク及び備考を除き、同じとします。）又は F T T H 接続回線等（付加機能限定電話サービスに係るもの）に限ります。以下本表において同じとします。）1 回線</p>	月間総合計額	割引額	10 万円を超え 30 万円までの部分	左欄の料金に 100 分の 35 を乗じて得た額	30 万円を超え 60 万円までの部分	左欄の料金に 100 分の 40 を乗じて得た額	60 万円を超え 100 万円までの部分	左欄の料金に 100 分の 45 を乗じて得た額	100 万円を超える部分	左欄の料金に 100 分の 47 を乗じて得た額
月間総合計額	割引額										
10 万円を超え 30 万円までの部分	左欄の料金に 100 分の 35 を乗じて得た額										
30 万円を超え 60 万円までの部分	左欄の料金に 100 分の 40 を乗じて得た額										
60 万円を超え 100 万円までの部分	左欄の料金に 100 分の 45 を乗じて得た額										
100 万円を超える部分	左欄の料金に 100 分の 47 を乗じて得た額										

を、特定料金選択料金制サービスⅡの契約に係る回線（以下本表において「特定料金選択料金制サービスⅡに係る契約者回線」といいます。）として指定していただきます。

(ア) その請求をした電話等契約者が、電話サービス等に係る料金その他の債務の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(イ) 当社の業務の遂行上又は技術上著しい支障があるとき。

ウ イの規定により当社から特定料金選択料金制サービスⅡの利用を承諾された電話等契約者（以下「特定料金選択料金制サービスⅡ利用者」といいます。）は、特定料金選択料金制サービスⅡに係る契約者回線又はF T T H接続回線等につき、異なる種類の選択料金制サービス（当社が別に定める選択料金制サービスを除きます。以下本表において同じとします。）を重複して利用することはできません。

(注) このウに規定する当社が別に定める選択料金制サービスは、国際通話を適用の対象としない選択料金制サービス（第5表に規定するフレックスプラン（タイプⅡ）を除きます。）とします。

エ 第78条の規定により契約者回線又はF T T H接続回線等を使用できない場合は、当該契約者回線又はF T T H接続回線等から特定料金選択料金制サービスⅡを利用することはできません。

オ 第69条の規定により特定料金選択料金制サービスⅡ利用者に係る電話サービス等の利用を停止されたときは、選択料金制サービスの利用を廃止したものとみなすことがあります。

カ 特定料金選択料金制サービスⅡ利用者は、第30条の規定により第2種一般電話等契約が解除されることによって、コで規定する特定料金選択料金制サービスⅡに係る登録回線が廃止されることとなる場合は、あらかじめ、その旨を当社に通知してください。

キ 当社は、カの場合において、コで規定する特定料金選択料金制サービスⅡに係る登録回線が廃止されたにもかかわらず、カに規定する通知がなされないときは、特定料金選択料金制サービスⅡに係る登録回線であった契約者回線から発信された通話等を、特定料金選択料金制サービスⅡに係る通話等とみなして取り扱うことがあります。この場合において、その通知がなされるまでの特定料金選択料金制サービスⅡの利用に係る通話等の通話等料金の支払い義務については、第88条第1項及び第2項の規定を準用します。

ク 特定料金選択料金制サービスⅡの利用を承諾された契約者から、その契約者回線又はF T T H接続回線等について、異なる種類の選択料金制サービス（当社が別に定める選択料金制サービスに限ります。）の取扱いの請求があったときは、特定料金選択料金制サービスⅡの利用を廃止したものとします。

ケ 特定料金選択料金制サービスⅡ利用者は、選択料金制サービスの利用を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を当社に通知してください。

コ 適用の対象となる一般自動通話等（バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等及びオフネット自動通話等を利用して行われた通話等を除きます。）及び一般非自動通話等は、次の契約者回線又は移動体契約回線（以下本表において総じて「登録回線」といいます。）から発信されたものに限りま

(ア) 甲種登録回線

特定料金選択料金制サービスⅡに係る契約者回線並びにその特定料金選択料金制サービスⅡ利用者があらかじめ指定した契約者回線及びカテゴリⅢに係る特定第1種一般電話契約に係る移動体契約回線（同一の特定料金選択料金制サービスⅡ利用者に係る名義であって、同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内にあるものに限ります。）

(イ) 乙種登録回線

特定料金選択料金制サービスⅡ利用者と相互に業務上密接な関係にあることについて当社が別に定める基準に適合する第2種一般電話等契約者及び特定第1種一般電話契約者であって、シにより、その特定料金選択料金制サービスⅡ利用者と共同して特定料金選択料金制サービスⅡを利用することについて当社の承諾を受けた者の契約者回線又は及びカテゴリⅢに係る特定第1種一般電話契約に係る移動体契約回線（同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内にあるものであって、スに従い、その特定料金選択料金制サービスⅡ利用者があらかじめ指定したものに限りま

サ 適用の対象となる第2種内線自動通話等、バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等及びオフネット自動通話等（以下本表において「第2種内線自動通話等・通信等」といいます。）は、次の契約者回線、移動体契約回線又はF T T H接続回線等（以下本表において総じて「登録内線回線」といいます。）から発信され、かつ、その登録内線回線の電話等契約者が提供を受けているバーネットサービスに係るものに限ります。

(ア) 甲種登録内線回線

特定料金選択料金制サービスⅡに係る契約者回線又はF T T H接続回線等がバーネット代表者に係る回線である場合における、そのバーネットサービスに係る閉域集団を構成する契約者回線、移動体契約回線（同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内にあるものであって、バーネット代表者である特定料金選択料金制サービスⅡ利用者があらかじめ指定したものに限りま

(イ) 乙種登録内線回線

特定料金選択料金制サービスⅡ利用者と相互に業務上密接な関係にあることについて当社が別に定める基準に適合するバーネット代表者であって、シにより、その特定料金選択料金制サービスⅡ利用者と共同して特定料金選択料金制サービスⅡを利用することについて当社の承諾を受けた者のバーネットサービスに係る閉域集団を構成する契約者回線、移動体契約回線（同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内にあるものであって、スに従い、その特定料金選択料金制サービスⅡ利用者があらかじめ指定したものに限りま

シ 特定料金選択料金制サービスⅡ利用者と共同して特定料金選択料金制サービスⅡを利用しようとする者（以下このシにおいて「請求者」といいます。）は、その旨をその特定料金選択料金制サービスⅡ利用者（以下このシにおいて単に「特定料金選択料金制サービスⅡ利用者」といいます。）を通じて当社に請求してください。当社は次のいずれかに該当する場合を除き、その請求を承諾します。

- (ア) 請求者が電話サービス等に係る料金その他の債務の支払を怠り、又は怠るおそれがあるとき
- (イ) 請求者がその請求に係る契約者回線又はF T T H接続回線等につき、重複して複数の選択料金制サービス（当社が別に定める選択料金制サービスを除きます。）を利用することとなる時
- (ウ) 請求者の通話等料金の明細情報が、特定料金選択料金制サービスⅡ利用者に通知されることについて、請求者が承諾しないとき
- (エ) その請求を承諾することにより当社の業務の遂行上又は技術上著しい支障があるとき

ス 特定料金選択料金制サービスⅡ利用者は、乙種登録回線及び乙種登録内線回線の指定を行うときは、シの請求と同時に行ってください。

セ 当社は、特定料金選択料金制サービスⅡ利用者と共同して特定料金選択料金制サービスⅡを利用する者（以下「特定料金選択料金制サービスⅡ共同利用者」といいます。）が、第 69 条の規定により特定料金選択料金制サービスⅡ共同利用者に係る電話サービス等の利用が停止されたときは、シの承諾を取り消します。

ソ 削除

タ 削除

チ 適用の対象となる第三者課金自動通話等は、特定料金選択料金制サービスⅡ利用者の登録回線の契約者等がその登録回線を課金先として、提供を受けている第三者課金サービスに係るものに限ります。

ツ 適用の対象となる第 3 種料金着信払自動通話等は、特定料金選択料金制サービスⅡ利用者の登録回線の契約者等がその登録回線につき、第 3 種料金着信払自動通話等用番号の割り当てを受け、提供を受けているフリーコールサービスⅣに係るものに限ります。

テ 当社は、月間総合計額に本表に定める割引を行って算定した額（以下本表において「割引適用後月間合計額」といいます。）を、特定料金選択料金制サービスⅡ利用者に一括して請求します。この場合において、特定料金選択料金制サービスⅡ利用者は、割引適用後月間合計額を一括して当社に支払ってください。ただし、特定料金選択料金制サービスⅡ利用者が、当社が別に定める請求方法を選択するときは、この限りではありません。

ト 当社は、テの一括請求の際に特定料金選択料金制サービスⅡ共同利用者の通話等料金の明細情報を特定料金選択料金制サービスⅡ利用者に通知します。

ナ 当社は、特定料金選択料金制サービスⅡ利用者が割引適用後月間合計額を当社に一括して支払わないとき又は特定料金選択料金制サービスⅡ共同利用者が割引適用後月間合計額を当社に支払わないときは、その特定料金選択料金制サービスⅡの利用を廃止します。この場合において、当社は第 88 条第 1 項及び第 2 項の規定に従い、その特定料金選択料金制サービスⅡに係る通話等の通話等料金を、その支払義務者に請求します。

ニ 特定料金選択料金制サービスⅡの利用の開始日は、イに規定する請求を当社が承諾した際に通知する料金月の初日とし、利用の廃止日は料金月の末日（オ及びカの規定により、特定料金選択料金制サービスⅡの利用が廃止されることとなる場合はこの限りではありません。）とします。

- ヌ 特定料金選択料金制サービスⅡ利用者は、特定料金選択料金制サービスⅡに係る登録回線及び登録内線回線の登録の追加、抹消及び変更を請求しようとするときは、あらかじめ、その旨を当社に通知してください。この場合、追加及び変更を行う日は料金月の初日、抹消を行う日は料金月の末日とし、その通知日を含む料金月の翌料金月から適用します。
- ネ 特定料金選択料金制サービスⅡ共同利用者は、その方に係る登録回線及び登録内線回線の登録の抹消を請求しようとするときは、あらかじめ、特定料金選択料金制サービスⅡ利用者を通じて、その旨を当社に通知してください。この場合、追加及び変更を行う日は料金月の初日、抹消を行う日は料金月の末日とし、その通知日を含む料金月の翌料金月から適用します。
- ノ ニ及びヌの場合当社は、その通知日を含む料金月の翌料金月からその追加、抹消及び変更を適用します。
- ハ 当社は、第 88 条第 3 項に規定する場合においては、同条同項の規定により得た額に正しく算定することができた通話等料金を加えた額を、月間総合計額とみなして、特定料金選択料金制サービスⅡを適用するものとします。ただし、同条同項の規定により算定する額の適用に当たって、その料金月以前に選択料金制サービスの適用を受けていた場合においては、その選択料金制サービスの適用がなかったものとみなします。
- ヒ 特定料金選択料金制サービスⅡ利用者からの通知に基づいて、その契約者回線に係る電話等契約を解除したとき、その特定料金選択料金制サービスⅡの取扱いは終了したものとします。
- フ 特定料金選択料金制サービスⅡ利用者について、その電話番号が変更になったとき、その特定料金選択料金制サービスⅡの取扱いは終了したものとします。
- ヘ 特定料金選択料金制サービスⅡ利用者について、当社が、その契約者回線に係る加入電話等契約が解除になったこと又はその電話番号等が変更になったことを知ったときは、特定料金選択料金制サービスⅡ利用者からその契約者回線に係る特定料金選択料金制サービスⅡを終了する通知があったものとして取扱います。
- ホ 特定料金選択料金制サービスⅡ利用者について、最終利用日から連続する 12 料金月（料金表通則に規定する料金月をいいます。以下この条において同じとします。）の各料金月のいずれにおいても、特定料金選択料金制サービスⅡに係る通話等が行われなかったとき。

備考

- 1 特定料金選択料金制サービスⅡに係る登録回線を、他の特定料金選択料金制サービスⅡに係る登録回線として重複して登録することはできません。
- 2 特定料金選択料金制サービスⅡに係る登録回線を、異なる種類の選択料金制サービスに係る登録回線として重複して登録することはできません。
- 3 特定料金選択料金制サービスⅡに係る登録回線において、異なる種類の選択料金制サービスを重複して利用することはできません。
- 4 第 2 種内線自動通話等を適用の対象とする選択料金制サービスに係る契約者回線を、そのバーネット代表者である特定料金選択料金制サービスⅡ利用者又はそのバーネット代表者と相互に業務上密接な関係にある特定料金選択料金制サービスⅡ利用者

が特定料金選択料金制サービスⅡの登録内線回線とした場合、その契約者回線から発信される第2種内線自動通話・通信等については、特定料金選択料金制サービスⅡに係る通話等料金を適用します。

第 42-3 表 特定料金表の適用に係る選択料金制サービス（タイプ 3）（商品名：国際まる得割引プランⅡ）

<p>定料金表の適用に係る選択料金制サービス（タイプ 3）</p>	<p>ア 当社は、第 2 種一般電話等契約者（カテゴリーⅢに係る第 2 種一般電話等契約又はカテゴリーⅢに係る特定第 1 種一般電話契約に係る第 1 種一般電話等契約者であって、料金明細内訳を記録している者に限ります。以下この表において同じとします。）又は付加機能限定電話契約者から請求があったときは、下表の割引対象回線により構成される回線群ごとに、その回線群に係る全ての時間帯における下表の割引対象通話等（F T T H 接続回線等に係る一般自動通話等を除きます。以下本表において同じとします。）の通話等料金（下表の割引対象通話等のうち、国際自動通話等については別紙 5 に規定する通話等料金、それ以外の通話等については 2（料金額）に規定する通話等料金とします。）を料金月単位に累積し、その月間累積通話等料金の額から、その月間累積通話等料金の額に応じて定まる下表の割引額を割り引く取扱い（以下「特定料金選択料金制サービスⅢ」といいます。）を行います。ただし、その他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の取扱いを受けている契約者回線又は F T T H 接続回線等については、特定料金選択料金制サービスⅢの取扱いを受けることはできません。</p>						
<p>（ア） 割引対象回線</p>							
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="406 985 718 1030">区分</th> <th data-bbox="718 985 1452 1030">割引対象回線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="406 1030 718 1276">契約者回線（移動体契約回線を含みます。以下この表において同じとします。）</td> <td data-bbox="718 1030 1452 1276">第 1 種一般電話サービス等（カテゴリーⅢに係る特定第 1 種一般電話契約に係るものに限ります。以下この表において同じとします。）及び第 2 種一般電話サービス等（カテゴリーⅢに係る第 2 種一般電話等契約に係るものに限ります。以下この表において同じとします。）に係るもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="406 1276 718 1355">F T T H 接続回線等</td> <td data-bbox="718 1276 1452 1355">付加機能限定電話サービス</td> </tr> </tbody> </table>	区分	割引対象回線	契約者回線（移動体契約回線を含みます。以下この表において同じとします。）	第 1 種一般電話サービス等（カテゴリーⅢに係る特定第 1 種一般電話契約に係るものに限ります。以下この表において同じとします。）及び第 2 種一般電話サービス等（カテゴリーⅢに係る第 2 種一般電話等契約に係るものに限ります。以下この表において同じとします。）に係るもの	F T T H 接続回線等	付加機能限定電話サービス	
区分	割引対象回線						
契約者回線（移動体契約回線を含みます。以下この表において同じとします。）	第 1 種一般電話サービス等（カテゴリーⅢに係る特定第 1 種一般電話契約に係るものに限ります。以下この表において同じとします。）及び第 2 種一般電話サービス等（カテゴリーⅢに係る第 2 種一般電話等契約に係るものに限ります。以下この表において同じとします。）に係るもの						
F T T H 接続回線等	付加機能限定電話サービス						
<p>備考 当社は、第 2 種一般電話等サービスに係るものであって、バーネットサービスに係る閉域集団を構成する契約者回線については、閉域集団を代表する電話サービス等の契約者名義の契約者回線とみなして取り扱います。</p>							
<p>（イ） 割引対象通話等</p>							
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="406 1556 718 1601">区分</th> <th data-bbox="718 1556 1452 1601">割引対象通話等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="406 1601 718 2060">国際自動通話等</td> <td data-bbox="718 1601 1452 2060">国際通話等（デジタル通信モード（64Kb/s）による総合デジタル通信を除きます。以下本表において同じとします。）における一般自動通話等（バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等及びオフネット自動通話等を除きます。以下本表において同じとします。）、第 3 種料金着信払自動通話等、第三者課金自動通話等、第 2 種内線自動通話等、バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等及びオフネット自動通話等</td> </tr> </tbody> </table>	区分	割引対象通話等	国際自動通話等	国際通話等（デジタル通信モード（64Kb/s）による総合デジタル通信を除きます。以下本表において同じとします。）における一般自動通話等（バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等及びオフネット自動通話等を除きます。以下本表において同じとします。）、第 3 種料金着信払自動通話等、第三者課金自動通話等、第 2 種内線自動通話等、バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等及びオフネット自動通話等			
区分	割引対象通話等						
国際自動通話等	国際通話等（デジタル通信モード（64Kb/s）による総合デジタル通信を除きます。以下本表において同じとします。）における一般自動通話等（バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等及びオフネット自動通話等を除きます。以下本表において同じとします。）、第 3 種料金着信払自動通話等、第三者課金自動通話等、第 2 種内線自動通話等、バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等及びオフネット自動通話等						

第2種割引対象通話等	海事衛星電話通話等及び携帯移動衛星電話通話等（デジタル通信モード（64Kb/s）による総合デジタル通信を除きます。）における、一般自動通話等及び第三者課金自動通話等並びに海事衛星通信サービス及び携帯移動衛星通信サービス契約約款に規定するクレジット自動通話
第3種割引対象通話等	国際通話等（デジタル通信モード（64kb/s）による総合デジタル通信に限ります。）における一般自動通話等（バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等及びオフネット自動通話等を除きます。以下本表において同じとします。）、第2種内線自動通話等、バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等及びオフネット自動通話等
(ウ) 割引額	
① ②以外の場合	
月間累積通話等料金の額から割引を行う額	
区分	割引額
月間累積通話等料金の額が100万円以上200万円未満の場合	国際自動通話等の通話等料金（別紙5に規定する通話等料金とします。）の1料金月における合計額（以下このアにおいて「第1種月間合計額」といいます。）に100分の50を乗じて得た料金額、第2種割引対象通話等の通話等料金（2（料金額）に規定する通話等料金とします。）の1料金月における合計額（以下このアにおいて「第3種月間合計額」といいます。）に100分の50を乗じて得た額及び第3種割引対象通話等の通話等料金（2（料金額）に規定する通話等料金とします。）の1料金月における合計額（以下このアにおいて「第4種月間合計額」といいます。）に100分の57を乗じて得た額の合計額
月間累積通話等料金の額が200万円以上500万円未満の場合	第2種月間合計額に100分の52を乗じて得た額、第3種月間合計額に100分の52を乗じて得た額及び第4種月間合計額に100分の59を乗じて得た額の合計額
月間累積通話等料金の額が500万円以上の場合	第2種月間合計額に100分の54を乗じて得た額、第3種月間合計額に100分の52を乗じて得た額及び第4種月間合計額に100分の61を乗じて得た額の合計額
② この選択料金制サービスに係る通話等の通話等料金の1料金月における合計額（この選択料金制サービスの適用前の額とします。）の過去6料金月の合計額が1,000万円以上であったことを当社が確認した場合	
月間累積通話等料金の額から割引を行う額	
区分	割引額

月間累積通話等料金の額が 100 万円以上 200 万円未満の場合	第 2 種月間合計額に 100 分の 50 を乗じて得た額、第 3 種月間合計額に 100 分の 50 を乗じて得た額及び第 4 種月間合計額に 100 分の 57 を乗じて得た額の合計額
月間累積通話等料金の額が 200 万円以上 500 万円未満の場合	第 2 種月間合計額に 100 分の 60 を乗じて得た額、第 3 種月間合計額に 100 分の 55 を乗じて得た額及び第 4 種月間合計額に 100 分の 67 を乗じて得た額の合計額
月間累積通話等料金の額が 500 万円以上の場合	第 2 種月間合計額に 100 分の 62 を乗じて得た額、第 3 種月間合計額に 100 分の 57 を乗じて得た額及び第 4 種月間合計額に 100 分の 69 を乗じて得た額の合計額

イ 特定料金選択料金制サービスⅢ回線群（アの回線群をいいます。以下同じとします。）は、同一の群を構成するものとして電話等契約者から申出のあった契約者回線又は F T T H 接続回線等であって、次の条件を満たすものにより構成されるものとします。

ただし、移動体契約回線のみでの特定料金選択料金制サービスⅢ回線群を構成することはできません。

（ア） 1 の電話等契約者に係る契約者回線又は F T T H 接続回線等により特定料金選択料金制サービスⅢ回線群を構成する場合

① その電話等契約の名義が当該電話等契約者の本人名義のものであること。

② 当該契約者回線又は F T T H 接続回線等が同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内にあること（当社が別に定める場合を除きます。）。

（イ） 2 以上の電話等契約者に係る契約者回線又は F T T H 接続回線等により特定料金選択料金制サービスⅢ回線群を構成する場合

① その電話等契約の名義が相互に業務上密接な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合するものであること。

② 特定料金選択料金制サービスⅢ回線群を構成することについて同意している電話等契約者に係るものであること。

③ 1 の電話等契約者に係る契約者回線又は F T T H 接続回線等が同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内にあること（当社が別に定める場合を除きます。）。

ウ 特定料金選択料金制サービスⅢの取扱いを受けようとする電話等契約者は、特定料金選択料金制サービスⅢ回線群を構成する契約者回線（移動体契約回線を除きます。）又は F T T H 接続回線等に係る電話等契約者であって、特定料金選択料金制サービスⅢに係る通話等料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがない者を代表者（1 以上の者とします。）として定め、その代表者（以下「特定料金選択料金制サービスⅢ代表者」といいます。）を通じて特定料金選択料金制サービスⅢの取扱いの請求をしていただきます。特定料金選択料金制サービスⅢの取扱いの終了の申出の場合も同様とします。

ただし、イの（ア）に係る特定料金選択料金制サービスⅢ回線群については、この限りではありません。

エ 電話等契約者は、特定料金選択料金制サービスⅢ代表者を変更する

ときは、そのことを、速やかに当社に届出いただきます。この場合において、変更後の特定料金選択料金制サービスⅢ代表者は、ウの条件を満たす者であることを要します。

オ 当社は、特定料金選択料金制サービスⅢに係る通話等料金その他の債務については、特定料金選択料金制サービスⅢ回線群（イの（イ）に係る特定料金選択料金制サービスⅢ回線群については、特定料金選択料金制サービスⅢ回線群のうち、その特定料金選択料金制サービスⅢ代表者に係る契約者回線又はF T T H接続回線等）ごと一括して、その特定料金選択料金制サービスⅢ回線群に係る電話等契約者（イの（イ）に係る特定料金選択料金制サービスⅢ回線群については、特定料金選択料金制サービスⅢ代表者）に請求します。

ただし、当社が別に定めるところにより、特定料金選択料金制サービスⅢ代表者があらかじめ電話等契約者（その特定料金選択料金制サービスⅢ回線群を構成する契約者回線又はF T T H接続回線等に係る電話等契約者に限ります。）を指定するときは、その指定のあった電話等契約者に請求するものとします。

カ 当社は、オの規定にかかわらず、当社が別に定めるところにより、その特定料金選択料金制サービスⅢ回線群に係る電話等契約者（イの（イ）に係る特定料金選択料金制サービスⅢ回線群については、特定料金選択料金制サービスⅢ代表者）から、あらかじめ、その請求の範囲を指定して分割請求の要請があったときは、その指定に基づき分割請求するものとします。

キ 特定料金選択料金制サービスⅢの取扱いは、次のとおりとします。

（ア） 新たに1の特定料金選択料金制サービスⅢ回線群を構成する場合

新たに1の特定料金選択料金制サービスⅢ回線群を構成する場合は、当社が通知する料金月の初日から特定料金選択料金制サービスⅢの取扱いを開始します。

（イ） 既存の1の特定料金選択料金制サービスⅢ回線群を指定して契約者回線又はF T T H接続回線等を追加する場合

既存の1の特定料金選択料金制サービスⅢ回線群を指定して追加する契約者回線又はF T T H接続回線等については、請求のあった日（請求のあった日に電話等契約の申込みに基づく電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日を請求のあった日とみなして取り扱います。）の属する料金月の翌料金月の初日（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から特定料金選択料金制サービスⅢの取扱いを開始します。

（ウ） 既存の特定料金選択料金制サービスⅢ回線群から、契約者回線又はF T T H接続回線等を指定して特定料金選択料金制サービスⅢの取扱いの終了の申出があった場合

特定料金選択料金制サービスⅢの取扱いの終了の申出があった契約者回線又はF T T H接続回線等については、申出があった日の属する料金月の末日（クの（キ）の場合又は当社が別に定める場合はこの限りではありません。）において、特定料金選択料金制サービスⅢの取扱いは終了したものとします。

ク 次の場合は、その契約者回線又はF T T H接続回線等に係る特定料

- 金選択料金制サービスⅢの取扱いは終了したものとします。
- (ア) 特定料金選択料金制サービスⅢの取扱いを受けている電話等契約者に係る契約者回線又はF T T H接続回線等がイに規定する条件を満たさなくなったとき。
- (イ) 特定料金選択料金制サービスⅢの取扱いを受けている電話等契約者からの通知に基づいて、その契約者回線又はF T T H接続回線等に係る電話等契約を解除したとき。
- (ウ) 特定料金選択料金制サービスⅢの取扱いを受けている電話等契約者について、電話番号等が変更になったとき。
- (エ) 特定料金選択料金制サービスⅢの取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその契約者回線又はF T T H接続回線等に係る電話等契約を解除したとき。
- (オ) 特定料金選択料金制サービスⅢの取扱いを受けている電話等契約者から、その契約者回線又はF T T H接続回線等について、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものを限ります。）の取扱いの請求があったとき。
- (カ) 特定料金選択料金制サービスⅢの取扱いを受けている電話等契約者から、その契約者回線について、加入電話等契約を解除した旨の届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
- ケ 次の場合は、その特定料金選択料金制サービスⅢ回線群に係る特定料金選択料金制サービスⅢの取扱いは終了したものとします。
- (ア) その特定料金選択料金制サービスⅢ回線群を構成する全ての契約者回線（移動体契約回線を除きます。）又はF T T H接続回線等について、クの(ア)から(カ)までの事由が生じたとき。
- (イ) 電話等契約者（イの(イ)に係る特定料金選択料金制サービスⅢ回線群については、特定料金選択料金制サービスⅢ代表者又はオのただし書の規定により指定のあった電話等契約者）が、特定料金選択料金制サービスⅢ回線群に係る通話等料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。
- (ウ) 特定料金選択料金制サービスⅢ代表者がウの条件を満たさず者でなくなったとき。
- (エ) 連続する2料金月において、その特定料金選択料金制サービスⅢ回線群に係る通話等料金が0円の時。
- コ 当社は、ケの(イ)の規定により特定料金選択料金制サービスⅢの取扱いが終了した特定料金選択料金制サービスⅢ回線群については、その特定料金選択料金制サービスⅢ回線群を構成する契約者回線又はF T T H接続回線等1回線ごとの通話等料金を算出して、その契約者回線又はF T T H接続回線等に係る電話等契約者に請求します。この場合において、電話等契約者がその支払いを行うときに係る延滞利息の適用にあたっては、ケの(イ)の支払期日を基に計算します。
- サ 当社は、コの規定その他の場合において、契約者回線又はF T T H接続回線等1回線当たりの通話等料金の額を確定する必要があるときは、次の算式により算出することとします。

特定料金選択料金制

	<p>契約者回線又はF T T H接続回線等 1回線当たりの通話等料金の額（税抜額）</p> <p>=</p> <p>特定料金選択料金制サービスⅢ適用後の当該特定料金選択料金制サービスⅢ回線群（複数の特定料金選択料金制サービスⅢ代表者がいるときは、特定料金選択料金制サービスⅢ回線群のうち、その特定料金選択料金制サービスⅢ代表者に係る契約者回線又はF T T H接続回線等）に係る通話等料金の額</p>	<p>×</p> <p>サービスⅢの取扱いを行わなかったとした場合の当該契約者回線又はF T T H接続回線等に係る通話等料金の額</p> <hr/> <p>特定料金選択料金制サービスⅢの取扱いを行わなかったとした場合の当該特定料金選択料金制サービスⅢ回線群（複数の特定料金制サービスⅢ代表者がいるときは、特定料金選択料金制サービスⅢ回線群のうち、その特定料金選択料金制サービスⅢ代表者に係る契約者回線又はF T T H接続回線等）に係る通話等料金の額</p> <p>シ サの場合において、特定料金選択料金制サービスⅢ適用後の特定料金選択料金制サービスⅢ回線群に係る通話等料金の額からその特定料金選択料金制サービスⅢ回線群を構成する全ての契約者回線又はF T T H接続回線等についてサに規定する算式により算出した契約者回線又はF T T H接続回線等 1回線当たりの通話等料金の額を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を特定料金選択料金制サービスⅢの取扱いを受けている電話等契約者（イの（イ）に係る特定料金選択料金制サービスⅢ回線群については、特定料金選択料金制サービスⅢ代表者）があらかじめ指定する特定の 1の契約者回線又はF T T H接続回線等に係る通話等料金の額に加算するものとします。</p> <p>ス 特定料金選択料金制サービスⅢの取扱いを受けている電話等契約者について、料金月の起算日の変更があった場合は、新たな料金月については、特定料金選択料金制サービスⅢの取扱いを行わないこととし、その料金月の翌料金月の初日から、特定料金選択料金制サービスⅢの取扱いを行うものとします。</p> <p>ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、新たな料金月の当社が指定する日から、特定料金選択料金制サービスⅢの取扱いを行うものとします。</p> <p>セ 次の場合において、1の料金月を通じて通話等を全く行うことができなかつたときは、その料金月以降については、特定料金選択料金制サービスⅢの取扱いは行わないこととし、次の（ア）又は（イ）の事由が解消した日の属する料金月の翌料金月の初日から、特定料金選択料金</p>
--	---	--

	<p>制サービスⅢの取扱いを行うものとします。</p> <p>ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、次の(ア)又は(イ)の事由が解消した日の属する料金月の当社が指定する日から、特定料金選択料金制サービスⅢの取扱いを行うものとします。</p> <p>(ア) 特定料金選択料金制サービスⅢの取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づいて、電話サービス等の利用の一時中断を行ったとき。</p> <p>(イ) 特定料金選択料金制サービスⅢの取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその電話サービス等の利用停止をしたとき。</p>
<p>備考 第2種内線自動通話等を適用の対象とする選択料金制サービスに係る契約者回線又はF T T H接続回線等を、特定料金選択料金制サービスⅢ回線群を構成する回線とした場合、その契約者回線又はF T T H接続回線等から発信される第2種内線自動通話等については、特定料金選択料金制サービスⅢに係る通話等料金を適用します。</p>	

第 43 表 全時間帯における区域内通話等に係る通話等料金の割引の適用（商品名：市内ロング）

<p>全時間帯における区域内通話等に係る通話等料金の割引の適用</p>	<p>ア 当社は、第 1 種一般電話等契約者（カテゴリー I 又はカテゴリー II に係る第 1 種一般電話等契約に係る第 1 種一般電話等契約者であって料金明細内訳を記録している者に限ります。以下この表において同じとします。）であって、通常電話サービス等（カテゴリー I 又はカテゴリー II に係る第 1 種一般電話等契約に係る通常電話サービス等に限ります。以下この表において同じとします。）の提供を受けている者から請求があったときは、通常電話サービス等に係る 1 の契約者回線（S ネットサービスの提供を受けている契約者回線を除きます。）ごとに、下表の定額料金の支払いがあることを条件に、全ての時間帯における第 1 種国内通話等（フリーコールサービスに係る通話等を除きます。以下この表において同じとします。）に係る区域内における通話等に関する料金について、2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、下表に規定する料金額を適用する取扱い（以下「ロングプラン」といいます。）を行います。</p> <p>ただし、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の取扱いを受けている契約者回線については、ロングプランの取扱いを受けることはできません。</p> <p>（ア） 定額料金の額</p>						
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="414 985 718 1064">区分</th> <th data-bbox="726 985 1452 1064">定額料金の額 (1 契約者回線ごとに月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="414 1064 718 1142">ロングプラン</td> <td data-bbox="726 1064 1452 1142">税抜額 200 円 (税込額 220 円)</td> </tr> </tbody> </table>		区分	定額料金の額 (1 契約者回線ごとに月額)	ロングプラン	税抜額 200 円 (税込額 220 円)		
区分	定額料金の額 (1 契約者回線ごとに月額)						
ロングプラン	税抜額 200 円 (税込額 220 円)						
<p>（イ） 通話等に関する料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="414 1198 1452 1243">次の分数までごとに税抜額 8.5 円(税込額 9.35 円)</th> </tr> <tr> <th data-bbox="414 1243 933 1288">平日昼間及び休日・夜間</th> <th data-bbox="941 1243 1452 1288">深夜・早朝</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="414 1288 933 1321">5 分</td> <td data-bbox="941 1288 1452 1321">7 分</td> </tr> </tbody> </table>		次の分数までごとに税抜額 8.5 円(税込額 9.35 円)		平日昼間及び休日・夜間	深夜・早朝	5 分	7 分
次の分数までごとに税抜額 8.5 円(税込額 9.35 円)							
平日昼間及び休日・夜間	深夜・早朝						
5 分	7 分						
<p>イ 当社は、1 の料金月について、1 のロングプランに限り提供します。</p> <p>ウ ロングプランの取扱いは、請求のあった日（請求のあった日に電話等契約の申込みに基づく電話等サービスの提供が開始されていない場合は、その提供開始日を請求のあった日とみなして取り扱います。）の属する料金月の翌料金月の初日（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、その次料金月以降においても、電話等契約者からロングプランの取扱いの終了の申出がない限り、従前と同様の条件により、ロングプランの取扱いは継続するものとします。ロングプランの取扱いの終了の申出があった場合は、その申出のあった日の属する料金月の末日までの間、ロングプランの取扱いは継続するものとします。</p> <p>エ 次の場合は、そのロングプランの取扱いは終了したものとします。</p> <p>（ア） ロングプランの取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づいて、その第 1 種一般電話サービス等の区別の変更又は利用する契約者回線の変更を行ったとき。</p> <p>（イ） ロングプランの取扱いを受けている電話等契約者からの通知に</p>							

- 基づいて、その契約者回線に係る電話等契約を解除したとき。
- (ウ) ロングプランの取扱いを受けている電話等契約者について、その電話番号等が変更になったとき。
- (エ) ロングプランの取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその電話等契約を解除したとき。
- (オ) ロングプランの取扱いを受けている電話等契約者から、その契約者回線について、Sネットサービスの利用の請求があったとき
- (カ) ロングプランの取扱いを受けている電話等契約者から、その契約者回線について、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものを除きます。）の取扱いの請求があったとき。
- (キ) ロングプランの取扱いを受けている電話等契約者について、最終利用日から連続する12料金月（料金表通則に規定する料金月をいいます。以下この条において同じとします。）の各料金月のいずれにおいても、ロングプランに係る通話等が行われなかったとき。
- オ ロングプランの取扱いを受けている電話等契約者は、1の料金月を通じて通話等を全く行わなかった場合においても、そのロングプランに係る定額料金を支払っていただきます。
- ただし、料金表又は約款において、特段の規定がある場合は、その規定によるものとします。
- カ ロングプランの取扱いを受けている電話等契約者について、料金月の起算日の変更があった場合は、新たな料金月については、ロングプランの取扱いは行わないこととし、その料金月の翌料金月の初日から、従前と同様の条件により、ロングプランの取扱いを行うものとします。
- ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、新たな料金月の当社が指定する日から、従前と同様の条件により、ロングプランの取扱いを行うものとします。
- キ 次の場合において、1の料金月を通じて通話等を全く行うことができなかつたときは、その料金月以降については、ロングプランの取扱いは行わないこととし、次の(ア)又は(イ)の事由が解消した日の属する料金月の当社が指定する日から、従前と同様の条件により、ロングプランの取扱いを行うものとします。
- (ア) ロングプランの取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づいて、電話サービス等の利用の一時中断を行ったとき。
- (イ) ロングプランの取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその電話サービス等の利用停止をしたとき。
- ク ロングプランの取扱いを受けている電話等契約者の責めによらない理由により、電話サービス等が全く利用できない状態（当該電話等契約に係る電気通信設備による全ての通話等に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻以降の料金月に属する全ての日についてその状態が連続したときは、その事を当社が知った時刻以降の利用できなかつた料金月（1料金月の倍数である部分に限ります。）に対応する定額料金の支払いは要しないこととします。
- ケ ロングプランの取扱いを受けている電話等契約者について、当社が、その契約者回線に係る加入電話等契約が解除になったこと又はその電話番号等が変更になったことを知ったときは、ロングプランの取

	扱いを受けている電話等契約者からその契約者回線に係るロングプランを終了する通知があったものとして取扱います。
--	--

第 44 表 全時間帯における隣接区域内通話等に係る通話等料金の割引の適用（商品名：市内ワイド）

全時間帯における隣接区域内通話等に係る通話等料金の割引の適用

ア 当社は、第 1 種一般電話等契約者（カテゴリー I 又はカテゴリー II に係る第 1 種一般電話等契約に係る第 1 種一般電話等契約者であって料金明細内訳を記録している者に限ります。以下この表において同じとします。）であって、通常電話サービス等（カテゴリー I 又はカテゴリー II に係る第 1 種一般電話等契約に係る通常電話サービス等に限ります。以下この表において同じとします。）の提供を受けている者から請求があったときは、通常電話サービス等に係る 1 の契約者回線（S ネットサービスの提供を受けている契約者回線を除きます。）ごとに、下表の定額料金の支払いがあることを条件に、全ての時間帯における第 1 種国内通話等（フリーコールサービスに係る通話等を除きます。以下この表において同じとします。）に係る隣接区域内通話等、通話等地域間距離が 20km までの区域外通話等及び 1（適用）の規定により隣接区域内通話等に係る料金額が適用される通話等に関する料金について、2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、下表に規定する料金額を適用する取扱い（以下「ワイドプラン」といいます。）を行います。

ただし、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の取扱いを受けている契約者回線については、ワイドプランの取扱いを受けることはできません。

（ア） 定額料金の額

区分	定額料金の額 (1 契約者回線ごとに月額)
ワイドプラン	税抜額 100 円 (税込額 110 円)

（イ） 通話等に関する料金

次の分数までごとに税抜額 8.5 円(税込額 9.35 円)	
平日昼間及び休日・夜間	深夜・早朝
3 分	4 分

イ 当社は、1 の料金月について、1 のワイドプランに限り提供します。

ウ ワイドプランの取扱いは、請求のあった日（請求のあった日に電話等契約の申込みに基づく電話等サービスの提供が開始されていない場合は、その提供開始日を請求のあった日とみなして取り扱います。）の属する料金月の翌料金月の初日（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、その次料金月以降においても、電話等契約者からワイドプランの取扱いの終了の申出がない限り、従前と同様の条件により、ワイドプランの取扱いは継続するものとします。ワイドプランの取扱いの終了の申出があった場合は、その申出のあった日の属する料金月の末日までの間、ワイドプランの取扱いは継続するものとします。

エ 次の場合は、そのワイドプランの取扱いは終了したものとします。

（ア） ワイドプランの取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づいて、その第 1 種一般電話サービス等の区別の変更又は利用す

る契約者回線の変更を行ったとき。

(イ) ワイドプランの取扱いを受けている電話等契約者からの通知に基づいて、その契約者回線に係る電話等契約を解除したとき。

(ウ) ワイドプランの取扱いを受けている電話等契約者について、その電話番号等が変更になったとき。

(エ) ワイドプランの取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその電話等契約を解除したとき。

(オ) ワイドプランの取扱いを受けている電話等契約者から、その契約者回線について、Sネットサービスの利用の請求があったとき

(カ) ワイドプランの取扱いを受けている電話等契約者から、その契約者回線について、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものを除きます。）の取扱いの請求があったとき。

(キ) ワイドプランの取扱いを受けている電話等契約者について、最終利用日から連続する12料金月（料金表通則に規定する料金月をいいます。以下この条において同じとします。）の各料金月のいずれにおいても、ワイドプランに係る通話等が行われなかったとき。

オ ワイドプランの取扱いを受けている電話等契約者は、1の料金月を通じて通話等を全く行わなかった場合においても、そのワイドプランに係る定額料金を支払っていただきます。

ただし、料金表又は約款において、特段の規定がある場合は、その規定によるものとします。

カ ワイドプランの取扱いを受けている電話等契約者について、料金月の起算日の変更があった場合は、新たな料金月については、ワイドプランの取扱いは行わないこととし、その料金月の翌料金月の初日から、従前と同様の条件により、ワイドプランの取扱いを行うものとします。

ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、新たな料金月の当社が指定する日から、従前と同様の条件により、ワイドプランの取扱いを行うものとします。

キ 次の場合において、1の料金月を通じて通話等を全く行うことができなかったときは、その料金月以降については、ワイドプランの取扱いは行わないこととし、次の(ア)又は(イ)の事由が解消した日の属する料金月の当社が指定する日から、従前と同様の条件により、ワイドプランの取扱いを行うものとします。

(ア) ワイドプランの取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づいて、電話サービス等の利用の一時中断を行ったとき。

(イ) ワイドプランの取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその電話サービス等の利用停止をしたとき。

ク ワイドプランの取扱いを受けている電話等契約者の責めによらない理由により、電話サービス等が全く利用できない状態（当該電話等契約に係る電気通信設備による全ての通話等に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻以降の料金月に属する全ての日についてその状態が連続したときは、その事を当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月（1料金月の倍数である部分に限ります。）に対応する定額料金の支払いは要しないこととします。

ケ ワイドプランの取扱いを受けている電話等契約者について、当社

	<p>が、その契約者回線に係る加入電話等契約が解除になったこと又はその電話番号等が変更になったことを知ったときは、ワイドプランの取扱いを受けている電話等契約者からその契約者回線に係るワイドプランを終了する通知があったものとして取扱います。</p>
--	---

第 45 表 削除

第 46 表 一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の長期継続利用契約に基づく割引の適用Ⅱ

一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の長期継続利用契約に基づく割引の適用Ⅱ	<p>ア 当社は、第 1 種一般電話等契約者（カテゴリーⅠ若しくはカテゴリーⅡに係る第 1 種一般電話等契約又はカテゴリーⅢに係る特定第 1 種一般電話契約に係る第 1 種一般電話等契約者であって、料金明細内訳を記録している者に限り、以下この表において同じとします。）、第 2 種一般電話等契約者（カテゴリーⅢに係る第 2 種一般電話等契約に係る第 2 種一般電話等契約者であってバーネットサービスに係る閉域集団を代表する契約者回線に係る者に限り、以下この表において同じとします。）又は付加機能限定電話契約者から請求があったときは、下表に定める期間において、この表の取扱いを継続して受け、次に規定する年間累積通話等料金の額が下表に定める金額（以下この表において「契約金額」といいます。）を超えることを条件に、下表の割引対象回線により構成される回線群ごとに、その回線群（メンバーズコード（その電話等契約者に係るものに限ります。）を含みます。）に係る全ての時間帯における下表の割引対象通話等（F T T H 接続回線等に係る一般自動通話等及び第 1 種料金着信払自動通話等を除きます。）の通話等料金（2（料金額）に規定する通話等料金とします。）を料金月単位に累積し、その月間累積通話等料金の額から、その回線群を構成する全ての契約者回線及び F T T H 接続回線等に係る月間累積通話等料金の額に下表の割引率を乗じて得た額を回線群単位に割り引く取扱い（以下「コンタクトプランプラス」といいます。）を行います。</p>				
	<p>ただし、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の取扱いを受けている契約者回線又は F T T H 接続回線等については、コンタクトプランプラスの取扱いを受けることはできません。</p>				
	<p>(注) 当社が別に定める選択料金制サービスは、旧マンスリーパック、旧マンスリープラン、旧フリーコールプラン、旧フレックスプラン、旧セレクトプラン、旧アカウントプラン、旧スーパーアカウントプラン、スーパーアカウントプラン、スーパーセレクトプラン（タイプⅡ）、V ネットパック、旧スーパーセレクトプランプラス、スーパーセレクトプランプラス（タイプⅡ）、Y プラン及び国際通話を適用対象とする選択料金制サービス（第 34 表に規定する一定額利用型選択料金制サービス、第 42-1 表に規定する特定料金表の適用に係る選択料金制サービス、第 42-2 表に規定する特定料金表の適用に係る選択料金制サービス（タイプ 2）及び第 42-3 表に規定する特定料金表の適用に係る選択料金制サービス（タイプ 3）を除きます。）とします。</p>				
	<p>(ア) 継続して利用する期間及び契約金額</p> <table border="1" data-bbox="414 1769 1452 1848"> <tr> <td>継続して利用する期間</td> <td>契約金額</td> </tr> <tr> <td>12 月</td> <td>税抜額 3.6 億円</td> </tr> </table>	継続して利用する期間	契約金額	12 月	税抜額 3.6 億円
	継続して利用する期間	契約金額			
12 月	税抜額 3.6 億円				
<p>(イ) 割引対象回線</p> <table border="1" data-bbox="414 1892 1452 2049"> <tr> <td>区分</td> <td>割引対象回線</td> </tr> <tr> <td>契約者回線（移動体契約回線を含みます。以下この表</td> <td>第 1 種一般電話サービス等（カテゴリーⅠに係る第 1 種一般電話等契約又はカテゴリーⅢに係る特定第 1 種一般電話契約に係るものに限ります。</td> </tr> </table>	区分	割引対象回線	契約者回線（移動体契約回線を含みます。以下この表	第 1 種一般電話サービス等（カテゴリーⅠに係る第 1 種一般電話等契約又はカテゴリーⅢに係る特定第 1 種一般電話契約に係るものに限ります。	
区分	割引対象回線				
契約者回線（移動体契約回線を含みます。以下この表	第 1 種一般電話サービス等（カテゴリーⅠに係る第 1 種一般電話等契約又はカテゴリーⅢに係る特定第 1 種一般電話契約に係るものに限ります。				

において同じとします。)	す。以下この表において同じとします。)に係るもの及び第2種一般電話サービス等(カテゴリーⅢに係る第2種一般電話等契約に係るものに限ります。以下この表において同じとします。)に係るものであって、バーネットサービスに係る閉域集団を構成するもの
F T T H 接続回線等	付加機能限定電話サービス
備考 当社は、第2種一般電話等サービスに係るものであって、バーネットサービスに係る閉域集団を構成する契約者回線については、閉域集団を代表する電話サービス等の契約者名義の契約者回線とみなして取り扱います。	
(ウ) 割引対象通話等	
区分	割引対象通話等
第1種国内通話等	区域内通話等、Vネットパックの適用を受ける通話等及びワイドプランの適用を受ける通話等を除く通話等
第2種移動体着信通話等	特定契約者回線に着信する通話等
国際通話等(別に定める選択料金制サービスの適用を受ける通話等を除きます。)	一般自動通話等、第三者課金自動通話等(別に定めるものに限ります。)、第2種内線自動通話等及び第3種料金着信払自動通話等
海事衛星電話通話等及び携帯移動衛星電話通話等並びに海事衛星通信サービス契約約款等に規定する通話等(デジタル通信モード(64Kb/s)による総合デジタル通信及び別に定める選択料金制サービスの適用を受ける通話等を除きます。)	一般自動通話等及び第三者課金自動通話等(別に定めるものに限ります。)並びに海事衛星通信サービス契約約款に規定するクレジット自動通話及び携帯移動衛星通信サービス契約約款に規定するクレジット自動通話
(エ) 割引率	
① ②及び③以外の場合	
区分	割引率
県内通話等	46.2%
県間通話等	56.6%
国際通話等	46.5%
備考 上表において、その電話等契約者がVネットサービス又はSネットサービスの提供を受けているときは、上表による割引のほか、全ての時間帯における第1種国内通話等(料金表別表1のオフネットコール機能を利用して行われる通話等、区域内通話等(契約者回線相互間の通話等又はスピードナンバーによる通話等に限ります。)及びスピードナンバーによらない通話等を除きます。)の通話等料金(2(料金額)に規定する通話等料金とします。)を料金月単位に累積し、その月間累積通話等料金の額に5.0%を乗じて得た額を加えて割り引くものとします。	

② フリーコールサービスⅡに係る特定通話等に係るもの

区分	割引率
フリーコールサービスⅡに係る特定通話等に係るもの	5.0%

③ 第2種移動体着信通話等に係るもの

区分	割引率
第2種移動体着信通話等に係るもの	5.0%

イ 当社は、1のコンタクトプランプラス回線群（アの回線群をいいます。以下同じとします。）について、1の料金月につき1のコンタクトプランプラスに限り提供します。

ウ コンタクトプランプラス回線群は、同一の群を構成するものとして電話等契約者から申出のあった契約者回線又はF T T H接続回線等であって、次の条件を満たすものにより構成されるものとします。

ただし、移動体契約回線のみコンタクトプランプラス回線群を構成することはできません。

（ア） 1の電話等契約者に係る契約者回線又はF T T H接続回線等によりコンタクトプランプラス回線群を構成する場合

その電話等契約の名義が当該電話等契約者の本人名義のものであること。

（イ） 2以上の電話等契約者に係る契約者回線又はF T T H接続回線等によりコンタクトプランプラス回線群を構成する場合

① その電話等契約の名義が相互に業務上密接な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合するものであること。

② コンタクトプランプラス回線群を構成することについて同意している電話等契約者に係るものであること。

エ コンタクトプランプラスの取扱いを受けようとする電話等契約者は、コンタクトプランプラス回線群を構成する契約者回線（移動体契約回線を除きます。）又はF T T H接続回線等に係る電話等契約者であって、コンタクトプランプラスに係る通話等料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがない1以上の者を代表者として定め、その代表者（以下「コンタクトプランプラス代表者」といいます。）を通じてコンタクトプランプラスの取扱いの請求をしていただきます。コンタクトプランプラスの取扱いの終了の申出の場合も同様とします。

ただし、ウの（ア）に係るコンタクトプランプラス回線群については、この限りではありません。

オ 電話等契約者は、コンタクトプランプラス代表者を変更するときは、そのことを、速やかに当社に届出いただきます。この場合において、変更後のコンタクトプランプラス代表者は、エの条件を満たす者であることを要します。

カ 当社は、コンタクトプランプラスに係る通話等料金その他の債務については、コンタクトプランプラス回線群（ウの（イ）に係るコンタクトプランプラス回線群については、コンタクトプランプラス回線群のうち、そのコンタクトプランプラス代表者に係る契約者回線又はF T T H接続回線等）ごと一括して、そのコンタクトプランプラス回線群に係る電話等契約者（ウの（イ）に係るコンタクトプランプラス回

線群については、コンタクトプランプラス代表者)に請求します。

ただし、当社が別に定めるところにより、コンタクトプランプラス代表者があらかじめ電話等契約者(そのコンタクトプランプラス回線群を構成する契約者回線又はF T T H接続回線等に係る電話等契約者に限ります。)を指定するときは、その指定のあった電話等契約者に請求するものとします。

キ 当社は、力の規定にかかわらず、当社が別に定めるところにより、そのコンタクトプランプラス回線群に係る電話等契約者(ウの(イ)に係るコンタクトプランプラス回線群については、コンタクトプランプラス代表者)から、あらかじめ、その請求の範囲を指定して分割請求の要請があったときは、その指定に基づき分割請求するものとします。

ク コンタクトプランプラスの取扱いは、次のとおりとします。

(ア) 新たに1のコンタクトプランプラス回線群を構成する場合

新たに1のコンタクトプランプラス回線群を構成する場合は、請求のあった日(請求のあった日に電話等契約の申込みに基づく電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日を請求のあった日とみなして取り扱います。)の属する料金月の翌料金月の初日(電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日)からコンタクトプランプラスの取扱いを開始します。

(イ) 既存の1のコンタクトプランプラス回線群を指定して契約者回線又はF T T H接続回線等を追加する場合

既存の1のコンタクトプランプラス回線群を指定して追加する契約者回線又はF T T H接続回線等については、請求のあった日(請求のあった日に電話等契約の申込みに基づく電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日を請求のあった日とみなして取り扱います。)の属する料金月の翌料金月の初日(電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日)からコンタクトプランプラスの取扱いを開始します。

(ウ) 既存のコンタクトプランプラス回線群から、契約者回線又はF T T H接続回線等を指定してコンタクトプランプラスの取扱いの終了の申出があった場合

コンタクトプランプラスの取扱いの終了の申出があった契約者回線又はF T T H接続回線等については、申出があった日の属する料金月の末日において、コンタクトプランプラスの取扱いは終了したものとします。

ケ コンタクトプランプラスの取扱いを行う期間は、コンタクトプランプラスの取扱いを開始した日の属する料金月の初日からアの表に定める継続して利用する期間経過後の日を含む料金月の末日までとします。

ただし、次の場合は、そのコンタクトプランプラスと同様の期間延長するものとし、以後も同様とします。

(ア) コンタクトプランプラスの取扱いを受けている電話等契約者から、コンタクトプランプラスの取扱いを行う期間の満了日の1ヶ月

前までにコンタクトプランプラスの取扱いの終了の申出がない場合（複数のコンタクトプランプラス代表者がいるときを除きます。）。

(イ) コンタクトプランプラス代表者が複数いる場合であって、コンタクトプランプラスの取扱いを行う期間の満了日の 10 日前までに、全てのコンタクトプランプラス代表者の同意を得た上で、新たにコンタクトプランプラスの取扱いを受けることについて当社に申出があったとき。

コ コンタクトプランプラスを継続して利用する期間については、契約者回線の利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。

サ 次の場合は、その契約者回線又は F T T H 接続回線等に係るコンタクトプランプラスの取扱いは終了したものとします。

(ア) コンタクトプランプラスの取扱いを受けている電話等契約者に係る契約者回線又は F T T H 接続回線等がウに規定する条件を満たさなくなったとき。

(イ) コンタクトプランプラスの取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づいて、その第 1 種一般電話サービス等の区別の変更又は利用する契約者回線の変更を行ったとき。

(ウ) コンタクトプランプラスの取扱いを受けている電話等契約者からの通知に基づいて、その契約者回線又は F T T H 接続回線等に係る電話等契約を解除したとき。

(エ) コンタクトプランプラスの取扱いを受けている電話等契約者について、電話番号等が変更になったとき。

(オ) コンタクトプランプラスの取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその契約者回線又は F T T H 接続回線等に係る電話等契約を解除したとき。

ただし、その解除が、当該契約者回線に係る電話等契約者（カテゴリーⅡに係る第 1 種一般電話等契約に係る者に限りません。）からのカテゴリーⅠに係る第 1 種一般電話等契約の申込みを承諾したことに伴う場合は、この限りではありません。

(カ) コンタクトプランプラスの取扱いを受けている電話等契約者（第 2 種一般電話等契約者（バーネットサービスに係る閉域集団を代表する者を除きます。）を除きます。）から、その契約者回線又は F T T H 接続回線等について、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものを限ります。）の取扱いの請求があったとき

(注) 当社が別に定める選択料金制サービスは、スーパーアカウントプラン、スーパーセレクトプラン（タイプⅡ）、V ネットパック、スーパーセレクトプランプラス（タイプⅡ）、Y プラン及び国際通話を適用対象とする選択料金制サービス（第 34 表に規定する一定額利用型選択料金制サービス、第 42-1 表に規定する特定料金表の適用に係る選択料金制サービス、第 42-2 表に規定する特定料金表の適用に係る選択料金制サービス（タイプ 2）及び第 42-3 表に規定する特定料金表の適用に係る選択料金制サービス（タイプ 3）を除きます。）とします。

(キ) コンタクトプランプラスの取扱いを受けている電話等契約者について、最終利用日から連続する 12 料金月（料金表通則に規定する料金月をいいます。以下この条において同じとします。）の各料金

月のいずれにおいても、コンタクトプランプラスに係る通話等が行われなかったとき。

シ 次の場合は、そのコンタクトプランプラス回線群に係るコンタクトプランプラスの取扱いは終了したものとします。

(ア) そのコンタクトプランプラス回線群を構成する全ての契約者回線（移動体契約回線を除きます。）又はF T T H接続回線等について、サの(ア)から(キ)までの事由が生じたとき。

(イ) 電話等契約者（ウの(イ)に係るコンタクトプランプラス回線群については、コンタクトプランプラス代表者又は力のただし書の規定により指定のあった電話等契約者）が、コンタクトプランプラス回線群に係る通話等料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。

(ウ) コンタクトプランプラス代表者がエの条件を満たす者でなくなったとき。

(エ) 連続する2料金月において、そのコンタクトプランプラス回線群に係る通話等料金が0円のとき。

ス 当社は、シの(イ)の規定によりコンタクトプランプラスの取扱いが終了したコンタクトプランプラス回線群については、そのコンタクトプランプラス回線群を構成する契約者回線又はF T T H接続回線等1回線ごとの通話等料金を算出して、その契約者回線又はF T T H接続回線等に係る電話等契約者に請求します。この場合において、電話等契約者がその支払いを行うときに係る延滞利息の適用にあたっては、シの(イ)の支払期日を基に計算します。

セ 当社は、スの規定その他の場合において、契約者回線又はF T T H接続回線等1回線当たりの通話等料金の額を確定する必要があるときは、次の算式により算出することとします。

$$\begin{array}{l} \text{契約者回線又はF} \\ \text{T T H接続回線等} \\ \text{1回線当たりの通} \\ \text{話等料金（税抜} \\ \text{額）} \end{array} = \begin{array}{l} \text{当該契約者回線又} \\ \text{はF T T H接続回} \\ \text{線等に係る月間累} \\ \text{積通話等料金の額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{当該契約者回線又は} \\ \text{F T T H接続回線等} \\ \text{に係る月間累積通話} \\ \text{等料金の額にアの表} \\ \text{の割引率を乗じて得} \\ \text{た額} \end{array}$$

ソ セの場合において、コンタクトプランプラス適用後のコンタクトプランプラス回線群に係る通話等料金の額からそのコンタクトプランプラス回線群を構成する全ての契約者回線又はF T T H接続回線等についてセに規定する算式により算出した契約者回線又はF T T H接続回線等1回線当たりの通話等料金の額を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額をコンタクトプランプラスの取扱いを受けている電話等契約者（ウの(イ)に係るコンタクトプランプラス回線群については、コンタクトプランプラス代表者）があらかじめ指定する特定の1の契約者回線又はF T T H接続回線等に係る通話等料金の額に加算するものとします。

タ コンタクトプランプラスの取扱いを受けている電話等契約者について、料金月の起算日の変更があった場合は、新たな料金月については、コンタクトプランプラスの取扱いを行わないこととし、その料金

月の翌料金月の初日から、コンタクトプランプラスの取扱いを行うものとします。

ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、新たな料金月の当社が指定する日から、コンタクトプランプラスの取扱いを行うものとします。

チ コンタクトプランプラスの取扱いを受けている電話等契約者について、メンバーズコードの変更があった場合は、新たなメンバーズコードについて、コンタクトプランプラスの取扱いを行うものとします。この場合において、その変更が料金月の中途に行われたときは、その料金月に関しては、変更後のメンバーズコードを変更前のメンバーズコードとみなして取り扱うものとします。

ツ コンタクトプランプラスの取扱いを受けている電話等契約者（ウの（イ）に係るコンタクトプランプラス回線群については、コンタクトプランプラス代表者又はカのただし書の規定により指定のあった電話等契約者）は、そのコンタクトプランプラス回線群に係る月間累積通話等料金（コンタクトプランプラスの取扱いを適用する前の額とし、下表の割引判定通話等に係る月間累積通話等料金を含むものとします。）をコンタクトプランプラスの取扱いを開始した日の属する料金月の初日から起算して12料金月ごとに累積し、その累積した通話等料金（以下この表において「年間累積通話等料金」といいます。）の額がアの表に定める契約金額を超えないときは、割引相当額の一部（年間累積通話等料金の算出対象期間内の各料金月におけるコンタクトプランプラス回線群を構成する全ての契約者回線及びF T T H接続回線等に係る月間累積通話等料金の額に下表の算定率を乗じて得た額を回線群単位に合計した額とします。）を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合において、複数のコンタクトプランプラス代表者がいるときは、コンタクトプランプラス代表者に係る契約者回線又はF T T H接続回線等に係る年間累積通話等料金の額に応じた額を支払っていただきます。

（ア） 割引判定通話等

区分	割引判定通話等
第1種国内通話等	区域内通話等、ワイドプランの適用を受ける通話等及びF T T H接続回線に着信する第1種料金着信払自動通話等

（イ） 違約料率

区分	算定率
県内通話等	11.5%
県間通話等	21.6%
国際通話等	11.5%

テ コンタクトプランプラスの取扱いを受けている電話等契約者（ウの（イ）に係るコンタクトプランプラス回線群については、コンタクトプランプラス代表者又は、カのただし書の規定により指定のあった電話等契約者）は、コンタクトプランプラスの取扱いを行う期間の満了前にコンタクトプランプラスの取扱いの終了があった場合には、下表に定める解約金を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合において、解約金はコンタクトプランプラスの取扱い

を終了した日を含む料金月の翌料金月からコに規定するコンタクトプランプラスの取扱いを行う期間の満了日を含む料金月までの料金月数（以下この表において「残余の月数」といいます。）により算出します。この場合において、複数のコンタクトプランプラス代表者がいるときは、コンタクトプランプラス代表者に係る契約者回線又はF T T H接続回線等に係る年間累積通話等料金の額に応じた額を支払っていただきます。

ただし、その終了が、当社又は電話等契約者の責めによらない理由により発生した事態に対処するための措置として行われたものであるときは、この限りではありません。

種類	解約金の額（税抜額） （1コンタクトプランプラス回線群ごとに）
コンタクトプランプラス	50万円×残余の月数

ト 次の場合において、1の料金月を通じて通話等を全く行うことができなかつたときは、その料金月以降については、コンタクトプランプラスの取扱いは行わないこととし、次の(ア)又は(イ)の事由が解消した日の属する料金月の翌料金月の初日から、コンタクトプランプラスの取扱いを行うものとします。

ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、次の(ア)又は(イ)の事由が解消した日の属する料金月の当社が指定する日から、コンタクトプランプラスの取扱いを行うものとします。

(ア) コンタクトプランプラスの取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づいて、電話サービス等の利用の一時中断を行ったとき。

(イ) コンタクトプランプラスの取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその電話サービス等の利用停止をしたとき。

ナ コンタクトプランプラスの取扱いを受けている電話等契約者について、当社が、その契約者回線に係る加入電話等契約が解除になったこと又はその電話番号等が変更になったことを知ったときは、コンタクトプランプラスの取扱いを受けている電話等契約者からその契約者回線に係るコンタクトプランプラスを終了する通知があったものとして取扱います。

(注) コンタクトプランプラスに係る月間累積通話等料金の額に一定の割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則の規定にかかわらず、その端数は切り上げます。

備考 第2種内線自動通話等を適用の対象とする選択料金制サービスに係る契約者回線又はF T T H接続回線等を、コンタクトプランプラス回線群を構成する回線とした場合、その契約者回線又はF T T H接続回線等から発信される第2種内線自動通話等については、コンタクトプランプラスに係る通話等料金を適用します。

第 47 表 県間通話等のみを割引判定通話等とする一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の長期継続利用契約に基づく割引の適用

県間通話等のみを割引判定通話等とする一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の長期継続利用契約に基づく割引の適用	<p>ア 当社は、第 1 種一般電話等契約者（カテゴリー I 又はカテゴリー II に係る第 1 種一般電話等契約であって、料金明細内訳を記録している者に限ります。以下この表において同じとします。）から請求があったときは、下表に定める期間において、この表の取扱いを継続して受け、テに規定する年間累積県間通話等料金の額が下表に定める金額（以下この表において「契約金額」といいます。）を超えることを条件に、下表の割引対象回線により構成される回線群ごとに、その回線群（メンバーズコード（その電話等契約者に係るものに限ります。）を含みます。）に係る全ての時間帯における下表の割引対象通話等の通話等料金（2（料金額）に規定する通話等料金とします。）を料金月単位に累積し、その月間累積通話等料金の額から、その回線群を構成する全ての契約者回線に係る月間累積通話等料金の額に下表の割引率を乗じて得た額を回線群単位に合計した額を割り引く取扱い（以下「コンタクトプランワイド」といいます。）を行います。</p> <p>ただし、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の取扱いを受けている契約者回線については、コンタクトプランワイドの取扱いを受けることはできません。</p> <p>(ア) 継続して利用する期間及び契約金額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">継続して利用する期間</th> <th style="width: 50%;">契約金額</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12 月</td> <td style="text-align: center;">税抜額 95,238,095 円 (税込額 104,761,904.5 円)</td> </tr> </table> <p>(イ) 割引対象回線</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 70%;">割引対象回線</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">契約者回線</td> <td>第 1 種一般電話サービス等（カテゴリー I 又はカテゴリー II に係る第 1 種一般電話等契約に係るものに限ります。以下この表において同じとします。）に係るもの</td> </tr> </table> <p>(ウ) 割引対象通話等</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 70%;">割引対象通話等</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 1 種国内通話等</td> <td>区域内通話等、フリーコールサービスに係る通話等、V ネットパックの適用を受ける通話等及びワイドプランの適用を受ける通話等を除く通話等</td> </tr> </table> <p>(エ) 割引率</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 60%;">区分</th> <th style="width: 40%;">割引率</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県内通話等</td> <td style="text-align: center;">47%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県間通話等</td> <td style="text-align: center;">57%</td> </tr> </table> <p>備考 上表において、その電話等契約者が V ネットサービス又は S ネットサービスの提供を受けているときは、上表による割引のほか、全ての時間帯における第 1 種国内通話等（料金表別表 1 のオフネットコール機能を利用して行われる通話等、区域内通話等（契約者回線相互間の通話等又はスピードナンバーによる通話等に限ります。）及びスピードナンバーによらない通話等を除きます。）の通話等料金</p>	継続して利用する期間	契約金額	12 月	税抜額 95,238,095 円 (税込額 104,761,904.5 円)	区分	割引対象回線	契約者回線	第 1 種一般電話サービス等（カテゴリー I 又はカテゴリー II に係る第 1 種一般電話等契約に係るものに限ります。以下この表において同じとします。）に係るもの	区分	割引対象通話等	第 1 種国内通話等	区域内通話等、フリーコールサービスに係る通話等、V ネットパックの適用を受ける通話等及びワイドプランの適用を受ける通話等を除く通話等	区分	割引率	県内通話等	47%	県間通話等	57%
継続して利用する期間	契約金額																		
12 月	税抜額 95,238,095 円 (税込額 104,761,904.5 円)																		
区分	割引対象回線																		
契約者回線	第 1 種一般電話サービス等（カテゴリー I 又はカテゴリー II に係る第 1 種一般電話等契約に係るものに限ります。以下この表において同じとします。）に係るもの																		
区分	割引対象通話等																		
第 1 種国内通話等	区域内通話等、フリーコールサービスに係る通話等、V ネットパックの適用を受ける通話等及びワイドプランの適用を受ける通話等を除く通話等																		
区分	割引率																		
県内通話等	47%																		
県間通話等	57%																		

(2 (料金額) に規定する通話等料金とします。)を料金月単位に累積し、その月間累積通話等料金の額に5.0%を乗じて得た額を加えて割り引くものとします。

当社は、1のコンタクトプランワイド回線群(アの回線群をいいます。以下同じとします。)について、1の料金月につき1のコンタクトプランワイドに限り提供します。

ウ コンタクトプランワイド回線群は、同一の群を構成するものとして電話等契約者から申出のあった契約者回線であって、次の条件を満たすものにより構成されるものとします。

(ア) 1の電話等契約者に係る契約者回線によりコンタクトプランワイド回線群を構成する場合

① その電話等契約の名義が当該電話等契約者の本人名義のものであること。

② その契約者回線の收容されている交換設備が設置されている協定事業者の事業所が同一の都道府県内にある回線の数、回線群を構成するすべての回線の数に占める割合が別に定める割合を超えるものにより構成される回線群であること。

(イ) 2以上の電話等契約者に係る契約者回線によりコンタクトプランワイド回線群を構成する場合

① その電話等契約の名義が相互に業務上密接な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合するものであること。

② コンタクトプランワイド回線群を構成することについて同意している電話等契約者に係るものであること。

③ (ア)の②に同じ。

エ コンタクトプランワイドの取扱いを受けようとする電話等契約者は、コンタクトプランワイド回線群を構成する契約者回線に係る電話等契約者であって、コンタクトプランワイドに係る通話等料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがない1以上の者を代表者として定め、その代表者(以下「コンタクトプランワイド代表者」といいます。)を通じてコンタクトプランワイドの取扱いの請求をしていただきます。コンタクトプランワイドの取扱いの終了の申出の場合も同様とします。

ただし、ウの(ア)に係るコンタクトプランワイド回線群については、この限りではありません。

オ 電話等契約者は、コンタクトプランワイド代表者を変更するときは、そのことを、速やかに当社に届出いただきます。この場合において、変更後のコンタクトプランワイド代表者は、エの条件を満たす者であることを要します。

カ 当社は、コンタクトプランワイドに係る通話等料金その他の債務については、コンタクトプランワイド回線群(ウの(イ)に係るコンタクトプランワイド回線群については、コンタクトプランワイド回線群のうち、そのコンタクトプランワイド代表者に係る契約者回線)ごと一括して、そのコンタクトプランワイド回線群に係る電話等契約者(ウの(イ)に係るコンタクトプランワイド回線群については、コンタクトプランワイド代表者)に請求します。

ただし、当社が別に定めるところにより、コンタクトプランワイド

代表者があらかじめ電話等契約者（そのコンタクトプランワイド回線群を構成する契約者回線に係る電話等契約者に限ります。）を指定するときは、その指定のあった電話等契約者に請求するものとします。

キ 当社は、力の規定にかかわらず、当社が別に定めるところにより、そのコンタクトプランワイド回線群に係る電話等契約者（ウの（イ）に係るコンタクトプランワイド回線群については、コンタクトプランワイド代表者）から、あらかじめ、その請求の範囲を指定して分割請求の要請があったときは、その指定に基づき分割請求するものとします。

ク コンタクトプランワイドの取扱いは、次のとおりとします。

（ア） 新たに1のコンタクトプランワイド回線群を構成する場合

新たに1のコンタクトプランワイド回線群を構成する場合は、請求のあった日（請求のあった日に電話等契約の申込みに基づく電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日を請求のあった日とみなして取り扱います。）の属する料金月の翌料金月の初日（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）からコンタクトプランワイドの取扱いを開始します。

（イ） 既存の1のコンタクトプランワイド回線群を指定して契約者回線を追加する場合

既存の1のコンタクトプランワイド回線群を指定して追加する契約者回線については、請求のあった日（請求のあった日に電話等契約の申込みに基づく電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日を請求のあった日とみなして取り扱います。）の属する料金月の翌料金月の初日（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）からコンタクトプランワイドの取扱いを開始します。

（ウ） 既存のコンタクトプランワイド回線群から、契約者回線を指定してコンタクトプランワイドの取扱いの終了の申出があった場合

コンタクトプランワイドの取扱いの終了の申出があった契約者回線については、申出があった日の属する料金月の末日において、コンタクトプランワイドの取扱いは終了したものとします。

ケ コンタクトプランワイドの取扱いを行う期間は、コンタクトプランワイドの取扱いを開始した日の属する料金月の初日からアの表に定める継続して利用する期間経過後の日を含む料金月の末日までとします。

ただし、次の場合は、そのコンタクトプランワイドと同様の期間延長するものとし、以後も同様とします。

（ア） コンタクトプランワイドの取扱いを受けている電話等契約者から、コンタクトプランワイドの取扱いを行う期間の満了日の1ヶ月前までにコンタクトプランワイドの取扱いの終了の申出がない場合（複数のコンタクトプランワイド代表者がいるときを除きます。）。

（イ） コンタクトプランワイド代表者が複数いる場合であって、コンタクトプランワイドの取扱いを行う期間の満了日の10日前までに、全てのコンタクトプランワイド代表者の同意を得た上で、新た

にコンタクトプランワイドの取扱いを受けることについて当社に申出があったとき。

コ コンタクトプランワイドを継続して利用する期間については、契約者回線の利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。

サ 次の場合は、その契約者回線に係るコンタクトプランワイドの取扱いは終了したものとします。

(ア) コンタクトプランワイドの取扱いを受けている電話等契約者に係る契約者回線がウに規定する条件を満たさなくなったとき。

(イ) コンタクトプランワイドの取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づいて、その第1種一般電話サービス等の区別の変更又は利用する契約者回線の変更を行ったとき。

(ウ) コンタクトプランワイドの取扱いを受けている電話等契約者からの通知に基づいて、その契約者回線に係る電話等契約を解除したとき。

(エ) コンタクトプランワイドの取扱いを受けている電話等契約者について、電話番号等が変更になったとき。

(オ) コンタクトプランワイドの取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその契約者回線に係る電話等契約を解除したとき。

ただし、その解除が、当該契約者回線に係る電話等契約者（カテゴリーⅡに係る第1種一般電話等契約に係る者に限りません。）からのカテゴリーⅠに係る第1種一般電話等契約の申込みを承諾したことに伴う場合は、この限りではありません。

(カ) コンタクトプランワイドの取扱いを受けている電話等契約者（第2種一般電話等契約者（バーネットサービスに係る閉域集団を代表する者を除きます。）を除きます。）から、その契約者回線について、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものに限りません。）の取扱いの請求があったとき

(キ) コンタクトプランワイドの取扱いを受けている電話等契約者について、最終利用日から連続する12料金月（料金表通則に規定する料金月をいいます。以下この条において同じとします。）の各料金月のいずれにおいても、コンタクトプランワイドに係る通話等が行われなかったとき。

シ 当社は、1料金月におけるこのコンタクトプランワイド適用後のコンタクトプランワイド回線群に係る通話等料金を当該料金月単位の累積した額が次に定める方法により算出した最低利用料の額を超えないときは、その最低利用料から当該料金月におけるこのコンタクトプランワイド適用後のコンタクトプランワイド回線群に係る通話等料金を差し引いて得た額をコンタクトプランワイドの取扱いを受けている電話等契約者（ウの（イ）に係るコンタクトプランワイド回線群については、コンタクトプランワイド代表者とします。以下このナにおいて同じとします。）があらかじめ指定する特定の1の契約者回線に係る通話等料金の額に加算するものとします。この場合、当該電話等契約者は当社が別に定める期日までにその料金を一括して支払っていただきます。

最低利用料 = 当該料金月における × 税抜額 200 円(税込)

るコンタクトプラン
ンワイド回線群を
構成する総回線数
額 220 円)

ス 次の場合は、そのコンタクトプランワイド回線群に係るコンタクトプランワイドの取扱いは終了したものとします。

(ア) そのコンタクトプランワイド回線群を構成する全ての契約者回線について、サの(ア)から(キ)までの事由が生じたとき。

(イ) 電話等契約者(ウの(イ))に係るコンタクトプランワイド回線群については、コンタクトプランワイド代表者又はカのただし書の規定により指定のあった電話等契約者)が、コンタクトプランワイド回線群に係る通話等料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。

(ウ) コンタクトプランワイド代表者がエの条件を満たす者でなくなったとき。

(エ) 連続する2料金月において、そのコンタクトプランワイド回線群に係る通話等料金が0円のとき。

セ 当社は、スの(イ)の規定によりコンタクトプランワイドの取扱いが終了したコンタクトプランワイド回線群については、そのコンタクトプランワイド回線群を構成する契約者回線1回線ごとの通話等料金を算出して、その契約者回線に係る電話等契約者に請求します。この場合において、電話等契約者がその支払いを行うときに係る延滞利息の適用にあたっては、スの(イ)の支払期日を基に計算します。

ソ 当社は、セの規定その他の場合において、契約者回線等1回線当たりの通話等料金の額を確定する必要があるときは、次の算式により算出することとします。

$$\begin{array}{l} \text{契約者回線1回線} \\ \text{当たりの通話等料} \\ \text{金の額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{当該契約者回線に} \\ \text{係る月間累積通話} \\ \text{等料金の額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{当該契約者回線に係} \\ \text{る月間累積通話等料} \\ \text{金の額にアの表の割} \\ \text{引率を乗じて得た額} \end{array}$$

タ ソの場合において、コンタクトプランワイド適用後のコンタクトプランワイド回線群に係る通話等料金の額からそのコンタクトプランワイド回線群を構成する全ての契約者回線についてソに規定する算式により算出した契約者回線1回線当たりの通話等料金の額を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額をコンタクトプランワイドの取扱いを受けている電話等契約者(ウの(イ))に係るコンタクトプランワイド回線群については、コンタクトプランワイド代表者)があらかじめ指定する特定の1の契約者回線に係る通話等料金の額に加算するものとします。

チ コンタクトプランワイドの取扱いを受けている電話等契約者について、料金月の起算日の変更があった場合は、新たな料金月については、コンタクトプランワイドの取扱いを行わないこととし、その料金月の翌料金月の初日から、コンタクトプランワイドの取扱いを行うものとします。

ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行

上支障がないときは、新たな料金月の当社が指定する日から、コンタクトプランワイドの取扱いを行うものとします。

ツ コンタクトプランワイドの取扱いを受けている電話等契約者について、メンバーズコードの変更があった場合は、新たなメンバーズコードについて、コンタクトプランワイドの取扱いを行うものとします。この場合において、その変更が料金月の中途に行われたときは、その料金月に関しては、変更後のメンバーズコードを変更前のメンバーズコードとみなして取り扱うものとします。

テ コンタクトプランワイドの取扱いを受けている電話等契約者（ウの（イ）に係るコンタクトプランワイド回線群については、コンタクトプランワイド代表者又はカのただし書の規定により指定のあった電話等契約者）は、そのコンタクトプランワイド回線群に係る県間通話等に係る月間累積通話等料金の額（コンタクトプランワイドの取扱いを適用する前の額とします。）をコンタクトプランワイドの取扱いを開始した日の属する料金月から起算して 12 料金月ごとに累積し、その累積した通話等料金（以下この表において「年間累積県間通話等料金」といいます。）の額がアの表に定める契約金額を超えないときは、次の算式による算出される違約金を、当社が定める期日まで一括して支払っていただきます。この場合において、複数のコンタクトプランワイド代表者がいるときは、コンタクトプランワイド代表者に係る契約者回線に係る年間累積通話等料金の額に応じた額を支払っていただきます。

$$\text{違約金} = \frac{\text{税抜額 } 4,300}{\text{万円(税込額 } 4,730 \text{ 万)}}$$

コンタクトプランワイド回線群に係る県間通話等に係る月間累積通話等料金の額（コンタクトプランワイドの取扱い適用した後の額とします。ただし、シの適用を受ける料金月については、最低利用料とします。）をコンタクトプランワイドの取扱いを開始した日の属する料金月から起算して 12 料金月ごとに累積した通話等料金（最低利用料を含みません。）の額

ト 次の場合において、1の料金月を通じて通話等を全く行うことができなかつたときは、その料金月以降については、コンタクトプランワイドの取扱いは行わないこととし、次の（ア）又は（イ）の事由が解消した日の属する料金月の翌料金月の初日から、コンタクトプランワイドの取扱いを行うものとします。

ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、次の（ア）又は（イ）の事由が解消した日の属する料金月の当社が指定する日から、コンタクトプランワイドの取扱いを行うものとします。

（ア） コンタクトプランワイドの取扱いを受けている電話等契約者が

	<p>らの請求に基づいて、電話サービス等の利用の一時中断を行ったとき。</p> <p>(イ) コンタクトプランワイドの取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその電話サービス等の利用停止をしたとき。</p> <p>ナ コンタクトプランワイドの取扱いを受けている電話等契約者について、当社が、その契約者回線に係る加入電話等契約が解除になったこと又はその電話番号等番号が変更になったことを知ったときは、コンタクトプランワイドの取扱いを受けている電話等契約者からその契約者回線に係るコンタクトプランワイドを終了する通知があったものとして取扱います。</p>
--	--

第 48 表 削除

第 49 表 全時間帯における月間累積通話等料金の一括割引の適用（商品名：まる得ライト II）

<p>全時間帯における月間累積通話等料金の一括割引の適用</p>	<p>ア 当社は、第 1 種一般電話等契約者（カテゴリー I に係る第 1 種一般電話等契約に係る第 1 種一般電話等契約者であって料金明細内訳を記録している者に限ります。以下この表において同じとします。）であって通常電話サービス等（カテゴリー I に係る第 1 種一般電話等契約に係る通常電話サービス等に限ります。以下この表において同じとします。）の提供を受けている者から請求があったときは、通常電話サービス等に係る 1 の契約者回線（S ネットサービスの提供を受けている契約者回線を除きます。）ごとに、下表の定額料金の支払いがあることを条件に、全ての時間帯における下表の割引対象通話等の通話等料金（2（料金額）に規定する通話等料金とします。以下この表において同じとします。）を、料金月単位に累積し、その月間累積通話等料金の額（区域内通話等、特定契約者回線以外の契約者回線に着信する第 2 種移動体着信通話等及び第 44 表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等に係る月間累積通話等料金の額を含むものとし、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の適用による場合は、適用した後の額とします。以下このアにおいて「判定額」といいます。）が税抜額 1,000 円以上の場合には、その月間累積通話等料金の額から、その月間累積通話等料金の額に 40%（下表の割引対象通話等のうち、第 2 種移動体着信通話等に係る月間累積通話等料金の額に適用する割引率については判定額にかかわらず、5%とします。）を乗じて得た額を割り引く取扱い（以下「フラットディスカウント」といいます。）を行います。</p> <p>ただし、その請求を行った第 1 種一般電話等契約者がその契約者回線以外の契約者回線について、フラットディスカウントの提供を受けていないとき又はその契約者回線について、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の取扱いを受けているときは、フラットディスカウントの取扱いを受けることはできません。</p> <p>（ア） 定額料金の額</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="408 1397 719 1480">種類</th> <th data-bbox="727 1397 1463 1480">定額料金の額 (1 契約者回線ごとに月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="408 1491 719 1570">フラットディスカウント</td> <td data-bbox="727 1491 1463 1570">税抜額 200 円 (税込額 220 円)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	定額料金の額 (1 契約者回線ごとに月額)	フラットディスカウント	税抜額 200 円 (税込額 220 円)					
種類	定額料金の額 (1 契約者回線ごとに月額)								
フラットディスカウント	税抜額 200 円 (税込額 220 円)								
<p>（イ） 割引対象通話等</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="727 1615 1038 1648">区分</th> <th data-bbox="1046 1615 1463 1648">割引対象通話等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="727 1659 1038 1783">第 1 種国内通話等</td> <td data-bbox="1046 1659 1463 1783">区域内通話等、フリーコールサービスに係る通話等及び第 44 表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等を除く通話等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="727 1794 1038 1872">第 2 種移動体着信通話等</td> <td data-bbox="1046 1794 1463 1872">特定契約者回線に着信する通話等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="727 1883 1038 2065">国際通話等（デジタル通信モード（64 Kb/s）による総合デジタル通信を除きます。以</td> <td data-bbox="1046 1883 1463 2065">一般自動通話等（バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等及びオフネット自動通話等を除きます。）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	割引対象通話等	第 1 種国内通話等	区域内通話等、フリーコールサービスに係る通話等及び第 44 表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等を除く通話等	第 2 種移動体着信通話等	特定契約者回線に着信する通話等	国際通話等（デジタル通信モード（64 Kb/s）による総合デジタル通信を除きます。以	一般自動通話等（バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等及びオフネット自動通話等を除きます。）
区分	割引対象通話等								
第 1 種国内通話等	区域内通話等、フリーコールサービスに係る通話等及び第 44 表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等を除く通話等								
第 2 種移動体着信通話等	特定契約者回線に着信する通話等								
国際通話等（デジタル通信モード（64 Kb/s）による総合デジタル通信を除きます。以	一般自動通話等（バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等及びオフネット自動通話等を除きます。）								

<p>下この表に おいて 同じとします。)</p>	
<p>海事衛星電話通話 等及び携帯移動衛 星電話通話等（デ ィジタル通信モー ド（64Kb/s）によ る総合ディジタル 通信を除きます。）</p>	<p>一般自動通話等並びに海事衛星通信サービス及 び携帯移動衛星通信サービス契約約款に規定す るクレジット自動通話</p>
<p>イ 当社は、1の料金月について、1のフラットディスカウントに限り 提供します。</p> <p>ウ フラットディスカウントの取扱いは、請求のあった日（請求のあ った日に電話等契約の申込みに基づく電話サービス等の提供が開始され ていない場合は、その提供開始日を請求のあった日とみなして取り扱 います。）の属する料金月の翌料金月の初日（電話等契約者から特に要 請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった 日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、その 次料金月以降においても、電話等契約者からフラットディスカウント の取扱いの終了の申出がない限り、従前と同様の条件により、フラッ トディスカウントの取扱いは継続するものとします。フラットディス カウントの取扱いの終了の申出があった場合は、その申出のあった日 の属する料金月の末日までの間、フラットディスカウントの取扱いは 継続するものとします。</p> <p>エ 次の場合は、そのフラットディスカウントの取扱いは終了したもの とします。</p> <p>(ア) フラットディスカウントの取扱いを受けている電話等契約者か らの請求に基づいて、その第1種一般電話サービス等の区別の変更 又はその利用する契約者回線等の変更を行ったとき。</p> <p>(イ) フラットディスカウントの取扱いを受けている電話等契約者か らの通知に基づいて、その電話等契約を解除したとき。</p> <p>(ウ) フラットディスカウントの取扱いを受けている電話等契約者に ついて、その電話番号等が変更になったとき。</p> <p>(エ) フラットディスカウントの取扱いを受けている電話等契約者に ついて、当社がその電話等契約を解除したとき。</p> <p>(オ) フラットディスカウントの取扱いを受けている電話等契約者か ら、その契約者回線について、Sネットサービスの利用の請求があ ったとき。</p> <p>(カ) フラットディスカウントの取扱いを受けている電話等契約者か ら、その契約者回線について、他の選択料金制サービス（当社が別 に定めるものに限ります。）の取扱いの請求があったとき</p> <p>(キ) フラットディスカウントの取扱いを受けている電話等契約者に ついて、最終利用日から連続する12料金月（料金表通則に規定す る料金月をいいます。以下この条において同じとします。）の各料金 月のいずれにおいても、フラットディスカウントに係る通話等が行 われなかったとき。</p> <p>(ク) ケの取扱いを受けている契約者回線について、協定事業者の電</p>	

話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、市内通話を除く全ての通話等区分について当社の事業者識別番号の指定が解除されたことを当社が確認したとき（その電話等契約者から特に継続の要請があった場合を除きます。）。

オ フラットディスカウムの取扱いを受けている電話等契約者は、1の料金月を通じて通話等を全く行わなかった場合においても、そのフラットディスカウムの定額料金を支払っていただきます。

ただし、この約款において、特段の規定がある場合は、その規定によるものとします。

カ フラットディスカウムの取扱いを受けている電話等契約者について、料金月の起算日の変更があった場合は、新たな料金月については、フラットディスカウムの取扱いは行わないこととし、その料金月の翌料金月の初日から、従前と同様の条件により、フラットディスカウムの取扱いを行うものとします。

ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、新たな料金月の当社が指定する日から、従前と同様の条件により、フラットディスカウムの取扱いを行うものとします。

キ 次の場合において、1の料金月を通じて通話等を全く行うことができなかつたときは、その料金月以降については、フラットディスカウムの取扱いは行わないこととし、次の(ア)又は(イ)の事由が解消した日の属する料金月の翌料金月の初日から、従前と同様の条件により、フラットディスカウムの取扱いを行うものとします。

ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、次の(ア)又は(イ)の事由が解消した日の属する料金月の当社が指定する日から、従前と同様の条件により、フラットディスカウムの取扱いを行うものとします。

(ア) フラットディスカウムの取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づいて、電話サービス等の利用の一時中断を行ったとき。

(イ) フラットディスカウムの取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその電話サービス等の利用停止をしたとき。

ク フラットディスカウムの取扱いを受けている電話等契約者の責めによらない理由により、電話サービス等が全く利用できない状態（当該電話等契約に係る電気通信設備による全ての通話等に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻以降の料金月に属する全ての日についてその状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月（1料金月の倍数である部分に限ります。）に対応する定額料金の支払いは要しないこととします。

ケ フラットディスカウムの取扱いを受けている契約者回線について、協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定の区分により、次の各号のいずれかの通話等区分（以下この表において「優先接続対象区分」といいます。）について当社の事業者識別番号を指定しているときは、アの規定にかかわらず、フラットディスカウ

トに係る定額料金の支払いは要しないこととします。

(ア) 市内通話、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話を指定したとき。

(イ) 市内通話、県内市外通話及び県間市外通話を指定したとき。

(ウ) 県内市外通話、県間市外通話及び国際通話を指定したとき。

(エ) 市内通信、県内市外通信、県間市外通信及び国際通信を指定したとき。

(オ) 市内通信、県内市外通信及び県間市外通信を指定したとき。

(カ) 県内市外通信、県間市外通信及び国際通信を指定したとき。

コ ケの取扱いは、優先接続対象区分について当社の事業者識別番号を登録する旨の申込が行われたことを当社が確認した日（以下この表において「申込確認日」といいます。）の属する料金月の翌料金月の初日（申込確認日の属する料金月の翌料金月の初日にフラットディスカウントの提供が開始されていない場合は、フラットディスカウントの提供開始日）から適用します。

ただし、申込確認日から相当期間経過後において、優先接続対象区分について当社の事業者識別番号が登録されていないときは、ケの取扱いは終了したものとします。

サ 当社は、優先接続対象区分について、当社の事業者識別番号の登録が解除されたことが確認できたときは、その確認ができた日の属する料金月の末日において、ケの取扱いは終了したものとします。

シ ケに係るその他の取扱いは、フラットディスカウントの取扱い（ウ又はカの取扱いに限ります。）に準じるものとします。

ス 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

セ フラットディスカウントの取扱いを受けている電話等契約者は、フラットディスカウントを継続して利用する期間（以下「利用期間」といいます。）が3ヶ月に満たず、かつ、そのフラットディスカウントに係る通話等の月間累積通話等料金の額（区域内通話等及び第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等に係る月間累積通話等料金の額を含むものとし、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の適用による場合は、適用した後の額とします。）の利用期間内における累積額が税抜額2,000円に満たないとき（別に定める場合を除きます。）は、税抜額2,000円を当社が定める期日までに支払っていただきます。ソ フラットディスカウントの取扱いを受けている電話等契約者について、当社が、その契約者回線に係る加入電話等契約が解除になったこと又はその電話番号等が変更になったことを知ったときは、フラットディスカウントの取扱いを受けている電話等契約者からその契約者回線に係るフラットディスカウントを終了する通知があったものとして取扱います。

第 50 表 一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等時間に係る定額料金の適用
(商品名：まる得割引フラット)

<p>一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等時間に係る定額料金の適用</p>	<p>ア 当社は、第 1 種一般電話等契約者（カテゴリーⅠに係る第 1 種一般電話等契約又はカテゴリーⅢに係る特定第 1 種一般電話契約に係る第 1 種一般電話等契約者であって料金明細内訳を記録している者に限り、以下この表において同じとします。）、第 2 種一般電話等契約者（カテゴリーⅢに係る第 2 種一般電話等契約に係る第 2 種一般電話等契約者であってバーネットサービスに係る閉域集団を代表する契約者回線に係る者に限り、以下この表において同じとします。）又は付加機能電話契約者から請求があったときは、下表(ア)で定める割引対象回線により構成される回線群（その電話等契約者に係るメンバーズコード（その電話等契約者に係るもの）に限り、以下この表において同じとします。）ごとに、その回線群に係る全ての時間帯における下表(イ)で定める第 1 種通話等の通話等時間を料金月単位に通話等が開始された順に累積し、その月間累積通話等時間がキで定める基準時間を超えない部分について、同表の定額料金を適用し、また、その月間累積通話等時間が同表で定める基準時間を超える部分について、超過 1 分までごとに同表で定める加算額を加算する取扱い及びその回線群に係る全ての時間帯における下表(イ)で定める第 2 種通話等、第 3 種通話等及び第 4 種通話等（F T T H 接続回線等に係る一般自動通話等、第 1 種料金着信払自動通話等及び別に定める非自動通話等は割引対象通話等を除きます。）の通話等料金（2（料金額）に規定する通話等料金とします。）を料金月単位に累積し、その月間累積通話等料金の額から、当該月間累積通話等料金の額に下表の割引率を乗じて得た額を割り引く取扱い（以下「準定額プラスプラン」といいます。）を行います。</p> <p>ただし、その請求がケの（ア）に該当するもの以外のとき又は契約者回線若しくは F T T H 接続回線等について、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものに限り、以下「準定額プラスプラン」の取扱いを受けることはできません。）の取扱いを受けているときは、準定額プラスプランの取扱いを受けることはできません。</p> <p>(ア) 割引対象回線</p>						
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="406 1440 718 1478">区分</th> <th data-bbox="726 1440 1452 1478">割引対象回線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="406 1489 718 1859">契約者回線（移動体契約回線を含みます。以下この表において同じとします。）</td> <td data-bbox="726 1489 1452 1859">第 1 種一般電話サービス等（カテゴリーⅠに係る第 1 種一般電話等契約又はカテゴリーⅢに係る特定第 1 種一般電話契約に係るもの）に限り、以下この表において同じとします。及び第 2 種一般電話サービス等（カテゴリーⅢに係る第 2 種一般電話等契約に係るもの）に限り、以下この表において同じとします。）に係るものであって、バーネットサービスに係る閉域集団を構成するもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="406 1870 718 1937">F T T H 接続回線等</td> <td data-bbox="726 1870 1452 1937">付加機能限定電話サービス</td> </tr> </tbody> </table>	区分	割引対象回線	契約者回線（移動体契約回線を含みます。以下この表において同じとします。）	第 1 種一般電話サービス等（カテゴリーⅠに係る第 1 種一般電話等契約又はカテゴリーⅢに係る特定第 1 種一般電話契約に係るもの）に限り、以下この表において同じとします。及び第 2 種一般電話サービス等（カテゴリーⅢに係る第 2 種一般電話等契約に係るもの）に限り、以下この表において同じとします。）に係るものであって、バーネットサービスに係る閉域集団を構成するもの	F T T H 接続回線等	付加機能限定電話サービス	<p>備考 当社は、第 2 種一般電話等サービスに係るものであって、バーネットサービスに係る閉域集団を構成する契約者回線については閉域集団を代表する電話サービス等の契約者名義の契約者回線とみな</p>
区分	割引対象回線						
契約者回線（移動体契約回線を含みます。以下この表において同じとします。）	第 1 種一般電話サービス等（カテゴリーⅠに係る第 1 種一般電話等契約又はカテゴリーⅢに係る特定第 1 種一般電話契約に係るもの）に限り、以下この表において同じとします。及び第 2 種一般電話サービス等（カテゴリーⅢに係る第 2 種一般電話等契約に係るもの）に限り、以下この表において同じとします。）に係るものであって、バーネットサービスに係る閉域集団を構成するもの						
F T T H 接続回線等	付加機能限定電話サービス						

して取り扱います。

(イ) 対象通話等

① 第1種通話等

区分	割引対象通話等
第1種国内通話等	区域内通話等、フリーコールサービスⅡに係る通話等、第12表に規定するVネットパックの適用を受ける通話等及び第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等を除く通話等

② 第2種通話等

区分	割引対象通話等
第1種国内通話等	フリーコールサービスに係る特定通話等

③ 第3種通話等

区分	割引対象通話等
第2種移動体着信通話等	特定契約者回線に着信する通話等

④ 第4種通話等

区分	割引対象通話等
第1種国内通話等	第3種通話等及び区域内通話等を除くフリーコールサービスⅡに係る通話等
国際通話等（別に定める選択料金制サービスの適用を受ける通話等を除きます。）	一般自動通話等、第三者課金自動通話等（別に定めるものに限ります。）、第2種内線自動通話等及び第3種料金着信払自動通話等
海事衛星電話通話等及び携帯移動衛星電話通話等並びに海事衛星通信サービス契約約款等に規定する通話等（デジタル通信モード（64Kb/s）による総合デジタル通信及び別に定める選択料金制サービスの適用を受ける通話等を除きます。）	一般自動通話等及び第三者課金自動通話等（別に定めるものに限ります。）並びに海事衛星通信サービス及び携帯移動衛星通信サービス契約約款に規定するクレジット自動通話

(ウ) 割引率

区分	算定率
第2種通話等	5%
第3種通話等	5%
第4種通話等	40%

イ 準定額プラスプラン回線群（アの回線群をいいます。以下同じとします。）は、同一の群を構成するものとして電話等契約者から申出のあ

た契約者回線又はF T T H接続回線等であって、次の条件を満たすものにより構成されるものとします。

ただし、移動体契約回線のための準定額プラスプラン回線群を構成することはできません。

(ア) 1の電話等契約者に係る契約者回線又はF T T H接続回線等により準定額プラスプラン回線群を構成する場合

① その電話等契約の名義が当該電話等契約者の本人名義のものであること。

② 当該契約者回線の終端（相互接続点を除きます。）及び当該F T T H接続回線等の終端の場所が同一の構内又は同一の建物内にあること（これに準ずる区域内であって、当社の基準に適合する場合を含みます。）。

(イ) 2以上の電話等契約者に係る契約者回線又はF T T H接続回線等により準定額プラスプラン回線群を構成する場合

① その電話等契約の名義が相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合するものであること。

② 当該契約者回線の終端（相互接続点を除きます。）及び当該F T T H接続回線等の終端の場所が同一の構内又は同一の建物内にあること（これに準ずる区域内であって、当社の基準に適合する場合を含みます。）。

③ 準定額プラスプラン回線群を構成することについて同意している電話等契約者に係るものであること。

ウ 準定額プラスプランの取扱いを受けようとする電話等契約者は、準定額プラスプラン回線群を構成する契約者回線（移動体契約回線を除きます。）又はF T T H接続回線等に係る電話等契約者であって、準定額プラスプランに係る通話等料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがない者を代表者として定め、その代表者（以下「準定額プラスプラン代表者」といいます。）を通じて準定額プラスプランの取扱いの請求をしていただきます。準定額プラスプランの取扱いの終了の申出の場合も同様とします。

ただし、イの(ア)に係るコ準定額プラスプラン回線群については、この限りではありません。

エ 電話等契約者は、準定額プラスプラン代表者を変更するときは、そのことを、速やかに当社に届出いただきます。この場合において、変更後の準定額プラスプラン代表者は、ウの条件を満たす者であることを要します。

オ 当社は、準定額プラスプランに係る通話等料金その他の債務については、準定額プラスプラン回線群（イの(イ)に係る準定額プラスプラン回線群については、準定額プラスプラン回線群のうち、その準定額プラスプラン代表者に係る契約者回線又はF T T H接続回線等）ごと一括して、その準定額プラスプラン回線群に係る電話等契約者（イの(イ)に係る準定額プラスプラン回線群については、準定額プラスプラン代表者）に請求します。

ただし、当社が別に定めるところにより、準定額プラスプラン代表者があらかじめ電話等契約者（その準定額プラスプラン回線群を構成する契約者回線又はF T T H接続回線等に係る電話等契約者に限りません。）を指定するときは、その指定のあった電話等契約者に請求するも

のとします。

カ 当社は、オの規定にかかわらず、当社が別に定めるところにより、その準定額プラスプラン回線群に係る電話等契約者（イの（イ）に係る準定額プラスプラン回線群については、準定額プラスプラン代表者）から、あらかじめ、その請求の範囲を指定して分割請求の要請があったときは、その指定に基づき分割請求するものとします。

キ 準定額プラスプランには下表の種類があります。

種類	基準時間	定額料金	加算額
プラン1	1,800分	税抜額 10,000円 (税込額 11,000円)	税抜額 8円 (税込額 8.8円)
プラン2	2,700分	税抜額 15,000円 (税込額 16,500円)	税抜額 8円 (税込額 8.8円)
プラン3	5,400分	税抜額 30,000円 (税込額 33,000円)	税抜額 8円 (税込額 8.8円)
プラン4	9,000分	税抜額 50,000円 (税込額 55,000円)	税抜額 8円 (税込額 8.8円)

備考 通話等の月間累積通話等時間の算出において、1の通話等の通話等時間に1分に満たない部分が生じた場合は、その1分に満たない部分を1分として取扱います。以下この50表において同じとします。

ク 当社は、1の準定額プラスプラン回線群（イの回線群をいいます。以下同じとします。）について、1の料金月につき1の種類準定額プラスプランに限り提供します。

ケ 準定額プラスプランの取扱いは、次のとおりとします。

（ア） 既存の1の準定額プラスプラン回線群を指定して契約者回線又はF T T H接続回線等を追加する場合

既存の1の準定額プラスプラン回線群を指定して追加する契約者回線又はF T T H接続回線等については、請求のあった日（請求のあった日に電話等契約の申込みに基づく電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日を請求のあった日とみなして取り扱います。）の属する料金月の翌料金月の初日（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から準定額プラスプランの取扱いを開始します。

（イ） 既存の準定額プラスプラン回線群から、契約者回線又はF T T H接続回線等を指定して準定額プラスプランの取扱いの終了の申出があった場合

準定額プラスプランの取扱いの終了の申出があった契約者回線又はF T T H接続回線等については、申出があった日の属する料金月の末日において、準定額プラスプランの取扱いは終了したものとします。

コ 次の場合は、その契約者回線又はF T T H接続回線等に係る準定額プラスプランの取扱いは終了したものとします。

（ア） 準定額プラスプランの取扱いを受けている電話等契約者に係る契約者回線又はF T T H接続回線等がイに規定する条件を満たさなくなったとき又は当社がその事実を知ったとき。

（イ） 準定額プラスプランの取扱いを受けている電話等契約者からの

請求に基づいて、その第1種一般電話サービス等の区別の変更又は利用する契約者回線の変更を行ったとき。

(ウ) 準定額プラスプランの取扱いを受けている電話等契約者からの通知に基づいて、その契約者回線又はF T T H接続回線等に係る電話等契約を解除したとき。

(エ) 定額プラスプランの取扱いを受けている電話等契約者について、その契約者回線の移転に伴い、その電話番号等が変更になったとき。

(オ) 準定額プラスプランの取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその契約者回線又はF T T H接続回線等に係る電話等契約を解除したとき。

(カ) 準定額プラスプランの取扱いを受けている電話等契約者（第2種一般電話等契約者（バーネットサービスに係る閉域集団を代表する者を除きます。）を除きます。）から、その契約者回線又はF T T H接続回線等について、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものを除きます。）の取扱いの請求があったとき。

(キ) 準定額プラスプランの取扱いを受けている電話等契約者について、最終利用日から連続する12料金月（料金表通則に規定する料金月をいいます。以下この条において同じとします。）の各料金月のいずれにおいても、準定額プラスプランに係る通話等が行われなかったとき。

サ 次の場合は、その準定額プラスプラン回線群に係る準定額プラスプランの取扱いは終了したものとします。

(ア) その準定額プラスプラン回線群を構成する全ての契約者回線（移動体契約回線を除きます。）又はF T T H接続回線等について、この(ア)から(キ)までの事由が生じたとき。

(イ) 電話等契約者（イの(イ)に係る準定額プラスプラン回線群については、準定額プラスプラン代表者又はオのただし書の規定により指定のあった電話等契約者）が、準定額プラスプラン回線群に係る通話等料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお一括又は分割（カの規定による場合に限ります。）して支払わないとき。

(ウ) 準定額プラスプラン代表者がウの条件を満たす者でなくなったとき。

シ 準定額プラスプランの取扱いを受けている電話等契約者は、1の料金月を通じてこの準定額プラスプランに係る通話等の月間累積通話等時間が準定額プラスプランの種類ごとに定められている基準時間に満たなかった場合においても、その料金月における準定額プラスプランに係る定額料金を支払っていただきます。

ただし、この約款において、特段の規定がある場合は、その規定によるものとします。

ス 当社は、サの(イ)の規定により準定額プラスプランの取扱いが終了した準定額プラスプラン回線群については、その準定額プラスプラン回線群を構成する契約者回線又はF T T H接続回線等1回線ごとの通話等料金を算出して、その契約者回線又はF T T H接続回線等に係る電話等契約者に請求します。この場合において、電話等契約者がその支払いを行うときに係る延滞利息の適用にあたっては、サの(イ)の支

払期日を基に計算することとします。

セ 当社は、その規定その他の場合において、契約者回線又はF T T H接続回線等1回線当たりの通話等料金の額を確定する必要が生じたときは、次の算式により算出することとします。

(ア) (イ)以外のとき

$$\begin{array}{l} \text{契約者回線又はF} \\ \text{T T H接続回線等} \\ \text{1回線当たりの通} \\ \text{話等料金の額(税} \\ \text{抜額)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{準定額プラスプ} \\ \text{ラン適用後の定} \\ \text{額料金を含めた} \\ \text{当該準定額プラ} \\ \text{スプラン回線群} \\ \text{に係る通話等料} \\ \text{金の額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{準定額プラスプラン} \\ \text{の取扱いを行わな} \\ \text{かったとした場合の当} \\ \text{該契約者回線又はF} \\ \text{T T H接続回線等に} \\ \text{係る通話等料金の額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{準定額プラスプラン} \\ \text{の取扱いを行わな} \\ \text{かったとした場合の当} \\ \text{該準定額プラスプ} \\ \text{ラン回線群に係る通話} \\ \text{等料金の額} \end{array}}$$

(イ) 準定額プラスプランの取扱いを行わなかったとした場合の当該準定額プラスプラン回線群に係る通話等料金の額が0円のとき。

$$\begin{array}{l} \text{契約者回線又はF T T H接} \\ \text{続回線等1回線当たりの通} \\ \text{話等料金の額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{当該準定額プラスプラン回線群に係} \\ \text{る定額料金の額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{当該準定額プラスプラン回線群を構} \\ \text{成する契約者回線又はF T T H接続} \\ \text{回線等の数} \end{array}}$$

ソ セの場合において、準定額プラスプラン適用後の準定額プラスプラン回線群に係る通話等料金の額からその準定額プラスプラン回線群を構成する全ての契約者回線又はF T T H接続回線等についてセに規定する算式により算出した契約者回線又はF T T H接続回線等1回線当たりの通話等料金の額を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を準定額プラスプランの取扱いを受けている電話等契約者(イの(イ)に係る準定額プラスプラン回線群については、準定額プラスプラン代表者)があらかじめ指定する特定の1の契約者回線又はF T T H接続回線等に係る通話等料金の額に加算します。

タ 準定額プラスプランの取扱いを受けている電話等契約者について、料金月の起算日の変更があった場合は、新たな料金月については、準定額プラスプランの取扱いを行わないこととし、その料金月の翌料金月の初日から、準定額プラスプランの取扱いを行うものとします。

ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、新たな料金月の当社が指定する日から、準定額プラスプランの取扱いを行うものとします。

チ 準定額プラスプランの取扱いを受けている電話等契約者について、メンバーズコードの変更があった場合は、新たなメンバーズコードについて、準定額プラスプランの取扱いを行うものとします。この場合

において、その変更が料金月の中途に行われたときは、その料金月に
関しては、変更後のメンバーズコードを変更前のメンバーズコードと
みなして取り扱うものとします。

ツ 次の場合において、1の料金月を通じて通話等を全く行うことがで
きなかつたときは、その料金月以降については、準定額プラスプラン
の取扱いは行わないこととし、次の(ア)又は(イ)の事由が解消した日
の属する料金月の翌料金月の初日から、準定額プラスプランの取扱い
を行うものとします。

ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行
上支障がないときは、次の(ア)又は(イ)の事由が解消した日の属する
料金月の当社が指定する日から、準定額プラスプランの取扱いを行う
ものとします。

(ア) 準定額プラスプランの取扱いを受けている電話等契約者からの
請求に基づいて、電話サービス等の利用の一時中断を行ったとき。

(イ) 準定額プラスプランの取扱いを受けている電話等契約者につい
て、当社がその電話サービス等の利用停止をしたとき。

テ 準定額プラスプランの取扱いを受けている電話等契約者の責めによ
らない理由により、その準定額プラスプラン回線群を構成する全ての
契約者回線又はF T T H接続回線等について、電話サービス等が全く
利用できない状態（当該電話等契約に係る電気通信設備による全ての
通話等に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態と
なる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻
以降の料金月に属する全ての日についてその状態が連続したときは、
そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月（1料金
月の倍数である部分に限ります。）に対応する定額料金の支払いは要し
ないこととします。

ト 約款第 88 条（通話等料金の支払義務）第 3 項の規定及び（9）欄
の規定は、準定額プラスプランに係る部分に関しては、「通話等料
金」とあるのは「通話等時間」と、「料金額の支払い」とあるのは
「通話等時間 に基づく料金額の支払い」と、「得た額」とあるのは
「得た通話当時間」と読み替えて適用するものとし、読替え適用後の
各規定により得た通話等時間を、当社の機器の故障等により正しく算
定することができなかった時までの準定額プラスプランの適用を受け
た通話等時間に加えます。この場合において、その準定額プラスプラン
に係る基準時間を超える時間が生じた場合は、その超えた時間は切り
捨てるものとします。

ナ 約款第 98 条（責任の制限）の規定は、準定額プラスプランに係る
部分に関しては、「当該電話サービス等に係る次の料金の合計額」と
あるのは「その準定額プラスプランに係る定額料金」と読み替えて、
適用するものとします。

ニ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われている
ときは、その料金を返還します。

ヌ 準定額プラスの取扱いを受けている電話等契約者について、当社
が、その契約者回線に係る加入電話等契約が解除になったこと又はそ
の電話番号等が変更になったことを知ったときは、準定額プラスの取
扱いを受けている電話等契約者からその契約者回線に係る準定額プ
ラスを終了する通知があったものとして取扱います。

備考 第2種内線自動通話等を適用の対象とする選択料金制サービスに係る契約者回線又はF T T H接続回線等を、準定額プラスプラン回線群を構成する回線とした場合、その契約者回線又はF T T H接続回線等から発信される第2種内線自動通話等については、準定額プラスプランに係る通話等料金を適用します。

第 51 表 全時間帯におけるフリーコールサービスに係る通話等への特定料金表の適用（商品名：フリーコールシンプルレートプラン）

全時間帯におけるフリーコールサービスに係る通話等への特定料金表の適用	<p>ア 当社は、電話等契約者（フリーコールサービスⅡ利用者であって料金明細内訳を記録している者に限り）から請求があったときは、1のメンバーズコードごとに、税抜額 1,000 円(税込額 1,100 円)/月の支払いがあることを条件に、フリーコールサービスⅡに係る通話等の通話等料金について、下表の料金額を適用する取扱い（以下「FC全国一律料金プラン」といいます。）を行います。ただし、そのメンバーズコードに係る契約者回線又はF T T H接続回線等について、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものに限り）の取扱いを受けているときは、FC全国一律料金プランの取扱いを受けることはできません。</p> <p>(ア) (イ)、(ウ)及び(エ)以外の電気通信回線から行うもの</p> <p>① 区域内通話等</p>				
	区分		料金額 (次の秒数までごとに 税抜額 8.5 円(税込額 9.35 円))		
			平日昼間	夜間・休日	深夜・早朝
	区域内通話等		180.0 秒	180.0 秒	240.0 秒
	② 隣接区域内通話等及び区域外通話等				
	区分		料金額 (次の秒数までごとに 税抜額 7 円(税込額 7.7 円))		
			平日昼間	夜間・休日	深夜・早朝
	隣接区域内通話等及び区域外通話等		60.0 秒	60.0 秒	60.0 秒
	備考 上表の規定にかかわらず、F T T H接続回線等に着信するものについては、180 秒までごとに税抜額 8 円(税込額 8.8 円)とします。				
	(イ) 携帯契約回線から行うもの				
区分		料金額 (次の秒数までごとに 税抜額 9 円(税込額 9.9 円))			
		平日昼間	夜間・休日	深夜・早朝	
携帯契約回線から行うもの		14.0 秒	15.0 秒	16.0 秒	
備考 上表の規定にかかわらず、F T T H接続回線等に着信するものについては、30 秒までごとに税抜額 10 円(税込額 11 円)とします。					
(ウ) P H S 契約回線から行うもの					
区分		料金額 (次の秒数までごとに 税抜額 9 円(税込額 9.9 円))			
		平日昼間	夜間・休日	深夜・早朝	
隣接区域内通話等及び区域外通話等		36.0 秒	36.0 秒	36.0 秒	
区	20 キロメートルまでのもの	36.0 秒	36.0 秒	36.0 秒	
域					

外 通 話 等	60 キロメートルま でのもの	22.5 秒	22.5 秒	30.0 秒
	60 キロメートルを 超えるもの	22.5 秒	22.5 秒	26.0 秒
備考 上表の規定にかかわらず、F T T H接続回線等に着信するもの については、30 秒までごとに税抜額 10 円(税込額 11 円)とします。				
(エ) 他社公衆電話の電話機等から行うもの				
区分		料金額 (次の秒数までごとに 税抜額 30 円(税込額 33 円))		
		平日昼間	夜間・休日	深夜・早朝
他社公衆電話の電話機 等から行うもの		60.0 秒	60.0 秒	60.0 秒
備考 上表の規定にかかわらず、F T T H接続回線等に着信するもの については、60 秒までごとに税抜額 27 円(税込額 29.7 円)としま す。				
イ 当社は、1 の料金月について、1 の F C 全国一律料金プランに限り 提供します。				
ウ F C 全国一律料金プランの取扱いは、請求のあった日（請求のあつ た日に電話等契約の申込みに基づく電話サービス等の提供が開始され ていない場合は、その提供開始日を請求のあった日とみなして取り扱 います。）の属する料金月の翌料金月の初日（電話等契約者から特に要 請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあつた 日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、その 次料金月以降においても、電話等契約者から F C 全国一律料金プラン の取扱いの終了の申出がない限り、従前と同様の条件により、F C 全 国一律料金プランの取扱いは継続するものとします。F C 全国一律料 金プランの取扱いの終了の申出があつた場合は、その申出のあつた日 の属する料金月の末日までの間、F C 全国一律料金プランの取扱いは 継続するものとします。				
エ 次の場合は、その F C 全国一律料金プランの取扱いは終了したもの とします。				
(ア) F C 全国一律料金プランの取扱いを受けている電話等契約者か らの請求に基づいて、そのフリーコールサービスを廃止し、又はそ の電話等契約を解除したとき。				
(イ) F C 全国一律料金プランの取扱いを受けている電話等契約者に ついて、当社がそのフリーコールサービスを廃止し、又はその電話 等契約を解除したとき。				
(ウ) F C 全国一律料金プランの取扱いを受けている電話等契約者か ら、そのメンバーズコードに係る契約者回線又は F T T H 接続回線 等について、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものに限 ります。）の取扱いの請求があつたとき。				
(エ) F C 全国一律料金プランの取扱いを受けている電話等契約者に ついて、最終利用日から連続する 12 料金月（料金表通則に規定す る料金月をいいます。以下この条において同じとします。）の各料金 月のいずれにおいても、F C 全国一律料金プランに係る通話等が行				

われなかったとき。

オ FC全国一律料金プランの取扱いを受けている電話等契約者は、1の料金月を通じて通話等を全く行わなかった場合においても、そのFC全国一律料金プランの定額料金を支払っていただきます。

ただし、この約款において、特段の規定がある場合は、その規定によるものとします。

カ FC全国一律料金プランの取扱いを受けている電話等契約者について、料金月の起算日の変更があった場合は、新たな料金月については、FC全国一律料金プランの取扱いは行わないこととし、その料金月の翌料金月の初日から、従前と同様の条件により、FC全国一律料金プランの取扱いを行うものとします。

ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、新たな料金月の当社が指定する日から、従前と同様の条件により、FC全国一律料金プランの取扱いを行うものとします。

キ FC全国一律料金プランの取扱いを受けている電話等契約者について、メンバーズコードの変更があった場合は、新たなメンバーズコードについて、従前と同様の条件により、FC全国一律料金プランの取扱いを行うものとします。この場合において、その変更が料金月の中途に行われたときは、その料金月に関しては、変更後のメンバーズコードを変更前のメンバーズコードとみなして取り扱うものとします。

ク 次の場合において、1の料金月を通じて通話等を全く行うことができなかつたときは、その料金月以降については、FC全国一律料金プランの取扱いは行わないこととし、次の(ア)又は(イ)の事由が解消した日の属する料金月の翌料金月の初日から、従前と同様の条件により、FC全国一律料金プランの取扱いを行うものとします。

ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、次の(ア)又は(イ)の事由が解消した日の属する料金月の当社が指定する日から、従前と同様の条件により、FC全国一律料金プランの取扱いを行うものとします。

(ア) FC全国一律料金プランの取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づいて、電話サービス等の利用の一時中断を行ったとき。

(イ) FC全国一律料金プランの取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその電話サービス等の利用停止をしたとき。

ケ FC全国一律料金プランの取扱いを受けている電話等契約者の責めによらない理由により、電話サービス等が全く利用できない状態（当該電話等契約に係る電気通信設備による全ての通話等に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻以降の料金月に属する全ての日についてその状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月（1料金月の倍数である部分に限ります。）に対応する定額料金の支払いは要しないこととします。

コ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

サ FC全国一律料金プランの取扱いを受けている電話等契約者について、当社が、その契約者回線に係る加入電話等契約が解除になったこ

	<p>と又はその電話番号等が変更になったことを知ったときは、F C全国一律料金プランの取扱いを受けている電話等契約者からその契約者回線に係るF C全国一律料金プランを終了する通知があったものとして取扱います。</p>
--	--

第 52 表 一定の回線群に係る全時間帯におけるフリーコールサービスに係る通話等の月間累積割引判定通話等料金の額に応じて定まる割引の適用

一定の回線群に係る全時間帯におけるフリーコールサービスに係る通話等の月間累積割引判定通話等料金の額に応じて定まる割引の適用	<p>ア 当社は、電話等契約者（フリーコールサービスⅡ利用者であって料金明細内訳を記録している者に限ります。以下この表において同じとします。）から請求があったときは、メンバーズコードにより構成されるメンバーズコード群ごとに、そのメンバーズコード群に係る全ての時間帯におけるフリーコールサービスⅡに係る通話等（区域内通話等（フリーコールサービスに係る特定通話等を除きます。）及びF T T H接続回線等に着信する通話等を除きます。以下、本表において割引対象通話等といいます。）の通話等料金（2（料金額）に規定する通話等料金とします。）を料金月単位に累積し、その月間累積通話等料金の額から、その月間累積通話等料金の額にその月間累積通話等料金の額（F T T H接続回線等に着信する第1種料金着信払自動通話等に係る月間累積通話等料金の額を含みます。）に応じて定まる下表の割引率を乗じて得た額を割り引く取扱い（以下「フリーコールフレックスプラン」といいます。）を行います。</p> <p>ただし、そのメンバーズコードに係る契約者回線について、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の取扱いを受けているときは、フリーコールフレックスプランの取扱いを受けることはできません。</p> <p>（ア） 割引対象通話等</p>	
	区分	割引対象通話等
	第1種国内通話等	一般自動通話等（区域内通話等、Vネットサービスに係るサブネットコール機能を利用して行う通話等、第12表に規定するVネットパックの適用を受ける通話等及び第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等を除きます。）並びにフリーコールサービスⅡに係る通話等（区域内通話等（フリーコールサービスに係る特定通話等（移動体契約回線からメンバーズコード（フリーコールサービスⅡに係るものに限ります。）をダイヤルして行うものをいいます。以下本表において同じとします。）を除きます。）を除きます。）
	国際通話等（別に定める選択料金制サービスの適用を受ける通話等を除きます。以下本表において同じとします。）	一般自動通話等
海事衛星電話通話等及び携帯移動衛星電話通話等（以下本表においてインマル通話といいます。）	一般自動通話等	

備考

1 このフリーコールフレックスプランの取扱いを受ける契約者回線に係る通話等（フリーコールサービスに係る通話等を除きます。）のうち、割引対象通話等となるのは、その契約者回線について、協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定の区分により、次の各号のいずれかの通話等区分（以下この表において「優先接続対象区分」といいます。）について当社の事業者識別番号を指定しているときに限ります。

(ア) 市内通話、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話を指定したとき。

(イ) 市内通話、県内市外通話及び県間市外通話を指定したとき。

(ウ) 県内市外通話、県間市外通話及び国際通話を指定したとき。

(エ) 市内通信、県内市外通信、県間市外通信及び国際通信を指定したとき。

(オ) 市内通信、県内市外通信及び県間市外通信を指定したとき

(カ) 県内市外通信、県間市外通信及び国際通信を指定したとき

2 1の取扱いは、優先接続対象区分について当社の事業者識別番号を登録する旨の申込が行われたことを当社が確認した日（以下この表において「申込確認日」といいます。）の属する料金月の翌料金月の初日（申込確認日の属する料金月の翌料金月の初日にフリーコールフレックスプランの提供が開始されていない場合は、フリーコールフレックスプランの提供開始日）から適用します。

ただし、申込確認日から相当期間経過後において、優先接続対象区分について当社の事業者識別番号が登録されていないときは、1の取扱いは終了したものとします。

3 当社は、優先接続対象区分について、当社の事業者識別番号の登録が解除されたことが確認できたときは、その確認ができた日の属する料金月の末日において、1の取扱いは終了したものとします。

(イ) 割引率

月間累積割引判定通話等 料金の額（税抜額）	割引率		
	A	B	C
1,500,000円未満の場合	35%	35%	10%
1,500,000円以上の場合	67%	35%	10%

(注1) 上表において、月間累積割引判定通話等料金の額とは、このフリーコールフレックスプランの取扱いを受ける回線群ごとに、その回線群に係る全ての時間帯におけるフリーコールサービスⅡに係る通話等（区域内通話等（フリーコールサービスに係る特定通話等を除きます。）を除きます。）の通話等料金（2（料金額）に規定する通話等料金とします。）を料金月単位に累積して得た額をいいます。

(注2) 上表において、割引率Aは、割引率B及び割引率Cが適用される通話等を除く割引対象通話等に係る月間累積通話等料金の額に適用する割引率とし、割引率Bは、国際通話等、インマル通話等並びに任意の公衆電話の電話機等を使用するフリーコールサービスⅡに係る通話等に係る月間累積通話等料金の額に適用する割引率とし、割引率Cはフリーコールサービスに係る特定通話等に係る月間

累積通話等料金の額に適用する割引率とします。

(注3) 電話等契約者から申出があったときは、このフリーコールフレックスプランが適用される最初の料金月（以下「特定料金月」といいます。）より12料金月継続して、各料金月の月間累積割引判定通話等料金の額が税抜額1,500,000円以上であることを条件に、特定料金月に限り、割引率Aが適用される割引対象通話等に係る月間累積通話等料金の額に10%を乗じて得た額（以下本表において「加算割引額」といいます。）を加えて割り引くものとします。この場合、12料金月継続して、各料金月の月間累積割引判定通話等料金の額が税抜額1,500,000円以上とならなかったときには、この加算割引額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

イ フリーコールフレックスプラン回線群（アの回線群をいいます。以下同じとします。）は、同一の群を構成するものとして電話等契約者から申出のあった回線（メンバーズコードを含みます。以下本表において同じとします。）であって、次の条件を満たすものにより構成されるものとします。

(ア) 1の電話等契約者に係る回線によりフリーコールフレックスプラン回線群を構成する場合

- ① その申出をした日を含む料金月の前12料金月において、その契約者に係る当社電気通信サービスの利用額（電話サービス等契約約款に基づく電話サービス等については選択料金制サービス適用前の額とします。）が税抜額18億円以上であること。
- ② その申出をした日を含む料金月の前12料金月において、その契約者に係るIPVPNサービス（当社のデジタルデータサービス契約約款で定めるものに限ります。）及びデータ送受信サービス（当社のデータ送受信サービス契約約款で定めるものに限ります。）等の利用実績があること。

(イ) 2以上の電話等契約者に係る回線によりフリーコールフレックスプラン回線群を構成する場合

- ① その電話等契約の名義が相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合するものであること。
- ② フリーコールフレックスプラン回線群を構成することについて同意している電話等契約者に係るものであること。
- ③ (ア)の①及び②に同じ。

ウ フリーコールフレックスプランの取扱いを受けようとする電話等契約者は、フリーコールフレックスプラン回線群を構成する回線に係る電話等契約者であって、フリーコールフレックスプランに係る通話等料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがない者を代表者として定め、その代表者（以下「フリーコールフレックスプラン代表者」といいます。）を通じてフリーコールフレックスプランの取扱いの請求をしていただきます。フリーコールフレックスプランの終了の申出の場合も同様とします。

エ 電話等契約者は、フリーコールフレックスプラン代表者を変更するときは、そのことを速やかに当社に届け出させていただきます。この場合において、変更後のフリーコールフレックスプラン代表者は、フリー

コールフレックスプランに係る通話等料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがない者であることを要します。

オ 当社は、フリーコールフレックスプランに係る通話等料金その他の債務については、フリーコールフレックスプラン回線群ごと一括して、そのフリーコールフレックスプラン回線群に係る電話等契約者（2以上の電話等契約者に係る回線に係るフリーコールフレックスプラン回線群については、フリーコールフレックスプラン代表者）に請求します。

ただし、当社が別に定めるところにより、フリーコールフレックスプラン代表者があらかじめ電話等契約者（そのフリーコールフレックスプラン回線群を構成する回線に係る電話等契約者に限ります。）を指定するときは、その指定のあった電話等契約者に請求するものとします。

カ 当社は、オの規定にかかわらず、当社が別に定めるところにより、そのフリーコールフレックスプラン回線群に係る電話等契約者（2以上の電話等契約者に係る回線に係るフリーコールフレックスプラン回線群については、フリーコールフレックスプラン代表者）から、あらかじめ、その請求の範囲を指定して分割請求の要請があったときは、その指定に基づき分割請求するものとします。

キ フリーコールフレックスプランの取扱いは、次のとおりとします。

(ア) 新たに1のフリーコールフレックスプラン回線群を構成する場合

新たに1のフリーコールフレックスプラン回線群を構成する場合は、請求のあった日の属する料金月の翌料金月の初日（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）からフリーコールフレックスプランの取扱いを開始することとし、その次料金月以降においても、電話等契約者からフリーコールフレックスプランの取扱いの終了の申出がない限り、フリーコールフレックスプランの取扱いは継続するものとします。フリーコールフレックスプランの取扱いの終了の申出があった場合は、その申出のあった日の属する料金月の末日までの間、フリーコールフレックスプランの取扱いは継続するものとします。

(イ) 既存の1のフリーコールフレックスプラン回線群を指定して回線を追加する場合

既存の1のフリーコールフレックスプラン回線群を指定して追加する回線については、請求のあった日の属する料金月の翌料金月の初日（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）からフリーコールフレックスプランの取扱いを開始することとし、その次料金月以降においても、電話等契約者からフリーコールフレックスプランの取扱いの終了の申出がない限り、フリーコールフレックスプランの取扱いは継続するものとします。

(ウ) 既存のフリーコールフレックスプラン回線群から、回線を指定してフリーコールフレックスプランの取扱いの終了の申出があった場合

フリーコールフレックスプランの取扱いの終了の申出があった回

- 線については、申出があった日の属する料金月の末日において、フリーコールフレックスプランの取扱いは終了したものとします。
- ク 次の場合は、その回線に係るフリーコールフレックスプランの取扱いは終了したものとします。
- (ア) フリーコールフレックスプランの取扱いを受けている回線がイに規定する条件を満たさなくなったとき。
 - (イ) 電話等契約者（2以上の電話等契約者に係る回線により構成されるフリーコールフレックスプラン回線群については、フリーコールフレックスプラン代表者又はオのただし書の規定により指定のあった電話等契約者）が、フリーコールフレックスプラン回線群に係る通話等料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお一括又は分割（カの規定による場合に限り。）して支払わないとき。
 - (ウ) フリーコールフレックスプラン代表者がフリーコールフレックスプランに係る通話等料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがない者でなくなったとき。
 - (エ) フリーコールフレックスプラン代表者からの通知に基づいて、そのフリーコールフレックスプラン回線群を構成する回線に係る電話等契約を解除したとき。
 - (オ) フリーコールフレックスプラン回線群を構成する回線に係る電話等契約者について、その電話番号が変更になったとき。
 - (カ) フリーコールフレックスプラン回線群を構成する回線に係る電話等契約者について、最終利用日から連続する12料金月（料金表通則に規定する料金月をいいます。以下この条において同じとします。）の各料金月のいずれにおいても、フリーコールフレックスプランに係る通話等が行われなかったとき。
- ケ 次の場合は、そのフリーコールフレックスプラン回線群に係るフリーコールフレックスプランの取扱いは終了したものとします。
- (ア) そのフリーコールフレックスプラン回線群を構成する全ての回線について、クの(ア)から(カ)までの事由が生じたとき。
 - (イ) 電話等契約者（2以上の電話等契約者に係る回線により構成されるフリーコールフレックスプラン回線群については、フリーコールフレックスプラン代表者又はオのただし書の規定により指定のあった電話等契約者）が、フリーコールフレックスプラン回線群に係る通話等料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお一括又は分割（カの規定による場合に限り。）して支払わないとき。
 - (ウ) フリーコールフレックスプラン代表者がフリーコールフレックスプランに係る通話等料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがない者でなくなったとき。
- コ 当社は、ケの(イ)の規定によりフリーコールフレックスプランの取扱いが終了したフリーコールフレックスプラン回線群については、そのフリーコールフレックスプラン回線群を構成する1回線ごとの通話等料金を算出して、当該回線に係る電話等契約者に請求することとします。この場合において、電話等契約者がその支払いを行うときに係る延滞利息の適用にあたっては、ケの(イ)の支払期日を基に計算することとします。

サ 当社は、この規定その他の場合において、1回線当たりの通話等料金の額を確定する必要があるときは、次の算式により算出することとします。

$$\begin{array}{l}
 \text{1回線当たりの通話等料金の額} \\
 \text{(税抜額)}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{l}
 \text{フリーコールフレックスプラン適用後の} \\
 \text{フリーコールフレックスプラン回線群に係る通話等料金の額}
 \end{array}
 \times
 \frac{\begin{array}{l} \text{フリーコールフレックスプランの取扱いを行わなかったとした場合の当該回線に係る通話等料金の額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{フリーコールフレックスプランの取扱いを行わなかったとした場合の当該フリーコールフレックスプラン回線群に係る通話等料金の額} \end{array}}$$

シ サの場合において、フリーコールフレックスプラン適用後のフリーコールフレックスプラン回線群に係る通話等料金の額からそのフリーコールフレックスプラン回線群を構成する全ての回線についてサに規定する算式により算出した1回線当たりの通話等料金の額を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額をフリーコールフレックスプランの取扱いを受けている電話等契約者（イの（イ）に係るフリーコールフレックスプラン回線群については、フリーコールフレックスプラン代表者）があらかじめ指定する特定の1の回線に係る通話等料金の額に加算するものとします。

ス フリーコールフレックスプランの取扱いを受けている電話等契約者について、料金月の起算日の変更があった場合は、新たな料金月については、フリーコールフレックスプランの取扱いを行わないこととし、その料金月の翌料金月の初日から、フリーコールフレックスプランの取扱いを行うものとします。

ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、新たな料金月の当社が指定する日から、フリーコールフレックスプランの取扱いを行うものとします。

セ フリーコールフレックスプランの取扱いを受けている電話等契約者について、メンバーズコードの変更があった場合は、新たなメンバーズコードについて、フリーコールフレックスプランの取扱いを行うものとします。この場合において、その変更が料金月の中途に行われたときは、その料金月に関しては、変更後のメンバーズコードを変更前のメンバーズコードとみなして取り扱うものとします。

ソ 次の場合において、1の料金月を通じて通話等を全く行うことができなかつたときは、その料金月以降については、フリーコールフレックスプランの取扱いは行わないこととし、次の（ア）又は（イ）の事由が解消した日の属する料金月の翌料金月の初日から、フリーコールフレックスプランの取扱いを行うものとします。ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、次の（ア）又は（イ）の事由が解消した日の属する料金月の当社が指定する日から、フリーコールフレックスプランの取扱いを行うものとします。

（ア）フリーコールフレックスプランの取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づいて、電話サービス等の利用の一時中断を行

	<p>ったとき。</p> <p>(イ) フリーコールフレックスプランの取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその電話サービス等の利用停止をしたとき。</p> <p>タ フリーコールフレックスプラン回線群を構成する回線に係る電話等契約者について、当社が、その契約者回線に係る加入電話等契約が解除になったこと又はその電話番号等が変更になったことを知ったときは、フリーコールフレックスプラン代表者からその契約者回線に係るフリーコールフレックスプランを終了する通知があったものとして取扱います。</p>
--	---

第 53 表 一定の回線群に係る全時間帯における区域内通話等に係る通話等料金の割引の適用

一定の回線群に係る全時間帯における区域内通話等に係る通話等料金の割引の適用	<p>ア 当社は、第 1 種一般電話等契約者（カテゴリー I 又はカテゴリー II に係る第 1 種一般電話等契約に係る第 1 種一般電話等契約者であって料金明細内訳を記録している者に限ります。以下この表において同じとします。）であって、通常電話サービス等（カテゴリー I 又はカテゴリー II に係る第 1 種一般電話等契約に係る通常電話サービス等に限ります。以下この表において同じとします。）の提供を受けている者から請求があったときは、下表の定額料金の支払いがあることを条件に、通常電話サービス等に係る契約者回線（別に定める契約者回線を除きます。）により構成される回線群（以下「ロングプラス回線群」といいます。）ごとに、その回線群に係る全ての時間帯における第 1 種国内通話等（フリーコールサービスに係る通話等を除きます。以下この表において同じとします。）に係る区域内における通話等に関する料金について、2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、下表に規定する料金額を適用する取扱い（以下「ロングプラス」といいます。）を行います。</p> <p>ただし、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の取扱いを受けている契約者回線については、ロングプラスの取扱いを受けることはできません。</p> <p>（ア） 定額料金の額</p> <p style="text-align: right;">1 ロングプラス回線群ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">定額料金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2 以外の場合</td> <td>そのロングプラス回線群を構成する契約者回線の数に税抜額 200 円（税込額 220 円）を乗じた額</td> </tr> <tr> <td>2 そのロングプラス回線群が、4,000 回線以上の第 1 種回線（協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定の区分により、市内通話又は市内通信の区分について当社の事業者識別番号を指定している契約者回線をいいます。以下、この第 53 表において同じとします。）により構成される場合</td> <td>そのロングプラス回線群を構成する第 1 種回線の数に 150 を乗じた額に、当該ロングプラス回線群を構成する契約者回線（第 1 種回線を除きます。以下この第 53 表において第 2 種回線といいます。）の数に税抜額 200 円（税込額 220 円）を乗じた額を加算した額</td> </tr> </tbody> </table> <p>（イ） 通話等に関する料金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">次の分数までごとに税抜額 8.5 円（税込額 9.35 円）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平日昼間及び休日・夜間</td> <td style="text-align: center;">深夜・早朝</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 分</td> <td style="text-align: center;">7 分</td> </tr> </table> <p>イ ロングプラス回線群は、同一の群を構成するものとして電話等契約者から申出のあった契約者回線であって、次の条件を満たすものにより構成されるものとします。</p>	区分	定額料金の額	1 2 以外の場合	そのロングプラス回線群を構成する契約者回線の数に税抜額 200 円（税込額 220 円）を乗じた額	2 そのロングプラス回線群が、4,000 回線以上の第 1 種回線（協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定の区分により、市内通話又は市内通信の区分について当社の事業者識別番号を指定している契約者回線をいいます。以下、この第 53 表において同じとします。）により構成される場合	そのロングプラス回線群を構成する第 1 種回線の数に 150 を乗じた額に、当該ロングプラス回線群を構成する契約者回線（第 1 種回線を除きます。以下この第 53 表において第 2 種回線といいます。）の数に税抜額 200 円（税込額 220 円）を乗じた額を加算した額	次の分数までごとに税抜額 8.5 円（税込額 9.35 円）		平日昼間及び休日・夜間	深夜・早朝	5 分	7 分
区分	定額料金の額												
1 2 以外の場合	そのロングプラス回線群を構成する契約者回線の数に税抜額 200 円（税込額 220 円）を乗じた額												
2 そのロングプラス回線群が、4,000 回線以上の第 1 種回線（協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定の区分により、市内通話又は市内通信の区分について当社の事業者識別番号を指定している契約者回線をいいます。以下、この第 53 表において同じとします。）により構成される場合	そのロングプラス回線群を構成する第 1 種回線の数に 150 を乗じた額に、当該ロングプラス回線群を構成する契約者回線（第 1 種回線を除きます。以下この第 53 表において第 2 種回線といいます。）の数に税抜額 200 円（税込額 220 円）を乗じた額を加算した額												
次の分数までごとに税抜額 8.5 円（税込額 9.35 円）													
平日昼間及び休日・夜間	深夜・早朝												
5 分	7 分												

(ア) 1の電話等契約者に係る契約者回線によりロングプラス回線群を構成すること。

(イ) その電話等契約の名義が当該電話等契約者の本人名義のものであること。

ウ ロングプラスの取扱いは、次のとおりとします。

(ア) 新たに1のロングプラス回線群を構成する場合

新たに1のロングプラス回線群を構成する場合は、請求のあった日（請求のあった日に電話等契約の申込みに基づく電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日を請求のあった日とみなして取り扱います。）の属する料金月の翌料金月の初日（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）からロングプラスの取扱いを開始することとし、その次料金月以降においても、電話等契約者からロングプラスの取扱いの終了の申出がない限り、ロングプラスの取扱いは継続するものとします。ロングプラスの取扱いの終了の申出があった場合は、その申出のあった日の属する料金月の末日までの間、ロングプラスの取扱いは継続するものとします。

(イ) 既存の1のロングプラス回線群を指定して契約者回線を追加する場合

既存の1のロングプラス回線群を指定して追加する契約者回線については、請求のあった日（請求のあった日に電話等契約の申込みに基づく電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日を請求のあった日とみなして取り扱います。）の属する料金月の翌料金月の初日（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）からロングプラスの取扱いを開始することとし、その次料金月以降においても、電話等契約者からロングプラスの取扱いの終了の申出がない限り、ロングプラスの取扱いは継続するものとします。

(ウ) 既存のロングプラス回線群から、契約者回線を指定してロングプラスの取扱いの終了の申出があった場合

ロングプラスの取扱いの終了の申出があった契約者回線については、申出があった日の属する料金月の末日において、ロングプラスの取扱いは終了したものとします。

エ 次の場合は、その契約者回線に係るロングプラスの取扱いは終了したものとします。

(ア) ロングプラスの取扱いを受けている電話等契約者に係る契約者回線がイに規定する条件を満たさなくなったとき。

(イ) ロングプラスの取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づいて、その第1種一般電話サービス等の区別の変更又は利用する契約者回線の変更を行ったとき。

(ウ) ロングプラスの取扱いを受けている電話等契約者からの通知に基づいて、その契約者回線に係る電話等契約を解除したとき。

(エ) ロングプラスの取扱いを受けている電話等契約者について、その契約者回線の移転に伴い、その電話番号等が変更になったとき。

(オ) ロングプラスの取扱いを受けている電話等契約者について、当

社がその契約者回線に係る電話等契約を解除したとき。

(カ) ロングプラスの取扱いを受けている電話等契約者から、その契約者回線について、付加機能（当社が別に定めるものに限ります。）の利用の請求があったとき又は他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものを除きます。）の取扱いの請求があったとき。

(キ) ロングプラスの取扱いを受けている電話等契約者について、最終利用日から連続する 12 料金月（料金表通則に規定する料金月をいいます。以下この条において同じとします。）の各料金月のいずれにおいても、ロングプラスに係る通話等が行われなかったとき。

オ 次の場合は、そのロングプラス回線群に係るロングプラスの取扱いは終了したものとします。

(ア) そのロングプラス回線群を構成する全ての契約者回線について、エの(ア)から(キ)までの事由が生じたとき。

(イ) 電話等契約者が、ロングプラス回線群に係る通話等料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。

カ ロングプラスの取扱いを受けている電話等契約者は、1の料金月を通じて通話等を全く行わなかった場合においても、そのロングプラスに係る定額料金を支払っていただきます。

ただし、料金表又は約款において、特段の規定がある場合は、その規定によるものとします。

キ ロングプラスの取扱いを受けている電話等契約者について、料金月の起算日の変更があった場合は、新たな料金月については、ロングプラスの取扱いを行わないこととし、その料金月の翌料金月の初日から、ロングプラスの取扱いを行うものとします。

ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、新たな料金月の当社が指定する日から、ロングプラスの取扱いを行うものとします。

ク 次の場合において、1の料金月を通じて通話等を全く行うことができなかつたときは、その料金月以降については、ロングプラスの取扱いは行わないこととし、次の(ア)又は(イ)の事由が解消した日の属する料金月の翌料金月の初日から、ロングプラスの取扱いを行うものとします。

ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、次の(ア)又は(イ)の事由が解消した日の属する料金月の当社が指定する日から、ロングプラスの取扱いを行うものとします。

(ア) ロングプラスの取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づいて、電話サービス等の利用の一時中断を行ったとき。

(イ) ロングプラスの取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその電話サービス等の利用停止をしたとき。

ケ ロングプラスの取扱いを受けている電話等契約者の責めによらない理由により、電話サービス等が全く利用できない状態（当該電話等契約に係る電気通信設備による全ての通話等に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻以降の料金月に属する全ての日についてその状態が連続したときは、その事を当社が知った時刻以降の

利用できなかった料金月（1料金月の倍数である部分に限ります。）に対応する定額料金の支払いは要しないこととします。

コ アの(ア)の表の適用においては、市内通話又は市内通信の区分について当社の事業者識別番号を登録する旨の申込が行われたことを当社が確認した日（以下この表において「申込確認日」といいます。）の属する料金月の翌料金月の初日（申込確認日の属する料金月の翌料金月の初日にロングプラスの提供が開始されていない場合は、ロングプラスの提供開始日）から第1種回線として取り扱います。

ただし、申込確認日から相当期間経過後において、市内通話又は市内通信の区分について当社の事業者識別番号が登録されていないときは、第2種回線として取り扱います。

サ アの(ア)の表の適用においては、市内通話又は市内通信区分について当社の事業者識別番号の登録が解除されたことが確認できたときは、その確認ができた日の属する料金月の末日において、第2種回線として取り扱います。

シ ロングプラスの取扱いを受けている電話等契約者について、当社が、その契約者回線に係る加入電話等契約が解除になったこと又はその電話番号等が変更になったことを知ったときは、ロングプラスの取扱いを受けている電話等契約者からその契約者回線に係るロングプラスを終了する通知があったものとして取扱います。

第 54 表 一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の長期継続利用契約に基づく割引の適用Ⅲ

一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の長期継続利用契約に基づく割引の適用Ⅲ	<p>ア 当社は、第 1 種一般電話等契約者（カテゴリーⅠ若しくはカテゴリーⅡに係る第 1 種一般電話等契約又はカテゴリーⅢに係る特定第 1 種一般電話契約に係る第 1 種一般電話等契約者であって、料金明細内訳を記録している者に限ります。以下この表において同じとします。）、第 2 種一般電話等契約者（カテゴリーⅢに係る第 2 種一般電話等契約に係る第 2 種一般電話等契約者であってバーネットサービスに係る閉域集団を代表する契約者回線に係る者に限ります。以下この表において同じとします。）又は付加機能限定電話契約者から請求があったときは、下表に定める期間において、この表の取扱いを継続して受け、特に規定する年間累積通話等料金の額が下表に定める金額（以下この表において「契約金額」といいます。）を超えることを条件に、下表の対象回線により構成される回線群ごとに、その回線群（メンバーズコード（その電話等契約者に係るものに限ります。）を含みます。以下本表において同じとします。）に係る全ての時間帯における下表の割引対象通話等（F T T H 接続回線等に係る一般自動通話等、第 1 種料金着信払自動通話等及び別に定める非自動通話等は割引対象通話等を除きます。）の通話等料金（2（料金額）に規定する通話等料金とします。）を料金月単位に累積し、その月間累積通話等料金の額から、その回線群を構成する全ての契約者回線及び F T T H 接続回線等に係る月間累積通話等料金の額に下表の割引率を乗じて得た額を回線群単位に合計した額を割り引く取扱い（以下「コンタクトプラン割引 1」といいます。）を行います。</p> <p>ただし、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の取扱いを受けている契約者回線又は F T T H 接続回線等については、コンタクトプラン割引 1 の取扱いを受けることはできません。</p> <p>（ア） 継続して利用する期間及び契約金額</p>										
	<table border="1"> <tr> <td>継続して利用する期間</td> <td>契約金額（税抜額）</td> </tr> <tr> <td>12 月</td> <td>3.6 億円</td> </tr> </table>	継続して利用する期間	契約金額（税抜額）	12 月	3.6 億円						
継続して利用する期間	契約金額（税抜額）										
12 月	3.6 億円										
	<p>（イ） 対象回線</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>割引対象回線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約者回線（移動体契約回線を含みます。以下この表において同じとします。）</td> <td>第 1 種一般電話サービス等（カテゴリーⅠに係る第 1 種一般電話等契約又はカテゴリーⅢに係る特定第 1 種一般電話契約に係るものに限ります。以下この表において同じとします。）に係るもの及び第 2 種一般電話サービス等（カテゴリーⅢに係る第 2 種一般電話等契約に係るものに限ります。以下この表において同じとします。）に係るものであって、バーネットサービスに係る閉域集団を構成するもの</td> </tr> <tr> <td>F T T H 接続回線等</td> <td>付加機能限定電話サービス</td> </tr> </tbody> </table> <p>（ウ） 割引対象通話等</p> <p>① 第 1 種通話等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>割引対象通話等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	割引対象回線	契約者回線（移動体契約回線を含みます。以下この表において同じとします。）	第 1 種一般電話サービス等（カテゴリーⅠに係る第 1 種一般電話等契約又はカテゴリーⅢに係る特定第 1 種一般電話契約に係るものに限ります。以下この表において同じとします。）に係るもの及び第 2 種一般電話サービス等（カテゴリーⅢに係る第 2 種一般電話等契約に係るものに限ります。以下この表において同じとします。）に係るものであって、バーネットサービスに係る閉域集団を構成するもの	F T T H 接続回線等	付加機能限定電話サービス	区分	割引対象通話等		
区分	割引対象回線										
契約者回線（移動体契約回線を含みます。以下この表において同じとします。）	第 1 種一般電話サービス等（カテゴリーⅠに係る第 1 種一般電話等契約又はカテゴリーⅢに係る特定第 1 種一般電話契約に係るものに限ります。以下この表において同じとします。）に係るもの及び第 2 種一般電話サービス等（カテゴリーⅢに係る第 2 種一般電話等契約に係るものに限ります。以下この表において同じとします。）に係るものであって、バーネットサービスに係る閉域集団を構成するもの										
F T T H 接続回線等	付加機能限定電話サービス										
区分	割引対象通話等										

第1種国内通話等	区域内通話等、フリーコールサービスⅡに係る通話等、第12表に規定するVネットパックの適用を受ける通話等及び第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等を除く通話等
② 第2種通話等	
区分	割引対象通話等
第1種国内通話等	区域内通話等及びフリーコールサービスに係る特定通話等を除くフリーコールサービスⅡに係る通話等
③ 第3種通話等	
区分	割引対象通話等
第1種国内通話等	フリーコールサービスに係る特定通話等
④ 第4種通話等	
区分	割引対象通話等
国際通話等（別に定める選択料金制サービスの適用を受ける通話等を除きます。）	一般自動通話等、第三者課金自動通話等（別に定めるものに限ります。）、第2種内線自動通話等および第3種料金着信払自動通話等
海事衛星電話通話等及び携帯移動衛星電話通話等並びに海事衛星通信サービス契約約款等に規定する通話等（デジタル通信モード（64Kb/s）による総合デジタル通信及び別に定める選択料金制サービスの適用を受ける通話等を除きます。）	一般自動通話等及び第三者課金自動通話等（別に定めるものに限ります。）並びに海事衛星通信サービス及び携帯移動衛星通信サービス契約約款に規定するクレジット自動通話
(エ) 割引額	
区分	割引率
第1種通話等	
① 契約者回線（移動体契約回線を除きます。）に係るもの	
(a) (b)及び(c)以外のもの	50%
(b) オンネットコール機能又はサブネットコール機能を利用して行うもの	65%
(c) オフネットコール機能を利用して行うもの	60%
第2種通話等	
① F T T H接続回線等に係るもの	53%
② 契約者回線（移動体契約回線を除きます。）	35%

に係るもの	
第3種通話等	5%
第4種通話等	
① ②以外の電気通信回線に係るもの	75%
② 移動体契約回線に係るもの	40%

イ 当社は、1のコンタクトプラン割引1回線群（アの回線群をいいます。以下同じとします。）について、1の料金月につき1のコンタクトプラン割引1に限り提供します。

ウ コンタクトプラン割引1回線群は、同一の群を構成するものとして電話等契約者から申出のあった契約者回線又はF T T H接続回線等であって、次の条件を満たすものにより構成されるものとします。

ただし、移動体契約回線のみコンタクトプラン割引1回線群を構成することはできません。

（ア） 1の電話等契約者に係る契約者回線又はF T T H接続回線等によりコンタクトプラン割引1回線群を構成する場合

① その電話等契約の名義が当該電話等契約者の本人名義のものであること。

② その申出をした日を含む料金月の前12料金月において、その電話等契約者に係る当社の電話サービス等に係る通話等料金（選択料金制サービス適用前の料金とします。）の合計額が税抜額 3.6 億円以上となること。

③ Vネット回線群を構成する回線の数、4,000 以上となること。

（イ） 2以上の電話等契約者に係る契約者回線又はF T T H接続回線等によりコンタクトプラン割引1回線群を構成する場合

① その電話等契約の名義が相互に業務上密接な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合するものであること。

② コンタクトプラン割引1回線群を構成することについて同意している電話等契約者に係るものであること。

③ （ア）の②及び③に同じ。

エ コンタクトプラン割引1の取扱いを受けようとする電話等契約者は、コンタクトプラン割引1回線群を構成する契約者回線（移動体契約回線を除きます。）又はF T T H接続回線等に係る電話等契約者であって、コンタクトプラン割引1に係る通話等料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがない1以上の者を代表者として定め、その代表者（以下「コンタクトプラン割引1代表者」といいます。）を通じてコンタクトプラン割引1の取扱いの請求をしていただきます。コンタクトプラン割引1の取扱いの終了の申出の場合も同様とします。

ただし、ウの（ア）に係るコンタクトプラン割引1回線群については、この限りではありません。

オ 電話等契約者は、コンタクトプラン割引1代表者を変更するときは、そのことを、速やかに当社に届出いただきます。この場合において、変更後のコンタクトプラン割引1代表者は、エの条件を満たす者であることを要します。

カ 当社は、コンタクトプラン割引1に係る通話等料金その他の債務に

については、コンタクトプラン割引1回線群（複数のコンタクトプランプラス代表者がいるときは、コンタクトプラン割引1回線群のうち、そのコンタクトプラン割引1代表者に係る契約者回線又はF T T H接続回線等）ごと一括して、そのコンタクトプラン割引1回線群に係る電話等契約者（ウの（イ）に係るコンタクトプラン割引1回線群については、コンタクトプラン割引1代表者）に請求します。ただし、当社が別に定めるところにより、コンタクトプラン割引1代表者があらかじめ電話等契約者（そのコンタクトプラン割引1回線群を構成する契約者回線又はF T T H接続回線等に係る電話等契約者に限りません。）を指定するときは、その指定のあった電話等契約者に請求するものとします。

キ 当社は、力の規定にかかわらず、当社が別に定めるところにより、そのコンタクトプラン割引1回線群に係る電話等契約者（ウの（イ）に係るコンタクトプラン割引1回線群については、コンタクトプラン割引1代表者）から、あらかじめ、その請求の範囲を指定して分割請求の要請があったときは、その指定に基づき分割請求するものとします。

ク コンタクトプラン割引1の取扱いは、次のとおりとします。

（ア）新たに1のコンタクトプラン割引1回線群を構成する場合

新たに1のコンタクトプラン割引1回線群を構成する場合は、請求のあった日（請求のあった日に電話等契約の申込みに基づく電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日を請求のあった日とみなして取り扱います。）の属する料金月の翌料金月の初日（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）からコンタクトプラン割引1の取扱いを開始します。

（イ）既存の1のコンタクトプラン割引1回線群を指定して契約者回線又はF T T H接続回線等を追加する場合

既存の1のコンタクトプラン割引1回線群を指定して追加する契約者回線又はF T T H接続回線等については、請求のあった日（請求のあった日に電話等契約の申込みに基づく電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日を請求のあった日とみなして取り扱います。）の属する料金月の翌料金月の初日（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）からコンタクトプラン割引1の取扱いを開始します。

（ウ）既存のコンタクトプラン割引1回線群から、契約者回線又はF T T H接続回線等を指定してコンタクトプラン割引1の取扱いの終了の申出があった場合

コンタクトプラン割引1の取扱いの終了の申出があった契約者回線又はF T T H接続回線等については、申出があった日の属する料金月の末日において、コンタクトプラン割引1の取扱いは終了したものとします。

ケ コンタクトプラン割引1の取扱いを行う期間は、コンタクトプラン割引1の取扱いを開始した日の属する料金月の初日からアの表に定める継続して利用する期間経過後の日を含む料金月の末日までとします。

ただし、次の場合は、そのコンタクトプラン割引1と同様の期間延長するものとし、以後も同様とします。

(ア) コンタクトプラン割引1の取扱いを受けている電話等契約者から、コンタクトプラン割引1の取扱いを行う期間の満了日の1ヶ月前までにコンタクトプラン割引1の取扱いの終了の申出がない場合（複数のコンタクトプラン割引1代表者がいるときを除きます。）。

(イ) コンタクトプラン割引1代表者が複数いる場合であって、コンタクトプラン割引1の取扱いを行う期間の満了日の10日前までに、全てのコンタクトプラン割引1代表者の同意を得た上で、新たにコンタクトプラン割引1の取扱いを受けることについて当社に申出があったとき。

コ コンタクトプラン割引1を継続して利用する期間については、契約者回線又はF T T H接続回線等の利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとし、以後も同様とします。

サ 次の場合は、その契約者回線又はF T T H接続回線等に係るコンタクトプラン割引1の取扱いは終了したものとし、以後も同様とします。

(ア) コンタクトプラン割引1の取扱いを受けている電話等契約者に係る契約者回線又はF T T H接続回線等がウに規定する条件を満たさなくなったとき。

(イ) コンタクトプラン割引1の取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づいて、その第1種一般電話サービス等の区別の変更又は利用する契約者回線の変更を行ったとき。

(ウ) コンタクトプラン割引1の取扱いを受けている電話等契約者からの通知に基づいて、その契約者回線又はF T T H接続回線等に係る電話等契約を解除したとき。

(エ) コンタクトプラン割引1の取扱いを受けている電話等契約者について、電話番号等が変更になったとき。

(オ) コンタクトプラン割引1の取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその契約者回線又はF T T H接続回線等に係る電話等契約を解除したとき。ただし、その解除が、当該契約者回線に係る電話等契約者（カテゴリーⅡに係る第1種一般電話等契約に係る者に限りません。）からのカテゴリーⅠに係る第1種一般電話等契約の申込みを承諾したことに伴う場合は、この限りではありません。

(カ) コンタクトプラン割引1の取扱いを受けている電話等契約者（第2種一般電話等契約者（バーネットサービスに係る閉域集団を代表する者を除きます。）を除きます。）から、その契約者回線又はF T T H接続回線等について、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものを限ります。）の取扱いの請求があったとき

(キ) コンタクトプラン割引1の取扱いを受けている電話等契約者について、最終利用日から連続する12料金月（料金表通則に規定する料金月をいいます。以下この条において同じとします。）の各料金月のいずれにおいても、コンタクトプラン割引1に係る通話等が行われなかったとき。

シ 次の場合は、そのコンタクトプラン割引1回線群に係るコンタクトプラン割引1の取扱いは終了したものとし、以後も同様とします。

(ア) そのコンタクトプラン割引1回線群を構成する全ての契約者回線（移動体契約回線を除きます。）又はF T T H接続回線等につい

て、サの(ア)から(キ)までの事由が生じたとき。

(イ) 電話等契約者(ウの(イ))に係るコンタクトプラン割引1回線群については、コンタクトプラン割引1代表者又はカのただし書の規定により指定のあった電話等契約者)が、コンタクトプラン割引1回線群に係る通話等料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。

(ウ) コンタクトプラン割引1代表者がエの条件を満たす者でなくなったとき。

(エ) 連続する2料金月において、そのコンタクトプラン割引1回線群に係る通話等料金が0円のとき。

ス 当社は、シの(イ)の規定によりコンタクトプラン割引1の取扱いが終了したコンタクトプラン割引1回線群については、そのコンタクトプラン割引1回線群を構成する契約者回線又はF T T H接続回線等1回線ごとの通話等料金を算出して、その契約者回線又はF T T H接続回線等に係る電話等契約者に請求します。この場合において、電話等契約者がその支払いを行うときに係る延滞利息の適用にあたっては、シの(イ)の支払期日を基に計算します。

セ 当社は、スの規定その他の場合において、契約者回線又はF T T H接続回線等1回線当たりの通話等料金の額を確定する必要があるときは、当該回線に係る月間累積通話等料金(コンタクトプラン割引1の取扱いを適用した後の額とし、第1種国内通話等(契約者回線に係る区域内通話等及びワイドプランの適用を受ける通話等に限りです。)に係る月間累積通話等料金を含むものとします。)の額を契約者回線又はF T T H接続回線等1回線当たりの通話等料金の額とします。

ソ セの場合において、コンタクトプラン割引1適用後のコンタクトプラン割引1回線群に係る通話等料金の額からそのコンタクトプラン割引1回線群を構成する全ての契約者回線又はF T T H接続回線等1回線当たりの通話等料金の額を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額をコンタクトプラン割引1の取扱いを受けている電話等契約者(ウの(イ))に係るコンタクトプラン割引1回線群については、コンタクトプラン割引1代表者)があらかじめ指定する特定の1の契約者回線又はF T T H接続回線等に係る通話等料金の額に加算するものとします。

タ コンタクトプラン割引1の取扱いを受けている電話等契約者について、料金月の起算日の変更があった場合は、新たな料金月については、コンタクトプラン割引1の取扱いを行わないこととし、その料金月の翌料金月の初日から、コンタクトプラン割引1の取扱いを行うものとし、

ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、新たな料金月の当社が指定する日から、コンタクトプラン割引1の取扱いを行うものとし、

チ コンタクトプラン割引1の取扱いを受けている電話等契約者について、メンバーズコードの変更があった場合は、新たなメンバーズコードについて、コンタクトプラン割引1の取扱いを行うものとし、この場合において、その変更が料金月の中途に行われたときは、その料金月に関しては、変更後のメンバーズコードを変更前のメンバーズ

コードとみなして取り扱うものとします。

ツ 当社は、1料金月におけるこのコンタクトプラン割引1適用前のコンタクトプラン割引1回線群に係る県間通話等の通話等料金を当該料金月単位の累積した額（以下このツにおいて「県間累積額」といいます。）が次に定める方法により算出した最低利用料の額を超えないときは、その最低利用料から県間累積額を差し引いて得た額を、コンタクトプラン割引1の取扱いを受けている電話等契約者（ウの（イ）に係るコンタクトプラン割引1回線群については、コンタクトプラン割引1代表者としてします。以下このツにおいて同じとします。）があらかじめ指定する特定の1の契約者回線又はF T T H接続回線等に係る通話等料金の額に加算するものとします。この場合、当該電話等契約者は当社が別に定める期日までにその料金を一括して支払っていただきます。

$$\text{最低利用料} = \frac{\text{当該料金月におけるコンタクトプラン割引1回線群を構成する総回線数}}{\text{税抜額 200円（税込額 220円）}} \times$$

テ コンタクトプラン割引1の取扱いを受けている電話等契約者（ウの（イ）に係るコンタクトプラン割引1回線群については、コンタクトプラン割引1代表者又はカのただし書の規定により指定のあった電話等契約者）は、そのコンタクトプラン割引1回線群に係る月間累積通話等料金の額（コンタクトプラン割引1の取扱いを適用する前の額とし、第1種国内通話等（契約者回線に係る区域内通話等及びワイドプランの適用を受ける通話等に限ります。）に係る月間累積通話等料金を含むものとします。以下このテにおいて同じとします。）をコンタクトプラン割引1の取扱いを開始した日の属する料金月から起算して12料金月ごとに累積し、その累積した通話等料金（以下この表において「年間累積通話等料金」といいます。）の額がアの表に定める契約金額を超えないときは、次の算式により算出される違約金に消費税相当額を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合において、複数のコンタクトプラン割引1代表者がいるときは、コンタクトプラン割引1代表者に係る契約者回線又はF T T H接続回線等に係る年間累積通話等料金の額に応じた額を支払っていただきます。

$$\text{違約金 (税抜額)} = 3.6 \text{ 億円} - \frac{\text{コンタクトプラン割引1回線群に係る月間累積通話等料金の額 (ツの適用を受ける料金月については、最低利用料としてします。)をコンタクトプラン割引1の取扱いを開始した日の属する料金月から起算して12料金月ごとに累積した通話等料金 (最低利用料を含みます。)の額}}{\text{年間累積通話等料金の額}}$$

ト 次の場合において、1の料金月を通じて通話等を全く行うことができなかつたときは、その料金月以降については、コンタクトプラン割引1の取扱いは行わないこととし、次の（ア）又は（イ）の事由が解消し

	<p>た日の属する料金月の翌料金月の初日から、コンタクトプラン割引1の取扱いを行うものとします。</p> <p>ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、次の(ア)又は(イ)の事由が解消した日の属する料金月の当社が指定する日から、コンタクトプラン割引1の取扱いを行うものとします。</p> <p>(ア) コンタクトプラン割引1の取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づいて、電話サービス等の利用の一時中断を行ったとき。</p> <p>(イ) コンタクトプラン割引1の取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその電話サービス等の利用停止をしたとき。</p> <p>ナ コンタクトプラン割引1の取扱いを受けている電話等契約者について、当社が、その契約者回線に係る加入電話等契約が解除になったこと又はその電話番号等が変更になったことを知ったときは、コンタクトプラン割引1の取扱いを受けている電話等契約者からその契約者回線に係るコンタクトプラン割引1を終了する通知があったものとして取扱います。</p>
<p>備考 第2種内線自動通話等を適用の対象とする選択料金制サービスに係る契約者回線又はF T T H接続回線等を、コンタクトプラン割引1回線群を構成する回線とした場合、その契約者回線又はF T T H接続回線等から発信される第2種内線自動通話等については、コンタクトプラン割引1に係る通話等料金を適用します。</p>	

第 55 表 一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の長期継続利用契約に基づく割引の適用Ⅳ

一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の長期継続利用契約に基づく割引の適用Ⅳ	<p>ア 当社は、第 1 種一般電話等契約者（カテゴリーⅠ若しくはカテゴリーⅡに係る第 1 種一般電話等契約又はカテゴリーⅢに係る特定第 1 種一般電話契約に係る第 1 種一般電話等契約者であって、料金明細内訳を記録している者に限ります。以下この表において同じとします。）、第 2 種一般電話等契約者（カテゴリーⅢに係る第 2 種一般電話等契約に係る第 2 種一般電話等契約者であってバーネットサービスに係る閉域集団を代表する契約者回線に係る者に限ります。以下この表において同じとします。）又は付加機能限定電話契約者から請求があったときは、下表に定める期間において、この表の取扱いを継続して受け、セに規定する年間累積通話等料金の額が下表に定める金額（以下この表において「契約金額」といいます。）を超えることを条件に、下表の対象回線により構成される回線群ごとに、その回線群（メンバーズコード（その電話等契約者に係るものに限ります。）を含みます。以下本表において同じとします。）に係る全ての時間帯における下表の割引対象通話等（F T T H 接続回線等に係る一般自動通話等及び第 1 種料金着信払自動通話等の通話等料金（2（料金額）に規定する通話等料金とします。）を料金月単位に累積し、その月間累積通話等料金の額から、その回線群を構成する全ての契約者回線及び F T T H 接続回線等に係る月間累積通話等料金の額に下表の割引率を乗じて得た額を回線群単位に合計した額を割り引く取扱い（以下「コンタクトプラン割引 2」といいます。）を行います。</p> <p>ただし、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の取扱いを受けている契約者回線又は F T T H 接続回線等については、コンタクトプラン割引 2 の取扱いを受けることはできません。</p> <p>（ア） 継続して利用する期間及び契約金額</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>継続して利用する期間</td> <td>契約金額（税抜額）</td> </tr> <tr> <td>12 月</td> <td>3.6 億円</td> </tr> </table> <p>（イ） 対象回線</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">割引対象回線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">契約者回線（移動体契約回線を含みます。以下この表において同じとします。）</td> <td style="vertical-align: top;">第 1 種一般電話サービス等（カテゴリーⅠに係る第 1 種一般電話等契約又はカテゴリーⅢに係る特定第 1 種一般電話契約に係るものに限ります。以下この表において同じとします。）に係るもの及び第 2 種一般電話サービス等（カテゴリーⅢに係る第 2 種一般電話等契約に係るものに限ります。以下この表において同じとします。）に係るものであって、バーネットサービスに係る閉域集団を構成するもの</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">F T T H 接続回線等</td> <td style="vertical-align: top;">付加機能限定電話サービス</td> </tr> </tbody> </table> <p>（ウ） 割引対象通話等</p> <p>① 第 1 種通話等</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">割引対象通話等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">削除</td> <td style="text-align: center;">削除</td> </tr> </tbody> </table>	継続して利用する期間	契約金額（税抜額）	12 月	3.6 億円	区分	割引対象回線	契約者回線（移動体契約回線を含みます。以下この表において同じとします。）	第 1 種一般電話サービス等（カテゴリーⅠに係る第 1 種一般電話等契約又はカテゴリーⅢに係る特定第 1 種一般電話契約に係るものに限ります。以下この表において同じとします。）に係るもの及び第 2 種一般電話サービス等（カテゴリーⅢに係る第 2 種一般電話等契約に係るものに限ります。以下この表において同じとします。）に係るものであって、バーネットサービスに係る閉域集団を構成するもの	F T T H 接続回線等	付加機能限定電話サービス	区分	割引対象通話等	削除	削除
継続して利用する期間	契約金額（税抜額）														
12 月	3.6 億円														
区分	割引対象回線														
契約者回線（移動体契約回線を含みます。以下この表において同じとします。）	第 1 種一般電話サービス等（カテゴリーⅠに係る第 1 種一般電話等契約又はカテゴリーⅢに係る特定第 1 種一般電話契約に係るものに限ります。以下この表において同じとします。）に係るもの及び第 2 種一般電話サービス等（カテゴリーⅢに係る第 2 種一般電話等契約に係るものに限ります。以下この表において同じとします。）に係るものであって、バーネットサービスに係る閉域集団を構成するもの														
F T T H 接続回線等	付加機能限定電話サービス														
区分	割引対象通話等														
削除	削除														

② 第2種通話等

区分	割引対象通話等
第1種国内通話等	区域内通話等及びフリーコールサービスに係る特定通話等を除くフリーコールサービスⅡに係る通話等

③ 第3種通話等

区分	割引対象通話等
第1種国内通話等	フリーコールサービスに係る特定通話等

④ 第4種通話等

区分	割引対象通話等
削除	削除

⑤ 第5種通話等

区分	割引対象通話等
海事衛星電話通話等及び携帯移動衛星電話通話等並びに海事衛星通信サービス契約約款等に規定する通話等（デジタル通信モード（64Kb/s）による総合デジタル通信及び別に定める選択料金制サービスの適用を受ける通話等を除きます。）	一般自動通話等及び第三者課金自動通話等（別に定めるものに限り。）並びに海事衛星通信サービス及び携帯移動衛星通信サービス契約約款に規定するクレジット自動通話

(エ) 割引額

区分	割引率
削除	削除
第2種通話等	
① F T T H接続回線等に係るもの	53%
② 契約者回線（移動体契約回線を除きます。）に係るもの	35%
第3種通話等	5%
削除	削除
第5種通話等	
① ②以外の電気通信回線に係るもの	82%
② 移動体契約回線に係るもの	40%

(オ) 削除

イ 当社は、1のコンタクトプラン割引2回線群（アの回線群をいいます。以下同じとします。）について、1の料金月につき1のコンタクトプラン割引2に限り提供します。

ウ コンタクトプラン割引2回線群は、同一の群を構成するものとして電話等契約者から申出のあった契約者回線又はF T T H接続回線等であって、次の条件を満たすものにより構成されるものとします。

ただし、移動体契約回線のみ>Contactプラン割引2回線群を構成することはできません。

(ア) 1の電話等契約者に係る契約者回線又はF T T H接続回線等により>Contactプラン割引2回線群を構成する場合

(イ) その電話等契約の名義が当該電話等契約者の本人名義のものであること。

(ウ) その申出をした日を含む料金月の前12料金月において、その電話等契約者に係る当社の電話サービス等に係る通話等料金(選択料金制サービス適用前の料金とします。)の合計額が税抜額3.6億円以上となること。

(エ) その申出をした日を含む料金月の前12料金月において、その契約者に係る別に定めるサービスの利用の累計額が税抜額5.0億円以上となること。

エ 当社は、Contactプラン割引2に係る通話等料金その他の債務については、Contactプラン割引2回線群ごとに一括して、そのContactプラン割引2回線群に係る電話等契約者に請求します。

オ 当社は、エの規定にかかわらず、当社が別に定めるところにより、そのContactプラン割引2回線群に係る電話等契約者から、あらかじめ、その請求の範囲を指定して分割請求の要請があったときは、その指定に基づき分割請求するものとします。

カ Contactプラン割引2の取扱いは、次のとおりとします。

(ア) 新たに1のContactプラン割引2回線群を構成する場合

新たに1のContactプラン割引2回線群を構成する場合は、請求のあった日(請求のあった日に電話等契約の申込みに基づく電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日を請求のあった日とみなして取り扱います。)の属する料金月の翌料金月の初日(電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日)からContactプラン割引2の取扱いを開始します。

(イ) 既存の1のContactプラン割引2回線群を指定して契約者回線又はF T T H接続回線等を追加する場合

既存の1のContactプラン割引2回線群を指定して追加する契約者回線又はF T T H接続回線等については、請求のあった日(請求のあった日に電話等契約の申込みに基づく電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日を請求のあった日とみなして取り扱います。)の属する料金月の翌料金月の初日(電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日)からContactプラン割引2の取扱いを開始します。

(ウ) 既存のContactプラン割引2回線群から、契約者回線又はF T T H接続回線等を指定してContactプラン割引2の取扱いの終了の申出があった場合

Contactプラン割引2の取扱いの終了の申出があった契約者回線又はF T T H接続回線等については、申出があった日の属する料金月の末日において、Contactプラン割引2の取扱いは終了したものとします。

キ Contactプラン割引2の取扱いを行う期間は、Contactプラン

割引2の取扱いを開始した日の属する料金月の初日からアの表に定める継続して利用する期間経過後の日を含む料金月の末日までとします。

ただし、次の場合は、そのコンタクトプラン割引2と同様の期間延長するものとし、以後も同様とします。

(ア) コンタクトプラン割引2の取扱いを受けている電話等契約者から、コンタクトプラン割引2の取扱いを行う期間の満了日の1ヶ月前までにコンタクトプラン割引2の取扱いの終了の申出がない場合（複数のコンタクトプラン割引2代表者がいるときを除きます。）。

(イ) コンタクトプラン割引2代表者が複数いる場合であって、コンタクトプラン割引2の取扱いを行う期間の満了日の10日前までに、全てのコンタクトプラン割引2代表者の同意を得た上で、新たにコンタクトプラン割引2の取扱いを受けることについて当社に申出があったとき。

ク コンタクトプラン割引2を継続して利用する期間については、契約者回線又はF T T H接続回線等の利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとし、以後も同様とします。

ケ 次の場合は、その契約者回線又はF T T H接続回線等に係るコンタクトプラン割引2の取扱いは終了したものとし、以後も同様とします。

(ア) コンタクトプラン割引2の取扱いを受けている電話等契約者に係る契約者回線又はF T T H接続回線等がウに規定する条件を満たさなくなったとき。

(イ) コンタクトプラン割引2の取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づいて、その第1種一般電話サービス等の区別の変更又は利用する契約者回線の変更を行ったとき。

(ウ) コンタクトプラン割引2の取扱いを受けている電話等契約者からの通知に基づいて、その契約者回線に係る電話等契約を解除したとき。

(エ) コンタクトプラン割引2の取扱いを受けている電話等契約者について、電話番号等が変更になったとき。

(オ) コンタクトプラン割引2の取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその契約者回線又はF T T H接続回線等に係る電話等契約を解除したとき。

ただし、その解除が、当該契約者回線に係る電話等契約者（カテゴリーⅡに係る第1種一般電話等契約に係る者に限り、カテゴリーⅠに係る第1種一般電話等契約の申込みを承諾したことに伴う場合は、この限りではありません。）からの

(カ) コンタクトプラン割引2の取扱いを受けている電話等契約者（第2種一般電話等契約者（バーネットサービスに係る閉域集団を代表する者を除きます。）を除きます。）から、その契約者回線又はF T T H接続回線等について、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものを限ります。）の取扱いの請求があったとき

(キ) コンタクトプラン割引2の取扱いを受けている電話等契約者について、最終利用日から連続する12料金月（料金表通則に規定する料金月をいいます。以下この条において同じとします。）の各料金月のいずれにおいても、コンタクトプラン割引2に係る通話等が行われなかったとき。

コ 次の場合は、そのコンタクトプラン割引2回線群に係るコンタクトプラン割引2の取扱いは終了したものとします。

(ア) そのコンタクトプラン割引2回線群を構成する全ての契約者回線（移動体契約回線を除きます。）又はF T T H接続回線等について、サの(ア)から(キ)までの事由が生じたとき。

(イ) 電話等契約者が、コンタクトプラン割引2回線群に係る通話等料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。

(ウ) 連続する2料金月において、そのコンタクトプラン割引2回線群に係る通話等料金が0円のとき。

サ コンタクトプラン割引2の取扱いを受けている電話等契約者について、料金月の起算日の変更があった場合は、新たな料金月については、コンタクトプラン割引2の取扱いを行わないこととし、その料金月の翌料金月の初日から、コンタクトプラン割引2の取扱いを行うものとします。

ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、新たな料金月の当社が指定する日から、コンタクトプラン割引2の取扱いを行うものとします。

シ コンタクトプラン割引2の取扱いを受けている電話等契約者について、メンバーズコードの変更があった場合は、新たなメンバーズコードについて、コンタクトプラン割引2の取扱いを行うものとします。この場合において、その変更が料金月の中途に行われたときは、その料金月に関しては、変更後のメンバーズコードを変更前のメンバーズコードとみなして取り扱うものとします。

ス コンタクトプラン割引2の取扱いを受けている電話等契約者は、1料金月におけるこのコンタクトプラン割引2適用前のコンタクトプラン割引2回線群に係る県間通話等の通話等料金を当該料金月単位に累積した額（以下このスにおいて「県間累積額」といいます。）が次に定める方法により算出した最低利用料の額を超えないときは、その最低利用料から県間累積額を差し引いて得た額を、当社が定める期日まで一括して支払っていただきます。

$$\text{最低利用料} = \frac{\text{当該料金月におけるコンタクトプラン割引2回線群を構成する総回線数}}{\text{税抜額 200円 (税込額 220円)}} \times \text{税抜額 200円 (税込額 220円)}$$

セ コンタクトプラン割引2の取扱いを受けている電話等契約者は、そのコンタクトプラン割引2回線群に係る月間累積通話等料金の額（コンタクトプラン割引2の取扱いを適用する前の額とし、第1種国内通話等（契約者回線に係る区域内通話等、ワイドプランの適用を受ける通話等及びF T T H接続回線等に着信する第1種料金着信払自動通話等に限ります。）に係る月間累積通話等料金を含むものとします。以下このセにおいて同じとします。）をコンタクトプラン割引2の取扱いを開始した日の属する料金月から起算して12料金月ごとに累積し、その累積した通話等料金（以下この表において「年間累積県間通話等料金」といいます。）の額がアの表に定める契約金額を超えないときは、

次の算式により算出される違約金に消費税相当額を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

$$\begin{array}{l} \text{違約金} \\ \text{(税抜額)} \end{array} = 3.6 \text{ 億円} - \begin{array}{l} \text{コンタクトプラン割引2回線群} \\ \text{に係る月間累積通話等料金の額} \\ \text{(スの適用を受ける料金月につい} \\ \text{ては、最低利用料とします。)} \text{をコ} \\ \text{ンタクトプラン割引2の取扱いを} \\ \text{開始した日の属する料金月から起} \\ \text{算して12料金月ごとに累積した} \\ \text{通話等料金(最低利用料を含みま} \\ \text{す。)} \text{の額} \end{array}$$

ソ 次の場合において、1の料金月を通じて通話等を全く行うことができなかつたときは、その料金月以降については、コンタクトプラン割引2の取扱いは行わないこととし、次の(ア)又は(イ)の事由が解消した日の属する料金月の翌料金月の初日から、コンタクトプラン割引2の取扱いを行うものとし、

ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、次の(ア)又は(イ)の事由が解消した日の属する料金月の当社が指定する日から、コンタクトプラン割引2の取扱いを行うものとし、

(ア) コンタクトプラン割引2の取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づいて、電話サービス等の利用の一時中断を行ったとき。

(イ) コンタクトプラン割引2の取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその電話サービス等の利用停止をしたとき。

タ コンタクトプラン割引2の取扱いを受けている電話等契約者について、当社が、その契約者回線に係る加入電話等契約が解除になったこと又はその電話番号等が変更になったことを知ったときは、コンタクトプラン割引2の取扱いを受けている電話等契約者からその契約者回線に係るコンタクトプラン割引2を終了する通知があったものとして取扱います。

備考 第2種内線自動通話等を適用の対象とする選択料金制サービスに係る契約者回線又はF T T H接続回線等を、コンタクトプラン割引2回線群を構成する回線とした場合、その契約者回線又はF T T H接続回線等から発信される第2種内線自動通話等については、コンタクトプランプラスに係る通話等料金を適用します。

第 56 表 削除

第 57 表 削除

第 58 表 削除

第 59 表 削除

第 60 表 全時間帯における移動体契約回線からの通話への特定料金表の適用（商品名：001 国際モバイルトーク）

<p>全時間帯における移動体契約回線からの通話への特定料金表の適用</p>	<p>ア 当社は、特定第 1 種一般電話契約者から請求があったときは、1 の移動体契約回線ごとに、全ての時間帯における国際通話（一般自動通話等に限りません。）、海事衛星電話通話及び携帯移動衛星電話通話の通話等料金について、2（通話等料金）の 2（料金額）にかかわらず、別紙 7 の料金額を適用する取扱い（以下「モバイル国際プラン」といいます。）を行います。</p> <p>ただし、その移動体契約回線について、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものに限りません。）の取扱いを受けているときは、モバイル国際プランの取扱いを受けることはできません。</p> <p>イ 当社は、1 の料金月について、1 のモバイル国際プランに限り提供します。</p> <p>ウ モバイル国際プランの取扱いは、請求のあった日（請求のあった日に電話等契約の申込みに基づく電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日を請求のあった日とみなして取り扱います。）の属する料金月の翌料金月の初日（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、その次料金月以降においても、電話等契約者からモバイル国際プランの取扱いの終了の申出がない限り、従前と同様の条件により、モバイル国際プランの取扱いは継続するものとします。モバイル国際プランの取扱いの終了の申出があった場合は、その申出のあった日の属する料金月の末日までの間、モバイル国際プランの取扱いは継続するものとします。</p> <p>エ 次の場合は、そのモバイル国際プランの取扱いは終了したものとします。</p> <p>（ア） モバイル国際プランの取扱いを受けている電話等契約者からの通知に基づいて、その電話等契約を解除したとき。</p> <p>（イ） モバイル国際プランの取扱いを受けている電話等契約者について、その電話番号等が変更になったとき。</p> <p>（ウ） モバイル国際プランの取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその電話等契約を解除したとき。</p> <p>（エ） モバイル国際プランの取扱いを受けている電話等契約者から、その移動体契約回線について、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものに限りません。）の取扱いの請求があったとき。</p> <p>（オ） モバイル国際プランの取扱いを受けている電話等契約者について、最終利用日から連続する 12 料金月（料金表通則に規定する料金月をいいます。以下この条において同じとします。）の各料金月のいずれにおいても、モバイル国際プランに係る通話等が行われなかったとき。</p> <p>オ モバイル国際プランの取扱いを受けている電話等契約者について、料金月の起算日の変更があった場合は、新たな料金月については、モバイル国際プランの取扱いは行わないこととし、その料金月の翌料金月の初日から、従前と同様の条件により、モバイル国際プランの取扱いを行うものとします。</p>
---------------------------------------	---

	<p>ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、新たな料金月の当社が指定する日から、従前と同様の条件により、モバイル国際プランの取扱いを行うものとします。</p> <p>カ モバイル国際プランの取扱いを受けている電話等契約者について、当社が、その契約者回線に係る移動体電話契約が解除になったこと又はその電話番号等が変更になったことを知ったときは、モバイル国際プランの取扱いを受けている電話等契約者からその契約者回線に係るモバイル国際プランを終了する通知があったものとして取扱います。</p>
--	--

第 61 表 一定の回線群に係る全時間帯における通話等の区分に応じて定まる割引の適用
(商品名：まる得期間契約割引)

<p>一定の回線群に係る全時間帯における通話等の区分に応じて定まる割引の適用</p>	<p>ア 当社は、第 1 種一般電話等契約者（カテゴリーⅠに係る第 1 種一般電話等契約者であって料金明細内訳を記録している者に限ります。以下この表において同じとします。）、第 2 種一般電話等契約者（カテゴリーⅢに係る第 2 種一般電話等契約に係る第 2 種一般電話等契約者であってバーネットサービスに係る閉域集団を代表する契約者回線に係る者に限ります。以下この表において同じとします。）から請求があったときは、下表の割引対象回線により構成される回線群ごとに、その回線群に係る全ての時間帯における下表の割引対象通話等の通話等料金を料金月単位に累積し、その月間累積通話等料金の額から、その月間累積通話等料金の額（下表の割引判定通話等に係る月間累積通話等料金の額を含むものとし、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の適用による場合は、適用した後の額とします。）に下表の割引率を乗じて得た額を割り引く取扱い（以下「フレックスプラン（タイプⅢ）」といいます。）を行います。ただし、その請求がキの（イ）に該当するもの以外のとき又はその契約者回線について、その他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものに限りません。）の取扱いを受けているときは、フレックスプラン（タイプⅢ）の取扱いを受けることはできません。</p>				
	<p>（注）当社が別に定める選択料金制サービスは、旧マンスリーパック、旧マンスリープラン、旧フリーコールプラン、旧フレックスプラン、旧セレクトプラン、旧アカウントプラン、旧スーパーアカウントプラン、第 5 表に規定するフレックスプラン（タイプⅡ）、第 8 表に規定するスーパーアカウントプラン、第 11 表に規定するスーパーセレクトプラン（タイプⅡ）、第 12 表に規定する V ネットパック、旧スーパーセレクトプランプラス、第 15 表に規定する Y プラン及び国際通話を適用対象とする選択料金制サービス（第 16 表に規定するコンタクトプラン、第 17 表に規定するアカウント Y プラン、旧国内国際統合割引率変動型選択料金制サービス、第 34 表に規定する一定額利用型選択料金制サービス、第 42-1 表に規定する特定料金表の適用に係る選択料金制サービス、第 42-2 表に規定する特定料金表の適用に係る選択料金制サービス（タイプ 2）及び第 42-3 表に規定する特定料金表の適用に係る選択料金制サービス（タイプ 3）を除きます。）とします。</p>				
	<p>（ア） 割引対象回線</p>				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="406 1653 718 1691">区分</th> <th data-bbox="718 1653 1457 1691">割引対象回線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="406 1691 718 2020"> <p>契約者回線（移動体契約回線を除きます。以下この表において同じとします。）</p> </td> <td data-bbox="718 1691 1457 2020"> <p>第 1 種一般電話サービス等（カテゴリーⅠに係る第 1 種一般電話等契約に係るものに限りません。以下この表において同じとします。）に係るもの及び第 2 種一般電話サービス等（カテゴリーⅢに係る第 2 種一般電話等契約に係るものに限りません。以下この表において同じとします。）に係るものであって、バーネットサービスに係る閉域集団を構成するもの</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	割引対象回線	<p>契約者回線（移動体契約回線を除きます。以下この表において同じとします。）</p>	<p>第 1 種一般電話サービス等（カテゴリーⅠに係る第 1 種一般電話等契約に係るものに限りません。以下この表において同じとします。）に係るもの及び第 2 種一般電話サービス等（カテゴリーⅢに係る第 2 種一般電話等契約に係るものに限りません。以下この表において同じとします。）に係るものであって、バーネットサービスに係る閉域集団を構成するもの</p>
区分	割引対象回線				
<p>契約者回線（移動体契約回線を除きます。以下この表において同じとします。）</p>	<p>第 1 種一般電話サービス等（カテゴリーⅠに係る第 1 種一般電話等契約に係るものに限りません。以下この表において同じとします。）に係るもの及び第 2 種一般電話サービス等（カテゴリーⅢに係る第 2 種一般電話等契約に係るものに限りません。以下この表において同じとします。）に係るものであって、バーネットサービスに係る閉域集団を構成するもの</p>				
	<p>備考 当社は、第 2 種一般電話等サービスに係るものであって、バー</p>				

ネットサービスに係る閉域集団を構成する契約者回線については、閉域集団を代表する電話サービス等の契約者名義の契約者回線とみなして取り扱います。

(イ) 割引対象通話等

区分	割引対象通話等
第1種国内通話等	区域内通話等、フリーコールサービスに係る通話等、第12表に規定するVネットパックの適用を受ける通話等及び第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等を除く通話等
第2種移動体着信通話等	特定契約者回線に着信する通話等
国際通話等（別に定める選択料金制サービスの適用を受ける通話等を除きます。）	一般自動通話等、第三者課金自動通話等、第2種内線自動通話等及び第3種料金着信払自動通話等
海事衛星電話通話等及び携帯移動衛星電話通話等並びに海事衛星通信サービス契約約款等に規定する通話等（デジタル通信モード（64Kb/s）による総合デジタル通信及び別に定める選択料金制サービスの適用を受ける通話等を除きます。）	一般自動通話等及び第三者課金自動通話等並びに海事衛星通信サービス契約約款及び携帯移動衛星通信サービス契約約款に規定するクレジット自動通話

(注1) 削除

(注2) 削除

(注3) 第三者課金自動通話等は、フレックスプラン（タイプⅢ）に係る割引対象回線に係る電話等契約者がその割引対象回線を課金先として、提供を受けている第三者課金サービスに係るものに限りません。

(注4) 別に定める選択料金制サービスは、第34表に規定する一定額利用型選択料金制サービス、第42-1表に規定する特定料金表の適用に係る選択料金制サービス、第42-2表に規定する特定料金表の適用に係る選択料金制サービス（タイプ2）及び第42-3表に規定する特定料金表の適用に係る選択料金制サービス（タイプ3）とします。

(ウ) 割引率

区分	割引率
県内通話等	50.0%
県間通話等	50.0%
第2種移動体着信通話等	5.0%
国際通話等、海事衛星電話通話等及び携帯移動衛星電話通話等並びに海事衛星通信サービス契約約款等に規定する通話等	50.0%

備考 上表において、その電話等契約者がVネットサービス又はSネットサービスの提供を受けているときは、上表による割引のほか、全ての時間帯における第1種国内通話等（料金表別表1のオフネッ

トコール機能を利用して行われる通話等、区域内通話等（契約者回線相互間の通話等又はスピードナンバーによる通話等に限りません。）及びスピードナンバーによらない通話等を除きます。）の通話等料金（2（料金額）に規定する通話等料金とします。）を料金月単位に累積し、その月間累積通話等料金の額に5.0%を乗じて得た額を加えて割り引くものとします。

イ フレックスプラン（タイプⅢ）回線群（アの回線群をいいます。以下同じとします。）は、同一の群を構成するものとして電話等契約者から申出のあった契約者回線であって、次の条件を満たすものにより構成されるものとします。

（ア） 電話等契約者からの申出時に3以上の契約者回線によりフレックスプラン（タイプⅢ）回線群を構成すること

（イ） （ア）を満たす回線群の電話等契約の名義が当該電話等契約者の本人名義のものであること。ただし、以下①②を同時に満たす場合その限りではありません。

① その電話等契約の名義が相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合するものであること。

② フレックスプラン（タイプⅢ）回線群を構成することについて同意している電話等契約者に係るものであること

ウ フレックスプラン（タイプⅢ）の取扱いを受けようとする電話等契約者は、フレックスプラン（タイプⅢ）回線群を構成する契約者回線に係る電話等契約者であって、次の条件を満たす者を代表者として定め、その代表者（以下「フレックスプラン（タイプⅢ）代表者」といいます。）を通じてフレックスプラン（タイプⅢ）の取扱いの請求をしていただきます。フレックスプラン（タイプⅢ）の終了の申出の場合も同様とします。

（ア） 商法第52条（明治32年法律第48号）に規定する会社又は有限会社法（昭和13年法律第74号）第1条に規定する有限会社であること。

（イ）（ア）に関し、当社が別に定める書類を提出した者であること。

エ 電話等契約者は、フレックスプラン（タイプⅢ）代表者を変更するときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。この場合において、変更後のフレックスプラン（タイプⅢ）代表者は、ウの条件を満たす者であることを要します。

オ 当社は、フレックスプラン（タイプⅢ）に係る通話等料金その他の債務については、フレックスプラン（タイプⅢ）回線群ごとに一括して、そのフレックスプラン（タイプⅢ）代表者に請求します。

ただし、当社が別に定めるところにより、フレックスプラン（タイプⅢ）代表者があらかじめ電話等契約者（そのフレックスプラン（タイプⅢ）回線群を構成する契約者回線に係る電話等契約者に限りません。）を指定するときは、その指定のあった電話等契約者に請求するものとします。

カ 当社は、オの規定にかかわらず、当社が別に定めるところにより、そのフレックスプラン（タイプⅢ）代表者から、あらかじめ、その請求の範囲を指定して分割請求の要請があったときは、その指定に基づき分割請求するものとします。

- キ フレックスプラン（タイプⅢ）の取扱いは、次のとおりとします。
- （ア） 削除
- （イ） 既存の1のフレックスプラン（タイプⅢ）回線群を指定して契約者回線を追加する場合
 既存の1のフレックスプラン（タイプⅢ）回線群を指定して追加する契約者回線については、請求のあった日（請求のあった日に電話等契約の申込みに基づく電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日を請求のあった日とみなして取り扱います。）の属する料金月の翌料金月の初日（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）からフレックスプラン（タイプⅢ）の取扱いを開始します。
- （ウ） 既存のフレックスプラン（タイプⅢ）回線群から、契約者回線を指定してフレックスプラン（タイプⅢ）の取扱いの終了の申出があった場合
 フレックスプラン（タイプⅢ）の取扱いの終了の申出があった契約者回線については、申出があった日の属する料金月の末日において、フレックスプラン（タイプⅢ）の取扱いは終了したものとします。ただし、フレックスプラン（タイプⅢ）回線群を構成する契約者回線数が3を下回った場合も、引き続きフレックスプラン（タイプⅢ）の取扱いを行います。
- ク 次の場合は、その契約者回線に係るフレックスプラン（タイプⅢ）の取扱いは終了したものとします。
- （ア） 上記キ（ウ）ただし書の場合を除き、フレックスプラン（タイプⅢ）の取扱いを受けている電話等契約者に係る契約者回線がイに規定する条件を満たさなくなったとき。
- （イ） フレックスプラン（タイプⅢ）の取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づいて、その第1種一般電話サービス等の区別の変更、又は利用する契約者回線の変更を行ったとき。
- （ウ） フレックスプラン（タイプⅢ）の取扱いを受けている電話等契約者からの通知に基づいて、その契約者回線に係る電話等契約を解除したとき。
- （エ） フレックスプラン（タイプⅢ）の取扱いを受けている電話等契約者について、その契約者回線の移転に伴い、その電話番号等が変更になったとき。
- （オ） フレックスプラン（タイプⅢ）の取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその契約者回線に係る電話等契約を解除したとき。
- （カ） フレックスプラン（タイプⅢ）の取扱いを受けている電話等契約者（第2種一般電話等契約者（バーネットサービスに係る閉域集団を代表する者を除きます。）を除きます。）から、その契約者回線について、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものを除きます。）の取扱いの請求があったとき。
- （キ） フレックスプラン（タイプⅢ）の取扱いを受けている電話等契約者について、最終利用日から連続する12料金月（料金表通則に規定する料金月をいいます。以下この条において同じとします。）の各料金月のいずれにおいても、フレックスプラン（タイプⅢ）に係

る通話等が行われなかったとき。

ケ 次の場合は、そのフレックスプラン（タイプⅢ）回線群に係るフレックスプラン（タイプⅢ）の取扱いは終了したものとします。

（ア） そのフレックスプラン（タイプⅢ）回線群を構成する全ての契約者回線について、クの（ア）から（キ）までの事由が生じたとき。

（イ） フレックスプラン（タイプⅢ）代表者又はオのただし書の規定により指定のあった電話等契約者が、フレックスプラン（タイプⅢ）回線群に係る通話等料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお一括又は分割（カの規定による場合に限り）して支払わないとき。

（ウ） フレックスプラン（タイプⅢ）代表者がウの条件を満たす者でなくなったとき。

コ 当社は、ケの（イ）の規定によりフレックスプラン（タイプⅢ）の取扱いが終了したフレックスプラン（タイプⅢ）回線群については、そのフレックスプラン（タイプⅢ）回線群を構成する契約者回線1回線ごとの通話等料金を算出して、当該契約者回線に係る電話等契約者に請求することとします。この場合において、電話等契約者がその支払いを行うときに係る延滞利息の適用にあたっては、ケの（イ）の支払期日を基に計算することとします。

サ 当社は、コの規定その他の場合において、契約者回線1回線当たりの通話等料金の額を確定する必要があるときは、次の算式により算出することとします。

契約者回線
1回線当た
りの通話等
料金の額
(税抜額)

= フレックスプラン
(タイプⅢ)適用
後の当該フレック
スプラン(タイプ
Ⅲ)回線群に係る
通話等料金の額

フレックスプラン(タイ
プⅢ)の取扱いを行わな
かったとした場合の当該
契約者回線に係る通話等
料金の額

× フレックスプラン(タイ
プⅢ)の取扱いを行わな
かったとした場合の当該
フレックスプラン(タイ
プⅢ)回線群に係る通話
等料金の額

シ サの場合において、フレックスプラン（タイプⅢ）適用後のフレックスプラン（タイプⅢ）回線群に係る通話等料金の額からそのフレックスプラン（タイプⅢ）回線群を構成する全ての契約者回線についてサに規定する算式により算出した契約者回線1回線当たりの通話等料金の額を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額をフレックスプラン（タイプⅢ）代表者があらかじめ指定する特定の1の契約者回線に係る通話等料金の額に加算するものとします。

ス フレックスプラン（タイプⅢ）の取扱いを受けている電話等契約者について、料金月の起算日の変更があった場合は、新たな料金月については、フレックスプラン（タイプⅢ）の取扱いを行わないこととし、その料金月の翌料金月の初日から、フレックスプラン（タイプ

Ⅲ) の取扱いを行うものとします。

ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、新たな料金月の当社が指定する日から、フレックスプラン（タイプⅢ）の取扱いを行うものとします。

セ フレックスプラン（タイプⅢ）の取扱いを受けている電話等契約者について、メンバーズコードの変更があった場合は、新たなメンバーズコードについて、フレックスプラン（タイプⅢ）の取扱いを行うものとします。この場合において、その変更が料金月の中途に行われたときは、その料金月に関しては、変更後のメンバーズコードを変更前のメンバーズコードとみなして取り扱うものとします。

ソ フレックスプラン（タイプⅢ）に係る月間累積通話等料金の額に一定の割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則の規定にかかわらず、その端数は切り上げます。

タ 削除

チ フレックスプラン（タイプⅢ）の取扱いを受けている電話等契約者について、当社が、その契約者回線に係る加入電話等契約が解除になったこと又はその電話番号等が変更になったことを知ったときは、フレックスプラン（タイプⅢ）の取扱いを受けている電話等契約者からその契約者回線に係るフレックスプラン（タイプⅢ）を終了する通知があったものとして取扱います。

備考 第2種内線自動通話等を適用の対象とする選択料金制サービスに係る契約者回線を、フレックスプラン（タイプⅢ）回線群を構成する回線とした場合、その契約者回線から発信される第2種内線自動通話等については、フレックスプラン（タイプⅢ）に係る通話等料金を適用します。

第 62 表 特定料金表の適用に係る選択料金制サービス（タイプ 4）（商品名：まる得ライトプラス）

特定料金表の適用に係る選択料金制サービス（タイプ 4）	<p>ア 当社は、第 1 種一般電話等契約者（カテゴリー I に係る第 1 種一般電話等契約に係る第 1 種一般電話等契約者であって料金明細内訳を記録している者に限ります。以下この表において同じとします。）であって、協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定の区分により、市内通話、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の通話等区分のうちいずれか 1 以上の区分について当社事業者識別番号を指定した者から請求があったときは、第 1 種一般電話等サービスに係る 1 の契約者回線ごとに（ア）に掲げる通話等（優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定の区分により当社事業者識別番号が指定されている通話等区分に係る通話等に限り、）の通話等料金について、本表に掲げる通話等料金を適用する取扱い（以下「特定選択料金制サービスⅣ」といいます。）を行います。</p> <p>ただし、その契約者回線について、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の取扱いを受けているものは、特定選択料金制サービスⅣの取扱いを受けることはできません。なお、電話会社固定の区分のうち、市内通話、県内市外通話、県間市外通話、県間市外通話及び国際通話の通話等区分のいずれも当社事業者識別番号を指定していないことを当社が知ったときは、特定選択料金制サービスⅣの適用を解除します。</p> <p>（ア） 通話等料金</p> <p>① 加入電話等設備へのもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金額 (180 秒までごとに)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同一の都道府県に終始するもの</td> <td>税抜額 8 円(税込額 8.8 円)</td> </tr> <tr> <td>上記以外のもの</td> <td>税抜額 15 円(税込額 16.5 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 携帯電話事業者又は PHS 事業者に係る加入電話等設備へのもの</p> <p>(a) 通話に係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金額 (60 秒までごとに)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>携帯電話事業者又は PHS 事業者（以下「移動体事業者」といいます。）に係る加入電話設備へのもの</td> <td>税抜額 16 円(税込額 17.6 円)</td> </tr> <tr> <td>備考 別に定める移動体事業者（以下「特定移動体事業者」といいます。）の契約約款に規定する付加機能を利用することによりその特定移動体事業者が指定した IP 電話番号に着信するものについては、この欄に規定する通話料金を適用します。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(b) 総合デジタル通信に係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金額 (60 秒までごとに)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移動体事業者に係る加入電話設備へのもの</td> <td>税抜額 38 円(税込額 41.8 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 外国及び特定衛星携帯端末との通話等（自動通話等に限りま</p>	区分	料金額 (180 秒までごとに)	同一の都道府県に終始するもの	税抜額 8 円(税込額 8.8 円)	上記以外のもの	税抜額 15 円(税込額 16.5 円)	区分	料金額 (60 秒までごとに)	携帯電話事業者又は PHS 事業者（以下「移動体事業者」といいます。）に係る加入電話設備へのもの	税抜額 16 円(税込額 17.6 円)	備考 別に定める移動体事業者（以下「特定移動体事業者」といいます。）の契約約款に規定する付加機能を利用することによりその特定移動体事業者が指定した IP 電話番号に着信するものについては、この欄に規定する通話料金を適用します。		区分	料金額 (60 秒までごとに)	移動体事業者に係る加入電話設備へのもの	税抜額 38 円(税込額 41.8 円)
区分	料金額 (180 秒までごとに)																
同一の都道府県に終始するもの	税抜額 8 円(税込額 8.8 円)																
上記以外のもの	税抜額 15 円(税込額 16.5 円)																
区分	料金額 (60 秒までごとに)																
携帯電話事業者又は PHS 事業者（以下「移動体事業者」といいます。）に係る加入電話設備へのもの	税抜額 16 円(税込額 17.6 円)																
備考 別に定める移動体事業者（以下「特定移動体事業者」といいます。）の契約約款に規定する付加機能を利用することによりその特定移動体事業者が指定した IP 電話番号に着信するものについては、この欄に規定する通話料金を適用します。																	
区分	料金額 (60 秒までごとに)																
移動体事業者に係る加入電話設備へのもの	税抜額 38 円(税込額 41.8 円)																

す。)に係るもの	
区分	料金額 (60秒までごとに)
アジア 1	30 円
アジア 2	30 円
アジア 3	45 円
アジア 4	63 円
アジア 5	72 円
アジア 6	77 円
アジア 7	105 円
アジア 8	107 円
アジア 9	113 円
アジア 10	127 円
アジア 11	130 円
アジア 12	153 円
アジア 13	159 円
アジア 14	213 円
アジア 15	227 円
アジア 16	35 円
アジア 17	60 円
アフリカ 1	128 円
アフリカ 2	180 円
アフリカ 3	257 円
アメリカ 1	9 円
アメリカ 2	15 円
アメリカ 3	78 円
アメリカ 4	157 円
アメリカ 5	113 円
アメリカ 6	159 円
アメリカ 7	30 円
アメリカ 8	105 円
アメリカ 9	115 円
アメリカ 10	230 円
オセアニア 1	57 円
オセアニア 2	9 円
オセアニア 3	50 円
オセアニア 4	72 円
オセアニア 5	80 円
オセアニア 6	112 円
オセアニア 7	160 円
ヨーロッパ 1	20 円
ヨーロッパ 2	42 円
ヨーロッパ 3	92 円
ヨーロッパ 4	102 円
ヨーロッパ 5	142 円

ヨーロッパ6	203 円
特定衛星携帯端末 1	273 円
特定衛星携帯端末 2	378 円
備考 各区分における取扱地域等は、クに定めるところによります。 (注) 本邦から発信する第3種料金着信払自動通話の料金は、その着信国の定めるところによります。	

イ アの取扱いは、電話等契約者からの請求があったことを当社がサービス取扱所において確認した日の属する料金月の翌料金月の初日（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から適用することとし、その次料金月以降においても、従前と同様の条件により、アの取扱いは継続するものとします。

ウ 当社は、アの取扱いの請求をした電話等契約者が、その請求と同時に協定事業者の電話サービス契約約款又はデジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおける申し込み（申し込み取り次ぎを当社に請求した場合であって、電話会社固定の区分により当社事業者識別番号が指定された通話等区分の数が増加するものに限ります。）を行ったときは、アの取扱いを開始した料金月におけるアの取扱いの適用に係る通話等料金を料金月単位に累積し、その月間累積通話等料金の額から税抜額 800 円（その月間累積通話等料金の額が税抜額 800 円に満たない場合は、その月間累積通話等料金の額）を割引く取扱いを行います。

なお、その月間累積通話等料金の額が税抜額 800 円に満たない場合は、税抜額 800 円からその月間累積通話等料金の額を差し引いて得た額（以下「残余の割引額」といいます。）を翌料金月の月間累積通話等料金の額から割引くものとします。この場合において、翌料金月の月間累積通話等料金の額が残余の割引額に満たないときは、翌料金月における割引額は翌料金月に係る月間累積通話等料金の額とし、残余の割引額から翌料金月に係る月間累積通話等料金の額を差し引いて得た額を新たな残余の割引額として、翌々料金月からアの取扱いを開始した料金月を含め7料金月までの間、同様の取扱いを行います。

エ 当社は、アの取扱いの適用に係る通話等料金を料金月単位に累積し、その月間累積通話等料金の額が最低利用料（月額で税抜額 2,000 円とします。）を超えないときは、その最低利用料から月間累積通話等料金の額を差し引いて得た額を月間累積通話等料金の額に加算するものとします。この場合、当該電話等契約者は当社が別に定める期日までにその料金を一括して支払っていただきます。

ただし、協定事業者の電話サービス契約約款又はデジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いについて、電話会社固定の区分により、市内通話、県内市外通話、県間市外通話、及び国際通話全ての通話等区分について当社事業者識別番号を指定した場合はこの限りでありませぬ。オ 当社は、特定選択料金制サービスⅣの取扱を受けている電話等契約者の責めによらない理由により、電話サービス等を全く利用できない状態（電話サービス等に係る電気通信設備による全ての通話等に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知

った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続したときは、最低利用料の支払いは要しないこととします。

カ 次の場合は、アの取扱いは終了したものとします。

- (ア) 特定選択料金制サービスⅣの取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づいて、その第 1 種一般電話サービス等の区別の変更を行ったとき。
- (イ) 特定選択料金制サービスⅣの取扱いを受けている電話等契約者から、アの取扱いについて解除の請求があったとき。
- (ウ) 特定選択料金制サービスⅣの取扱いを受けている電話等契約者からの通知に基づいて、その電話等契約を解除したとき。
- (エ) 特定選択料金制サービスⅣの取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその電話等契約を解除したとき。
- (オ) 特定選択料金制サービスⅣの取扱いを受けている電話等契約者が、アの取扱いに係る通話等料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお一括又は分割して支払わないとき。
- (カ) 特定選択料金制サービスⅣの取扱いを受けている電話等契約者から、その契約者回線について、S ネットサービスの利用の請求があったとき。
- (キ) 特定選択料金制サービスⅣの取扱いを受けている電話等契約者から、その契約者回線について他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の取扱いの請求があったとき。
- (ク) 特定選択料金制サービスⅣの取扱いを受けている電話等契約者について、その電話番号等が変更になったとき。
- (ケ) 特定選択料金制サービスⅣの取扱いを受けている電話等契約者について、最終利用日から連続する 12 料金月（料金表通則に規定する料金月をいいます。以下この条において同じとします。）の各料金月のいずれにおいても、特定選択料金制サービスⅣに係る通話等が行われなかったとき。

キ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

ク 特定選択料金制サービスⅣに係る外国又は特定衛星携帯端末との通話等に係る取扱地域等

区分	取扱地域
アジア 1	大韓民国、シンガポール共和国、中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）、香港
アジア 2	台湾
アジア 3	インドネシア共和国、タイ王国
アジア 4	ブルネイ・ダルサラーム国
アジア 5	マカオ
アジア 6	モンゴル国
アジア 7	インド
アジア 8	スリランカ民主社会主義共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、ベトナム社会主義共和国、モルディブ共和国、ラオス人民民主共和国

アジア 9	アラブ首長国連邦、イスラエル国、オマーン、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、ヨルダン・ハシェミット王国、シリア・アラブ共和国、バーレーン国、レバノン共和国
アジア 10	東ティモール
アジア 11	朝鮮民主主義人民共和国
アジア 12	カンボジア王国、ミャンマー連邦共和国
アジア 13	イエメン共和国
アジア 14	アフガニスタン・イスラム国
アジア 15	イラク共和国、イラン・イスラム共和国
アジア 16	フィリピン共和国
アジア 17	マレーシア
アフリカ 1	アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、エジプト・アラブ共和国、ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ケニア共和国、コモロ連合、ザンビア共和国、ジブチ共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、エスワティニ王国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア共和国、タンザニア連合共和国、中央アフリカ共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マイヨット島、マラウイ共和国、マリ共和国、南アフリカ共和国、南スーダン共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン
アフリカ 2	アセンション、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ギニア共和国、コートジボワール共和国、シエラレオネ共和国、セーシェル共和国、赤道ギニア共和国、チュニジア共和国、ディエゴ・ガルシア、マダガスカル共和国
アフリカ 3	ギニアビサウ共和国、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、チャド共和国
アメリカ 1	アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）、アラスカ
アメリカ 2	カナダ
アメリカ 3	サンピエール島・ミクロン島、メキシコ合衆国
アメリカ 4	トリニダードトバゴ共和国、バミューダ諸島
アメリカ 5	アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、オランダ領アンティール、オランダ領セン

	トマーチン、キューバ共和国、グアデルーペ、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、グレナダ、ケイマン諸島、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、セントルシア、タークス及びカイコス諸島、ドミニカ共和国、ドミニカ国、ハイチ共和国、バルバドス、プエルト・リコ、米領バージン諸島、マルティニク、モンセラット
アメリカ 6	バハマ国
アメリカ 7	ブラジル連邦共和国
アメリカ 8	ペルー共和国
アメリカ 9	アルゼンチン共和国、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、ガイアナ共和国、グアテマラ共和国、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、スリナム共和国、チリ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、パラグアイ共和国、フランス領ギアナ、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベリーズ、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国
アメリカ 10	フォークランド諸島
オセアニア 1	グアム、サイパン
オセアニア 2	ハワイ
オセアニア 3	オーストラリア
オセアニア 4	クリスマス島、ココス・キーリング諸島、ニュージーランド
オセアニア 5	ノーフォーク島、パプアニューギニア共和国、米領サモア、ミクロネシア連邦
オセアニア 6	マーシャル諸島共和国
オセアニア 7	バヌアツ共和国、キリバス共和国、クック諸島、ソロモン諸島、ツバル、トケラウ諸島、トンガ王国、ナウル共和国、サモア独立国、ニウエ、ニュー・カレドニア、パラオ共和国、フィジー共和国、フランス領ポリネシア
ヨーロッパ 1	グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国
ヨーロッパ 2	アンドラ公国、モナコ公国
ヨーロッパ 3	アイスランド共和国、アイルランド、アゾールス諸島、イタリア共和国、バチカン市国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、ギリシャ共和国、グリーンランド、サンマリノ共和国、ジブラルタル、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フェロー諸島、フィンランド共和国、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マディラ諸

		島、マルタ共和国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国
	ヨーロッパ4	アゼルバイジャン共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、ジョージア、クロアチア共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、ハンガリー共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド共和国、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルーマニア、ロシア連邦
	ヨーロッパ5	コソボ共和国、トルクメニスタン、セルビア共和国、モンテネグロ共和国
	ヨーロッパ6	アルバニア共和国、アルメニア共和国、キルギス共和国
	特定衛星携帯端末1	スラーヤー
	特定衛星携帯端末2	イリジウム
	備考 エルサルバドル共和国、マカオ、モルディヴ共和国、グアテマラ共和国、コスタリカ共和国、パラグアイ共和国、アンドラ公国、バチカン市国、サンマリノ共和国、リヒテンシュタイン公国、クロアチア共和国及びリトアニア共和国については、通話に限り取り扱います。	
	ケ 特定選択料金制サービスⅣの取扱いを受けている電話等契約者について、当社が、その契約者回線に係る加入電話等契約が解除になったこと又はその電話番号等が変更になったことを知ったときは、特定選択料金制サービスⅣの取扱いを受けている電話等契約者からその契約者回線に係る特定選択料金制サービスⅣを終了する通知があったものとして取扱います。	

第 63 表 特定料金表の適用に係る選択料金制サービス（タイプ 5）（商品名：まる得ライ
トプラス（au ケータイ着信割引））

<p>特定料金表の適用に係る選択料金制サービス（タイプ 5）</p>	<p>ア 当社は、第 1 種一般電話等契約者（カテゴリー I に係る第 1 種一般電話等契約に係る第 1 種一般電話等契約者であって料金明細内訳を記録している者で、かつ当社が別に定める携帯電話事業者の 5 G 約款に定める 5 G 契約者、L T E 約款に定める L T E 契約者又は W I N 約款に定める a u 契約者に限り（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。以下この表において同じとします。）であって、協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定の区分により、市内通話、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の通話等区分のうちいずれか 1 以上の区分について当社事業者識別番号を指定した者から請求があったときは、第 1 種一般電話等サービスに係る 1 の契約者回線ごとに（ア）に掲げる通話等（優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定の区分により当社事業者識別番号が指定されている通話等区分に係る通話等に限り）の通話等料金について、本表に掲げる通話等料金を適用する取扱い（以下「特定選択料金制サービス V」といいます。）を行います。この場合において、第 1 種一般電話等契約者は、1 の 5 G 契約者回線（当社が別に定める携帯電話事業者の 5 G 約款に定める契約者回線のうち、5 G サービス又はローミングに係わるもの。以下この表において同じとします。）、1 の L T E 契約者回線（当社が別に定める携帯電話事業者の L T E 約款に定める契約者回線のうち、L T E サービス又はローミングに係わるもの。以下この表において同じとします。）又は 1 の a u 契約者回線（当社が別に定める携帯電話事業者の W I N 約款に定める契約者回線のうち、a u サービス又はローミングに係わるもの。以下この表において同じとします。）に係る電気通信番号を当社に申告していただきます。</p>						
	<p>ただし、その契約者回線について、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の取扱いを受けているものは、同時に特定選択料金制サービス V の取扱いを受けることはできません。なお、電話会社固定の区分のうち、市内通話、県内市外通話、県間市外通話、及び国際通話の通話等区分のいずれも当社事業者識別番号を指定していないことを当社が知ったときは、特定選択料金制サービス V の適用を解除します。</p>						
	<p>（ア） 通話等料金</p>						
	<p>① 加入電話等設備へのもの 特定選択料金制サービスⅣ ア（ア）①（加入電話等設備へのもの）の表に規定する料金と同額</p>						
	<p>② 移動体事業者に係る加入電話等設備へのもの</p>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="414 1776 933 1854">区分</th> <th data-bbox="941 1776 1457 1854">料金額 (60 秒までごとに)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="414 1861 933 2022">I II 以外の場合</td> <td data-bbox="941 1861 1457 2022">第 62 表ア（ア）②（携帯電話事業者又は P H S 事業者に係る加入電話等設備へのもの）の表に規定する料金と同額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="414 2029 933 2056">II 特定契約者回線に着信があつ</td> <td data-bbox="941 2029 1457 2056">第 62 表ア（ア）②の表に規定す</td> </tr> </tbody> </table>	区分	料金額 (60 秒までごとに)	I II 以外の場合	第 62 表ア（ア）②（携帯電話事業者又は P H S 事業者に係る加入電話等設備へのもの）の表に規定する料金と同額	II 特定契約者回線に着信があつ	第 62 表ア（ア）②の表に規定す
区分	料金額 (60 秒までごとに)						
I II 以外の場合	第 62 表ア（ア）②（携帯電話事業者又は P H S 事業者に係る加入電話等設備へのもの）の表に規定する料金と同額						
II 特定契約者回線に着信があつ	第 62 表ア（ア）②の表に規定す						

た場合	る料金の額から、50%を乗じて得た額を割引いた額
<p>③ 外国及び特定衛星携帯端末との通話等（自動通話等に限りません。）に係るもの</p> <p>特定選択料金制サービスⅣ ア（ア）③（外国および特定衛星携帯端末との通話等（自動通話等に限りません。）に係るもの）の表に規定する料金と同額</p> <p>イ 当社は、第1種一般電話等契約者から特別選択料金制サービスⅤの適用の請求があったとき、次に該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>（ア） その請求があった時点において、申告のあった5G契約者回線、LTE契約者回線又はau契約者回線の契約者名義が法人（法人に相当すると当社が認めるものを含まず。）でないとき。</p> <p>（イ） その請求があった時点において、申告のあったau契約者回線の契約者名義が特定選択料金制サービスⅤの適用を受けようとする契約者回線に係わる契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます）。</p> <p>（ウ） 申告のあった5G契約者回線、LTE契約者回線又はau契約者回線に係わる料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。</p> <p>（エ） その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>ウ アの取扱いは、電話等契約者からの請求があったことを当社がサービス取扱所において確認した日の属する料金月の翌料金月の初日（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から適用することとし、その次料金月以降においても、従前と同様の条件により、アの取扱いは継続するものとします。</p> <p>エ 当社は、アの取扱いの請求をした電話等契約者が、その請求と同時に協定事業者の電話サービス契約約款又はデジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおける申し込み（申し込み取り次ぎを当社に請求した場合であって、電話会社固定の区分により当社事業者識別番号が指定された通話等区分の数が増加するものに限ります。）を行ったときは、アの取扱いを開始した料金月におけるアの取扱いの適用に係る通話等料金を料金月単位に累積し、その月間累積通話等料金の額から税抜額800円（税込額880円）（その月間累積通話等料金の額が税抜額800円（税込額880円）に満たない場合は、その月間累積通話等料金の額）を割引く取扱いを行います。</p> <p>なお、その月間累積通話等料金の額が税抜額800円（税込額880円）に満たない場合は、税抜額800円（税込額880円）からその月間累積通話等料金の額を差し引いて得た額（以下「残余の割引額」といいます。）を翌料金月の月間累積通話等料金の額から割引くものとします。この場合において、翌料金月の月間累積通話等料金の額が残余の割引額に満たないときは、翌料金月における割引額は翌料金月に係る月間累積通話等料金の額とし、残余の割引額から翌料金月に係る月間累積通話等料金の額を差し引いて得た額を新たな残余の割引額として、翌々料金月からアの取扱いを開始した料金月を含め7料金月までの</p>	

間、同様の取扱いを行います。

オ 当社は、アの取扱いの適用に係る通話等料金を料金月単位に累積し、その月間累積通話等料金（携帯電話事業者に係る加入電話等設備へのものであって、当社又は沖縄セルラー株式会社に係るものは、ア（ア）②（a）の割引きの取扱いを適用する前の額とします。）の額が最低利用料（月額で税抜額 2,000 円とします。）を超えないときは、その最低利用料から月間累積通話等料金の額を差し引いて得た額を月間累積通話等料金の額に加算するものとします。この場合、当該電話等契約者は当社が別に定める期日までにその料金に消費税相当額を加算した額を一括して支払っていただきます。

ただし、協定事業者の電話サービス契約約款又はデジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いについて、電話会社固定の区分により、市内通話、県内市外通話、県間市外通話、及び国際通話全ての通話等区分について当社事業者識別番号を指定した場合はこの限りではありません。

カ 特定選択料金制サービスⅣのウの取扱いを受けている電話等契約者から、その契約者回線について特定選択料金制サービスⅤの取扱いの請求があった場合、エの取扱いを適用せず、特定選択料金制サービスⅣのウの取扱いを継続します。

キ 当社は、特定選択料金制サービスⅤの取扱いを受けている電話等契約者の責めによらない理由により、電話サービス等を全く利用できない状態（電話サービス等に係る電気通信設備による全ての通話等に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続したときは、最低利用料の支払いは要しないこととします。

ク 次の場合は、アの取扱いは終了したものとします。

（ア） 特定選択料金制サービスⅤの取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づいて、その第 1 種一般電話サービス等の区別の変更を行ったとき。

（イ） 特定選択料金制サービスⅤの取扱いを受けている電話等契約者から、アの取扱いについて解除の請求があったとき。

（ウ） 特定選択料金制サービスⅤの取扱いを受けている電話等契約者からの通知に基づいて、その電話等契約を解除したとき。

（エ） 特定選択料金制サービスⅤの取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその電話等契約を解除したとき。

（オ） 特定選択料金制サービスⅤの取扱いを受けている電話等契約者が、アの取扱いに係る通話等料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお一括又は分割して支払わないとき。

（カ） 特定選択料金制サービスⅤの取扱いを受けている電話等契約者から、その契約者回線について他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の取扱いの請求があったとき。

（キ） 特定選択料金制サービスⅤの取扱いを受けている電話等契約者について、その電話番号等が変更になったとき。

（ク） 特定選択料金制サービスⅤの取扱いを受けている電話等契約者について、最終利用日から連続する 12 料金月（料金表通則に規定する料金月をいいます。以下この条において同じとします。）の各料

	<p>金月のいずれにおいても、特定選択料金制サービスⅤに係る通話等が行われなかったとき。</p> <p>ケ 特定選択料金制サービスⅤの取扱いを受けている電話等契約者について、当社が、その契約者回線に係る加入電話等契約が解除になったこと又はその電話番号等が変更になったことを知ったときは、特定選択料金制サービスⅤの取扱いを受けている電話等契約者からその契約者回線に係る特定選択料金制サービスⅤを終了する通知があったものとして取扱います。</p> <p>コ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p>
--	--

第 64 表 特定料金表の適用に係る選択料金制サービス（タイプ 6）（商品名：au まとめライン）

特定料金表の適用に係る選択料金制サービス（タイプ 6）	<p>ア 当社は、第 1 種一般電話等契約者（カテゴリー I に係る第 1 種一般電話等契約に係る第 1 種一般電話等契約者であって料金明細内訳を記録している者に限ります。以下この表において同じとします。）であって通常電話サービス等（カテゴリー I に係る第 1 種一般電話等契約に係る通常電話サービス等）に限ります。以下この表において同じとします。）の提供を受けている者から請求があったときは、通常電話サービス等に係る 1 の契約者回線（S ネットサービスの提供を受けている契約者回線を除きます。）ごとに、（ア）の定額料金の支払いがあることを条件に、（イ）に掲げる通話等の通話等料金を適用する取扱い（以下「特定選択料金制サービス VI」といいます。）を行います。</p> <p>ただし、その契約者回線について、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の取扱いを受けているときは、特定選択料金制サービス VI の取扱いを受けることはできません。</p> <p>（ア） 定額料金の額</p>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>定額料金の額 (1 契約者回線ごとに月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定選択料金制サービス VI</td> <td>税抜額 400 円(税込額 440 円)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	定額料金の額 (1 契約者回線ごとに月額)	特定選択料金制サービス VI	税抜額 400 円(税込額 440 円)		
	種類	定額料金の額 (1 契約者回線ごとに月額)					
	特定選択料金制サービス VI	税抜額 400 円(税込額 440 円)					
	<p>（イ） 通話等料金</p> <p>① 加入電話等設備へのもの</p>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金額 (180 秒までごとに)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同一の都道府県に終始するもの</td> <td>税抜額 8 円(税込額 8.8 円)</td> </tr> <tr> <td>上記以外のもの</td> <td>税抜額 15 円(税込額 16.5 円)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	料金額 (180 秒までごとに)	同一の都道府県に終始するもの	税抜額 8 円(税込額 8.8 円)	上記以外のもの	税抜額 15 円(税込額 16.5 円)
	区分	料金額 (180 秒までごとに)					
	同一の都道府県に終始するもの	税抜額 8 円(税込額 8.8 円)					
	上記以外のもの	税抜額 15 円(税込額 16.5 円)					
	<p>② 移動体事業者に係る加入電話等設備へのもの</p> <p>（a） 通話（総合デジタル通信（通話モードによるものに限ります。）を含みます。）に係るもの</p>						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金額 (60 秒までごとに)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定契約者回線に着信があった場合</td> <td>税抜額 15.5 円 (税込額 17.05 円)</td> </tr> <tr> <td>株式会社 N T T ドコモ、ソフトバンク株式会社、株式会社ウィルコム沖縄又は楽天モバイル株式会社に係る別に定める契約に基づいて設置される契約者回線に着信があった場合付加機能を利用することにより株式会社 N T T ドコモが指定した I P 電話番号に着信するものを含みます。）</td> <td>税抜額 16 円 (税込額 17.6 円)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	料金額 (60 秒までごとに)	特定契約者回線に着信があった場合	税抜額 15.5 円 (税込額 17.05 円)	株式会社 N T T ドコモ、ソフトバンク株式会社、株式会社ウィルコム沖縄又は楽天モバイル株式会社に係る別に定める契約に基づいて設置される契約者回線に着信があった場合付加機能を利用することにより株式会社 N T T ドコモが指定した I P 電話番号に着信するものを含みます。）	税抜額 16 円 (税込額 17.6 円)	
区分	料金額 (60 秒までごとに)						
特定契約者回線に着信があった場合	税抜額 15.5 円 (税込額 17.05 円)						
株式会社 N T T ドコモ、ソフトバンク株式会社、株式会社ウィルコム沖縄又は楽天モバイル株式会社に係る別に定める契約に基づいて設置される契約者回線に着信があった場合付加機能を利用することにより株式会社 N T T ドコモが指定した I P 電話番号に着信するものを含みます。）	税抜額 16 円 (税込額 17.6 円)						
<p>（b） 総合デジタル通信に係る総合デジタル通信（デジタル通信モード（64Kb/s）によるものに限ります。）に係るもの</p>							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金額 (60 秒までごとに)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定契約者回線に着信があった場合</td> <td>税抜額 38 円 (税込額 41.8 円)</td> </tr> <tr> <td>株式会社 N T T ドコモ、ソフトバンク株式会</td> <td>税抜額 38 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	料金額 (60 秒までごとに)	特定契約者回線に着信があった場合	税抜額 38 円 (税込額 41.8 円)	株式会社 N T T ドコモ、ソフトバンク株式会	税抜額 38 円	
区分	料金額 (60 秒までごとに)						
特定契約者回線に着信があった場合	税抜額 38 円 (税込額 41.8 円)						
株式会社 N T T ドコモ、ソフトバンク株式会	税抜額 38 円						

社、株式会社ウィルコム沖縄又は楽天モバイル株式会社に係る別に定める契約に基づいて設置される契約者回線に着信があった場合（付加機能を利用することにより株式会社NTTドコモが指定したIP電話番号に着信するものを含まず。）

(税込額 41.8 円)

③ 外国及び特定衛星携帯端末との通話等（自動通話等に限りません。）に係るもの

区分	料金額 (60秒までごとに)
アジア 1	30 円
アジア 2	30 円
アジア 3	45 円
アジア 4	63 円
アジア 5	72 円
アジア 6	77 円
アジア 7	105 円
アジア 8	107 円
アジア 9	113 円
アジア 10	127 円
アジア 11	130 円
アジア 12	153 円
アジア 13	159 円
アジア 14	213 円
アジア 15	227 円
アジア 16	35 円
アジア 17	60 円
アフリカ 1	128 円
アフリカ 2	180 円
アフリカ 3	257 円
アメリカ 1	9 円
アメリカ 2	15 円
アメリカ 3	78 円
アメリカ 4	157 円
アメリカ 5	113 円
アメリカ 6	159 円
アメリカ 7	30 円
アメリカ 8	105 円
アメリカ 9	115 円
アメリカ 10	230 円
オセアニア 1	57 円
オセアニア 2	9 円
オセアニア 3	50 円
オセアニア 4	72 円
オセアニア 5	80 円

オセアニア 6	112 円
オセアニア 7	160 円
ヨーロッパ 1	20 円
ヨーロッパ 2	42 円
ヨーロッパ 3	92 円
ヨーロッパ 4	102 円
ヨーロッパ 5	142 円
ヨーロッパ 6	203 円
特定衛星携帯端末 1	273 円
特定衛星携帯端末 2	378 円
特定衛星携帯端末 6	210 円
特定衛星携帯端末 7	686 円
備考 各区分における取扱地域等は、サに定めるところによります。 (注) 外国へ発信する音声通信（その音声通信の料金を着信者側で支払うことを条件として行われる通信に限ります。）の料金は、着信側事業者の定めるところによります。	
<p>イ 特定選択料金制サービスⅥの取扱いは、電話等契約者からの請求があったことを当社がサービス取扱所において確認した日の属する料金月の翌料金月の初日（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から適用することとし、その次料金月以降においても、従前と同様の条件により、継続するものとします。</p> <p>ウ 特定選択料金制サービスⅥの取扱いを受けている電話等契約者は、1の料金月を通じて通話等を全く行わなかった場合においても、アに定める定額料金を支払っていただきます。ただし、この約款において、特段の規定がある場合は、その規定によるものとします。</p> <p>エ 当社は、特定選択料金制サービスⅥの取扱いを受けている電話等契約者の責めによらない理由により、電話サービス等を全く利用できない状態（電話サービス等に係る電気通信設備による全ての通話等に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続したときは、定額料の支払いは要しないこととします。</p> <p>オ 次の場合は、特定選択料金制サービスⅥの取扱いは終了したものとします。</p> <p>(ア) 特定選択料金制サービスⅥの取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づいて、その第 1 種一般電話サービス等の区別の変更を行ったとき。</p> <p>(イ) 特定選択料金制サービスⅥの取扱いを受けている電話等契約者から、特定選択料金制サービスⅥの取扱いについて解除の請求があったとき。</p> <p>(ウ) 特定選択料金制サービスⅥの取扱いを受けている電話等契約者からの通知に基づいて、その電話等契約を解除したとき。</p> <p>(エ) 特定選択料金制サービスⅥの取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその電話等契約を解除したとき。</p> <p>(オ) 特定選択料金制サービスⅥの取扱いを受けている電話等契約者</p>	

が、アの取扱いに係る通話等料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(カ) 特定選択料金制サービスⅥの取扱いを受けている電話等契約者から、その契約者回線について、Sネットサービスの利用の請求があったとき。

(キ) 特定選択料金制サービスⅥの取扱いを受けている電話等契約者から、その契約者回線について他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものに限り、）の取扱いの請求があったとき。

(ク) 特定選択料金制サービスⅥの取扱いを受けている契約者回線について、その電話番号等が変更になったとき。

(ケ) 特定選択料金制サービスⅥの取扱いを受けている契約者回線について、最終利用日の属する料金月から連続する12料金月（料金表通則に規定する料金月をいいます。以下この条において同じとします。）の各料金月のいずれにおいても、特定選択料金制サービスⅥに係る通話等が行われなかったとき。

(コ) 特定選択料金制サービスⅥの取扱いを受けている契約者回線について、協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、当社の事業者識別番号の登録が全ての通話等区分で解除されたことを当社が確認したとき（当該電話等契約者から特に継続の要請があった場合を除きます。）。

(サ) 特定選択料金制サービスⅥの取扱いを受けている契約者回線について、協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いを全ての通話等区分において申込をし、登録されないことを当社が確認したとき（当該電話等契約者から特に継続の要請があった場合を除きます。）。

カ 特定選択料金制サービスⅥの取扱いを受けている電話等契約者について、当社が、その契約者回線に係る加入電話等契約が解除になったこと又はその電話番号等が変更になったことを知ったときは、特定選択料金制サービスⅥの取扱いを受けている電話等契約者からその契約者回線に係る特定選択料金制サービスⅥを終了する通知があったものとして取扱います。

キ 特定選択料金制サービスⅥの取扱いを受けている契約者回線について、協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定の区分により、市内通話、県内市外通話、県間市外通話、及び国際の通話等区分（以下この表において「優先接続対象区分」といいます。）の全てについて当社事業者識別番号を指定した場合は、アの規定にかかわらず、特定選択料金制サービスⅥに係る定額料金について料金月ごとに税抜額200円（税込額220円）を減額します。

ク キの取扱いは、優先接続対象区分について当社の事業者識別番号を登録する旨の申込が行われたことを当社が確認した日（以下この表において「申込確認日」といいます。）の属する料金月の翌料金月の初日（申込確認日の属する料金月の翌料金月の初日に特定選択料金制サービスⅥの提供が開始されていない場合は、特定選択料金制サービスⅥの提供開始日）から適用します。

ただし、申込確認日から相当期間経過後において、優先接続対象区

分について当社の事業者識別番号が登録されていないときは、キの取扱いは終了したものとします。

ケ 当社は、優先接続対象区分のうちいずれか1区分以上について当社の事業者識別番号の登録が解除されたことが確認できたときは、その確認ができた日の属する料金月の翌料金月の末日において、キの取扱いは終了したものとします。

コ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

サ 特定選択料金制サービスVIに係る外国又は特定衛星携帯端末との通話等に係る取扱地域等は以下の通りとします。

区分	取扱地域
アジア 1	大韓民国、シンガポール共和国、中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）、香港
アジア 2	台湾
アジア 3	インドネシア共和国、タイ王国
アジア 4	ブルネイ・ダルサラーム国
アジア 5	マカオ
アジア 6	モンゴル国
アジア 7	インド
アジア 8	スリランカ民主社会主義共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、ベトナム社会主義共和国、モルディブ共和国、ラオス人民民主共和国
アジア 9	アラブ首長国連邦、イスラエル国、オマーン、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、ヨルダン・ハシェミット王国、シリア・アラブ共和国、バーレーン国、レバノン共和国
アジア 10	東ティモール
アジア 11	朝鮮民主主義人民共和国
アジア 12	カンボジア王国、ミャンマー連邦共和国
アジア 13	イエメン共和国
アジア 14	アフガニスタン・イスラム国
アジア 15	イラク共和国、イラン・イスラム共和国
アジア 16	フィリピン共和国
アジア 17	マレーシア
アフリカ 1	アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、エジプト・アラブ共和国、ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ケニア共和国、コモロ連合、ザンビア共和国、ジブチ共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、エスワティニ王国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア共和国、タンザニア連合共和

		国、中央アフリカ共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マイヨット島、マラウイ共和、マリ共和国、南アフリカ共和国、南スーダン共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン
	アフリカ 2	アセンション島、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ギニア共和国、コートジボワール共和国、シエラレオネ共和国、セーシェル共和国、赤道ギニア共和国、チュニジア共和国、ディエゴ・ガルシア、マダガスカル共和国
	アフリカ 3	ギニアビサウ共和国、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、チャド共和国
	アメリカ 1	アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）、アラスカ
	アメリカ 2	カナダ
	アメリカ 3	サンピエール島・ミクロン島、メキシコ合衆国
	アメリカ 4	トリニダードトバゴ共和国、バミューダ諸島
	アメリカ 5	アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、オランダ領アンティール、オランダ領セントマーチン、キューバ共和国、グアドループ、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、グレナダ、ケイマン諸島、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス及びカイコス諸島、ドミニカ共和国、ドミニカ国、ハイチ共和国、バルバドス、プエルト・リーコ、米領バージン諸島、マルティニク、モンセラット
	アメリカ 6	バハマ国
	アメリカ 7	ブラジル連邦共和国
	アメリカ 8	ペルー共和国
	アメリカ 9	アルゼンチン共和国共和国、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、ガイアナ共和国、グアテマラ共和国、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、スリナム共和国、チリ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、パラグアイ共和国、フランス領ギアナ、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベリーズ、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国
	アメリカ 10	フォークランド諸島
	オセアニア 1	グアム、サイパン

オセアニア 2	ハワイ
オセアニア 3	オーストラリア
オセアニア 4	クリスマス島、ココス・キーリング諸島、ニュージーランド
オセアニア 5	ノーフォーク島、パプアニューギニア共和国、米領サモア、ミクロネシア連邦
オセアニア 6	マーシャル諸島共和国
オセアニア 7	バヌアツ共和国、キリバス共和国、クック諸島、ソロモン諸島、ツバル、トケラウ諸島、トンガ王国、ナウル共和国、サモア独立国、ニウエ、ニュー・カレドニア、パラオ共和国、フィジー共和国、フランス領ポリネシア
ヨーロッパ 1	グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国
ヨーロッパ 2	アンドラ公国、モナコ公国
ヨーロッパ 3	アイスランド共和国、アイルランド、アゾールス諸島、イタリア共和国、バチカン市国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、ギリシャ共和国、グリーンランド、サンマリノ共和国、ジブラルタル、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フェロー諸島、フィンランド共和国、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マディラ諸島、マルタ共和国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国
ヨーロッパ 4	アゼルバイジャン共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、ジョージア、クロアチア共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、ハンガリー共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド共和国、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルーマニア、ロシア連邦
ヨーロッパ 5	コソボ共和国、トルクメニスタン、セルビア共和国、モンテネグロ共和国
ヨーロッパ 6	アルバニア共和国、アルメニア共和国、キルギス共和国
特定衛星携帯端末 1	スラーヤー
特定衛星携帯端末 2	イリジウム
特定衛星携帯端末 6	インマルサットサービスに係るもの（64kb/s の Audio/Speech モード以外の場合に限ります。）

	特定衛星携帯端末 7	インマルサットサービスに係るもの（64kb/s の Audio/Speech モードの場合に限ります。）
	備考 エルサルバドル共和国、マカオ、モルディヴ共和国、グアテマラ共和国、コスタリカ共和国、パラグアイ共和国、アンドラ公国、バチカン市国、サンマリノ共和国、リヒテンシュタイン公国、クロアチア共和国及びリトアニア共和国については、通話に限り取り扱います。	

第 65 表 特定料金表の適用に係る選択料金制サービス（タイプ 7）

<p>特定料金表の適用に係る選択料金制サービス（タイプ 7）</p>	<p>ア 当社は、特定第 2 種一般電話契約に係る契約者回線について、当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のWIN約款に定める基本使用料の料金種別としてプランW又はプランWシンプルな適用を受けている場合には、1 の契約者回線ごとに、全ての時間帯における国際通話（特定携帯国際自動通話に限ります。）、海事衛星電話通話及び携帯移動衛星電話通話の通話料金について、別紙 9 の料金額を適用する取扱い（「モバイル国際プラン 2」といいます。）を行います。</p> <p>イ 当社は、次のいずれかに該当する場合は、モバイル国際プラン 2 の提供を行わない場合があります。</p> <p>（ア） 特定第 2 種一般電話契約者が、特定携帯国際自動通話に係る料金その他債務の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>（イ） 当社の業務の遂行上又は技術上著しい支障があるとき。</p> <p>ウ モバイル国際プラン 2 は、特定第 2 種一般電話契約に係る契約者回線について、当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のWIN約款に定めるプランW又はプランWシンプルな適用を受けた時点で取扱いを開始することとし、適用終了までの間、モバイル国際プラン 2 の取扱いは継続するものとしします。</p> <p>エ 次の場合は、そのモバイル国際プラン 2 の取扱いは終了したものとします。</p> <p>（ア） モバイル国際プラン 2 の取扱いを受けている電話等契約者からの通知に基づいて、その電話等契約を解除したとき。</p> <p>（イ） モバイル国際プラン 2 の取扱いを受けている電話等契約者について、その電話番号等が変更になったとき。</p> <p>（ウ） モバイル国際プラン 2 の取扱いを受けている電話等契約者について、当社又は沖縄セルラー電話株式会社がその電話等契約を解除したとき。</p>
------------------------------------	--